

外貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、外貨建て債券のお取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

○外貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。

○外貨建て債券は、金利水準、為替相場の変化や発行者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生ずるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- ・ 外貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
- ・ 外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生ずるおそれがあります

- ・ 外貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生ずる場合があります。また、市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。
- ・ 金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準(例えば、既に発行されている債券の流通利回り)や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- ・ 外貨建て債券は、為替相場(円貨と外貨の交換比率)が変化することにより、為替相場が円高になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、売却時、あるいは償還時の為替相場の状況によっては為替差損が生ずるおそれがあります。
- ・ 通貨の交換に制限が付されている場合は、元利金を円貨へ交換することや送金ができない場合があります。

有価証券の発行者または元利金の支払の保証者の業務、または財産の状況の変化などによって損失が生ずるおそれがあります

- ・ 外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生ずる場合があります。
- ・ 外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生ずるリスクがあります。
- ・ 外貨建て債券のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされているものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生ずるリスクの程度はより高いと言えます。

外貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ 外貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

外貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における外貨建て債券のお取引については、以下によります。

- ・ 外貨建て債券の募集、若しくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い

- ・ 弊社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 外貨建て債券の売買の媒介、取次ぎ、または代理

外貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・ 外貨建て債券の利子については、利子所得として課税されます。
- ・ 外貨建て債券を売却したことにより発生する利益は、原則として、非課税となります。
- ・ 外貨建て債券の償還により発生する利益は、原則として、雑所得として課税されます。
- ・ 国外で発行される外貨建て債券が割引債である場合には、売却したことにより発生する利益は原則として譲渡所得として課税され、償還により発生する利益は原則として雑所得として課税されます。
- ・ 国内で発行される外貨建て債券が割引債である場合には、売却したことにより発生する利益は原則として非課税となり、償還により発生する利益については原則として発行時に源泉徴収されています。

平成 28 年 1 月 1 日より金融所得課税の一体化の拡充（公社債（一部を除く。）・公募公社債投資信託の利子、収益分配金、譲渡益及び償還益の課税方式が申告分離課税となり、公社債・公募公社債投資信託の利子、収益分配金、譲渡損益及び償還損益について、上場株式等の配当等及び譲渡損益との損益通算が可能となる）等の実施が予定されています。また、将来、更に税制が変更される可能性があります。

法人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・ 外貨建て債券の利子、売却したことにより発生する利益、償還により発生する利益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

また、個人、法人いずれかのお客様に係らず、国外で発行される外貨建て債券の利子については、その発行地等の税制により現地源泉税が課税されることがあります。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- ・ 振替債(我が国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。)である外貨建て債券は、その償還日または利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。また、国外で発行される外貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において外貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ 国外で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座、または振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金、または有価証券の全部、または一部(前受金等)をお預けいただいたうえで、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金、または有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送、または電磁的方法による場合を含みます。)

当社の概要

商 号 等	株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 44 号
本店所在地	〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1

加 入 協 会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
指 定 紛 争 解 決 機 関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13 電話番号：0120-64-5005 受付時間：月曜～金曜 9:00～17:00(祝日等を除く。)
資 本 金	47,937,928,501 円(平成 25 年 3 月 31 日現在)
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	昭和 19 年 3 月
連 絡 先	カスタマーサービスセンター(0120-104-214)又はお取引のある取扱店までご連絡ください。

■「証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」のご紹介

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）は、株式、債券、投資信託等、金融商品取引法の特定第 1 種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関として金融庁の指定・認定および裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR 促進法）に基づく認証を受け、中立的な立場で苦情・紛争を解決します。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）は、

- (1) お客様からの金融商品取引業に関するご相談・苦情の窓口
- (2) 金融商品取引に関するお客様と証券会社との紛争を解決するための窓口

として、金融商品取引業者等の業務に対するお客様からの様々なご相談・苦情や紛争解決あっせん手続きの申立てを受付けています。（あっせんは、損害賠償請求額に應じ 2 千円から 5 万円をご負担していただきます。）

あっせん手続き実施者（あっせん委員）は、公正・中立な立場の弁護士が担当し、迅速かつ透明度の高い解決を図ります。

名称	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）
所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13 第三証券会館
電話番号	0120-64-5005
受付時間	9：00～17：00（土・日・祝日等を除く）

2014 年 5 月

発行登録追補目論見書



BNP PARIBAS

ビー・エヌ・ピー・パリバ
(BNP パリバ銀行)

ビー・エヌ・ピー・パリバ 2018 年 5 月 30 日満期
南アフリカ・ランド建社債

ビー・エヌ・ピー・パリバ 2018 年 11 月 30 日満期
ニュージーランド・ドル建社債

－ 売 出 人 －

株式会社 S B I 証券

ビー・エヌ・ピー・パリバ 2018 年 5 月 30 日満期 南アフリカ・ランド建社債の元本および利息は南アフリカ・ランドで支払われますので、日本円と南アフリカ・ランドの間の外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。また、ビー・エヌ・ピー・パリバ 2018 年 11 月 30 日満期 ニュージーランド・ドル建社債の元本および利息はニュージーランド・ドルで支払われますので、日本円とニュージーランド・ドルの間の外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。

(注) 発行会社は、平成 26 年 4 月 21 日付で、「ビー・エヌ・ピー・パリバ 2024 年 5 月 30 日満期 早期円償還条項付 ブラジルリアル連動パワー・クーポン社債(3 年固定型)」の売出しについて、訂正発行登録書を関東財務局長に提出しております。また、発行会社は、平成 26 年 4 月 23 日付で、「ビー・エヌ・ピー・パリバ 2019 年 5 月 28 日満期 日経 225ETF 償還条項 期限前償還条項 ノックイン条項付 日経平均株価連動 円建社債」の売出しについて、訂正発行登録書を関東財務局長に提出しております。当該各社債の売出しに係る発行登録目論見書は、この発行登録追補目論見書とは別に作成および交付されますので、当該各社債の内容はこの発行登録追補目論見書には記載されていません。

【表紙】	
【発行登録追補書類番号】	26-外 13-10
【提出書類】	発行登録追補書類
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成 26 年 5 月 9 日
【会社名】	ビー・エヌ・ピー・パリバ (BNP PARIBAS)
【代表者の役職氏名】	最高財務責任者 (Chief Financial Officer) ラルス・マシュニル (Lars Machenil) 投資家向け広報および財務情報の責任者 (Head of Investor Relations and Financial Information) ステファン・ドウ・マルニャック (Stéphane de Marnhac) BNPパリバ証券株式会社 代表取締役CEO (CEO and Representative Director of BNP Paribas Securities (Japan) Limited) フィリップ・アヴリル (Philippe Avril)
【本店の所在の場所】	フランス国パリ市 9 区イタリア通り 16 番地 (16, boulevard des Italiens, 75009 Paris, France)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 柴 田 弘 典
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03-6888-1182
【事務連絡者氏名】	弁護士 船 越 輝
【連絡場所】	東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03-6888-1197
【発行登録の対象とした 売出有価証券の種類】	社債
【今回の売出金額】	ビー・エヌ・ピー・パリバ 2018 年 5 月 30 日満期 南アフリカ・ランド建社債 30,000,000 南アフリカ・ランド (邦貨換算額 290,700,000 円) ビー・エヌ・ピー・パリバ 2018 年 11 月 30 日満期 ニュージーランド・ドル建社債 1,250,000 ニュージーランド・ドル (邦貨換算額 110,475,000 円) (ただし、邦貨換算額は、1 南アフリカ・ランド=9.69 円および 1 ニュージーランド・ドル=88.38 円 (2014 年 5 月 7 日に株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値) でそれぞれ換算されている。)

【発行登録書の内容】

提出日	平成 26 年 3 月 14 日
効力発生日	平成 26 年 3 月 22 日
有効期限	平成 28 年 3 月 21 日
発行登録番号	26－外 13
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000 億円

【これまでの売出実績】
(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
26－外 13－1	平成 26 年 3 月 27 日	320,740,000 円	該当事項なし	
26－外 13－2	平成 26 年 4 月 4 日	289,500,000 円	該当事項なし	
26－外 13－3	平成 26 年 4 月 4 日	201,526,000 円	該当事項なし	
26－外 13－4	平成 26 年 4 月 8 日	1,850,000,000 円	該当事項なし	
26－外 13－5	平成 26 年 4 月 8 日	320,740,000 円	該当事項なし	
26－外 13－6	平成 26 年 4 月 11 日	580,000,000 円	該当事項なし	
26－外 13－7	平成 26 年 4 月 15 日	1,900,000,000 円	該当事項なし	
26－外 13－8	平成 26 年 4 月 17 日	326,000,000 円	該当事項なし	
26－外 13－9	平成 26 年 5 月 9 日	1,000,000,000 円	該当事項なし	
実績合計額		6,788,506,000 円	減額総額	0 円

【残額】 493,211,494,000 円
(発行予定額－実績合計額－減額総額)

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】 該当事項なし。
(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし。

【縦覧に供する場所】 ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店
東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号
グラントウキョウ ノースタワー

目 次

	頁
第一部【証券情報】	1
第1【募集要項】	1
第2【売出要項】	1
1【売出有価証券】	1
2【売出しの条件】	4
3【売出社債に関するその他の条件等】	4
第3【第三者割当の場合の特記事項】	21
第二部【公開買付けに関する情報】	21
第三部【参照情報】	22
第1【参照書類】	22
第2【参照書類の補完情報】	22
第3【参照書類を縦覧に供している場所】	22
第四部【保証会社等の情報】	23
 発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項	
各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面	24
 有価証券報告書の提出日以後に発生した重要な事実の内容を記載した書類	25
 事業内容の概要および主要な経営指標等の推移	216

第一部【証券情報】

第 1 【募集要項】

該当事項なし。

第 2 【売出要項】

本「第 2 売出要項」には 2 本の異なる種類の社債についての記載がなされている。一定の記載事項について、ビー・エヌ・ピー・パリバ 2018 年 5 月 30 日満期 南アフリカ・ランド建社債（以下「南アフリカ・ランド建社債」という。）およびビー・エヌ・ピー・パリバ 2018 年 11 月 30 日満期 ニュージーランド・ドル建社債（以下「ニュージーランド・ドル建社債」という。）毎に異なる取扱いがなされる場合には、それぞれの社債毎に記載内容を分けて記載している。かかる記載方法による場合は、かかる見出しの下で定義された「本社債」等の用語は当該社債の関係で定義されている。一方、それぞれの社債の内容に差異がない場合または一定の事項を除き差異がない場合には、それぞれの社債に関する記載は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これら 2 本の社債をそれぞれ「本社債」という。

1 【売出有価証券】

(1) 【売出社債（短期社債を除く。）】

南アフリカ・ランド建社債

銘 柄	ビー・エヌ・ピー・パリバ 2018 年 5 月 30 日満期 南アフリカ・ランド建社債 (以下「本社債」という。) (注 1)		
売出券面額の総額または 売出振替社債の総額	30,000,000 南アフリカ・ランド (注 2)	売出価額の総額	30,000,000 南アフリカ・ランド (注 2)
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	20,000 南アフリカ・ランド
償還期限	2018 年 5 月 30 日（ロンドン時間）（注 3）		
利 率	額面金額に対して 年 7.52%		
売出しに係る社債 の所有者の住所および 氏名または名称	株式会社 S B I 証券 (以下「売出人」という。) 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号		
摘 要	ビー・エヌ・ピー・パリバ（以下「発行会社」という。）により発行される非劣後長期社債について下記に記載のプログラムには、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクより「A1」、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズより「A+」の格付がそれぞれ付与されている。本社債に関するその他の条件等については下記「3 売出社債に関するその他の条件等」を参照のこと。		

(注 1) 本社債は、発行会社により、発行会社のユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムおよび下記注 4 に記載の代理人契約に基づき、2014 年 5 月 29 日に発行される予定である。本社債は、ユーロ市場において募集される。本社債が金融商品取引所に上場される予定はない。

(注 2) ユーロ市場で募集される本社債の券面総額は、30,000,000 南アフリカ・ランドである。本書において、「南アフリカ・ランド」および「ランド」は、南アフリカ共和国の法定通貨である南アフリカ・ランドをいう。

(注3) 期限前償還については下記「3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、2. 償還および買入れ」を参照のこと。

(注4) 本社債は、発行会社としてのビー・エヌ・ピー・パリバ、ルクセンブルクの上場代理人、発行代理人、主支払代理人および為替代理人としてのビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルク支店（以下「主支払代理人」および「為替代理人」という。これらの用語には、主支払代理人または為替代理人としての承継人を含むものとする。）、登録機関としてのビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルク支店（以下「登録機関」という。この用語には、登録機関の承継人を含むものとする。）ならびに契約において指名されるその他の支払代理人および名義書換代理人（主支払代理人とともに、以下「支払代理人」および「名義書換代理人」という。これらの用語には、追加のまたはその承継人である支払代理人または名義書換代理人を含むものとする。）の間で2013年6月3日付で締結された改訂書換代理人契約（以下「代理人契約」という。この用語には、随時更新または補足される代理人契約を含むものとする。）に従い、代理人契約の利益を享受して発行会社により発行される社債券（以下「本社債券」といい、この用語は、(i) 包括形式により表章される本社債券（以下「包括社債券」という。）に関して、当該本社債券の指定通貨における最低の指定券面額の単位（適用ある最終条件書に規定する。）、(ii) 包括社債券との交換（または一部交換）により発行される確定社債券、および(iii) 包括社債券を意味する。）のシリーズの1つである。主支払代理人、登録機関、名義書換代理人および為替代理人を総合して「代理人」という。

本社債券の所持人（以下「本社債権者」という。）および利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札（以下「利札」という。）の所持人（以下「利札所持人」という。）は、代理人契約および適用ある最終条件書の諸条項のすべてについて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものである。下記「3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要」における記載の一部は、代理人契約の詳細な条項の概要であり、その詳細な条項に基づくものである。代理人契約、英文目論見書（これには最終条件書の様式を含む。）および本社債の最終条件書の写しは、当該「社債の要項の概要、3. 支払」に所定の主支払代理人の本店および支払代理人において入手することができる。

本社債権者および利札所持人は、2013年6月3日付で発行会社により発行された改訂書換約款(Deed of Covenant)を享受する権利を有する。約款の原本は、ユーロクリア・バンク・エスエー/エヌブイ（以下「ユーロクリア」という。）およびルクセンブルクのクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）を代表して共通預託機関により保管されている。

(注5) 本社債につき、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）から提供され、または閲覧に供される信用格付（予定を含む。）はない。

発行会社により発行される非劣後長期社債について上記に記載のプログラムには、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）より「A1」、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス（以下「S&P」という。）より「A+」の格付がそれぞれ付与されている。これらの格付は直ちに上記に記載のプログラムに基づき発行される個別の社債に適用されるものではない。

ムーディーズおよびS&Pは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズおよびS&Pについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官(格付)第2号)およびスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官(格付)第5号)が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<http://www.moody.co.jp>）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>）に掲載されている「格付の前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。

ニュージーランド・ドル建社債

銘 柄	ビー・エヌ・ピー・パリバ 2018年11月30日満期 ニュージーランド・ドル建社債 (以下「本社債」という。) (注1)		
売出券面額の総額または 売出振替社債の総額	1,250,000 ニュージーランド・ドル (注2)	売出価額の総額	1,250,000 ニュージーランド・ドル (注2)
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	2,000 ニュージーランド・ドル
償還期限	2018年11月30日（ロンドン時間）（注3）		

利 率	額面金額に対して 年 4.84%
売出しに係る社債 の所有者の住所および 氏名または名称	株式会社 S B I 証券 (以下「売出人」という。) 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
摘 要	ビー・エヌ・ピー・パリバ (以下「発行会社」という。) により発行される非劣後長期社債について下記に記載のプログラムには、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク より「A1」、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズより「A+」の格付がそれぞれ付与されている。本社債に関するその他の条件等については下記「3 売出社債に関するその他の条件等」を参照のこと。

(注 1) 本社債は、発行会社により、発行会社のユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムおよび下記注 4 に記載の代理人契約に基づき、2014 年 5 月 29 日に発行される予定である。本社債は、ユーロ市場において募集される。本社債が金融商品取引所に上場される予定はない。

(注 2) ユーロ市場で募集される本社債の券面総額は、1,250,000 ニュージーランド・ドルである。

(注 3) 期限前償還については下記「3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、2. 償還および買入れ」を参照のこと。

(注 4) 本社債は、発行会社としてのビー・エヌ・ピー・パリバ、ルクセンブルクの上場代理人、発行代理人、主支払代理人および為替代理人としてのビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルク支店 (以下「主支払代理人」および「為替代理人」という。これらの用語には、主支払代理人または為替代理人としての承継人を含むものとする。)、登録機関としてのビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルク支店 (以下「登録機関」という。この用語には、登録機関の承継人を含むものとする。) ならびに契約において指名されるその他の支払代理人および名義書換代理人 (主支払代理人とともに、以下「支払代理人」および「名義書換代理人」という。これらの用語には、追加のまたはその承継人である支払代理人または名義書換代理人を含むものとする。) の間で 2013 年 6 月 3 日付で締結された改訂書換代理人契約 (以下「代理人契約」という。この用語には、随時更新または補足される代理人契約を含むものとする。) に従い、代理人契約の利益を享受して発行会社により発行される社債券 (以下「本社債券」といい、この用語は、(i) 包括形式により表章される本社債券 (以下「包括社債券」という。)) に関して、当該本社債券の指定通貨における最低の指定券面額の単位 (適用ある最終条件書に規定する。)、(ii) 包括社債券との交換 (または一部交換) により発行される確定社債券、および (iii) 包括社債券を意味する。) のシリーズの 1 つである。主支払代理人、登録機関、名義書換代理人および為替代理人を総合して「代理人」という。

本社債券の所持人 (以下「本社債権者」という。) および利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札 (以下「利札」という。) の所持人 (以下「利札所持人」という。) は、代理人契約および適用ある最終条件書の諸条項のすべてについて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものである。下記「3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要」における記載の一部は、代理人契約の詳細な条項の概要であり、その詳細な条項に基づくものである。代理人契約、英文目論見書 (これには最終条件書の様式を含む。) および本社債の最終条件書の写しは、当該「社債の要項の概要、3. 支払」に所定の主支払代理人の本店および支払代理人において入手することができる。

本社債権者および利札所持人は、2013 年 6 月 3 日付で発行会社により発行された改訂書換約款 (Deed of Covenant) を享受する権利を有する。約款の原本は、ユーロクリア・バンク・エスエー/エヌブイ (以下「ユーロクリア」という。) およびルクセンブルクのクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム (以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。) を代表して共通預託機関により保管されている。

(注 5) 本社債につき、発行会社の依頼により、金融商品取引法第 66 条の 27 に基づく登録を受けた信用格付業者 (以下「信用格付業者」という。) から提供され、または閲覧に供される信用格付 (予定を含む。) はない。

発行会社により発行される非劣後長期社債について上記に記載のプログラムには、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (以下「ムーディーズ」という。) より「A1」、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ (以下「S&P」という。) より「A+」の格付がそれぞれ付与されている。これらの格付は直ちに上記に記載のプログラムに基づき発行される個別の社債に適用されるものではない。

ムーディーズおよび S&P は、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第 313 条第 3 項第 3 号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズおよび S&P については、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社 (登録番号: 金融庁長官 (格付) 第 2 号) およびスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社 (登録番号: 金融庁長官 (格付) 第 5 号) が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ (ムーディーズ日本語ホームページ (<http://www.moodys.co.jp>) の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ) にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ (<http://www.standardandpoors.co.jp>) の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」 (<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>) に掲載されている「格付の前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。

2【売出しの条件】

南アフリカ・ランド建社債

売出価格	額面 20,000 南アフリカ・ランド につき 20,000 南アフリカ・ランド	申込期間	2014 年 5 月 9 日から 2014 年 5 月 29 日まで
申込単位	20,000 南アフリカ・ランド以上 20,000 南アフリカ・ランド単位	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における本店 および各支店(注)	受渡期日	2014 年 5 月 30 日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の住所および氏名または名称	該当事項なし	売出しの委託契約の内容	該当事項なし

(注) 本社債の申込および払込は、売出人の定める「外国証券取引口座約款」(以下「約款」という。)に従ってなされる。
各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申込み旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

ニュージーランド・ドル建社債

売出価格	額面 2,000 ニュージーランド・ドル につき 2,000 ニュージーランド・ドル	申込期間	2014 年 5 月 9 日から 2014 年 5 月 29 日まで
申込単位	2,000 ニュージーランド・ドル以上 2,000 ニュージーランド・ドル単位	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における本店 および各支店(注)	受渡期日	2014 年 5 月 30 日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の住所および氏名または名称	該当事項なし	売出しの委託契約の内容	該当事項なし

(注) 本社債の申込および払込は、売出人の定める「外国証券取引口座約款」(以下「約款」という。)に従ってなされる。
各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申込み旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

3【売出社債に関するその他の条件等】

売出社債に関するリスク要因

本社債への投資のリターンは、為替レートの動向等により影響を受ける。かかるリスクに耐え、かつ、そのリスクを評価しうる経験豊富な投資家のみが、本社債の投資に適している。本社債への投資を予定する投資家は、本社債へ投資することが適当か否か判断する際に、主に以下のリスク要因を検討するべきである。

価格変動リスク

本社債の市場価格は、金利の動向およびその水準の変化ならびに金利の変動性（ボラティリティ）によって変動する。このため、本社債を途中売却する場合の価格が購入時の価格を下回るおそれがある。

為替変動リスク

本社債の元本および利息は、（南アフリカ・ランド建社債の場合）南アフリカ・ランドまたは（ニュージーランド・ドル建社債の場合）ニュージーランド・ドルにより支払われる。したがって、利払期日または満期前の各本社債の価値は、（南アフリカ・ランド建社債の場合）南アフリカ・ランドまたは（ニュージーランド・ドル建社債の場合）ニュージーランド・ドルの金利や日本円との間の為替レートの変動を受けて、変動することがある。

信用リスク

本社債には発行会社の信用状況の変化によるリスクがある。信用状況の変化は発行会社の経営状況もしくは財務状況の変化によって、またはこれに対する外部評価の変化によって、生じる。これにより、利払いまたは償還が当初の約束どおり行われない可能性があり、当初の投資元本に欠損が生じるおそれがある。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却（購入）しようとするとき、需要（供給）がないため、有価証券を希望する時期または価格で売却（購入）することが困難となるリスクである。そのため、本社債も売却希望時に直ちに売却換金することが困難な場合がある。万一途中売却される場合、発行会社の信用力または知名度や市場環境等によって売却価格が投資元本を下回ることがある。

カントリーリスク

本社債が発行される国や発行通貨の主権国の政治情勢、経済情勢または社会情勢の混乱等により、本社債の元利金の円貨への交換や送金ができない場合または本社債の売買が制限される場合がある。

税務上の取扱い

日本の税務当局は本社債についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。下記「課税上の取扱い、(2) 日本国の租税」を参照のこと。本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計顧問または税務顧問に相談する必要がある。

社債の要項の概要

1. 利息

南アフリカ・ランド建社債

(a) 各本社債は、2014 年 5 月 30 日（同日を含む。）から 2018 年 5 月 30 日（同日を含まない。）までの期間につきその額面金額に対し年 7.52 パーセントの利率による利息が発生し、額面金額 20,000 南アフリカ・ランドの各本社債につき、毎年 5 月 30 日および 11 月 30 日（以下「利払期日」という。）にそれぞれ 752.00 南アフリカ・ランドが支払われる。

なお、利払期日が営業日でない場合には、当該利払期日は翌営業日（かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日）とする。なお、いかなる場合にも当該利払期日に支払われるべき利息の額について調整は行われない。

「営業日」とは、ロンドン、ニューヨーク、東京およびヨハネスブルグにおいて、商業銀行および外国為替市場が支払の決済をし、一般取引（外国為替および外貨預金の取扱いを含む。）のため開業している日をいう。

(b) 利息は、毎月 30 日の 12 ヶ月で構成される 1 年 360 日を基準として計算されるものとし、1 ヶ月に満たない期間は、同基準によって計算される実際に経過した日数によるものとする。ただし、0.01 南アフリカ・ランド未満は四捨五入する。

(c) 利息は本要項第 3 項の規定に従って支払われる。利息の発生は、本社債が償還される日（期限前に償還される日を含む。）に停止する。ただし、元本の支払が不当に留保または拒否された場合はこの限りでないものとし、かかる場合には、(i) 当該本社債に対して支払われるべき全額および／または交付されるべき資産が当該本社債の所持人またはその代理人により受領された日、ならびに(ii) 主支払代理人または当該資産を本社債権者に対し交付するために発行会社により任命された代理人が当該本社債の所持人に対し（本要項第 10 項に従い、または個別に）当該本社債に関して支払われるべき全額および／もしくは交付されるべき資産の受領を通知した日のいずれか早く到来した日まで（判決の前後を問わず）償還時に適用される利率による利息が引き続き発生する。

ニュージーランド・ドル建社債

(a) 各本社債は、2014 年 5 月 30 日（同日を含む。）から 2018 年 11 月 30 日（同日を含まない。）までの期間につきその額面金額に対し年 4.84 パーセントの利率による利息が発生し、額面金額 2,000 ニュージーランド・ドルの各本社債につき、毎年 5 月 30 日および 11 月 30 日（以下「利払期日」という。）にそれぞれ 48.40 ニュージーランド・ドルが支払われる。

なお、利払期日が営業日でない場合には、当該利払期日は翌営業日（かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日）とする。なお、いかなる場合にも当該利払期日に支払われるべき利息の額について調整は行われない。

「営業日」とは、ロンドン、ニューヨーク、東京、オークランドおよびウェリントンにおいて、商業銀行および外国為替市場が支払の決済をし、一般取引（外国為替および外貨預金の取扱いを含む。）のため開業している日をいう。

（b）利息は、毎月 30 日の 12 ヶ月で構成される 1 年 360 日を基準として計算されるものとし、1 ヶ月に満たない期間は、同基準によって計算される実際に経過した日数によるものとする。ただし、1 セント未満は四捨五入する。

（c）利息は本要項第 3 項の規定に従って支払われる。利息の発生は、本社債が償還される日（期限前に償還される日を含む。）に停止する。ただし、元本の支払が不当に留保または拒否された場合はこの限りでないものとし、かかる場合には、（i）当該本社債に対して支払われるべき全額および／または交付されるべき資産が当該本社債の所持人またはその代理人により受領された日、ならびに（ii）主支払代理人または当該資産を本社債権者に対し交付するために発行会社により任命された代理人が当該本社債の所持人に対し（本要項第 10 項に従い、または個別に）当該本社債に関して支払われるべき全額および／もしくは交付されるべき資産の受領を通知した日のいずれか早く到来した日まで（判決の前後を問わず）償還時に適用される利率による利息が引き続き発生する。

2. 償還および買入れ

（a）満期償還

南アフリカ・ランド建社債

本書に記載の条件により満期償還日前に償還または買入消却されない限り、本社債は、額面金額で満期償還日に償還される。

「満期償還日」とは、2018 年 5 月 30 日をいい、当該日が営業日でない場合には、当該満期償還日は翌営業日（かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日）とする。

ニュージーランド・ドル建社債

本書に記載の条件により満期償還日前に償還または買入消却されない限り、本社債は、額面金額で満期償還日に償還される。

「満期償還日」とは、2018 年 11 月 30 日をいい、当該日が営業日でない場合には、当該満期償還日は翌営業日（かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日）とする。

（b）税務上の理由による償還

（A）発行会社がフランスまたはその当局もしくはその領域内の法律もしくは規則の変更または公的解釈もしくは適用の変更の結果、本要項第 5 項に定める追加額を支払うことを要求される場合は、発行会社は、その選択により（本要項第 10 項に従い）本社債権者に対し 30 日以上 45 日前までに通知することにより（ただし、この通知は取消不能とする。）、期限前償還金額（以下に定義される。）に償還の日として定められた日までの利息を付して本社債の全部（一部のみは不可。）を償還することができる。ただし、

本項に基づき通知される償還の日は、発行会社が当該税金を源泉徴収することなく支払を行うことのできる直近の日よりも前であってはならない。

- (B) 本要項第 5 項に定める発行会社による追加額支払の約束にかかわらず、本社債に関する支払期日において、フランス法により発行会社がかかる支払を行うことが許容されない場合には、発行会社は、主支払代理人に対して直ちにその旨を通知するものとし、また、（本要項第 10 項に従い）本社債権者に対し 7 日以上 45 日前までに通知することにより、期限前償還金額に償還の日として定められた日までの利息を付して本社債の全部（一部のみは不可。）を償還するものとする。ただし、本項に基づき通知される償還の日は、発行会社が本社債に関して支払われるべき額の全額を支払うことができる直近の日よりも前であってはならず、また、かかる直近の日が既に経過している場合には、その日より後のできる限り早い日でなければならない。

(c) 期限前償還

上記(b)項および本要項第 6 項において、各本社債は、額面金額（以下「期限前償還金額」という。）に償還の日として定められた日または（場合により）本社債が支払われるべきものとなった日（いずれも同日を含まない。）までの利息を付して償還されるものとする。

1 年未満の期間につきこのような計算が行われる場合には、毎月 30 日の 12 ヶ月で構成される 1 年 360 日を基準として計算されるものとし、1 ヶ月に満たない期間は、実際に経過した日数によるものとする。

(d) 買入れ

発行会社は、いつでも、公開市場またはその他においていかなる価格にても本社債（ならびにそれに付された期日未到来の利札）を買入れることができる。

発行会社は、買入れた本社債を、適用ある法律および規則に従い本社債の流動性を高める目的で保有もしくは再販売するか、または消却することができる。

(e) 消却

償還されたすべての本社債または消却することを前提に発行会社により買入れられたすべての本社債（および確定社債券の場合は、それとともに呈示されたすべての期日未到来の利札）は直ちに消却されるものとし、その後は再発行または再販売されないものとする。

3. 支払

確定社債券に関する元本および（もしあれば）利息の支払は（以下の規定に従い）当該本社債券または（場合により）利札の支払代理人の所定の事務所への呈示または提出に対して行われるものとする。本社債に関するすべての利息および元本の支払は、米国（本要項において、この用語はアメリカ合衆国（州およびコロンビア地区およびその領地）を意味する。）外における当該本社債または利札の呈示または提出に対してのみ行われる。本社債に関する支払は、米国内の住所への郵便または米国内の所持人の維持する口座への送金の方法では行われない。

確定社債券に関する支払は（以下の規定に従い）所持人を受取人とする指定通貨の小切手、または所持人の選択により、および主支払代理人への 15 日前の通知により、支払受領者が指定通貨の国の主要金融センターにおける銀行に保有する指定通貨の口座への送金により行われる。

包括社債券により表章される本社債に関する元本および（もしあれば）利息の支払は、上記に特定した方法、およびその他当該包括社債券に特定される方法にて、当該包括社債券の米国外の支払代理人の所定の事務所への呈示または（場合により）提出に対して行われる。当該包括社債券に対してなされた各支払の元本の支払と利息の支払を区別した記録は、支払のために当該包括社債券の呈示を受けた支払代理人により、当該包括社債券に対して記録され、その記録は当該支払がなされたことの一応の証拠となるものとする。

該当する包括社債券の所持人は、その包括社債券により表章される本社債に関して支払を受領する権利を有する唯一の者であり、発行会社は、当該包括社債券の所持人またはその指定する者への支払により、支払われた各金額につき支払義務を免れる。本社債の特定の額面金額の所持人として、それぞれの場合に応じ、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクの帳簿に記載されている者は、それぞれの場合に応じ、発行会社から当該包括社債券の所持人またはその指定する者に対し支払われた各支払の各自の割当分について、専らユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクに対してのみ請求しなければならない。当該包括社債券の所持人以外のいかなる者も、その包括社債券に対して行われるべき支払に関して発行会社に対しいかなる請求権も有しないものとする。

確定社債券に関する支払のためには、確定社債券とともにそれに付されたすべての期日未到来の利札を呈示しなければならず、かかる呈示がなされない場合には、呈示されなかった期日未到来の利札に係る利息の総額（一部の支払しかなされない場合には、呈示されなかった期日未到来の利札に係る利息の総額に、一部の支払がなされた金額が本来支払われるべきであった金額に占める割合を乗じた金額）が控除される。かかる控除額は、当該支払に関する関連日（本要項第 5 項に定義される。）から 10 年間は本要項第 7 項に基づき当該利札が無効になっているか否かにかかわらず、または（それより遅い場合は）当該利札の支払期日から 5 年間は、呈示されなかった利札の呈示に対して上記の方法で支払われる。

いずれかの本社債券または利札に関する金員の支払期日が、支払日でない場合は、これらの所持人はその直後の支払日まで、支払われるべき金員の支払を受ける権利を有しないものとし、その遅延に関してはいかなる利息その他の金員の支払を受ける権利も有しないものとする。

本要項において、「支払日」とは、該当する呈示の場所ならびにロンドン、ニューヨーク、東京ならびに（南アフリカ・ランド建社債の場合）ヨハネスブルグまたは（ニュージーランド・ドル建社債の場合）オークランドおよびウェリントンにおいて、（本要項第 7 項に従うことを条件として）商業銀行および外国為替市場が支払の決済をし、一般取引（外国為替および外貨預金の取扱いを含む。）のため開業している日を意味する。

当初の主支払代理人およびその他の当初の支払代理人の名称およびこれらの所定事務所は以下に記載するとおりである。

主支払代理人

ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルク支店

(BNP Paribas Securities Services, Luxembourg Branch)

ルクセンブルク、ルクセンブルク市 2085、ホワルドーヘスペランゲ、ガスペリッヒ通り 33

(33, rue de Gasperich, Howald - Hesperange, 2085 Luxembourg, Luxembourg)

その他の支払代理人

ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ・エスシーエー

(BNP Paribas Securities Services S.C.A.)

フランス、パンタン 93500、デバルカデール通り 9 番地、レ・グラン・ムーラン・ド・パンタン

(Les Grands Moulins de Pantin, 9 rue du Débarcadère, 93500 Pantin, France)

ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、香港支店

(BNP Paribas Securities Services, Hong Kong Branch)

香港、クォーリー・ベイ、キングス・ロード 979、タイクー・プレイス、PCCW タワー 21 階

(21/F, PCCW Tower, Taikoo Place, 979 King's Road, Quarry Bay, Hong Kong)

発行会社は、支払代理人のいずれも随時変更または解任し、追加のまたは別の支払代理人を任命し、および／またはいずれかの支払代理人の所定の事務所の変更を承認する権利を有するものとするが、以下を条件とする。

- (i) 常に主支払代理人および登録機関が存在すること。
- (ii) 発行会社の属する法域以外のヨーロッパ大陸内の法域に常に支払代理人が存在すること。
- (iii) 発行会社は、欧州理事会指令 2003/48/EC または当該指令を実施もしくは遵守する法律もしくは当該指令に適合するために導入された法律により源泉徴収または控除が要求されることのない支払代理人を欧州連合加盟国内に維持すること。

いかなる変更、解任、任命または所定の事務所の変更も 30 日以上 45 日以内の事前通知が本要項第 10 項に従い本社債権者に対して行われた後にのみ効力を生ずるものとする（ただし、支払不能の場合を除くものとし、その場合は直ちに効力を生ずる。）。

本社債に関する支払は、常に(i)支払場所におけるこれに適用される(本要項第5項の規定に影響しない)財務またはその他の法律および規則、(ii)1986年米国内国歳入法(以下「内国歳入法」という。)第871条(m)に従い要求される源泉徴収または控除ならびに(iii)内国歳入法第1471条(b)に記載の契約に従い要求されるか、または内国歳入法第1471条から第1474条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する(本要項第5項の規定に影響しない)法律に従って課される源泉徴収または控除に従うものとする。

4. 本社債の地位

本社債および(該当する場合は)関連する利札は、発行会社の直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務であり、これらの間において現在および将来も同順位であり、発行会社の現在および将来におけるその他すべての直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務と少なくとも同順位である(ただし、法律上優先する例外を除く。)。

5. 課税

(a) 発行会社またはその代理人により行われる本社債に関する元本、利息およびその他の収益の支払は、フランスもしくは課税権限を有するその行政区域もしくは当局によりまたはこれらのために課され、徴収され、回収され、源泉徴収されまたは請求されることのある一切の租税、賦課金または公租公課を控除または源泉徴収することなく行われるものとする。ただし、かかる控除または源泉徴収が法律上必要とされる場合はこの限りではない。

(b) 追加額

課税管轄によりまたは課税管轄のために何らかの控除または源泉徴収を行うことが要求される場合、発行会社は、法律により許容される限りにおいて、かかる源泉徴収または控除が要求されなかったならば本来本社債権者または(場合により)利札所持人が受領したであろう金額を受領することができるように必要な追加額を支払うものとする。ただしかかる追加額は、以下の支払に関して呈示された本社債または(場合により)利札に関しては支払われないものとする。

(i) その他の関連性がある場合

本社債または利札を所持しているという理由のみ以外に、課税管轄と何らかの関連があるとの理由で当該本社債または利札に関して公租公課を支払うべきである本社債権者もしくは(場合により)利札所持人またはその代理人により呈示された場合。

(ii) 関連日から30日を経過した日より後に呈示された場合

関連日から30日を経過した日より後に呈示された場合。ただし、本社債権者または(場合により)利札所持人が関連日から30日目の日(かかる30日目の日が支払日であった場合)に本社債または利札を呈示すれば追加額の支払を受ける権利を有していたであろう場合は、この限りではない。

(iii) フランス法に基づく個人への支払の場合

欧州理事会指令 2003/48/EC または当該指令を実施もしくは遵守する法律もしくは当該指令に適合するために導入された法律に従い、個人への支払に関し源泉徴収または控除が要求される場合。

(iv) 別の支払代理人による支払の場合

当該本社債または利札を欧州連合加盟国内に所在する別の支払代理人に呈示すれば当該源泉徴収または控除を回避することができたであろう本社債権者もしくは（場合により）利札所持人またはその代理人により呈示された場合。

本項において、「課税管轄」とは、フランスまたは課税権限を有するその行政区域もしくは当局をいう。

本項において、本社債または利札に関する「関連日」とは、当該本社債または利札に関して、最初に支払期日の到来した日もしくは（支払われるべき金員が不当に留保もしくは拒否された場合）未払金額の全額が支払われた日、または社債券の発行された本社債の場合（他の日より早く到来する場合には）本社債権者に対し、本要項に従い本社債または利札が支払のためにさらに呈示された場合にはかかる支払がなされる旨（ただし、かかる支払が実際に行われた場合に限る。）が正式に通知された日から7日を経過した日をいう。

本要項における元本および／または利息への言及は、本項に基づき支払われる追加額への言及を含むとみなされる。

(c) フランスの非居住者である証明書

各本社債権者は、適用あるフランス税法の規定に従って、（支払代理人の所定の事務所で入手可能な様式によるまたはフランスの税務当局が随時指定するその他の様式による）フランスの非居住者である旨の証明書を提出するものとする。

(d) 情報の提供

各本社債権者は、欧州理事会指令 2003/48/EC または当該指令を実施もしくは遵守する法律もしくは当該指令に適合するために導入された法律に基づく証明義務および報告義務を遵守するために必要な情報を適宜提供する責任を有する。

6. 債務不履行事由

本社債権者は、以下の事由が生じた場合（以下「債務不履行事由」という。）には、発行会社および主支払代理人に対し、本社債は、その期限前償還金額にて直ちに支払われるべき旨書面にて通知することができる。

(a) 発行会社が、本社債またはその一部に関して支払うべき金員を支払期日に支払わず、当該支払期日から30日を経過してもなおその支払が行われない場合。

(b) 発行会社が、本社債に基づくその他の義務を履行または遵守せず、本社債権者がかかる不履行につき主支払代理人に対して通知した後45日を経過してもなおかかる不履行が治癒されない場合。

(c) 発行会社が、フランスの破産法に基づく臨時の代表者 (*mandataire ad hoc*) の任命を申請し、債権者との和解手続 (*procédure de conciliation*) を行い、支払を停止し、もしくは発行会社の裁判上の清算 (*liquidation judiciaire*) もしくはその事業の全部の譲渡 (*cession totale de l'entreprise*) を命じる判決が下された場合、もしくは発行会社が同様の手続の対象となった場合、法的手続をとることなく発行会社がその債権者のための移転、譲渡もしくはその他の取決めを行ったり、債権者との和解手続を行った場合、または発行会社により清算もしくは解散の決議がなされた場合。ただし、かかる手続が合併その他の組織再編成に関連して行われ、これにより発行会社のすべての資産が発行会社の活動を承継する別の法人に譲渡され、発行会社のすべての債務および負債（本社債を含む。）が当該法人によって引受けられる場合を除く。

7. 時効

本社債に関する元本の支払に係る請求は、その支払期日より 10 年を経過した時に時効により無効となり、（もしあれば）本社債に関する利息の支払に係る請求は、その支払期日より 5 年を経過した時に時効により無効となるものとする。

8. 本社債券および利札の代り券の発行

本社債券（包括社債券を含む。）または利札が毀損、摩損、盗難、破損もしくは紛失した場合、代り券の発行に関連して発生する費用をその請求者が支払ったときは、発行会社が要求する証拠および補償の条件に従い、主支払代理人の所定の事務所にて代り券を発行することができる。毀損または摩損した本社債券または利札については代り券が発行される前に提出することを要する。本社債券または利札の消却および代り券の発行は、適用ある法律により要求される手続を遵守して行われるものとする。

9. 追加発行

発行会社は、本社債権者または利札所持人の承諾なく、随時、本社債がすべての点（または発行日、利息発生開始日、発行価格および／またはそれに関する利息の最初の支払額および支払日を除くすべての点）において同一の権利を有し本社債との単一のシリーズを構成する社債を追加して発行することができるものとする。フランス法の下で、これらの追加社債は、その追加社債の条件として定められた場合、本社債と統合 (*assimilables*) されるものとする。

10. 公告

(a) 本社債に関するすべての公告は、(i) ヨーロッパにて一般に発行されている主要な英字の日刊新聞（ファイナンシャル・タイムズであることが予定されている。）において、または(ii) 金融市場機関の一般規則第 221-3 条および第 221-4 条に従って、一度掲載された場合に有効となる。当該公告は、その掲載日に行われたものとみなされ、または 1 回以上もしくは異なる期日に掲載された場合は、その最初の掲載日に行われたものとみなされる。利札所持人は、すべての目的で、本要項に従い本シリーズの本社債権者に対して行われた公告の内容を通知されたものとみなされる。

- (b) 確定社債券が発行される時までは、本シリーズのすべての包括社債券（上場の有無を問わない。）の全部がユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクのために保管されている限り、当該シリーズに関してのみ、上記本項(a)に記載する公告に代えて、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対し、これらが本社債権者に対して連絡するよう通知を交付することができる。これらの通知は、当該通知がユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対して交付された日の2日後に本社債権者に対して行われたものとみなされる。
- (c) いずれの本社債権者による通知も、関連する本社債券とともに、書面による通知を主支払代理人に預託することにより行われるものとする。本社債が包括社債券により表章されている間は、本社債権者による通知は、それぞれの場合に応じ、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて主支払代理人に対し、主支払代理人およびユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクが承認する方法によって行われるものとする。
- (d) （通知の方法を問わず）本社債権者に対するすべての通知は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対しても書面にて交付されるものとする。

11. 社債権者集会、変更および放棄

代理人契約には、本社債、利札または代理人契約の条項を変更する特別決議による承認を含めて、本社債権者の利益に影響する事項を考慮するための社債権者集会の招集に関する規定が含まれている。社債権者集会は、発行会社または本社債の未償還額面総額の5パーセント以上を保有する本社債権者により招集することができる。社債権者集会において特別決議を可決するための定足数は、本社債の未償還額面総額の50パーセント以上を所持または代表する1名以上の者、またはその延会においては額面総額の割合を問わずそのように所持または代表する1名以上の者であるものとする。ただし、本社債または利札の条項の変更（本社債の満期償還日もしくは利払期日、本社債に関して支払われるべき元本額もしくは利息の利率の引下げもしくは消却、または本社債もしくは利札の支払通貨の変更を含む。）がその議題に含まれる会議においては、特別決議の可決に必要な定足数は、本社債の未償還額面総額の3分の2、またはその延会においては3分の1を所持または代表する1名以上の者であるものとする。いずれの社債権者集会において可決された特別決議も、集会に出席したかどうかを問わず、すべての本社債権者および利札所持人を拘束するものとする。また、特別決議は、本社債の額面総額の90パーセント以上を保有する本社債権者により署名された場合には、書面により可決することができるものとする。

主支払代理人および発行会社は、本社債権者または利札所持人の承諾なく、以下の事項につき合意することができる。

- (a) 本社債権者の利益を著しく侵害しないものである本社債、利札または代理人契約の変更。
- (b) 形式的、軽微もしくは技術的性格であるか、瑕疵のある規定を是正、訂正もしくは補足するか、明白な誤謬もしくは疑う余地のない誤謬を是正、訂正もしくは補足するために行う、または発行会社が設立された法域における法律の強行規定を遵守するための本社債、利札または代理人契約の変更。

これらの変更は、本社債権者および利札所持人に対し拘束力を有するものであり、これらの変更は、その後実施可能な限り速やかに、本要項第 10 項に従って本社債権者に対して通知されるものとする。

12. 代理人

代理人契約に基づく行為において、代理人は発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者または利札所持人に対しいかなる義務をも負わず、またはこれらとの代理もしくは信託関係も引き受けるものではない。ただし、（発行会社が本社債権者および利札所持人に対して本社債またはそれに対する利息の支払を行う義務に影響することなく）本要項第 7 項に基づく時効の期間の満了まで、主支払代理人により本社債の元本もしくはそれに対する利息の支払のために受領された資金を主支払代理人が本社債権者および／または利札所持人のために信託として保管することを除く。発行会社は、代理人契約に基づき発行会社に対して課される義務を履行し遵守することに合意する。代理人契約には、支払代理人の補償および一定の状況における責任の免除に関する条項が含まれ、これらのいずれも、発行会社およびその子会社と取引を行う権利を有し、本社債権者または利札所持人に対してかかる取引の結果生ずる利益につき説明する責任を負うものではない。

13. 1999 年契約（第三者の権利）法

本社債は、本社債の条項を執行するための 1999 年契約（第三者の権利）法に基づくいかなる権利も付与するものではないが、これは同法とは別に存在しまたは行使可能な第三者の権利または救済には影響するものではない。

14. 準拠法および管轄裁判所

（a）準拠法

代理人契約、約款、本社債および利札ならびに代理人契約、約款、本社債よりまたはこれらに関連して生じる契約に基づかない債務は、英国法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

（b）管轄裁判所

本社債および／もしくは利札よりまたはこれらに関連して（直接的または間接的に）生じるすべての紛争（本社債および／もしくは利札よりまたはこれらに関連して生じる契約に基づかない債務に関する紛争を含む。）（以下「紛争」という。）の解決には英国の裁判所が管轄権を有し、発行会社は英国の裁判所の管轄権を受け入れるものとし、各本社債権者は（本社債の取得により）英国の裁判所の管轄権を受け入れたものとみなされる。本項において、発行会社は、紛争が不都合または不適切な裁判所に提起されたとの英国の裁判所に対する主張を放棄し、各本社債権者は（本社債の取得により）かかる主張を放棄したものとみなされる。

（c）送達代理人の任命

発行会社は、送達代理人として、現在ロンドン市 NW1 6AA、ヘアウッド・アヴェニュー10 (10 Harewood Avenue, London NW1 6AA) に所在するビー・エヌ・ピー・パリバ、ロンドン支店 (BNP Paribas, London branch) (Loan Administration Department 気付) を任命し、またビー・エヌ・ピー・パリ

バ、ロンドン支店が代理人でなくなった場合、または英国における登録を喪失した場合には、いかなる訴訟手続に関しても英国における送達代理人として別の者を任命し、本要項第 10 項に従い直ちに本社債権者に対して通知することを約束する。本項の内容は、法律により許容される他のいかなる方法による送達手続の権利にも影響を及ぼさないものとする。

15. 包括社債券

本社債は、当初は無記名式包括仮社債券（以下「無記名式包括仮社債券」という。）の様式にて発行され、それはユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの共通預託機関に対し、本社債の当初発行日と同日またはそれ以前に交付されるものである。本社債が無記名式包括仮社債券により表章されている間は、交換日（以下に定義される。）以前に行われるべき元本、（もしあれば）利息またはその他の金員の支払は、当該社債券における利益の実質的所有者が米国人でないまたは米国人に対する売却のために本社債を買入れた者でない旨の証明書（規定される様式に従う。）が、米国財務省規則に基づき、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクに対して交付されており、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクが、（受領した当該証明書に基づく）類似証明書を主支払代理人に対して交付している場合に限り、無記名式包括仮社債券の呈示に対して行われる。

無記名式包括仮社債券が発行された後 40 日目以降の日（以下「交換日」という。）に、その無記名式包括仮社債券の利益は、当該社債券に記載されるとおり、請求に応じて、無記名式包括仮社債券における利益の実質的所有者が米国人でない旨の証明書の交付と引換えに無記名式恒久包括社債券（以下「無記名式恒久包括社債券」という。）における利益と交換することができる。

無記名式恒久包括社債券に対する元本、（もしあれば）利息またはその他の金員の支払は、何ら証明書の必要なく無記名式恒久包括社債券の（それぞれの場合に応じ）呈示または提出に対してユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて行われる。

無記名式恒久包括社債券は、(i) (当該無記名式恒久包括社債券における利益の所持人の指示により行為する) ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクから、当該社債券に記載されているように主支払代理人に対する遅くとも 60 日前の書面による通知がなされた場合、または(ii) 交換事由が発生した場合に限り、（無償にて）全部（一部は不可。）につき、相当する場合は利札を付して、無記名式確定社債券に交換される。ここにおいて、「交換事由」とは(i)債務不履行事由（本要項第 6 項に定義される。）が発生し継続した場合、(ii)ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの双方が連続する 14 日間以上営業を行っていない（法定またはその他の休日による場合を除く。）、または事業を永久に停止する意図を発表しもしくは実際に事業を停止し、かつ、承継する決済制度が利用可能でないと通知を発行会社が受けた場合、または(iii)無記名式恒久包括社債券により表章される本社債券が確定様式であれば生じなかったような税務上の悪影響を受けた場合、を意味する。発行会社は、交換事由が発生した場合は本要項第 10 項に従い速やかに本社債権者に対して通知するものとする。交換事由が発生した場合、（当該無記名式恒久包括社債券における利益の所持人の指示により行為する）ユーロクリアおよび／

またはクリアストリーム・ルクセンブルクは、主支払代理人に対して通知して交換を要求することができ、上記(iii)に記載する交換事由の発生の場合は、発行会社もまた、主支払代理人に対して通知して交換を要求することができる。これらの交換は、主支払代理人が最初の適切な通知を受領した日から 45 日以内に行われるものとする。

無記名式恒久包括社債券が無記名式確定社債券に交換される場合、かかる無記名式確定社債券は、最低指定券面額でのみ発行されるものとする。決済制度に基づき、指定券面額の整数倍でない金額の本社債を保有する本社債権者は、交換日までに、保有する本社債が指定券面額の整数倍となるよう、本社債を購入または売却する必要性が生じる可能性がある。

本社債券のいずれかがユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクのために保管される無記名式の包括社債券により表章される限り、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの帳簿において、当該本社債券の特定の額面金額の所有者として（この点に関し、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクにより発行される、いずれかの者の口座に保有される当該本社債券の額面金額に関する証明書またはその他の文書は、重大な誤謬がない限り、すべての目的のために最終的かつ拘束力を有するものとする。）記帳されている者（ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクを除く。）はそれぞれ、発行会社および代理人により、当該本社債券の額面金額に対する元本または利息の支払に関するものを除くすべての目的で当該本社債券のその額面金額の所有者として取り扱われるものとする。元本または利息の支払に関しては、当該包括社債券の所持人が、発行会社およびいずれの代理人によっても、当該包括社債券の条件に従って、当該本社債券の額面金額の所有者として取り扱われるものとする。

包括社債券により表章される本社債は、ユーロクリアおよび／もしくはクリアストリーム・ルクセンブルクまたは発行会社もしくは主支払代理人により承認されたその他の決済制度の規則および手続に従ってのみ移転することができる。

16. 様式、券面額、権原および移転

本社債は、各本社債の（南アフリカ・ランド建社債の場合）額面 20,000 南アフリカ・ランドまたは（ニュージーランド・ドル建社債の場合）額面 2,000 ニュージーランド・ドルの無記名式で発行され、確定社債券が発行される場合には、連続番号が付される。かかる確定社債券は、利札が付されて発行される。ただし、確定社債券は、本要項第 15 項に記載のとおり一定の場合を除き発行されない。

以下に定める条件に従い、本社債および利札の権原は引渡しにより移転する。各利札の所持人は、その利札が本社債券に添付されているかどうかを問わず、その所持人の権能として、当該本社債券に含まれるすべての条項に従うものとし、それらに拘束されるものとする。発行会社および支払代理人は、適用ある法律により許容される限りにおいて、いかなる本社債券または利札の所持人をも（それらの本社債券または利札の支払期限が過ぎたか否かに関わらず、また本社債券面上への所有権等に関する記載、以前の本社

債券の損失または盗難の通知に関わらず) すべての目的のためにその最終的所有者として取り扱うことができる。

課税上の取扱い

(1) フランスの租税

以下は、(i)日本国における課税ならびに 1995 年 3 月 3 日付の「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約」および 2007 年 1 月 11 日付の改正議定書（以下あわせて「租税条約」という。）の目的上の日本国居住者ならびに(ii)租税条約の利益を享受する権利を有する者が本社債を取得、保有および処分した場合の重要なフランス税効果の概要である。

以下の説明は、一般的な概要である。この説明は、特定の状況にある本社債権者に関連する可能性のあるフランス税法および租税条約について網羅的に記載したものではない。

本社債の利息に係る税

フランスの 2009 年第 3 号改正金融法 (*loi de finances rectificative pour 2009 no.3*) (2009 年 12 月 30 日付 2009-1674 法) (以下「本法」という。)の導入後、2010 年 3 月 1 日以後に発行された社債について発行会社によってなされた利息およびその他の収益の支払には、当該支払がフランス国外の非協調国においてなされた場合を除き、フランス一般租税法第 125 条 AIII に定められる源泉徴収税が課されない。当該社債の当該支払が非協調国においてなされる場合、フランス一般租税法第 125 条 AIII に基づいて 75 パーセントの源泉徴収税が適用される(ただし、以下に記載された一定の例外および適用される二重課税条約のより有利な条項の対象となる。)

さらに、当該社債の利息およびその他の収益は、それらが非協調国において設立されもしくは住所を有している者に対して支払われもしくは生じた場合または非協調国に所在している金融機関に開設された銀行口座において支払われた場合、2011 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度より、もはや発行会社の課税所得の控除対象とはならない。一定の条件の下では、かかる控除対象とならない利息およびその他の収益は、フランス一般租税法第 109 条に基づいてみなし配当とみなされる場合がある。その場合、かかる控除対象とならない利息およびその他の収益には、フランス一般租税法第 119 条の 2 に基づいて定められる 30 パーセントまたは 75 パーセントの源泉徴収税が課される場合がある。

上記にかかわらず、本法では、ある特定の社債の発行の主要な目的および効果が、非協調国における利息またはその他の収益の支払を認めるものではなかったことを発行会社が証明できる場合には、かかる発行には上記の 75 パーセントの源泉徴収税の規定および控除に関する規定のいずれもが適用されないと規定されている(以下「本免除」という。)。フランスの税務公報 (*Bulletin Officiel des Finances Publiques-Impôts*) (BOI-INT-DG-20-50-20120912 no. 990、

BOI-RPPM-RCM-30-10-20-50-20120912 no. 70、BOI-INT-DG-20-50-20120912 no. 550、BOI-ANNX-000364-20120912 no. 20 および BOI-ANNX-000366-20120912 no. 90) に基づき、社債は下記のいずれかに該当する場合、かかる社債の発行は、かかる目的および効果がないとみなされ、その結果、本免除を受けることができる。

- (i) フランス財政金融法 L. 411-1 条に定められた意味における公募によって勧誘される場合または非協調国以外の国において募集に相当するものによって勧誘される場合。「募集に相当するもの」とは、外国の証券市場当局への発行書類の登録または提出が必要となる勧誘を意味する。
- (ii) 規制市場またはフランスもしくは外国の多国間証券取引システムにおける取引が承認されている場合（ただし、かかる市場またはシステムが非協調国に所在しておらず、かかる市場の運営が取引業者もしくは投資サービス業者またはその他類似の外国エンティティによって実行されている場合に限る。（ただし、かかる取引業者、投資サービス業者またはエンティティが非協調国に所在しない場合に限る。））。
- (iii) その発行時において、フランス財政金融法 L. 561-2 条に定められた意味における中央預託機関もしくは証券の決済および受渡しのためのシステムの運用機関または類似の外国預託機関もしくはシステム運用機関の提供する業務における取扱いが認められている場合（ただし、かかる預託機関またはシステム運用機関が非協調国に所在しない場合に限る。）。

本社債は、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグを通じて決済されるため、適用ある規則に基づく本免除を受けることができ、適用ある規則が将来変更される場合を除き、フランスにおける源泉徴収税および控除に関する規定のいずれも本社債には適用されない。2013 年 1 月 1 日現在の非協調国のリストはフランス税務当局によって公表されており、それは毎年更新される。2013 年 8 月 21 日付の省令 (*arrêté*) によれば、フランス一般租税法第 238-0 条 A において参照される非協調国のリストは、以下の国々から構成されている。

バミューダ諸島（2014 年 1 月 1 日より）、ボツワナ共和国、イギリス領ヴァージン諸島（2014 年 1 月 1 日より）、ブルネイ、グアテマラ共和国、ジャージー島（2014 年 1 月 1 日より）、マーシャル諸島共和国、モントセラット、ナウル共和国およびニウエ島

(2) 日本国の租税

本社債に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の財務または税務顧問に相談する必要がある。

本社債の利息は、日本国の税法の定めるところにより、一般的に利息として取り扱われるものと考えられる。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上 20 パーセント（15 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税）（2037 年 12 月 31 日までは 20.315 パーセント（15.315 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税）の税率となる。）の源泉所得税を課される（平成 25 年法律第 5 号による改正前の租税特別措

置法第3条の3、平成25年法律第5号附則第20条、地方税法第71条の5および6)。居住者においては、当該源泉所得税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利息は課税所得に含まれ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限のもとで、日本国の所得に関する租税から控除することができる。上記にかかわらず、2016年1月1日以後に日本国の居住者が支払を受ける本社債の利息は、日本国の税法上20パーセント（15パーセントの国税と5パーセントの地方税）（2037年12月31日までは20.315パーセント（15.315パーセントの国税と5パーセントの地方税）の税率となる。）の申告分離課税の対象となる（租税特別措置法第8条の4、地方税法第71条の5および6）。

本社債の償還金額が本社債の取得価額を超える場合のその差額については、明確な規定がないため、全く疑義無しとはしないが、償還差益として取り扱われるものと思われる。償還差益として取り扱われ、かつ、所得が日本国の居住者に帰属する場合は雑所得として取り扱われ、総合課税の対象となる（所得税法第35条第1項、所得税基本通達35-1(3)）。また当該償還差益が日本国の内国法人に帰属する場合は、償還差益は課税所得に含まれ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。また本社債の償還金額が本社債の取得価額を下回る場合の償還差損を日常的な家庭内の事項に関して生じた損失または利子所得を得るための支出と解する見解がみられるが、それによると、個人投資家に発生した償還差損は課税上ないものとみなされることとなる。上記にかかわらず、日本国の居住者が2016年1月1日以後に本社債の償還を受けた場合には、その償還差益は、20パーセント（15パーセントの国税と5パーセントの地方税）（2037年12月31日までは20.315パーセント（15.315パーセントの国税と5パーセントの地方税））の税率による申告分離課税の対象となる（租税特別措置法第37条の11第1項、第2項第14号、第3項）。その場合、償還差損については、一定の条件の下で、他の社債や上場株式等の譲渡所得等と損益通算を行うことができる。

本社債の譲渡による損益については、日本国の居住者の場合は、譲渡益は原則非課税とされ、譲渡損は所得税法上はないものとみなされる。内国法人投資家が本社債を譲渡した場合および外国法人投資家が本社債を国内の営業所を通じて譲渡した場合に生じた譲渡損益については、益金の額または損金の額として課税所得に算入され法人税および地方税が課される。上記にかかわらず、日本国の居住者である個人が2016年1月1日以後に本社債を譲渡した場合には、その譲渡益は、20パーセント（15パーセントの国税と5パーセントの地方税）（2037年12月31日までは20.315パーセント（15.315パーセントの国税と5パーセントの地方税））の税率による申告分離課税の対象となる（租税特別措置法第37条の11第1項、第2項第14号）。その場合、譲渡損については、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得等と損益通算を行うことができる。

外国法人の発行する社債から生ずる利息および償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本社債にかかる利息および償還差益で、日本国の非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本

社債の譲渡により生ずる所得で非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況および事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2012年度）（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

平成25年6月3日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

半期報告書及びその添付書類

事業年度（2013年度中）（自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日）

平成25年9月30日関東財務局長に提出

3【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を平成25年8月6日および平成25年9月5日にそれぞれ関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成26年5月9日）までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日現在、当該事項に係る発行会社の判断に重大な変更はない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

グラントウキョウ ノースタワー

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし。

発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号に
掲げる要件を満たしていることを示す書面

関東財務局長 殿

平成26年3月14日

会社名 ビー・エヌ・ピー・パリバ

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
代理人 弁護士 柴田 弘典

署名 柴田 弘典

1. 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
2. 当社が本邦において発行登録書の提出日（平成26年3月14日）以前5年間にその募集または売出しに係る有価証券届出書または発行登録追補書類を提出することにより発行し、または交付された社債券の券面総額または振替社債の総額は100億円以上であります。
（平成25年9月6日の募集）
券面総額または振替社債の総額：756億円

有価証券報告書の提出日以後に発生した重要な事実の内容を記載した書類

下記は、2014年3月7日にフランス金融市場機関（AMF）に提出されたビー・エヌ・ピー・パリバの2013年度登録書類兼年次財務報告書に記載された連結財務諸表である。

（訳文）

連結財務書類に関する法定監査人の監査報告書

2013年12月31日終了事業年度

ビー・エヌ・ピー・パリバ株主各位：

会社の株主総会の決議により依頼された業務内容に従い、我々は2013年12月31日終了事業年度に係る以下の事項について報告する。

- － 添付されているビー・エヌ・ピー・パリバの連結財務書類の監査
- － 評価の正当性
- － 法令により義務付けられている特定の検証

本連結財務書類は取締役会により承認されている。我々の責任は我々の監査結果に基づき本連結財務書類に対して意見を表明することにある。

I - 連結財務書類に対する意見

我々は、フランスにおいて適用される職業的専門家の基準に準拠して監査を行った。これらの基準は、連結財務書類に重要な虚偽記載がないかどうかについて合理的な確証を得るために我々が監査を計画し、実施することを求めている。監査は、連結財務書類における金額および開示に関する監査証拠を入手するための、サンプリングまたはその他の抽出手法を用いた手続の実施を含んでいる。監査はまた、会計方針の適切性や会計上の見積もりの妥当性の評価と共に、連結財務書類全体の表示に関する評価を含んでいる。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の根拠として十分かつ適切であると確信している。

我々の意見では、本連結財務書類は、欧州連合が採用した国際財務報告基準に準拠して、2013年12月31日現在における当グループの資産、負債および財政状態、ならびに同日に終了した事業年度の経営成績を、適正かつ公正に表示している。

我々の意見を限定するものではないが、米国の経済制裁対象の団体を含む米ドル支払に係る当期末連結財務書類の注記3.g、ならびにIAS第19号「従業員給付」およびIFRS第13号「公正 価値測定」の改定に伴う会計方法の変更に係る当期末連結財務書類の注記1.aについて注意を喚起する。

II - 評価の正当性

我々の行った評価の正当性に関連するフランス商法（Code de Commerce）L.823-9条の要件に従い、我々は以下の事項について注意を喚起する。

信用リスクおよび取引先リスクに係る減損引当金

ビー・エヌ・ピー・パリバは、連結財務書類に対する注記 1.c.5、3.f、5.f および 5.g に記載の通り、その事業に伴う信用リスクおよび取引先リスクをカバーするために減損引当金を計上している。我々は、リスクエクスポージャーの認識、信用リスクおよび取引先リスクの監視、減損テストの方法の定義付け、ならびにポートフォリオ別の減損損失の決定に適用される統制手続を検証した。

金融商品の測定

ビー・エヌ・ピー・パリバは、活発な市場で取引されていない金融商品に関する自社のポジションを測定するだけでなく、特定の引当金を決定し、ヘッジの指定が適切かどうかを評価するために、内部のモデルおよび手法を用いている。我々は、不活発な市場の特定、内部モデルの評価、および使用されるインプットの決定に適用される統制手続を検証した。

売却可能資産の減損

ビー・エヌ・ピー・パリバは、連結財務書類に対する注 1.c.5、3.d および 5.c に記載の通り、長期間または著しい減価の客観的証拠がある場合には、売却可能資産の減損を認識している。我々はそのような証拠の特定や最も重要な項目の評価、また該当する場合、減損損失を計上するために用いられている見積もりと関係のある統制手続を検証した。

のれんに関する減損

ビー・エヌ・ピー・パリバは、連結財務書類に対する注 1.b.4 および 5.o に記載の通り、のれんに関する減損テストを実施し、**2013** 年度において減損損失を計上した。我々は、これらのテストの実施に用いられた手法や、減損損失の計上に用いられた主な仮定、インプット、および見積もりを適宜検証した。

繰延税金資産

ビー・エヌ・ピー・パリバは、連結財務書類に対する注 1.k、3.h および 5.k に記載の通り、当事業年度中に特に繰越欠損金と関係のある繰延税金資産を認識した。我々は、これらの繰延税金資産の計上に用いられた主な見積もりおよび過程を検証した。

従業員給付引当金

ビー・エヌ・ピー・パリバは、連結財務書類に対する注記 1.h、2 および 7.b に記載の通り、従業員給付債務をカバーするために引当金を設定している。我々は、これらの債務を測定するのに採用された手法、並びに使用された主な仮定およびインプットを検証した。

こうした評価は、連結財務書類全体としての我々の監査の一環として実施されているものであり、従ってこの監査報告書の最初の部分において表明した我々の監査意見の形成に寄与している。

Ⅲ - 特定の検証

法令義務に基づき、またフランスにおいて適用される職業的専門家の基準に従い、我々は、当グループのマネジメントレポートに含まれる情報の検証も行った。その公正な表明および連結財務書類との整合性について我々が報告すべき事項はない。

2014 年 3 月 7 日、ノイ・スル・セーヌおよびクールブボワール

法定監査人

デロイト&アソシエ

プライスウォーターハウスクー

マザー

パース オーディット

ダミアン ローレン

ハーヴェー ヘリアス

エティエンヌ ボリス

1 【財務書類】

連結財務諸表

BNPパリバ・グループの連結財務諸表は、2013年12月31日および2012年12月31日終了事業年度について表示されている。欧州委員会規則(以下「EC」という。)809/2004の付属書類 I 第20.1条に従い、2011年度の連結財務諸表は、2013年3月8日にフランス証券規制当局(Autorité des marchés financiers)に提出された登録書類D.13-0115号に記載されている。

損益計算書

		2013年12月31日 終了事業年度	2012年12月31日 終了事業年度 ⁽¹⁾
	注記	百万ユーロ	百万ユーロ
受取利息	3. a	38,955	44,476
支払利息	3. a	(18,359)	(22,731)
受取手数料	3. b	12,301	12,601
支払手数料	3. b	(5,123)	(5,069)
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益／損失	3. c	4,581	3,312
売却可能金融資産および公正価値で測定しないその他の金融資産に係る純利益／損失	3. d	1,665	1,624
その他の業務収益	3. e	34,350	33,720
その他の業務費用	3. e	(29,548)	(28,861)
営業収益		38,822	39,072
給与および従業員給付費用	7. a	(14,842)	(15,248)
その他の営業費用		(9,714)	(9,752)
有形・無形固定資産に係る減価償却費、償却費および減損	5. n	(1,582)	(1,543)
営業総利益		12,684	12,529
リスク費用	3. f	(4,054)	(3,941)
米国による制裁の対象となりうる当事者が関与している米ドル建て支払いに関連する引当金	3. g	(798)	-
営業利益		7,832	8,588
関連会社投資損益		323	489
長期性資産に係る純利益		285	1,792
のれん	5. o	(251)	(490)
税引前当期純利益		8,189	10,379
法人税	3. h	(2,750)	(3,061)
当期純利益		5,439	7,318
少数株主帰属当期純利益		607	754
親会社株主帰属当期純利益		4,832	6,564
基本的1株当たり当期純利益	8. a	3.69ユーロ	5.17ユーロ
希薄化後1株当たり当期純利益	8. a	3.68ユーロ	5.16ユーロ

⁽¹⁾ 改訂されたIAS第19号に従い修正再表示された(注1. aおよび注2を参照)。

当期純利益および資本に直接認識される資産および負債の変動計算書

注記	2013年12月31日 終了事業年度	2012年12月31日 終了事業年度 ⁽¹⁾
	百万ユーロ	百万ユーロ
当期純利益	5,439	7,318
資本に直接認識される資産および負債の変動	(1,376)	5,403
純損益へ再分類されるか、される可能性のある項目	(1,711)	5,513
為替レートの変動	(1,228)	109
売却可能金融資産(貸出金および債権として 再分類されたものを含む)の公正価値の変動	1,308	4,761
当期純利益に報告される売却可能金融資産 (貸出金および債権として再分類されたもの を含む)の公正価値の変動	(646)	(284)
ヘッジ手段の公正価値の変動	(836)	559
当期純利益に報告されるヘッジ手段の公正価値 の変動	-	6
関連会社に対する投資の変動	(309)	362
純損益へ再分類されない項目	335	(110)
退職後給付制度に関連する利益(損失)の再測定	341	(105)
関連会社に対する投資の変動	(6)	(5)
合計	4,063	12,721
親会社株主帰属	3,874	11,090
少数株主帰属	189	1,631

⁽¹⁾ 改訂されたIAS第19号に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

貸借対照表

		2013年12月31日現在	2012年12月31日現在 ⁽¹⁾
	注記	百万ユーロ	百万ユーロ
資産			
現金および中央銀行預け金		101,066	103,190
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品			
トレーディング目的有価証券	5. a	157,740	143,465
貸出金および売戻契約	5. a	145,308	146,899
純損益を通じて公正価値で測定するとして指定された資産	5. a	67,230	62,800
デリバティブ金融商品	5. a	301,409	410,635
ヘッジ目的デリバティブ	5. b	8,426	14,267
売却可能金融資産	5. c	203,413	192,506
金融機関貸出金および債権	5. f	50,487	40,406
顧客貸出金および債権	5. g	617,161	630,520
金利リスクヘッジポートフォリオの再測定による調整		3,657	5,836
満期保有目的金融資産	5. j	9,881	10,284
当期および繰延税金資産	5. k	9,048	8,732
未収収益およびその他の資産	5. l	89,105	99,207
関連会社に対する投資	5. m	5,747	7,031
投資不動産	5. n	713	927
有形固定資産	5. n	17,177	17,319
無形固定資産	5. n	2,577	2,585
のれん	5. o	9,994	10,591
資産合計		1,800,139	1,907,200

		2013年12月31日現在	2012年12月31日現在 ⁽¹⁾
	注記	百万ユーロ	百万ユーロ
負債			
中央銀行預金		661	1,532
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品			
トレーディング目的有価証券	5. a	69,803	52,432
借入金および買戻契約	5. a	195,934	203,063
純損益を通じて公正価値で測定するとして指定された資産	5. a	45,329	43,530
デリバティブ金融商品	5. a	297,081	404,598
ヘッジ目的デリバティブ	5. b	12,289	17,286
金融機関預金	5. f	85,021	111,735
顧客預金	5. g	557,903	539,513
負債証券	5. i	183,507	173,198
金利リスクヘッジポートフォリオの再測定による調整		924	2,067
当期および繰延税金負債	5. k	2,632	2,943
未払費用およびその他の負債	5. l	78,676	86,691
保険会社の責任準備金	5. p	155,226	147,992
偶発債務等引当金	5. q	11,963	11,380
劣後債	5. i	12,028	15,223
負債合計		1,708,977	1,813,183
連結資本			
資本金、払込剰余金、および利益剰余金		80,824	75,654
親会社株主帰属当期純利益		4,832	6,564
資本金、利益剰余金、および親会社株主帰属当期純利益合計		85,656	82,218
資本に直接認識される資産および負債の変動		1,935	3,226
親会社株主資本		87,591	85,444
少数株主帰属利益剰余金および当期純利益		3,579	8,161
資本に直接認識される資産および負債の変動		(8)	412
少数株主持分合計		3,571	8,573
連結資本合計		91,162	94,017
負債および資本合計		1,800,139	1,907,200

⁽¹⁾ 改訂されたIAS第19号に従い修正再表示された(注1. aおよび注2を参照)。

キャッシュ・フロー計算書

	注記	2013年12月31日 終了事業年度	2012年12月31日 終了事業年度 ⁽¹⁾
		百万ユーロ	百万ユーロ
税引前当期純利益		8,189	10,379
税引前当期純利益およびその他の調整に含まれる 非貨幣性項目		9,389	8,533
有形・無形固定資産に係る減価償却費および償却費 (純額)		3,490	3,663
のれんおよびその他の長期性資産の減損		167	493
引当金繰入額(純額)		10,908	6,997
関連会社投資損益		(323)	(489)
投資活動からの純費用(利益)		86	(1,783)
財務活動からの純費用(利益)		(90)	217
その他の変動		(4,849)	(565)
営業活動から生じた資産および負債関連のキャッシ ュ正味増加(減少)		(7,176)	38,424
金融機関との取引関連のキャッシュ正味減少		(33,538)	(22,052)
顧客との取引関連のキャッシュ正味増加		44,366	47,028
その他の金融資産および負債を伴う取引関連の キャッシュ正味増加(減少)		(13,004)	17,890
非金融資産および負債を伴う取引関連のキャッシュ 正味減少		(2,135)	(2,455)
法人税支払額		(2,865)	(1,987)
営業活動から生じた現金および現金同等物の正味 増加		10,402	57,336
連結事業体の取得および売却関連のキャッシュ正味 増加(減少)		(482)	2,911
有形・無形固定資産関連の正味減少		(1,501)	(1,631)
投資活動関連の現金および現金同等物の正味増加 (減少)		(1,983)	1,280
株主との取引関連の現金および現金同等物の増加 (減少)		(2,234)	543
財務活動から生じた現金および現金同等物の減少		(3,506)	(8,246)
財務活動関連の現金および現金同等物の正味減少		(5,740)	(7,703)
現金および現金同等物に対する為替レートの変動 による影響額		(4,776)	(1,035)
現金および現金同等物の正味増加(減少)		(2,097)	49,878
現金および現金同等物－期首		100,207	50,329
現金および中央銀行預け金		103,190	58,382
中央銀行預金		(1,532)	(1,231)
金融機関への要求払預金	5. f	8,665	12,099
金融機関からの要求払預金	5. f	(9,840)	(18,308)
債権ならびに現金および現金同等物に係る未収利息 の減少		(276)	(613)
現金および現金同等物－期末		98,110	100,207
現金および中央銀行預け金		101,066	103,190
中央銀行預金		(661)	(1,532)

		2013年12月31日 終了事業年度	2012年12月31日 終了事業年度 ⁽¹⁾
	注記	百万ユーロ	百万ユーロ
金融機関への要求払預金	5. f	7, 392	8, 665
金融機関からの要求払預金	5. f	(9, 536)	(9, 840)
債権ならびに現金および現金同等物に係る未収利息の減少		(151)	(276)
現金および現金同等物の正味増加(減少)		(2, 097)	49, 878

⁽¹⁾ 改訂されたIAS第19号に従い修正再表示された(注1. aおよび注2を参照)。

株主資本変動計算書－2012年1月1日から2013年12月31日まで

	資本金および利益剰余金						
	親会社株主帰属				少数株主持分		
	資本金 および 払込剰余金	永久 最劣後 ノート	未処分の 準備金	合計	資本金 および 利益剰余金	Tier 1 資本 として 適格な 優先株式	合計
	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ
2011年12月31日現在 (IAS第19号の改訂前)の資本金および利益剰余金	25,678	7,261	43,825	76,764	9,342	1,395	10,737
IAS第19号の改訂がもたらす遡及的な影響			(354)	(354)	58		58
2012年1月1日現在の資本金および利益剰余金 ⁽¹⁾	25,678	7,261	43,471	76,410	9,400	1,395	10,795
2011年度利益処分			(1,430)	(1,430)	(236)		(236)
増資および株式発行	1,153			1,153			
減資	(378)			(378)	(250)	(683)	(933)
自己株式の変動	268	(20)	(46)	202	10		10
株式報酬制度			72	72			
優先株式および永久最劣後ノートに係る配当			(280)	(280)	(86)		(86)
少数株主持分に係る内部取引の影響額(注8.c)			8	8	(11)		(11)
少数株主持分に影響を及ぼす連結方法の変更					(2,027)		(2,027)
追加持分の取得または持分の一部売却(注8.c)					(4)		(4)
少数株主持分の買戻に対する債務額の変動			5	5	(15)		(15)
その他の変動	(7)		(7)	(14)	(76)	40	(36)
資本に直接認識される資産および負債の変動 ⁽¹⁾			(94)	(94)	(16)		(16)
2012年度当期純利益			6,564	6,564	754		754
中間配当支払額					(34)		(34)
2012年12月31日現在の資本金および利益剰余金 ⁽¹⁾	26,714	7,241	48,263	82,218	7,409	752	8,161

株主資本変動計算書(続き)－2012年1月1日から2013年12月31日まで

資本に直接認識される資産および負債の変動						
	親会社株主帰属				少数株主 持分	資本 合計
	為替 レート	売却可能金 融資資産なら びに貸出金 および債権 として 再分類され た金融資産	ヘッジ 目的デリバ ティブ	合計		
		百万ユーロ	百万ユーロ			
2011年12月31日現在 (IAS第19号の改訂前) の資本金および利益剰余金	(445)	(2, 196)	1, 247	(1, 394)	(481)	85, 626
IAS第19号の改訂がもたらす遡及的な 影響						(296)
2012年 1 月 1 日現在の資本金および 利益剰余金 ⁽¹⁾	(445)	(2, 196)	1, 247	(1, 394)	(481)	85, 330
2011年度利益処分						(1, 666)
増資および株式発行						1, 153
減資						(1, 311)
自己株式の変動						212
株式報酬制度						72
優先株式および永久最劣後ノートに係 る配当						(366)
少数株主持分に係る内部取引の影響額 (注 8. c)						(3)
少数株主持分に影響を及ぼす連結方法 の変更						(2, 027)
追加持分の取得または持分の一部売却 (注 8. c)						(4)
少数株主持分の買戻に対する債務額の 変動						(10)
その他の変動						(50)
資本に直接認識される資産および負債 の変動 ⁽¹⁾	(56)	4, 345	331	4, 620	893	5, 403
2012年度当期純利益						7, 318
中間配当支払額						(34)
2012年12月31日現在の資本金および 利益剰余金 ⁽¹⁾	(501)	2, 149	1, 578	3, 226	412	94, 017

株主資本変動計算書(続き)－2012年1月1日から2013年12月31日まで

	資本金および利益剰余金						
	親会社株主帰属				少数株主持分		
	資本金 および 払込剰余金	永久 最劣後 ノート	未処分の 準備金	合計	資本金 および 利益剰余金	Tier 1 資本 として 適格な 優先株式	合計
	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ
2012年度利益処分			(1, 863)	(1, 863)	(171)		(171)
増資および株式発行	108			108			
減資		(649)	(1)	(650)		(712)	(712)
自己株式の変動	(9)	22	(90)	(77)			
株式報酬制度			49	49			
優先株式および永久最劣後 ノートに係る配当			(266)	(266)	(42)		(42)
少数株主持分に係る内部取 引の影響額(注8.c)			78	78	(83)		(83)
少数株主持分に影響を及ぼ す連結方法の変更			(16)	(16)	(15)		(15)
追加持分の取得または持分 の一部売却(注8.c)			911	911	(4, 161)		(4, 161)
少数株主持分の買戻に對す る債務額の変動			(1)	(1)	(8)		(8)
その他の変動	(1)		1		11		11
資本に直接認識される資産 および負債の変動			333	333	2		2
2013年度当期純利益			4, 832	4, 832	607		607
中間配当支払額					(10)		(10)
2013年12月31日現在の資本金 および利益剰余金	26, 812	6, 614	52, 230	85, 656	3, 539	40	3, 579

株主資本変動計算書(続き)－2012年1月1日から2013年12月31日まで

資本に直接認識される資産および負債の変動						
為替 レート	親会社株主帰属			合計	少数株主 持分	資本 合計
	売却可能金 融資産なら びに貸出金 および債権 として 再分類され た金融資産	ヘッジ 目的デリバ ティブ				
	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ
2012年度利益処分						(2, 034)
増資および株式発行						108
減資						(1, 362)
自己株式の変動						(77)
株式報酬制度						49
優先株式および永久最劣後ノートに係 る配当						(308)
少数株主持分に係る内部取引の影響額 (注8.c)						(5)
少数株主持分に影響を及ぼす連結方法 の変更						(31)
追加持分の取得または持分の一部売却 (注8.c)						(3, 250)
少数株主持分の買戻に対する債務額 の変動						(9)
その他の変動						11
資本に直接認識される資産および負債 の変動	(1, 386)	861	(766)	(1, 291)	(420)	(1, 376)
2013年度当期純利益						5, 439
中間配当支払額						(10)
2013年12月31日現在の資本金および 利益剰余金	(1, 887)	3, 010	812	1, 935	(8)	91, 162

⁽¹⁾ 改訂されたIAS第19号に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

欧州連合が採用した国際財務報告基準に準拠して作成された財務諸表に対する注記

注 1. BNPパリバ・グループが適用している重要な会計方針の要約

注 1. a 適用される会計基準

BNPパリバ・グループの連結財務諸表は、欧州連合における使用を目的に採用された国際会計基準(国際財務報告基準、以下「IFRS」という。)⁽¹⁾に準拠して作成されている。従って、IAS第39号のヘッジ会計に関する一部規定は適用されておらず、IFRS第10号、第11号、第12号ならびに改定された連結基準関連のIAS第28号は、2014年1月1日以後強制適用される。

当グループは、2013年12月31日の連結財務諸表で、欧州連合が2012年12月29日に採用した、IFRS第7号「金融商品：開示—金融資産および金融負債の相殺」の改訂を適用しているが、この改訂で取引の認識や測定に影響を与えることはない(注5.rを参照)。

当グループは、2013年1月1日に、欧州連合が2012年12月29日に採用したIFRS第13号「公正価値測定」の改訂を適用し、当グループの信用リスクを考慮に入れることを目的とする、デリバティブ商品のモデル算出評価額の調整を行った(注5.d参照)。

当グループは、2013年1月1日に、欧州連合が2012年6月に採用したIAS第19号「従業員給付」の改訂を適用し、認識または償却されていない保険数理上の損益を考慮に入れることを目的とする、当グループの貸借対照表への退職給付債務の認識を行った。この改訂は、遡及的効果のある改訂のため、2012年1月1日および12月31日現在の比較財務諸表が、注記2に記載のように修正再表示された。

2013年1月1日付で義務付けられている他の基準の適用は、2013年度の財務諸表に影響を及ぼしていない。

当グループは、欧州連合により採用された新基準、改訂、および解釈指針で、2013年度における適用が任意のものについては早期適用をしていない。

欧州連合は、2012年12月29日に、IFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第11号「共同支配の取り決め」ならびにIAS第28号「関連会社および共同支配企業に対する投資」の改訂(いずれも、2014年1月1日以降開始する会計期間において強制適用される)を採用した。これらの基準を適用すると、IFRS第10号の適用に関連するおよそ60億ユーロの増加と、IFRS第11号の適用に関連するおよそ190億ユーロの減少により、当グループの2013年1月1日現在の貸借対照表合計がおよそ130億ユーロ減少する見込みである。連結資本および連結損益への重要な影響はない。

欧州連合は、2012年12月29日に、IAS第32号「金融商品：表示—金融資産と金融負債の相殺」の改訂を採用し、2013年12月20日に、IAS第39号「金融商品：認識及び測定—デリバティブの契約更改とヘッジ会計の継続」の改訂(いずれも、2014年1月1日以降開始する会計期間において強制適用される)を採用した。当グループでは、現在、これらの新基準の連結財務諸表への影響について分析している。

IFRS第7号「金融商品：開示」が要求している金融商品に伴うリスクの内容および範囲に関する情報と、IFRS第4号「保険契約」が要求している保険契約に伴うリスクの内容および範囲に関する情報は、IAS第1号「財務諸表の表示」が要求している規制資本に関する情報とともに、登録書類第5章に表示される。BNPパリバ・グループの連結財務諸表に対する注記に不可欠なこの情報は、連結財務諸表に関する法定監査人の意見の対象となっており、「監査済」としてアニュアル・レポートに記載されている。

⁽¹⁾ 欧州連合で使用するにあたって採用されたすべての基準は、欧州委員会のウェブサイト http://ec.europa.eu/internal_market/accounting/ias_en.htm#adopted-commission で閲覧することができる。

注 1. b 連結

注 1. b. 1 連結の範囲

BNPパリバの連結財務諸表には、当グループが独占的にまたは共同で支配する企業、あるいは当グループが重要な影響力を行使している企業のすべてが含まれるが、連結に含めることが当グループにとって重要でないと考えられる企業は除外される。連結に含めることが重要でないと考えられる企業とは、連結財務諸表に対する当該企業の貢献額が、3つの基準額(15百万ユーロの連結営業収益、1百万ユーロの連結税引前当期純利益、および500百万ユーロの連結資産合計。)を下回っているような企業を言う。連結子会社の株式を保有する企業も連結に含まれる。

子会社は、当グループが有効な支配権を獲得した日より連結される。一時的に支配下にあった企業は、売却日まで連結財務諸表に含まれる。

取引または同様の性質の取引群を管理するために設立された特別目的会社(以下「SPE」という。)で、当グループが持分を有していないものについても、次に掲げる基準に照らし評価した結果として当グループによる実質的支配が存在する場合には、連結の対象となる。

- SPEの活動が当グループのためにのみ行われており、当グループが当該活動から便益を受けている。
- SPEの通常の活動に伴う便益の大半を享受するために、当グループが意思決定権および経営権を有している(例えば、SPEの解散権、定款の修正権、定款修正に対する正規の拒否権を行使できるなど)。
- 当グループがSPEの便益の大半を享受することができ、従って、SPEの活動に伴うリスクを負う可能性がある。それらの便益とは、SPEの収益の一部または全部に対する権利(年次ベースで算出)、SPEの純資産持分に対する権利、SPEの一つまたは複数の資産から便益を受ける権利、あるいはSPEの清算の際に残余資産の大半を受け取る権利である。
- SPEの活動から便益を受けるために、当グループが、SPEが負っているリスクの大半を引き受けている。例えば、SPEが保有する資産ポートフォリオの初期損失を当グループが負う場合がそれに当たる。

注 1. b. 2 連結の方法

当グループによる独占的支配を受けている企業は、すべて連結されている。当グループが、当該企業の活動から便益を得ることを目的として、その企業の財務上・業務上の方針を統治している場合、当グループは独占的支配権を有している。BNPパリバ・グループが当該企業の議決権の過半数を直接的または間接的に保有する場合には、独占的支配があるものとみなされる。また、独占的支配は、当グループが、契約に基づき当該企業の財務上・業務上の方針を統治する権限を持つ場合にも存在する。つまり、当該企業の取締役会または同等の統治機関のメンバーの過半数を指名あるいは解任する権限を持つ場合、または、当該企業の取締役会または同等の統治機関の会議で過半数の議決権を行使できる場合である。

支配権の割合を決定する際、現状の行使可能な議決権および転換によって議決権となる潜在的議決権が考慮される。

共同支配を受ける企業は、比例連結法を用いて連結される。契約に基づき、戦略的な財務上・業務上の意思決定の際に、支配権を共同で保有する各当事者の全員一致の同意を必要とする場合、当グループは、共同支配権を行使している。

当グループが重要な影響力を行使する企業(関連会社)は、持分法によって会計処理される。重要な影響力とは、支配権を行使することなく、当該企業の財務上・業務上の方針に関する決定に参加する力である。当グループが当該企業の議決権の20%以上を直接的または間接的に保有する場合には、重要な影響力があるものとみなされる。20%未満の持分は連結対象から除外されるが、持分が戦略的投資であったり、また、当グループが重要な影響力を行使している場合は例外となる。他のグループとの提携で設立された会社であって、BNPパリバ・グループが、取締役会またはこれに相当する統治機関の代表を通して、当該企業の戦略決定に参加する場合、あるいは経営システムを提供するかシニア・マネージャーを送り込むことにより会社の運営管理に影響力を行使する場合、また、会社の発展を支援する技術的支援を行う場合などがこれに該当する。

関連会社(持分法適用会社)の純資産の変動は、貸借対照表の資産側の「関連会社に対する投資」および株主資本の関連する勘定で認識される。関連会社ののれんも「関連会社に対する投資」に含まれる。

減損の兆候がある場合には、持分法で連結されている投資(のれんを含む)の帳簿価額について、回収可能価額(使用価値と正味売却価額のいずれか高い方の価額)と帳簿価額を比較する方法で減損テストが実施される。該当する場合、連結損益計算書の「関連会社投資損益」に減損が認識される。なおこの減損は、状況により、後日戻入される場合がある。

関連会社の損失に対する当グループの持分が、当該関連会社に対する投資の帳簿価額以上に達した場合、当グループは、それ以上の損失を含めることを停止し、そのような投資の価値はゼロとして計上される。当グループが法的債務かみなし債務を負う範囲内、または関連会社に代わって支払いを行った範囲内でのみ、当グループは関連会社の損失を追加計上する。

少数株主持分は、連結企業内の連結損益計算書および貸借対照表に単独の勘定科目として計上される。少数株主持分の計算では、資本性金融商品に分類され、子会社によって発行され、当グループ外で保有される累積的優先株式の残高を考慮する。

2010年1月1日以前に完了した支配権の喪失原因となる取引は、対象株式の売価と同株式に対する当グループの資本持分の差額に相当する損益を生じさせた。2010年1月1日以降に完了した取引について、改訂後のIAS第27号は、当グループが引き続き保有する資本持分を、純損益を通じて公正価値で再測定することを求めている。

連結対象企業に対する投資に係る実現損益は、損益計算書の「長期性資産に係る純利益」に認識される。

注 1.b.3 連結手続

連結財務諸表を作成する際、類似の環境における同種の取引およびその他の事象に関して統一された会計方針を用いて作成される。

・ グループ会社間の残高と取引の相殺消去

連結企業間の取引に起因するグループ会社間残高および取引そのもの(収益、費用および配当を含む)は相殺消去される。グループ会社間の資産の売買に起因する損益は相殺消去される。ただし、売買された資産の価値が減損している兆候がある場合は例外となる。売却可能資産の価額に含まれる未実現損益は、連結財務諸表に引き続き計上される。

- ・ 外貨で表示された財務諸表の通貨換算

BNPパリバの連結財務諸表はユーロ建てで作成されている。

機能通貨がユーロでない企業の財務諸表は、決算日レート法により換算される。この方法によれば、すべての資産・負債は(貨幣性、非貨幣性を問わず)、決算日の直物為替レートによって換算される。収益・費用の項目は、会計期間の平均レートで換算される。

同じ方法が、超インフレ経済下にある企業の財務諸表に対しても適用されるが、その際、一般物価指数を適用することでインフレの影響を調整する。

貸借対照表項目および損益計算書項目の外貨換算差額のうち、親会社株主帰属部分は親会社株主資本の「為替レート」に計上され、外部投資家帰属部分は「少数株主持分」に計上される。IFRS第1号によって認められている任意の会計処理に基づき、当グループは2004年1月1日現在の期首貸借対照表において親会社株主および少数株主持分に帰属するすべての累積為替換算差額を利益剰余金に振り替え、すべての換算差異をゼロとした。

投資の種類が変化する(支配権、重要な影響力、または共同支配権を喪失する)こととなるような、ユーロ圏外に拠点を置いている外国企業に対する持分の一部もしくは全部の清算もしくは売却の際には、当該清算もしくは売却日現在で資本の累積為替換算調整勘定に計上されている額(段階法で算出された額)が損益計算書に認識される。

投資の種類は変化しないものの、持分割合は変化する場合、投資先企業が完全子会社のままであれば、為替換算調整勘定の残高が、親会社株主帰属部分と少数株主帰属部分の間で再配分される。関連会社および合併事業については、持分と関係のある部分の売却は、損益計算書に認識される。

注1.b.4 企業結合とのれんの測定

- ・ 企業結合

企業結合はパーチェス法を用いて会計処理される。

パーチェス法では、被取得会社の識別可能な資産および引受けた負債は、買収日の公正価値で測定される。ただし、売却目的で保有する資産に分類される長期性資産は、売却費用控除後の公正価値で計上される。

被取得会社の偶発債務は、当該債務が取得日における現在の債務を表しており、当該債務の公正価値が信頼性をもって見積り可能な場合を除き、連結貸借対照表に認識されない。

企業結合の取得原価とは、交換日現在の取得資産、引受債務、および被取得会社の支配を獲得するために発行された資本性金融商品の公正価値である。企業結合に直接帰属する費用は個別取引に伴う費用として取り扱われ、損益計算書を通じて認識される。

条件付対価は、支配権を得た時点で、支配権を取得した日の公正価値で取得原価に含まれる。金融負債として認識済みの条件付対価のその後の価額変動は、損益計算書を通じて認識される。

当グループは、暫定的な会計処理について買収日から12ヶ月以内に調整額を認識することがありうる。

のれんとは、企業結合の取得原価と、被取得会社の識別可能な資産および負債の取得日現在の公正価値純額に対する取得会社の持分との差額である。正ののれんは取得会社の貸借対照表で認識され、負ののれんは取得日に即時に損益計算書で認識される。少数株主持分は、被取得会社の識別可能な資産および負債の公正価値に対する持分で測定される。当グループは、各企業結合に係る少数株主持分を公正価値で測定することを選択でき、その場合にはのれんの一定割合が少数株主持分へ配賦される。当グループがこれまでに後者の選択を行ったことはない。

のれんは被取得会社の機能通貨で認識され、決算日レートで換算される。

取得以前より保有していた被取得会社に対する株式持分は、当該取得日に、損益計算書を通じて公正価値で再測定される。このため段階取得の場合、のれんは、当該取得日現在の公正価値を参照して算定される。

IFRS第3号(改訂)の適用は非遡及適用のため、2010年1月1日以前に完了した企業結合については、IFRS第3号の変更による影響を反映するための修正再表示を行っていない。

IFRS第1号により認められている通り、2004年1月1日より前に行われ、以前適用されていた会計基準(フランスGAAP)に準拠して計上された企業結合については、IFRS第3号の原則に準拠した修正再表示は行われていない。

- ・ のれんの測定

BNPパリバ・グループは、のれんの価値の減損について定期的にテストしている。

- ー 資金生成単位

BNPパリバ・グループは、すべての活動を主要な業務部門を表す資金生成単位⁽²⁾に分けている。この分類は、当グループの組織構造および管理方法に合致するものであると共に、業績および管理のアプローチの観点から見た各単位の独立性を反映したものとなっている。分類は、企業買収、売却、大規模な組織変更など、資金生成単位の構成に影響を与える可能性の高い事象を考慮するため定期的に見直される。

⁽²⁾ IAS第36号による定義。

- ー 資金生成単位の減損テスト

資金生成単位に割り当てられたのれんに対し、年に一度、さらに減損の兆候があれば随時、当該単位の帳簿価額と回収可能価額との比較により減損テストが行われる。回収可能価額が帳簿価額を下回る場合、戻入不能な減損損失が認識され、当該単位の帳簿価額のうちの回収可能価額を上回る部分についてののれんの価額を切り下げる。

- ー 資金生成単位の回収可能価額

資金生成単位の回収可能価額は、資金生成単位の公正価値と当該資金生成単位の使用価値の内、いずれか高い方となる。

公正価値とは、測定日現在の市場実勢で資金生成単位を売却した場合に得られるであろう価格をいう。この価格は主に、類似企業の最近の取引実勢価格を参照して、あるいは比較対象企業の株価倍率を基に算出される。

使用価値は、資金生成単位によって生み出される将来のキャッシュ・フローの見積もりに基づいており、当該単位の管理職が作成し当グループの業務執行陣が承認した年間見通しおよび市場における資金生成単位の活動のポジショニングの変更に関する分析から算出される。これらのキャッシュ・フローは、資金生成単位が属する事業分野および関連地域への投資に対して投資家が求める期待収益率で割引かれる。

注 1.c 金融資産および金融負債

注 1.c.1 貸出金および債権

貸出金および債権は、トレーディング目的保有以外で、当グループが行った融資、シンジケート・ローンの当グループの引受分、および活発な市場における公表価格のない購入貸付債権を含む。活発な市場で公表価格のある貸出金は「売却可能金融資産」に分類され、当該分類に適用可能な方法を用いて測定される。

貸出金および債権は、当初公正価値またはそれに相当する価額に基づいて測定される。その際の公正価値とは通常、当初に支払われた金額で、貸出金の実効金利の調整となる取得に直接起因するオリジネーション・コストおよび特定の種類の手数料(シンジケーション・コミッション、コミットメント・フィーおよび取扱手数料)との純額である。

その後、貸出金および債権は償却原価で測定される。利息および取引費用に加えて貸出金の当初の価値に含まれる手数料類から構成される貸出金に係る収益は、実効金利法で計算され、貸出金の期間にわたって損益計算書に計上される。

貸付が実行される以前に融資コミットメントに対し稼得した手数料は繰り延べられ、貸付が実行された時点で貸出金の価値に含まれる。

貸付実行の可能性が低い場合、あるいは貸付実行のタイミングや金額が不確実な場合、融資コミットメントに対し稼得した手数料はコミットメント期間にわたって定額法で認識される。

注 1.c.2 規制貯蓄預金と貸付契約

住宅財形貯蓄口座 (Comptes Épargne-Logement、以下「CEL」という。)および住宅財形貯蓄制度 (Plans d'Épargne Logement、以下「PEL」という。)は、フランスで販売されている公的リテール商品である。これは預金・貸出金一体型商品であり、預金が貸付の条件になっている。

これらの商品に関してBNPパリバは2種類の義務を負っている。つまり、契約時に政府が設定した金利で(PEL商品の場合)、または法が定める物価スライド方式に従い半年ごとに見直す金利で(CEL商品の場合)無期限に預金金利を支払う義務、および貯蓄期間に取得した権利に応じた金額を契約時に設定した金利で(PEL商品の場合)、または貯蓄状況に応じた金利で(CEL商品の場合)顧客に対して貸し付ける(顧客の選択による)義務である。

各ジェネレーション(PEL商品の場合、一つのジェネレーションはすべて同じ当初金利の商品から成り、CEL商品の場合、全CEL商品が一つのジェネレーションを構成する)に関連する当グループの将来債務は、当該ジェネレーションのリスクにさらされている残高から将来生じる可能性のある利益を割引くことにより測定する。

リスクにさらされている残高は顧客行動の実績分析を基に推定され、次の金額と等しくなる。

- ー 貸付面では、統計的に蓋然性の高い貸付残高および実際の貸付残高。
- ー 貯蓄面では、統計的に蓋然性の高い残高と最低予想残高との差。条件付きでない定期預金残高を最低予想残高とみなす。

貯蓄面では、再投資金利と、再投資期間中のリスクにさらされている預金残高に対する固定預金金利との差が将来生じる利益とみなされ、貸付面では、再調達金利と、再調達期間中のリスクにさらされている貸出金残高に対する固定貸出金利との差が将来生じる利益とみなされる。

貯蓄面での再投資金利および貸付面での再調達金利は、スワップ取引のイールド・カーブ、ならびに種類および満期日が類似している金融商品の期待スプレッドから算出する。スプレッドは、貸付面の場合は固定金利住宅ローン、貯蓄面の場合はリテール商品の実勢スプレッドを基に算出する。将来の金利動向の不確実性、さらには当該金利動向が顧客行動モデルおよびリスクにさらされている残高へ及ぼす影響を反映させるため、債務の推定にはモンテカルロ法を用いている。

契約のジェネレーションごとの貯蓄・貸付に関し、当グループの将来の想定債務合計が当グループにとって好ましくない可能性がある場合、引当金を貸借対照表の「偶発債務等引当金」勘定で(ジェネレーション間で相殺せず)認識する。この引当金の増減は、損益計算書の受取利息として認識する。

注 1.c.3 有価証券

・ 有価証券の分類

当グループが保有する有価証券は、次の4つのいずれかに分類される。

ー 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産(デリバティブ商品は除く)は、次のものから成る。

- ー トレーディング目的で保有する金融資産
- ー 当グループが当初の認識の際に、IAS第39号に基づく公正価値オプションを用い、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融資産。公正価値オプション適用の条件は、注 1.c.11に記載されている。

このカテゴリーの有価証券は、決算日の公正価値で測定される。取引費用は、損益計算書に直接計上される。公正価値の変動(固定利付証券の未収利息を除く)は、損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益／損失」に、変動利付証券の配当や実現処分損益と共に計上される。

このカテゴリーに分類される固定利付証券の収益は、損益計算書の「受取利息」に計上される。公正価値とは、これらの有価証券の取引先リスクの評価を内包したものである。

ー 貸出金および債権

活発な市場で取引されていない、固定または決定可能な受領額の有価証券は、所有者が信用低下以外の理由で初期投資のほぼ全額を回収できない可能性のある有価証券を除き、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類するための基準を満たしていない場合、「貸出金および債権」に分類される。これらの有価証券は、注1.c.1に記載の方法で測定および認識される。

ー 満期保有目的金融資産

満期保有目的金融資産とは、固定または決定可能な受領額と固定の満期を有する投資であり、当グループが満期まで保有する意思と能力を持つものである。このカテゴリーの資産の金利リスクをカバーする目的で契約したヘッジ取引は、IAS第39号で定義されたヘッジ会計として適格ではない。

このカテゴリーの資産は、実効金利法により償却原価で計上されるが、この償却原価にはプレミアムとディスカウント(資産の購入価格と償還価値の差額に該当する)、また(重要な場合には)取得付随費用の償却額が組み込まれる。このカテゴリーの資産より稼得した収益は、損益計算書の「受取利息」に含まれる。

ー 売却可能金融資産

売却可能金融資産とは、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」、「満期保有目的金融資産」、または「貸出金および債権」のいずれかに分類されるもの以外の固定利付証券および変動利付証券である。

売却可能のカテゴリーに含まれる資産は当初は公正価値で計上され、取引費用は金額的重要性のある場合に加算される。これらは決算日に公正価値で再測定され、(未収利息を除く)公正価値の変動は、株主資本の独立勘定に表示される。売却時に、それら未実現損益は株主資本から損益計算書に振り替えられ、「売却可能金融資産に係る純利益／損失」勘定に計上される。減損が生じている場合にも、同じ原則が適用される。

実効金利法によって認識された売却可能固定利付証券の収益は、損益計算書の「受取利息」に計上される。変動利付証券からの配当収入は、当グループの支払いを受ける権利が確定した時点で「売却可能金融資産に係る純利益／損失」に認識される。

・ 有価証券売戻(リバース・レポ)／買戻(レポ)契約取引と有価証券貸付／借入取引

買戻(レポ)契約の下で一時的に売却された有価証券は、当グループの貸借対照表のそれまでと同じ有価証券のカテゴリーに計上される。それに対応する負債は貸借対照表の適切なカテゴリーで認識するが、トレーディング目的で契約したレポ契約の場合は例外であり、対応する負債は「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」に分類される。

売戻(リバース・レポ)契約の下で一時的に取得した有価証券は、当グループの貸借対照表には計上されない。これに対応する債権が「貸出金および債権」に計上されるが、トレーディング目的で契約したリバース・レポ契約の場合は例外であり、対応する債権は「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類される。

有価証券貸付取引によって、貸し付けられた有価証券の計上が取り消されることはなく、有価証券借入取引によって、借り入れられた有価証券が貸借対照表に計上されることもないが、当グループが借入後に借入有価証券を売却した場合、借入有価証券を満期日に引渡す債務は、貸借対照表の「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」に計上される。

- ・ 有価証券取引に関する認識日

純損益を通じて公正価値で測定する、満期保有目的、または売却可能金融資産として分類された有価証券は取引日に認識される。

どの分類であっても(純損益を通じて公正価値で測定する、貸出金および債権または債務)、一時的な有価証券の売却および借入有価証券の売却は決済日に当初認識される。売戻(リバース・レポ)/買戻(レポ)契約に基づく債券の貸借と引き換えに融資コミットメントに基づき授受される貸付/借入金は、取引実行日から取引決済日までの間の取引認識日に、それぞれ「貸出金および債権」ならびに「負債」として認識される。売戻(リバース・レポ)/買戻(レポ)契約が、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」および「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」にそれぞれ分類される場合、当該契約は、デリバティブ金融商品として認識される。

有価証券取引は、当グループが関連するキャッシュ・フローを受け取る権利が消滅するまで、または当グループが有価証券の所有に関連するすべてのリスクおよび便益を実質的に移転するまで、貸借対照表に計上される。

注 1.c.4 外貨取引

当グループが行う外貨取引に関連する資産および負債の会計処理方法、ならびに当該取引により生じる為替リスクの測定方法は、当該資産または負債が貨幣性項目または非貨幣性項目のいずれに該当するかにより異なる。

- ・ 外貨表示の貨幣性資産・負債⁽³⁾

外貨表示の貨幣性資産・負債は決算日レートで当グループの関連事業体の機能通貨に換算する。換算差額は、キャッシュ・フロー・ヘッジまたは外貨純投資ヘッジ手段に指定される金融商品から生じるものを除き、損益計算書で認識する。キャッシュ・フロー・ヘッジまたは外貨純投資ヘッジ手段に指定される金融商品から生じる換算差額は、株主資本勘定で認識する。

⁽³⁾ 貨幣性資産・負債とは、固定または決定可能な金額で受領または支払うことになる資産および負債である。

- ・ 外貨表示の非貨幣性資産・負債

非貨幣性資産は、取得原価または公正価値のいずれかで測定する。外貨表示の非貨幣性資産は、取得原価で測定する場合には取引日の為替レートを用いて、公正価値で測定する場合には決算日レートで換算する。

公正価値で測定する外貨表示の非貨幣性資産(変動利付証券)の換算差額は、当該資産が「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類される場合には損益計算書で認識し、「売却可能金融資産」に分類される場合には、当該金融資産が公正価値ヘッジ関係で為替リスクのヘッジ対象に指定されてい

ない限り株主資本勘定で認識するが、指定されている場合には損益計算書で認識する。

注 1.c. 5 金融資産の減損およびリストラクチャリング

- ・ 不良貸出金

不良貸出金は、借手がコミットメントの一部またはすべてを遵守しないリスクがあると当行が考慮する貸出金として定義される。

- ・ 「貸出金および債権」および「満期保有目的金融資産」の減損、「融資および保証のコミットメント」に対する引当金

貸付実行後または資産取得後に発生した事象により価値が減少したとの客観的証拠がある場合、当該事象が将来のキャッシュ・フローの金額またはタイミングに影響を与える場合、また当該事象による結果が信頼性をもって測定できる場合、当該貸出金および満期保有目的金融資産について減損損失を認識する。貸出金の減損に関する証拠の評価は、個別の金融資産に実施した後、ポートフォリオ・ベースで実施する。当グループが供与した融資および保証のコミットメントについても同様の原則を適用しており、融資コミットメントの評価においては実行の可能性が考慮される。

個別では、金融資産の減損の客観的証拠は以下の事象に関する観測可能なデータを含む。

- － 期日を3ヶ月経過した勘定の存在(不動産貸出金および地方自治体に対する貸出金は6ヶ月経過)
- － 借手の支払いが滞ったことがあるか否かにかかわらず、リスクが発生していると考えられる程の重大な財政難に借手が陥っているという認識または兆候
- － 借手が財政難に陥っていなければ検討されなかった、貸手による借手の支払い条件に関する譲歩(詳しくは、「『貸出金および債権』に分類される資産のリストラクチャリング」と題されたセクションを参照)。

当該資産の回収可能とみなされる構成要素(元本、金利、担保など)を当初実効金利で割引いて求めた現在価値と減損前の帳簿価額との差額が減損の金額となる。減損損失額の変動は、損益計算書の「リスク費用」に認識される。減損損失認識後に発生した事象と客観的に関連する、減損損失の減少は、損益計算書の「リスク費用」勘定に貸方計上する。資産が減損処理された場合、当該資産の帳簿価額に基づき稼得される理論上の利息(回収可能キャッシュ・フロー見積額を 割引く際に用いる当初実効金利を使い算出される)を損益計算書の「受取利息」で認識する。

貸出金および債権の減損損失は、当該貸出金および債権が最初に資産計上された時の金額を減少させる個別引当金勘定に通常は計上される。オフバランスシートの金融商品、融資および保証のコミットメントまたは訴訟に関連した引当金は、負債に認識される。当行が債権または保証を回収するためのすべての手段に失敗した場合、または債権のすべてまたは一部が放棄された場合、減損した債権はすべてまたは一部償却され、対応する引当金は損失分が戻し入れられる。

個別で減損していない相手先については、類似の特徴を持つポートフォリオ・ベースでリスク評価する。このリスク評価では過去の実績に基づく内部格付制度を利用し、必要に応じて決算日現在の実勢を反映するよう調整が行われる。これにより当グループは、個別相手先に減損を配賦できる段階でなくとも貸付実行後に発生した事象のため返済期日に債務不履行となるおそれがある多くの貸付先を発見することが可能になる。債務不履行の可能性はポートフォリオ全体の減損の客観的証拠となる。この評価はまた、評価期間中の景気動向を勘案しながら、疑念のあるポートフォリオの損失額も推計する。ポートフォリオの減損の増減額は、損益計算書の「リスク費用」に認識する。

経験豊富な当行の事業部門またはリスク管理部門の判断に基づき、当グループは例外的な経済事象によって影響を受ける経済領域または地域について追加的に集団的な減損を認識することがある。これは、これらの事象の結果が、これらの事象の影響を受ける類似の特徴をもつ貸出金のポートフォリオに対して、集団的な減損を決定するために用いられるパラメーターを調整するのに十分な正確性をもって測定することができない場合に該当し得る。

- ・ 売却可能金融資産の減損

売却可能金融資産(主として有価証券)については、取得後に一つまたは複数の事象により減損が発生したとの客観的証拠がある場合には、個別に減損を認識する。

活発な市場に公表価格がある変動利付証券の場合、公表価格の取得価格に対する著しい下落または長期にわたる下落といった基準に基づき、長期的な減損が生じている可能性のある有価証券を管理システムにより特定し、その結果に基づき、当グループは個別に定性的分析を追加実施する。これにより公表価格に基づき算出された減損損失が認識される場合がある。

当グループは、上記基準とは別に、3つの減損の兆候を定めており、1つ目が価格の著しい下落(取得価格から50%超下落)、2つ目が価格の長期にわたる下落(2年以上連続)、3つ目が年度中の観察期間にわたり、平均下落額が少なくとも30%に達するというものである。この2年という期間は、取得価格を下回る価格の緩やかな下落を、単なる株式市場に固有のランダムなボラティリティまたは数年間にわたる周期的な変動の影響によるものではなく、減損の正当な根拠となる持続的現象として捉えるのに必要と当グループが考えている期間である。

同様の方法が、活発な市場における公表価格のない変動利付証券にも適用される。その後のあらゆる減損額は、評価モデルを用いて算定される。

固定利付証券の場合、個別的に減損した貸出金および債権に適用されたものと同じ基準に基づき減損が判定される。活発な市場における公表価格のある固定利付証券の減損額は、当該公表価格をもとに算定される。上記以外のあらゆる固定利付証券の減損額は、評価モデルを用いて算定される。

変動利付証券の減損損失は、営業収益勘定の「売却可能金融資産に係る純利益／損失」において認識し、当該有価証券の売却まで損益計算書を通して戻し入れることはできない。その後の公正価値の下落は追加の減損損失となり、損益計算書で認識される。

固定利付証券の減損損失は「リスク費用」で認識し、直近の減損認識後に発生した事象に関連して公正価値が上昇したと客観的に見られる場合には、損益計算書を通して戻し入れることができる。

- ・ 「貸出金および債権」に分類される資産のリストラクチャリング

「貸出金および債権」に分類される資産のリストラクチャリングは、不良債権のリストラクチャリングとしてみなされる手続で、この手続を行う当行は、借手の財政難と関係のある経済的なまたは法的な理由により、原貸出取引の条件を、借手が契約に基づき当行に対して履行すべき債務（現在価値で測定される）が減少するような内容へ修正（この修正は、前述の理由がなければ検討しなかったであろう修正である）することに同意することとなる。

このリストラクチャリングにおいては、該当する債権の帳簿価額が、原取引の実効金利を用いて、リストラクチャリング後の予想将来キャッシュ・フローの現在価値まで割り引かれる。

これに伴う資産価額の減少分は、損益計算書の「リスク費用」に認識される。

またこのリストラクチャリングが、借手が明らかに異なる他の資産をもって原債務の一部分またはすべてを清算するという形で行われる場合、借手の原債務（注1.c.14を参照）と当行が受け取る資産は、清算日に公正価値で認識される。これに伴う価額の差額も、損益計算書の「リスク費用」に認識される。

注1.c.6 金融資産の再分類

認められている金融資産の再分類は以下に限られている。

- ー 短期売却目的で保有しない非デリバティブ金融資産の、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」から以下への再分類。
 - ー 「貸出金および債権」（当該資産がこのカテゴリーの定義を満たしており、当グループが、予測可能な将来または満期まで当該資産を保有する意思と能力を持っている場合）。または、
 - ー 「その他のカテゴリー」（再分類対象資産が再分類後のポートフォリオに適用される条件を満たしていることにより正当とされる極めて稀な場合のみ）。
- ー 「売却可能金融資産」から以下への再分類。
 - ー 「貸出金および債権」（「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」からの再分類に係る上記の条件と同じ）。
 - ー 「満期保有目的金融資産」（満期のある資産の場合）、または「取得原価で測定する金融資産」（非上場変動利付資産の場合）。

金融資産は、再分類日現在における、公正価値か特定のモデルを用いて計算された価額で再分類される。再分類対象金融資産に組み込まれているあらゆるデリバティブは個別に認識され、損益計算書を通じて公正価値の変動が認識される。

再分類後、資産は、再分類後のポートフォリオに適用される規定に従って認識される。再分類日現在の振替価格は、減損判定時には、当該資産の取得原価とみなされる。

「売却可能金融資産」から別のカテゴリーへの再分類時には、資本を通じて過去に認識済の利益または損失は、損益計算書を通じ、対象資産の残存期間にわたり実効金利法で償却される。

見積回収可能価額の上方修正は、見積修正日現在の実効金利に対する調整を通じて認識される。また下方修正は、金融資産の帳簿価額に対する調整を通じて認識される。

注 1.c. 7 負債証券の発行

当グループが発行した金融商品は、当該商品が発行したグループ会社が商品の保有者に対して現金または他の金融資産を引き渡す契約上の義務を負う場合に、負債商品とみなされる。当グループが、他の企業との間で当グループにとって潜在的に不利な条件で金融資産または金融負債を交換する、あるいは可変数量の当グループの自己株式を引き渡す必要がある場合も同様である。

負債証券の発行は、最初に取り引費用を含む発行価格で認識され、その後実効金利法を用いて償却原価で測定される。

当グループの資本性金融商品との引換により償還可能な債券、または当グループの資本性金融商品に転換可能な債券は、当初認識時に、負債と資本の両要素を持つ複合金融商品として会計処理される。

注 1.c. 8 自己株式と自己株式デリバティブ

「自己株式」という言葉は、親会社(BNPパリバSA)またはその完全子会社が発行した株式を意味する。新株発行に直接帰属する外部費用は、すべての関連する税金控除後に株主資本から控除される。

当グループが保有する自己株式は、金庫株としても知られているが、保有の目的に関わらず、連結株主資本の部から控除される。また、そのような金融商品から発生する損益は、連結損益計算書から消去される。

当グループがBNPパリバの独占的支配を受ける子会社発行の資本性金融商品を取得する場合、取得価格と取得した純資産に対する持分との差額をBNPパリバの親会社株主帰属利益剰余金に計上する。同様に、そのような子会社の少数株主に付与されたプット・オプションに対応する負債およびその価値の増減は、まず少数株主持分で相殺し、余剰があればBNPパリバの親会社株主帰属利益剰余金で相殺する。これらのオプションが行使されない限り、少数株主帰属純利益の一部は損益計算書の少数株主損益に配賦される。完全子会社に対する当グループの持分の減少は、株主資本の変動として当グループの財務諸表に認識される。

自己株式デリバティブは、決済方法により次のように会計処理する。

- ー 一定額の現金その他金融資産と交換に、自己株式の一定数を現物として引き渡すことにより決済される場合には、資本性金融商品として会計処理する。この場合、そのような資本性金融商品の再評価は行わない。
- ー 現金決済の場合、または、自己株式を現物として引き渡すことにより決済するか、現金で決済するかを選択により決済する場合には、デリバティブとして会計処理する。そのようなデリバティブの価値の増減は損益に計上する。

契約により当行が自己株式を買い戻す義務(偶発債務であるか否かを問わない)を負う場合、当行は、当該債務を現在価値で認識し、株主資本にて相殺仕訳を行わなければならない。

注 1.c.9 デリバティブおよびヘッジ会計

すべてのデリバティブは、取引日に取引価格で貸借対照表に認識され、決算日に公正価値で再測定される。

・ トレーディング目的で保有するデリバティブ

トレーディング目的で保有するデリバティブは、公正価値がプラスの時には貸借対照表の「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に、また公正価値がマイナスの時には貸借対照表の「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」にそれぞれ計上される。実現損益ならびに未実現損益は損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益／損失」に認識される。

・ デリバティブおよびヘッジ会計

ヘッジ関係の一部として契約されるデリバティブは、ヘッジの目的に合わせて指定される。

公正価値ヘッジは、特に、固定金利の資産および負債に伴う金利リスクをヘッジするため、特定された金融商品(有価証券、発行債券、貸出金および借入金)および金融商品のポートフォリオ(特に、要求払預金および固定金利貸出金)の両方に対して利用される。

キャッシュ・フロー・ヘッジは、特に、変動金利の資産および負債に伴う金利リスクをヘッジするために利用されるが、その中には借換えや可能性が非常に高い予定外貨収入の為替リスクヘッジが含まれる。

当グループは、ヘッジの開始時に公式文書を作成している。その文書には、ヘッジ関係を特定するヘッジ対象、またはヘッジ対象の一部、あるいはヘッジ対象のリスク部分、ヘッジ戦略およびヘッジされるリスクのタイプ、ヘッジ手段、およびヘッジ関係の有効性を評価する方法を詳述している。

当グループは、取引の開始時およびその後少なくとも四半期ごとに、当初の文書と整合性を取りながらヘッジ関係の実際(遡及的)の有効性と予想される(将来の)有効性を評価する。遡及的な有効性のテストは、ヘッジ対象内のヘッジ手段の公正価値またはキャッシュ・フローの実際の変動率が80%から125%の範囲内にあるかどうかを評価するよう設定されている。将来の有効性のテストは、デリバティブの公正価値またはキャッシュ・フローの予想される変動が、ヘッジの残存期間において、ヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローの変動を十分に相殺することが確認できるよう設定されている。可能性が非常に高い予定取引の場合、その有効性は概して類似取引の実績データに基づいて評価される。

欧州連合が採用するIAS第39号(ポートフォリオ・ヘッジに関する特定の規定を除く)に基づき、資産または負債のポートフォリオに基づく金利リスクのヘッジ関係は、下記の通り公正価値ヘッジ会計適用対象として適格である。

- ー ヘッジ対象として指定されたリスクは、商業銀行取引(顧客への貸出金、貯蓄預金、要求払預金)に係る金利のうち銀行間取引の金利部分に関連する金利リスクである。
- ー ヘッジ対象として指定された金融商品は、各マチュリティ・バンド(満期帯)において、ヘッジ対象原資産に係る金利ギャップの一部に対応している。
- ー 利用されるヘッジ手段は「プレーン・バニラ」スワップのみである。

- ー 将来のヘッジの有効性は、すべてのデリバティブが開始時にヘッジ対象のポートフォリオに伴う金利リスクを軽減する効果を持つという事実に基づき確立されている。遡及的には、(貸出金の期限前償還または預金の引出しによって)その後、特に各マチュリティ・バンド(満期帯)においてヘッジ対象に不足が生じた場合、ヘッジはヘッジ会計上適格でなくなる。

デリバティブとヘッジ対象の会計処理はヘッジ戦略により異なる。

公正価値ヘッジ関係におけるデリバティブは、貸借対照表において公正価値で再測定され、公正価値の変動は損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益／損失」に認識され、その対となる会計処理としてヘッジ対象がヘッジリスクを反映するよう再測定される。ヘッジされた構成要素の公正価値の再測定は貸借対照表において認識されるが、特定された資産と負債のヘッジの場合にはヘッジされた項目の分類に従って認識され、ポートフォリオのヘッジ関係の場合には「金利リスクヘッジポートフォリオの再測定による調整」として認識される。

ヘッジ関係が終了する、あるいは有効性の基準をもちや満たさない場合は、ヘッジ手段はトレーディング勘定へ振り替えられ、そのカテゴリーに適用される会計処理に従って計上される。特定の固定利付証券の場合、貸借対照表で認識された再測定による調整額は当該証券の残存期間にわたって実効金利で償却される。金利リスクヘッジ対象固定利付証券ポートフォリオの場合、調整額はヘッジの当初期間の残存期間にわたって定額法で償却される。ヘッジ対象が、特に期限前償還などによって貸借対照表に表示されない場合、調整額は即時に損益計算書に計上される。

キャッシュ・フロー・ヘッジ関係の場合、デリバティブは貸借対照表にて公正価値で測定され、公正価値の変動額は株主資本の「未実現または繰延利益／損失」に独立して計上される。ヘッジ期間を通じて株主資本に計上される金額は、ヘッジ対象からのキャッシュ・フローが損益に影響を与える時点で損益計算書の「正味受取利息」に振り替えられる。ヘッジ対象は、その項目が属するカテゴリーにおいて個別の会計処理に基づき、引き続き計上される。

ヘッジ関係が終了した場合、あるいは有効性の基準をもちや満たさなくなった場合、ヘッジ手段の再測定の結果として株主資本で認識された累積額は、ヘッジ取引そのものが損益に影響を与えるまで、あるいは、取引が今後発生しないことが明らかになるまで、資本に留保され、その後、損益計算書で処理される。

ヘッジ対象が存在しなくなった場合、株主資本勘定で認識した累積額を即座に損益計算書へと振り替える。

使用されるヘッジ戦略がどのようなものであっても、ヘッジの非有効部分は損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益／損失」に認識される。

子会社や支店に対する外貨建て純投資のヘッジは、キャッシュ・フロー・ヘッジと同じ方法で会計処理される。ヘッジ手段は、通貨デリバティブまたはその他の非デリバティブ金融商品である。

・ 組込デリバティブ

複合金融商品に組み込まれたデリバティブは、複合金融商品が純損益を通じて公正価値で測定される金融資産または負債として計上されていない場合や、組み込まれたデリバティブの経済特性およびリスクが主契約の経済特性およびリスクと緊密に関連していない場合は、当該商品の価値から分離され、デリバティブとして個別に会計処理される。

注 1.c.10 公正価値の決定

公正価値とは、測定日において、市場参加者間で、主要な市場または最も有利な市場における秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格または負債の移転のために支払うであろう価格を言う。

当グループでは、金融商品の公正価値を、外部の情報源から直接取得した価格情報または評価技法のいずれかを用いて算定している。前述の技法には、主に、一般に認められたモデル(割引キャッシュ・フロー・モデル、ブラック・ショールズ・モデル、補間法)を含むマーケット・アプローチとインカム・アプローチがある。前述の技法は、観測可能なインプットを最大限活用し、観測不能なインプットの活用を最低限に抑える技法である。前述の技法には、現在の市場の状況を反映するための調整が加えられる。また、各種評価モデルまたは当該モデルにて用いられるインプットを用いた評価では、モデル、流動性および信用リスクといったいくつかの要素が考慮されないにもかかわらず、市場参加者が、出口価格を定める際に当該要素を考慮している場合、価値調整が適宜実施される。

測定は、通常、各金融資産または金融負債単位で行うが、一定の条件を満たす場合には、ポートフォリオ・ベースでの測定も選択できる。このため当グループでは、実質的に類似の金融資産および金融負債のグループならびに相殺する市場リスクまたは信用リスクが、文書化されているリスク管理戦略に従いネット・エクスポージャー・ベースで管理される状況で公正価値を算定する場合を除き、前述のポートフォリオ・ベースでの評価を行っている。

公正価値で測定または開示される資産および負債は、下記のような、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルのいずれかに分類される。

- ー レベル1：公正価値が、該当資産および負債の活発な市場における相場価格を用いて算定されるレベル。活発な市場の特徴には、十分な量の取引が十分な頻度で行われていることや、取引価格情報が容易に得られることなどが含まれる。
- ー レベル2：公正価値が、重要なインプットが直接または間接的に観測できる市場データであるような評価技法を用いて算定されるレベル。前述の技法は定期的に調整され、インプットは、活発な市場から得られる情報を用いて裏付けられる。
- ー レベル3：該当金融商品の流動性が不足しているといった理由や、重要なモデル・リスクが存在するといった理由により、市場ベースの観測では、重要なインプットを観測できないか裏付けられないような評価技法を用いて公正価値が算定されるレベル。観測不能なインプットは、入手できる市場データが存在しないため、他の市場参加者が公正価値を測定する際に検討する独自の仮定に由来するパラメーターである。商品の流動性が不足しているかどうか、または重要なモデル・リスクの影響を受けるかどうかに関する評価は、当事者の判断事項となる。

該当資産または負債が公正価値ヒエラルキーのどのレベルに分類されるかについては、公正価値全体にとって重要なインプットが属する最低レベルをもとに決定される。

公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される金融商品については、当初の認識の際に、取引価格と公正価値の間に差異が生じる場合がある。この「デイ・ワン・プロフィット」は繰り延べられ、評価のパラメーターが依然として観測不能である限り、当該商品の当初の期間にわたって損益計算書に計上される。当初観測不能であったパラメーターが観測可能になった場合、または評価が活発な市場での直近の類似取引との比較によって具体化された場合、デイ・ワン・プロフィットの未認識部分はその時点で損益計算書に計上される。

注 1.c.11 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産および負債(公正価値オプション)

金融資産または金融負債は、次の場合、当初の認識時に公正価値で測定するものとして指定することができる。

- ー 他の状況では個別に会計処理されていた組込デリバティブを一つ以上含む複合金融商品の場合
- ー 公正価値オプションを使うことにより、別の勘定科目に分類した場合に発生する資産・負債の測定結果と会計処理との間の不整合を解消または大幅に軽減できる場合
- ー 金融資産および／または金融負債のグループが公正価値ベースで管理および測定されており、リスク管理および投資戦略が適切に文書化されている場合

注 1.c.12 金融資産および金融負債から発生する収益および費用

償却原価で測定する金融商品および「売却可能金融資産」に分類される固定利付証券から発生する収益および費用は、実効金利法を用いて損益計算書で認識する。

実効金利とは、当該金融商品の予想残存期間(それが適切な場合は、それより短い期間)における予想将来キャッシュ・フローを、貸借対照表上の正味帳簿価格まで正確に割り引く利率をいう。実効金利の算出の際には、実効金利の不可分な要素を構成する契約当事者間で授受されるすべての手数料、取引費用、ならびにプレミアムおよびディスカウントを考慮する。

当グループでは、サービス関連の手数料収益・費用の認識方法はサービス内容により異なる。利息の追加分として処理する手数料は実効金利に含め、損益計算書の「受取利息」に認識する。重要な取引の実行に伴う未払および未収手数料は全額、取引実行時に「受取手数料および支払手数料」勘定で損益として認識する。反復して提供するサービスに対する未払および未収手数料もまた、サービス提供期間にわたって「受取手数料および支払手数料」で認識する。

融資保証コミットメントに関して受け取った手数料は、当該コミットメントの公正価値を表すものとみなされる。その結果生じた負債は、その後、営業収益の手数料収益において、当該コミットメントの期間にわたって償却される。

注 1.c.13 リスク費用

リスク費用には、固定利付証券や顧客および金融機関に対する貸出金および債権の減損引当金の変動、供与した融資および保証のコミットメントの変動、回収不能貸出金に係る損失、また償却済貸出金の回収金額が含まれる。この科目には、店頭取引(OTC)の金融商品の相手方に発生したデフォルト・リスクに関連して計上された減損損失や、ファイナンス事業に伴う不正および訴訟に関連した費用も含まれる。

注 1.c.14 金融資産・金融負債の認識中止

当グループは、当該金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または当グループが当該金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利および当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転している場合、金融資産の全部または一部の認識を中止する。こうした条件が満たされない限り、当グループは当該資産を貸借対照表上に残し、当該資産の移転により生じる債務について負債を認識する。

当グループは、金融負債の全額または一部が消滅する場合、当該金融負債の全部または一部の認識を中止する。

注 1.c.15 金融資産および金融負債の相殺

当グループが認識された金額を相殺する法的に強制力のある権利を有しており、かつ、純額で決済するか、資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している場合にのみ、金融資産および金融負債は相殺され、純額で貸借対照表に表示される。

買戻契約および決済機関経由で取引されるデリバティブのうち、関連会計基準に規定の2つの要件を満たすものは貸借対照表上で相殺される。

注 1.d 保険事業に特有の会計基準

完全子会社たる保険会社が締結した裁量権のある有配当性を有する保険契約および金融取引契約から発生する資産および負債に関連する特定の会計方針が、連結財務諸表の目的上適用されている。これらの方針はIFRS第4号に準拠している。

その他すべての保険会社の資産および負債は、当グループの資産および負債に一般的に適用される方針に従って処理され、連結財務諸表において該当する貸借対照表の勘定および損益計算書勘定に含まれる。

注 1.d.1 資産

金融資産と長期性資産は、この注記に記載されている方針に従って会計処理される。その際、ユニットリンク型保険契約のポートフォリオで保有する民間不動産会社に対する持分(SCI)だけは例外であり、決算日の公正価値で測定され、公正価値の変動は損益計算書に計上される。

ユニットリンク型事業に関する責任準備金を表す金融資産は「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」とされ、決算日に原資産の実現可能価額で計上される。

注 1.d.2 負債

保険契約者および受益者に対する当グループの債務は「保険会社の責任準備金」に計上され、重要な保険リスク(例えば、死亡リスクあるいは障害リスク)のある保険契約に関連する負債、および裁量権のある有配当性を有する金融契約に関連する負債で、IFRS第4号の対象となるもので構成される。裁量権のある有配当性を有するとは、保証された給付金の補完として、実際の利益から分配を受ける権利を生命保険契約者に提供するものである。

IAS第39号の対象であるその他の金融契約に関連する負債は「顧客預金」に計上される。

ユニットリンク型契約の債務は、決算日現在の原資産の公正価値を参照して測定される。

生命保険子会社の責任準備金は、主に保険数理に基づく責任準備金から成っているが、これは通常、保険契約の解約返戻金に対応する。

支払われる給付金は、主に死亡リスク(定期生命保険、年金保険、ローンの返済、ユニットリンク型契約の最低保証額)に関連するものであり、また借入人保険においては障害、就労不能や失業リスクに関連するものである。このような種類のリスクは、適切な生命表(年金保険契約者の場合は資格表)、支払われる給付金の水準に適切な医療審査、保険契約者の母集団の統計的モニタリング、再保険制度を使って管理される。

損害保険の責任準備金には、未経過保険料準備金(将来の期間に関連する約定保険料の一部)および保険金請求諸手数料を含む未払保険金支払いのための準備金が含まれる。

責任準備金の妥当性は、確率論分析で導き出された将来のキャッシュ・フローの平均値と比較することによって、決算日にテストされる。責任準備金に対する調整はすべて、当該期間の損益計算書に計上される。資本組入準備金は、正味実現利益の一部を繰り延べる(すなわち、適格資産のポートフォリオの最終利回りを維持する)目的で償却可能証券の売却時点で個別の法定勘定において設定される。連結財務諸表において、この準備金の大部分は「保険契約者剰余金」として、連結貸借対照表の負債側へと再分類されている。繰延税金負債は株主資本の一部として認識している。

この項目には、シャドウ・アカウンティングの適用による保険契約者剰余金も含まれる。これは、主に在フランス生命保険子会社において、保険契約に基づく給付金が資産の利回りと連動している場合に、当該資産の未実現損益に対する保険契約者の持分を表すものである。この持分は、保険契約者に起因する未実現損益の様々なシナリオによる確率論分析で算定された平均値である。

シャドウ・アカウンティングで処理される資産について未実現損失が生じた場合、将来の利益に対する保険契約者の持分から控除される可能性のある額と同額の、保険契約者損失引当金が、連結貸借対照表の資産の部に認識される。保険契約者損失引当金の回復可能性は、別途認識されている保険契約者剰余金、会計処理方法の選択によりシャドウ・アカウンティングで処理されない金融資産(取得原価で測定される満期保有目的金融資産および不動産投資)に伴うキャピタル・ゲイン、および未実現損失を含んでいる資産を会社が保有する能力および意図を考慮して、将来に向かって評価される。保険契約者損失引当金は、貸借対照表の資産の部の「未収収益およびその他の資産」の対照勘定として計上される。

注 1.d.3 損益勘定

当グループが締結した保険契約から発生する収益と費用は、損益計算書の「その他の業務収益」および「その他の業務費用」に計上される。

その他の保険会社の収益と費用は、関連する損益勘定に計上される。その結果、保険契約者剰余金の増減は、その増減をもたらした資産による損益と同じ勘定科目に表示される。

注 1.e 有形固定資産および無形固定資産

連結貸借対照表に計上される有形固定資産および無形固定資産は、事業用の資産と投資不動産で構成される。

事業用資産には、サービスの提供に用いられるもの、あるいは管理目的で使用するものがあり、その中には当グループがオペレーティング・リースの賃貸人としてリースする動産も含まれる。

投資不動産とは、賃貸料およびキャピタル・ゲインを目的として保有する不動産である。

有形固定資産および無形固定資産は、当初、購入価格に直接付随費用を加えた額で認識されるが、建設または改装に長い期間を要する場合には、資産が利用可能になるまでの間の借入金利息も取得原価に算入される。

BNPパリバ・グループが内部で開発したソフトウェアのうち、資産計上の基準を満たすものについては、プロジェクトに直接起因する外部費用や従業員の人件費を含む直接的な開発費が資産計上される。

当初の認識後、有形固定資産および無形固定資産は、取得原価から減価償却または償却累計額および減損額を差し引いた金額で測定される。その際、ユニットリンク型保険契約のポートフォリオで保有する民間不動産会社に対する持分(SCI)だけは例外であり、決算日の公正価値で測定され、公正価値の変動は損益計算書に計上される。

有形固定資産および無形固定資産の価値のうち、償却可能額は資産の残存価格控除後の金額で計算される。当グループが賃貸人としてリースするオペレーティング・リースの資産だけは、残存価格があるとの前提に基づく。これは、事業で使用される有形固定資産および無形固定資産の耐用年数は通常、それらの経済的耐用年数と同じであるためである。

有形固定資産および無形固定資産は、その耐用年数にわたって定額法で減価償却または償却される。減価償却費または償却費は、損益計算書の「有形・無形固定資産に係る減価償却費、償却費および減損」に認識される。

資産が、一定期間ごとの入れ替えを必要とする場合がある多くの構成要素で構成されている場合、またはその用途や生み出される経済的便益率が異なる多くの構成要素で構成されている場合、各構成要素はそれぞれに適切な方法により単独で認識され、減価償却される。BNPパリバ・グループは、事業で 사용되는不動産および投資不動産に対し、構成要素に基づくアプローチを採用してきた。

オフィス不動産の減価償却期間は次の通りである。(主要な不動産およびその他の不動産それぞれにおける)外郭構造は80年または60年、建物の壁面は30年、一般のおよび技術的設置物は20年、備品および付属品は10年。

ソフトウェアの償却期間は種類によって異なり、構造基盤の開発部分では8年まで、顧客へのサービスの提供を主な目的として開発されたものでは3年または5年となっている。

ソフトウェアの維持費用は、発生時に費用計上される。しかし、ソフトウェアの性能向上または耐用年数の延長のための費用は、取得／開発の初期コストに含まれる。

償却可能な有形固定資産および無形固定資産については、決算日時点で潜在的な減損の兆候がないかどうかを確認するため、減損テストを行う。非償却資産も、資金生成単位に対して割り当てられたのれんの場合と同じ方法により、少なくとも年に一度減損テストが行われる。

減損の兆候がある場合には、該当資産の新たな回収可能価額と帳簿価額を比較する。資産の減損が発見された場合、減損損失が損益計算書で認識される。この損失は、見積回収可能価額に変更があった場合、あるいは減損の兆候がなくなった場合に戻し入れが行われる。減損損失は、損益計算書の「有形・無形固定資産に係る減価償却費、償却費および減損」に計上される。

事業に使用される有形固定資産および無形固定資産の処分損益は損益計算書の「長期性資産に係る純利益」で認識される。

投資不動産の処分損益は、損益計算書の「その他の業務収益」または「その他の業務費用」で認識される。

注 1. f リース

グループ会社は、リース契約において借手または貸手になることがある。

注 1. f. 1 賃貸人としての会計処理

当グループが貸手の立場で契約するリース取引は、ファイナンス・リースまたはオペレーティング・リースに分類される。

・ ファイナンス・リース

ファイナンス・リースの場合、貸手は、資産の所有に伴うリスクと経済価値を実質的にすべて借手に移転する。ファイナンス・リースは、借手が資産を購入するために行った貸付金として会計処理される。

リース料の現在価値に残存価格を加えたものが、未収金として認識される。リースによって貸手が稼得する純利益は貸出金の利息と同じであり、損益計算書の「受取利息」に計上される。リース料はリース期間にわたって分割して支払われるが、その純利益は正味リース投資未回収額に対して一定の収益率を反映したものとなるよう元本の減額部分と金利部分に配分される。使用される利率はリース上の計算利率である。

個別の未収ファイナンス・リース料および未収ファイナンス・リース料のポートフォリオの減損は、その他の貸出金および債権に適用されるものと同じ原則に基づいて判断される。

・ オペレーティング・リース

オペレーティング・リースとは、資産の所有に伴うリスクと経済価値を実質的にすべて借手に移転しないリースである。

リース資産は、貸手の貸借対照表の有形固定資産に計上され、リース期間にわたって定額法で減価償却される。償却可能額は、リース資産の残存価格を控除している。リース料は、リース期間にわたって定額法に基づき全額損益計算書に計上される。リース料と減価償却費は、損益計算書の「その他の業務収益」および「その他の業務費用」に計上される。

注 1. f. 2 借手の会計処理

当グループが借手の立場で契約するリースは、ファイナンス・リースまたはオペレーティング・リースに分類される。

・ ファイナンス・リース

ファイナンス・リースは、借手が融資を受け、その資金で資産を取得したのと同じ扱いとなる。リース資産は借手の貸借対照表に、その公正価値またはリースの計算利率で計算された最低リース料総額の現在価値のうち、いずれか低い金額で計上される。資産に対応する負債もまた、リース資産の公正価値または最低リース料総額の現在価値と同額で借手の貸借対照表に計上される。資産は、当初の認識された金額から残存価格を控除した後、資産の耐用年数にわたって、自己所有の資産に適用されるのと同じ方法によって減価償却される。リース期間の満了までに借手がリース資産の所有権を取得するという合理的確証がない場合、当該資産は、リース期間か当該資産の耐用年数のどちらか短い方の期間にわたり完全に減価償却される。リース負債の金額は償却原価で会計処理される。

・ オペレーティング・リース

資産は、借手の貸借対照表には計上されない。オペレーティング・リースのリース料は、リース期間にわたって定額法により、借手の損益計算書に計上される。

注 1.g 売却目的で保有する長期性資産と非継続事業

当グループが長期性資産を売却することを決定し、その売却が12ヶ月以内に行われる可能性が非常に高い場合、そのような資産は貸借対照表の「売却目的で保有する長期性資産」勘定に個別に表示される。それらの資産に関連する負債もまた、貸借対照表の「売却目的で保有する長期性資産関連の負債」勘定にて個別に表示される。

一旦この勘定科目に分類された後は、長期性資産および長期性資産と負債のグループは、帳簿価額または売却費用控除後の公正価値のいずれか低い金額で評価される。

そのような資産については減価償却を行わない。長期性資産および長期性資産と負債のグループに減損が生じた場合、減損損失が損益計算書に計上される。減損損失は戻し入れられる可能性がある。

売却目的で保有する長期性資産と負債のグループが資金生成単位の場合は、「非継続事業」に分類される。非継続事業には、売却対象業務、活動を停止した業務、転売の意図を持ってのみ取得した子会社が含まれる。

非継続事業に関連するすべての利益と損失は、損益計算書の「非継続事業および売却目的で保有する資産に対する税引後利益または損失」勘定に個別に表示される。この勘定には、非継続事業の税引後利益または損失、売却費用控除後の公正価値で再測定することから生じた税引後利益または損失、および事業の売却による税引後利益または損失が含まれる。

注 1.h 従業員給付

従業員給付は、次の4つのカテゴリーのいずれか1つに分類される。

- － 給与、年次休暇、インセンティブ制度、利益配分と追加支払金といった短期給付
- － 有給休暇、永年勤続報奨金、その他の形態による現金ベースの繰延報酬を含むその他の長期給付
- － 解雇給付
- － フランスの追加型銀行業界年金および他国の各種年金制度(これらの一部は年金ファンドが運用している)を含む退職後給付

- ・ 短期給付

当グループは、従業員給付の見返りとして従業員が役務を提供した時、その給付を費用として認識する。

- ・ 長期給付

長期給付とは、短期給付、退職後給付および解雇給付以外の給付を意味する。これは特に、BNPパリバの株価と連動せず、報酬が稼得された期間の財務諸表に未払い計上される、12ヶ月を超える期間にわたって繰り延べられる報酬に関連するものである。

ここで用いられる年金数理計算手法は、確定給付型退職後給付制度で用いられるものと類似のものであるが、再評価項目は、株主資本ではなく損益計算書に認識される。

- ・ 解雇給付

解雇給付は、雇用契約の終了と引き換えに行われる従業員給付で、当グループが法定退職年齢に達する前に雇用契約を終了させることを決定した場合、あるいは従業員が解雇給付を条件として自主退職を決意した場合に行われる従業員給付である。決算日から12ヶ月より後に支払期日が来る解雇給付は割引かれる。

- ・ 退職後給付

BNPパリバ・グループは、IFRSに基づき、確定拠出型年金制度と確定給付型年金制度を区別している。

確定拠出型年金制度は当グループにとっての給付債務を生むものではないので、引当金を積み立てる必要はない。会計期間ごとに支払われる雇用者拠出金は費用として認識される。

確定給付型のスキームのみが当グループにとっての給付債務を生み出す。この給付債務は引当金の形で負債として測定され、認識される。

この2つのカテゴリーへの制度の分類は制度の経済的実態に基づいて行われ、当グループが合意した給付金を従業員に支払う法的または実質的義務を負っているかどうかを判断するための見直しが行われる。

確定給付型年金制度の下での退職後給付債務は、人口統計学および財務上の仮定を考慮した年金数理計算手法を用いて算定される。

退職後給付制度について認識される負債純額は、確定給付債務の現在価値と制度資産の公正価値の差額である。

確定給付債務の現在価値は、予測単位積増方式を用い、当グループが採用する年金数理計算上の仮定に基づいて測定される。この方式では、各国または当グループの各社に固有の、人口統計学的推計、従業員の定年前退職の確率、昇給率、割引率、全般的な物価上昇率といった様々なパラメーターを勘案している。

制度資産の価値が給付債務額を超える場合、将来における拠出額の減少または制度に対する拠出額の将来における一部払戻の形で当グループに将来の経済的利益をもたらすものならば、資産として認識される。

損益計算書の「給与および従業員給付」に認識されている確定給付制度に関する年間費用には、当期勤務費用(提供した役務と引き換えに当期中に確定した各従業員の権利)、確定給付債務(資産)純額の割引による影響額と連動する正味利息、制度の変更または縮小に起因する過去勤務費用、および制度清算の影響額が含まれる。

確定給付債務(資産)純額の再測定結果は、その他の包括利益に認識され、損益へ再分類されることはない。これらには、年金数理計算上の損益、制度資産収益および資産計上額の上限の影響(確定給付債務／資産に伴う正味利息に含まれる額は除く)が含まれる。

注 1. i 株式報酬

株式報酬取引とは、当グループが発行した株式に基づく報酬であり、株式またはBNPパリバの株価に連動した現金支払いを受け取る形で決済される。

IFRS第2号は、2002年11月7日より後に付与された株式報酬を費用として認識するよう求めている。認識された金額は、従業員へ付与される株式報酬の価額である。

当グループは、株式予約権方式による従業員ストック・オプション制度および繰延株式または株価連動型現金決済の報酬制度を提供している。また従業員は、株式を特定期間売却しないことを条件にBNPパリバが特別に発行する株式を割引価格で購入することもできる。

・ スtock・オプションおよび株式報奨制度

ストック・オプションおよび株式報奨制度に関連する費用は、給付が被付与者の継続的雇用を条件とする場合には権利確定期間にわたって認識される。

ストック・オプションおよび株式報奨費用は、給与および従業員給付費用に計上され、対応する調整が株主資本に対して行われる。この費用は、付与日に取締役会が決定する、制度の全体的な価値に基づいて計算される。

制度に係る金融商品の市場価格が入手できない場合には、BNPパリバの株価に関連する業績条件を考慮する財務評価モデルが使用される。制度に係る報酬費用総額は、付与するオプションまたは株式報奨の単価に、権利確定期間の最終時点で権利が確定したオプションまたは株式報奨の見積数量を掛けることで計算されるが、その際には、被付与者の継続的雇用という条件が考慮される。

権利確定期間に前提条件が変更され、その結果、費用の再測定が必要となる場合があるが、これらの前提条件とは、従業員がグループを退職する可能性に関連するものと、BNPパリバの株価に連動しない業績条件に関連するもののみに限られる。

・ 株価連動型現金決済繰延報酬制度

この制度に関連する費用は、従業員が対応する役務を提供した年度において認識される。

株式に基づく変動報酬の支払いが、権利確定日現在で対象従業員の雇用が続いていることを明示的な条件としている場合、役務は、権利確定期間中に提供されたものとみなされ、対応する報酬費用は、当該期間にわたって比例配分で認識される。当該費用は給与および従業員給付費用に認識され、対応する負債が貸借対照表に認識される。この額は、雇用継続条件または業績条件の充足状況や、BNPパリバの株価の変動を考慮して見直される。

雇用継続条件がない場合、費用は繰り延べられずに即時に認識され、対応する負債が貸借対照表に認識される。この額は、業績条件やBNPパリバの株価の変動を考慮して、決済までの各報告日において見直される。

- ・ 社内貯蓄制度の下で従業員に提供される新株引受権または株式購入権

社内貯蓄制度 (Plan d'Épargne Entreprise) の下で特定期間にわたり市場より低い利率で従業員に提供される株式の引受権または購入権は、権利確定期間を含まない。しかしながら、従業員は法律により、取得した株式の売却を5年間禁じられている。この制限は従業員に対する給付が測定される場合に考慮され、その分給付は減額される。そのため給付額は、制度が従業員に発表された日現在の株式の公正価値 (売却制限考慮後) と従業員が払い込む取得価格の差額に取得株式数を掛けることで計算される。

5年間の強制保有期間のコストは、従業員向けの増資時に引き受けた株式の先渡売却に係る戦略的コストと、5年後に当該先渡売却取引から受領する売却代金で返済する借入金による資金調達で、市場で同数のBNPパリバ株式を現金で取得した場合の戦略的コストと同等のものである。当該ローンの金利は、平均的なリスク構造を持つ5年の個人向け一般ローンに付される金利である。当該株式の先渡売却価格は、市場パラメーターに基づいて算定される。

注 1. j 負債として計上される引当金

負債として計上される引当金 (金融商品、従業員給付、保険契約に係るものを除く) は、主に事業再編、請求と訴訟、罰金、税務リスクに関連するものである。

引当金は、過去の事象に起因する債務を決済するために経済的便益を持つ資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積もりができる場合に認識される。そのような債務額は、割引の影響が重要な場合には、引当金の額の決定時に割引かれる。

注 1. k 当期および繰延税金

当期法人税の課税額は、利益が生み出された会計期間に当グループが業務を展開した各国において有効な税法と税率に基づいて決定される。

繰延税金は、資産または負債の貸借対照表上の帳簿価格と税務基準額との間に一時差異が発生した場合に認識される。

繰延税金負債は、すべての将来加算一時差異について認識されるが、以下のものはその例外となる。

- ー のれんの当初の認識額に関する一時差異
- ー 当グループが一時差異を解消する時期をコントロールでき、一時差異が予測可能な期間内には解消しない可能性が高い場合で、当グループが単独でまたは第三者と共同で支配している企業に対する投資において発生した一時差異

繰延税金資産は、対象会社が、将来、一時差異および税務上の欠損金と相殺可能な課税所得を生み出す可能性が高い場合にのみ、すべての将来減算の一時差異と未使用の繰越欠損金について認識される。

繰延税金資産と負債は、負債法を用い、繰延税金資産が実現するか繰延税金負債が解消される期間に適用されることが予想される税率を用い、当該会計期間の決算日までに制定された (または制定される予定の) 税率および税法に基づいて測定される。これらは割引されない。

繰延税金資産と負債は、同じ税グループ内で発生する場合、単独の税務当局の管轄下の場合、および相殺できる法的権利が存在する場合に互いに相殺される。

当期および繰延税金は、損益計算書で税金収益と税金費用として認識されるが、売却可能資産の未実現利益または損失に係る繰延税金、あるいはキャッシュ・フロー・ヘッジ手段として指定された金融商品の公正価値の変動に係る繰延税金は例外であり、そのような繰延税金は株主資本に計上される。

債権および有価証券からの収益に係る税額控除が当期の未払法人税の決済に利用された場合、当該税額控除はそれらが関連する収益と同じ項目で認識される。対応する税金費用は損益計算書の「法人税」に引き続き計上される。

注 1. l キャッシュ・フロー計算書

現金および現金同等物の残高は、現金および中央銀行預金正味残高、また銀行間コールローンおよび要求払預金の正味残高で構成される。

営業活動に関連する現金および現金同等物の増減は、投資不動産、満期保有金融資産および譲渡性預金に関連するキャッシュ・フローを含む、当グループの業務により生じたキャッシュ・フローを反映している。

投資活動に関連する現金および現金同等物の増減は、連結グループに含まれている子会社、関連会社または合併事業の買収および処分、ならびに有形固定資産(投資不動産およびオペレーティング・リースとして保有されている不動産を除く)の取得および売却により生じたキャッシュ・フローを反映している。

財務活動に関連する現金および現金同等物の増減は、株主との取引、債券および劣後債に関連するキャッシュ・フロー、および負債証券(譲渡性預金を除く)により生じたキャッシュ・インフローおよびアウトフローを反映している。

注 1. m 財務諸表作成における見積もりの利用

財務諸表を作成する際に、中核事業や本社機能の管理者は、損益計算書の損益勘定および貸借対照表の資産・負債勘定の測定、ならびに財務諸表に対する注記で開示される情報に反映される仮定や見積もりを行うことが要求されている。担当管理者は、判断および見積もりに当たり、財務諸表の作成日現在入手可能な情報を利用することを要求される。また、管理者が見積もりを行った場合、将来の実績は、主に市況などにより、見積もりと大幅に異なることがある。これにより財務諸表に重要な影響が及ぶ可能性がある。

これは、特に次の点について当てはまる。

- 銀行仲介業務に内在する信用リスクについて認識する減損損失
- 内部で開発したモデルを用いた、活発な市場において公表価格のない金融商品のポジションの測定
- 「売却可能金融資産」、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」あるいは「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」に分類される公表価格のない金融商品の公正価値の計算、および(より一般的には)公正価値による開示要件の対象となる金融商品の公正価値の計算
- 評価手法を用いる際に必要となる、市場が活発か不活発かの判断
- 「売却可能」に分類される変動利付金融資産の減損損失
- 無形固定資産に対し行われる減損テスト

- － 特定のデリバティブをキャッシュ・フロー・ヘッジ手段として指定したことの適切性およびヘッジの有効性の測定
 - － ファイナンス・リースまたはオペレーティング・リースとしてリースされた資産および(より一般的には)見積もり残存価値控除後の減価償却が計上される資産の残存価値の見積もり
 - － 偶発債務などに対する引当金の測定
- 各種市場リスクの感応度および観測不能なパラメーターに対する評価の感応度を査定するために適用された仮定についても該当する。

注 2. IAS第19号の改訂がもたらす遡及的な影響

当グループは、2013年1月1日に、欧州連合が2012年6月に採用したIAS第19号「従業員給付」の改訂を適用し、認識または償却されていない保険数理上の損益を考慮に入れることを目的とする、当グループの貸借対照表への退職給付債務の認識を行った。この改訂は、遡及的効果のある改訂のため、2012年1月1日および12月31日現在の比較財務諸表が修正再表示された。

・ 貸借対照表

この表は、IAS第19号の改訂内容に沿って調整される貸借対照表項目を表示したものである。

(単位：百万ユーロ)	2011年12月 31日現在 (IAS第19号 の改訂前)	調整額	2012年1月 1日現在(修 正再表示後)	2012年12月 31日現在 (IAS第19号 の改訂前)	調整額	2012年12月 31日現在(修 正再表示後)
資産						
当期および繰延税金資産	11,570	106	11,676	8,661	71	8,732
未収収益およびその他の資産	93,540	(157)	93,383	99,359	(152)	99,207
関連会社に対する投資	4,474	(4)	4,470	7,040	(9)	7,031
資産への影響額合計		(55)			(90)	
負債						
当期および繰延税金負債	3,489	(14)	3,475	3,046	(103)	2,943
偶発債務等引当金	10,480	255	10,735	10,962	418	11,380
負債への影響額合計		241			315	
連結資本						
資本金および利益剰余金	76,764	(354)	76,410	82,655	(437)	82,218
資本に直接認識される資産および負債の変動	(1,394)		(1,394)	3,231	(5)	3,226
親会社株主帰属	75,370	(354)	75,016	85,886	(442)	85,444
資本金および利益剰余金	10,737	58	10,795	8,124	37	8,161
資本に直接認識される資産および負債の変動	(481)		(481)	412		412
少数株主帰属	10,256	58	10,314	8,536	37	8,573
連結資本への影響額合計		(296)			(405)	

調整の内訳は以下の通りである。

(単位：百万ユーロ)	2012年1月1日現在			2012年12月31日現在		
	IAS第19号の 改訂がもたら す影響	内、過去勤 務費用	内、年金数 理計算上の 損益	IAS第19号の 改訂がもたら す影響	内、過去勤 務費用	内、年金数 理計算上の 損益
未認識費用(税引前)	(412)	(163)	(249)	(570)	(153)	(417)
内、未収収益およびその他の資 産	(157)			(152)		
内、偶発債務等引当金	(255)			(418)		
繰延税金	120	57	63	174	54	120
内、繰延税金資産	106			71		
内、繰延税金負債	14			103		
関連会社の影響	(4)		(4)	(9)		(9)
為替レート					(2)	2
IAS第19号の改訂がもたらす遡及 的な影響	(296)	(106)	(190)	(405)	(101)	(304)

- ・ 損益計算書ならびに資本に直接認識される資産および負債の変動計算書

この表は、IAS第19号の改訂内容に沿って調整された、2012年12月31日現在の損益計算書項目を表示したものである。

(単位：百万ユーロ)	2012年12月31日 終了事業年度 (IAS第19号の改訂前)	調整額	2012年12月31日 終了事業年度 (修正再表示後)
給与および従業員給付費用	(15,255)	7	(15,248)
法人税	(3,059)	(2)	(3,061)
当期純利益への影響額合計		5	
親会社株主帰属当期純利益		11	
少数株主帰属当期純利益		(6)	

加えて、IAS第19号の改訂により、下記の影響額が、2012年12月31日終了事業年度の資本に直接認識される資産および負債の変動へ計上された。

- ー 純損益へ再分類されない-110百万ユーロの項目
- ー 為替レートの変動に関連する項目における-5百万ユーロの調整

注3. 2013年12月31日終了事業年度における損益計算書に対する注記

注3.a 正味受取利息

BNPパリバ・グループは、償却原価で測定する金融商品、および公正価値で測定する金融商品のうちデリバティブの定義に該当しない商品に係るすべての収益および費用(利息、手数料、取引費用)を「受取利息」および「支払利息」に含めている。これらの金額は実効金利法を使用して計算されている。純損益を通じて公正価値で測定する金融商品の公正価値の変動(未収／未払利息を除く)は、「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益／損失」に認識されている。

公正価値ヘッジとして会計処理されているデリバティブに係る受取利息および支払利息は、ヘッジ対象から生じた収益に含まれている。同様に、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された取引のヘッジに使用されるデリバティブから生じる受取利息および支払利息は、原取引に関連する受取利息および支払利息と同じ勘定に配賦される。

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日 終了事業年度			2012年12月31日 終了事業年度		
	収益	費用	純額	収益	費用	純額
顧客関連項目	25,010	(7,928)	17,082	29,093	(9,375)	19,718
預金、貸出金および借入金	23,725	(7,832)	15,893	27,622	(9,246)	18,376
買戻／売戻契約	20	(33)	(13)	21	(79)	(58)
ファイナンス・リース	1,265	(63)	1,202	1,450	(50)	1,400
銀行間項目	1,629	(1,929)	(300)	1,719	(2,562)	(843)
預金、貸出金および借入金	1,523	(1,835)	(312)	1,645	(2,281)	(636)
買戻／売戻契約	106	(94)	12	74	(281)	(207)
発行済負債証券	-	(2,232)	(2,232)	-	(3,445)	(3,445)
キャッシュ・フロー・ヘッジ手段	2,296	(1,961)	335	2,849	(2,477)	372
金利ポートフォリオ・ヘッジ商品	2,308	(3,152)	(844)	2,146	(3,577)	(1,431)
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品	1,829	(1,157)	672	2,293	(1,295)	998
固定利付証券	1,221	-	1,221	1,438	-	1,438
貸付／借入	222	(349)	(127)	207	(360)	(153)
買戻／売戻契約	386	(595)	(209)	648	(814)	(166)
負債証券	-	(213)	(213)	-	(121)	(121)
売却可能金融資産	5,426	-	5,426	5,889	-	5,889
満期保有目的金融資産	457	-	457	487	-	487
受取(支払)利息合計	38,955	(18,359)	20,596	44,476	(22,731)	21,745

個別に減損が認識された貸出金に係る受取利息は、2013年12月31日終了事業年度は520百万ユーロ、2012年12月31日終了事業年度は610百万ユーロであった。

注3.b 受取手数料および支払手数料

純損益を通じて公正価値で測定しない金融商品に係る受取手数料および支払手数料は、2013年度は受取手数料3,179百万ユーロおよび支払手数料430百万ユーロ(2012年度はそれぞれ3,258百万ユーロおよび601百万ユーロ)であった。

当グループが、クライアント、信託、年金、および個人向けリスク保険ファンドまたはその他の機関に代わり資産を保有または投資する際の媒体となる、信託および類似活動に関連した正味受取手数料は、2013年度には2,213百万ユーロ(2012年度は2,298百万ユーロ)であった。

注3.c 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益／損失

「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益／損失」には、トレーディング勘定において管理されている金融商品に関連するすべての損益項目が含まれている。さらに、当グループが公正価値オプションにより、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品として指定した金融商品(配当金を含む)に関連する損益項目(「正味受取利息」(注3.a参照)に認識される受取利息および支払利息を除く)も含まれている。

(単位: 百万ユーロ)	2013年12月31日 終了事業年度	2012年12月31日 終了事業年度
トレーディング勘定	4,743	6,114
金利金融商品	1,070	2,066
資本性金融商品	3,497	3,132
外国為替金融商品	(592)	609
その他のデリバティブ	701	307
買戻／売戻契約	67	-
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融商品	(86)	(2,818)
内、BNPパリバ・グループの発行体リスクに起因する 負債再測定の影響額(注5.d)	(435)	(1,617)
ヘッジ会計の影響	(76)	16
公正価値ヘッジ手段たるデリバティブ	879	258
公正価値ヘッジのヘッジ対象	(955)	(242)
合計	4,581	3,312

2013年度および2012年度のトレーディング勘定に係る純利益には、キャッシュ・フロー・ヘッジの非有効部分に関連した重要性のない金額が含まれている。

注 3. d 売却可能金融資産に係る純利益／損失および公正価値で測定しないその他の金融資産

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日 終了事業年度	2012年12月31日 終了事業年度
貸出金および債権、固定利付証券 ⁽¹⁾	439	839
処分損益	439	839
株式およびその他の変動利付証券	1, 226	785
受取配当金	569	515
減損計上額	(261)	(465)
処分益純額	918	735
合計	1, 665	1, 624

⁽¹⁾ 固定利付金融商品からの受取利息は「正味受取利息」(注 3. a)に含まれ、発行者の債務不履行の可能性に関連する減損損失は「リスク費用」(注 3. f)に含まれている。

過年度には「資本に直接認識される資産および負債の変動」に計上されていた未実現損益は、税引前当期純利益に含まれ、2013年12月31日終了事業年度は838百万ユーロの利益(保険契約者剰余金の影響額考慮後)で、2012年12月31日終了事業年度は445百万ユーロの純利益であった。

当期においては、自動的に減損が認識される基準の適用と定性的分析の結果により、変動利付証券について以下に掲げる額の減損が初めて認識された。

- ・ 取得価格から50%を超える価格の低下に関連した-23百万ユーロ(2012年度は-45百万ユーロ)。
- ・ 2年連続して未実現損失が観測されたことに関連した-28百万ユーロ(2012年度は-8百万ユーロ)。
- ・ 1年の間に少なくとも平均30%の未実現損失が観測されたことに関連した-1百万ユーロ(2012年度は-11百万ユーロ)。
- ・ 追加の定性的分析の結果に関連した-14百万ユーロ(2012年度は-54百万ユーロ)。

注 3. e その他の業務収益(純額)

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日 終了事業年度			2012年12月31日 終了事業年度		
	収益	費用	純額	収益	費用	純額
保険業務収益(純額)	26, 120	(22, 670)	3, 450	24, 715	(21, 460)	3, 255
投資不動産収益(純額)	104	(56)	48	375	(178)	197
オペレーティング・リースの下で保有される リース資産収益(純額)	5, 470	(4, 416)	1, 054	5, 871	(4, 844)	1, 027
不動産開発業務収益(純額)	1, 422	(1, 236)	186	1, 214	(1, 006)	208
その他の収益(純額)	1, 234	(1, 170)	64	1, 545	(1, 373)	172
その他の業務収益(純額)合計	34, 350	(29, 548)	4, 802	33, 720	(28, 861)	4, 859

- ・ 保険業務収益(純額)

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日 終了事業年度	2012年12月31日 終了事業年度
約定保険料総額	21,811	19,813
保険金給付費用	(15,532)	(15,267)
責任準備金増減	(5,232)	(4,246)
ユニットリンク型保険適格投資の価値の変動	2,768	3,361
出再保険	(375)	(519)
その他の収益および費用	10	113
保険業務収益(純額)合計	3,450	3,255

「保険金給付費用」には、保険契約に係る解約、満期、および保険金請求から生じる費用が含まれている。「責任準備金の変動」は、金融契約(特にユニットリンク型保険契約)の価値の変動を反映している。そのような契約に対して支払った利息は「支払利息」に認識されている。

注3.f リスク費用

「リスク費用」は、当グループの銀行仲介業務に特有の信用リスクに関して認識された減損損失に加えて、店頭取引の金融商品について生じた取引先リスクに関する減損損失を表示している。

- ・ 当期リスク費用

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日 終了事業年度	2012年12月31日 終了事業年度
減損引当金計上額(純額)	(4,194)	(4,173)
償却債権取立益	569	714
減損引当金でカバーされない回収不能貸出金 および債権	(429)	(482)
当期リスク費用合計	(4,054)	(3,941)

資産種類別当期リスク費用

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日 終了事業年度	2012年12月31日 終了事業年度
金融機関貸出金および債権	(6)	6
顧客貸出金および債権	(3,797)	(3,769)
売却可能金融資産	(19)	(13)
トレーディング業務に係る金融商品	(108)	(118)
その他の資産	(33)	(8)
オフバランスシート・コミットメントおよび その他の項目	(91)	(39)
当期リスク費用合計	(4,054)	(3,941)

- ・ 信用リスクに係る減損
当期の減損引当金の推移

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日 終了事業年度	2012年12月31日 終了事業年度
減損引当金合計一期首現在	28,417	30,675
減損引当金計上額(純額)	4,194	4,173
減損引当金戻入額	(3,288)	(6,007)
為替レートの変動およびその他の事項の影響額	(1,020)	(424)
減損引当金合計一期末現在	28,303	28,417

資産種類別減損

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
資産の減損		
金融機関貸出金および債権(注5.f)	392	537
顧客貸出金および債権(注5.g)	26,616	26,525
トレーディング業務に係る金融商品	162	276
売却可能金融資産(注5.c)	84	69
その他の資産	41	34
金融資産の減損合計	27,295	27,441
内、個別評価引当金	23,471	23,100
内、一括評価引当金	3,824	4,341

負債として認識される引当金

オフバランスシート・コミットメントに対する引当金

－金融機関向け	23	45
－顧客向け	468	451
その他の個別評価引当金	517	480
クレジットライン／コミットメントラインに対する引当金合計(注5.q)	1,008	976
内、オフバランスシート・コミットメントに対する個別評価引当金	334	327
内、一括評価引当金	157	169
減損引当金合計	28,303	28,417

注3.g 米国による制裁の対象となりうる当事者が関与している米ドル建て支払いに関連する引当金

近年の財務諸表に対する注記でも説明している通り、当行では、ここ数年、米国司法省およびニューヨーク郡地方検察局(特に、米国の他の規制機関、司法機関および行政機関)と協議した内容に沿って米国による制裁の対象となりうる国、人物および事業体が関与している特定の米ドル建ての支払いを内部にて遡及的にレビューし、当行実施の業務が制裁に関する規制に従うものかどうかを確かめている。

このレビューにより、当行の各支店が実施している大量の取引のうち、各支店の所在国の法律に従う場合には禁止されないものの、米国の規制(特に、米国財務省外国資産管理局(OFAC)の規制)に従う場合には許可されない可能性がある取引が明らかとなった。

当行では、このレビューの結果を米国の各管轄機関に提示し、その後各機関と必要な協議を開始した。これに伴う財務諸表への影響額や、罰金または違約金の額を現段階で算定することはできないが、当行では、IFRSの要件に従い、2013年度第4四半期の財務諸表に11億米ドル(8億ユーロ)の引当金を計上した。前述の罰金または違約金の額については、米国のどの管轄機関とも協議しておらず、前述の引当金の妥当性または合理性について、いずれかの当該機関が承認または可決した事実もないため、現在実施されている手続の完了後に米国の各管轄機関が当行に対し実際に科す可能性のある罰金または違約金の額については依然として不確実性が高く、賦科の時期も不確実なままである。ゆえに、当行に対し実際に賦科される額は、対応する引当金の額と大幅に異なる可能性がある。

この引当金は例外的な性質のものであり、金額も大きいため、IFRSの定めに従い、損益計算書の営業利益内に対応する勘定科目を設けて計上してある。

注3.h 法人税

フランスでの標準税率で計算した理論上の法人税から 実効の法人税への調整 ⁽¹⁾	2013年12月31日 終了事業年度		2012年12月31日 終了事業年度 ⁽³⁾	
	(百万ユーロ)	%	(百万ユーロ)	%
フランスでの標準税率で計算される法人税 ⁽²⁾	(3,084)	38.0%	(3,747)	36.1%
課税内容が異なる国外での利益の影響	336	-4.1%	216	-2.1%
軽減税率で課税される配当および有価証券処分の影響	308	-3.8%	337	-3.3%
過去に繰延税金(繰越欠損金および一時差異)を認識していない項目が税金に及ぼす影響	14	-0.2%	163	-1.6%
過去に繰延税金資産を認識していない繰越欠損金の使用が税金に及ぼす影響	32	-0.4%	9	-0.1%
米国による制裁の対象となりうる当事者が関与している米ドル建て支払いに関連する引当金の損金不算入による影響	(303)	3.7%	-	-
その他の項目	(53)	0.7%	(39)	0.5%
法人税費用	(2,750)	33.9%	(3,061)	29.5%
<i>内訳</i>				
12月31日終了事業年度の当期税金費用	(2,494)		(2,696)	
12月31日終了事業年度の繰延税金費用(注5.k)	(256)		(365)	

⁽¹⁾ フランス法人税率は33.33%であるが、これを元に計算された3.3%の社会保障制度拠出税と10.7%の例外的な拠出に係る税金を含むため、調整前税率を38%へ引き上げている。2012年度においては、例外的な拠出に係る税金の税率が5%であったため、2012年度における引上げ後の調整前税率は36.10%であった。

⁽²⁾ 関連会社の利益に対する持分およびのれんの償却額を反映するため、修正再表示されている。

⁽³⁾ 改訂されたIAS第19号に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

注4. セグメント情報

当グループは、3つのコア事業から構成されている。

- ー リテール・バンキング事業(RB)：国内市場業務、パーソナル・ファイナンス、および国際リテール・バンキング業務から成る。国内市場業務には、フランス(FRB)、イタリア(BNLバンカ・コメルシアーレ)、ベルギー(BRB)、およびルクセンブルク(LRB)の各国内でのリテール・バンキング業務、ならびにリテール・バンキング業務専門の特別部門(パーソナル・インベスターズ、リーシング・ソリューション、およびアルバル)が含まれる。また国際リテール・バンキング業務は、BNPパリバ・グループがユーロ圏以外の地域(欧州・地中海沿岸諸国および米国(バンクウェスト)に区分される)で展開しているすべてのリテール・バンキング業務から成る。
- ー 資産運用および証券管理事業(IS)：富裕層向け資産運用業務、当グループの資産運用業務をすべて行うインベストメント・パートナーズ、運用会社、金融機関およびその他の企業への証券サービス、ならびに保険および不動産サービスを含む。
- ー コーポレート・バンキングおよび投資銀行事業(CIB)：アドバイザーおよびキャピタル・マーケット(株式および株式デリバティブ、フィクスト・インカムおよび外国為替、コーポレート・ファイナンス)ならびにコーポレート・バンキング(欧州諸国、アジア諸国、北米諸国、中東諸国およびアフリカ諸国での法人営業)業務を含む。

その他の主な業務としては、プリンシパル・インベストメンツ、Klépierre⁽⁴⁾不動産投資会社、当グループ全体の財務と関係のある業務およびクロスボーダービジネスプロジェクト関連費用がある。

これらは、企業結合に関する規則の適用により生じた非経常項目も含んでいる。各コア事業について一貫性があり実用的な関連情報を提供するため、取得した各事業体の純資産に認識される公正価値調整額の償却による影響額と、各事業体の統合に関連して生じた事業再編費用が「その他の事業」セグメントへ配賦されている。当グループのクロスボーダービジネス省力化(簡素化および効率化)プログラム関連の転換費用についても同様である。

セグメント間取引は通常の取引条件で行われる。表示されているセグメント情報は、合意されたセグメント間の移転価格で構成されている。

資本は、リスク・エクスポージャーを基に、主に所要資本に関連する様々な慣例を考慮に入れ配賦される。こうした仮定は、自己資本規制により求められるリスク加重資産の算出により導き出されるものである。セグメント別の正常化された持分利益は、配賦した持分の利益を各セグメントに帰属させて算定している。各セグメントへの資本配賦率は、リスク加重資産の9%である。

2013年度の実績と比較できるようにするため、2012年度のセグメント情報は、以下の3つの主要な事象がもたらす影響(これらの事象が2012年1月1日以降に生じたと仮定した場合の影響)を反映して修正再表示されている。

⁽⁴⁾ Klépierre Groupは、2012年3月14日までは当グループの連結子会社であったが、その後当グループが持分の一部を売却したため、現時点では持分法により連結されている(注8.dを参照)。

1. 2012年にフランスにて体系的な税金に関する法律が導入されたことに起因する税金および社会保障制度拠出額の増加(影響額：-122百万ユーロ)、法人の社会保障制度拠出額(以下「法人拠出額」という。)の増加(影響額：-33百万ユーロ)および給与税の増加(影響額：-19百万ユーロ)は、コーポレート・センターの営業費用へ一時的に配賦されていたが、現時点では、各業務部門と事業部門の間で配賦されている。
2. グループ会社間取引の負債を転換するという方法によりバンクウェストが2012年に行った22億米ドルの増資により、2012年度の営業収益が51百万ユーロ減少した。この減少額は、業務部門の営業収益を規範的な資本に基づき計算するという当グループの基準に基づき、過去の資金調達構造の場合と比べて増加した資本コストに相当する額である。この影響額は、コーポレート・センターへ一時的に配賦された。
この再表示を行わなかった場合の差額は、「その他の事業」に計上されているため、当グループの税引前当期純利益には影響を及ぼさない。
3. 注1.aおよび2にて説明した通り、IAS第19号「従業員給付」の改訂により、当グループの2012年度の税引前当期純利益が7百万ユーロ増加した。この調整額は、関連コア事業と業務部門の営業費用の間で再配賦されている。

・ 事業セグメント別業務収益

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日終了事業年度						
	営業収益	営業費用	リスク費用	例外的な引当金 ⁽²⁾	営業利益	その他の営業外項目	税引前当期純利益
リテール・バンキング事業							
国内市場業務							
フランス国内のリテール・バンキング ⁽¹⁾	6,726	(4,390)	(342)	-	1,994	4	1,998
BNLバンカ・コメルシアーレ ⁽¹⁾	3,208	(1,748)	(1,204)	-	256	-	256
ベルギー国内のリテール・バンキング ⁽¹⁾	3,202	(2,364)	(142)	-	696	1	697
その他の国内市場業務	2,232	(1,311)	(184)	-	737	31	768
パーソナル・ファイナンス	4,732	(2,182)	(1,430)	-	1,120	53	1,173
国際リテール・バンキング業務							
欧州・地中海沿岸諸国	1,767	(1,287)	(224)	-	256	209	465
バンクウェスト	2,204	(1,386)	(54)	-	764	6	770
資産運用および証券管理事業	6,344	(4,367)	(2)	-	1,975	129	2,104
コーポレート・バンキングおよび投資銀行事業							
アドバイザーおよびキャピタル・マーケット	5,389	(4,232)	(78)	-	1,079	13	1,092
コーポレート・バンキング	3,273	(1,743)	(437)	-	1,093	20	1,113
その他の事業	(255)	(1,128)	43	(798)	(2,138)	(109)	(2,247)
グループ合計	38,822	(26,138)	(4,054)	(798)	7,832	357	8,189

(単位：百万ユーロ)	2012年12月31日終了事業年度					
	営業収益	営業費用	リスク費用	営業利益	その他の 営業外項目	税引前 当期純利益
リテール・バンキング事業						
国内市場業務						
フランス国内のリテール・バンキング ⁽¹⁾	6,797	(4,424)	(315)	2,058	3	2,061
BNLバンカ・コメルシアーレ ⁽¹⁾	3,230	(1,793)	(961)	476	1	477
ベルギー国内のリテール・バンキング ⁽¹⁾	3,183	(2,371)	(157)	655	18	673
その他の国内市場業務	2,181	(1,276)	(140)	765	16	781
パーソナル・ファイナンス	4,982	(2,400)	(1,497)	1,085	182	1,267
国際リテール・バンキング業務						
欧州・地中海沿岸諸国	1,796	(1,319)	(290)	187	67	254
バンク ウェスト	2,352	(1,395)	(145)	812	2	814
資産運用および証券管理事業	6,204	(4,328)	54	1,930	159	2,089
コーポレート・バンキングおよび 投資銀行事業						
アドバイザーおよびキャピタル・マー ケット	6,182	(4,587)	(61)	1,534	6	1,540
コーポレート・バンキング	3,533	(1,722)	(432)	1,379	30	1,409
その他の事業	(1,368)	(928)	3	(2,293)	1,307	(986)
グループ合計	39,072	(26,543)	(3,941)	8,588	1,791	10,379

⁽¹⁾ フランス、イタリア、ベルギーおよびルクセンブルクの富裕層向け資産運用業務の3分の1を資産運用および証券管理事業に再配分した後のフランス国内のリテール・バンキング業務、BNLバンカ・コメルシアーレ、ベルギーおよびルクセンブルク国内のリテール・バンキング業務。

⁽²⁾ 米国による制裁の対象となりうる当事者が関与している米ドル建て支払いに関連する引当金。

・ 事業セグメント別資産・負債

ほとんどのグループ会社について、各社が報告しているコア事業を基に資産および負債のセグメントへの配賦が行われるが、主要な会社については事業別にまたは特にリスク加重資産を基に配賦されている。

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日現在		2012年12月31日現在	
	資産	負債	資産	負債
リテール・バンキング事業				
国内市場業務	362,894	340,706	393,252	369,626
フランス国内のリテール・バンキング	147,005	139,678	151,836	144,280
BNL/バンカ・コメルシアーレ	81,993	74,607	88,471	80,555
ベルギー国内のリテール・バンキング	84,009	80,549	103,207	99,411
その他の国内市場業務	49,887	45,872	49,738	45,380
パーソナル・ファイナンス	83,620	76,889	85,721	78,732
国際リテール・バンキング業務	96,758	85,188	93,575	81,760
欧州・地中海沿岸諸国	36,710	32,936	33,488	29,619
バンクウエスト	60,048	52,252	60,087	52,141
資産運用および証券管理事業	220,562	210,823	202,119	192,146
コーポレート・バンキングおよび投資銀行事業	939,307	924,478	1,029,675	1,013,742
その他の事業	96,998	162,055	102,858	171,194
グループ合計	1,800,139	1,800,139	1,907,200	1,907,200

持分法適用会社関連の事業セグメント別情報、および当期ののれんの減損額は、注5.m「関連会社に対する投資」、および注5.o「のれん」にそれぞれ表示されている。

・ 地域別情報

地域別のセグメントの業績、資産および負債は、会計処理上の各地域における当該業績、資産および負債を、経営上重要な事業活動の源泉地域かどうかに応じて調整した数値に基づいており、取引相手の国籍や業務の所在地を必ずしも反映するものではない。2012年12月31日終了事業年度の地域別営業収益は、2013年度の実績と比較できるようにするため修正再表示されている。

一 地域別営業収益

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日 終了事業年度	2012年12月31日 終了事業年度
ヨーロッパ	29,881	29,811
北米	3,852	4,440
アジア太平洋	2,645	2,133
その他	2,444	2,688
グループ合計	38,822	39,072

一 地域別資産および負債(連結財務諸表への貢献額)

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
ヨーロッパ	1,409,397	1,580,989
北米	217,158	188,478
アジア太平洋	120,611	92,303
その他	52,973	45,430
グループ合計	1,800,139	1,907,200

注5. 2013年12月31日現在の貸借対照表に対する注記

注5.a 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産、金融負債およびデリバティブ

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債には、トレーディング勘定の取引(デリバティブを含む)、および取得または発行時に当グループが純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した特定の資産および負債がある。

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日現在		2012年12月31日現在	
	トレーディング 勘定	純損益を通じて 公正価値で測定 するものとして 指定された 金融商品	トレーディング 勘定	純損益を通じて 公正価値で測定 するものとして 指定された 金融商品
有価証券ポートフォリオ	157,740	67,190	143,465	62,701
貸出金および売戻契約	145,308	40	146,899	99
純損益を通じて公正価値で測定する 金融資産	303,048	67,230	290,364	62,800
有価証券ポートフォリオ	69,803	-	52,432	-
借入金および買戻契約	195,934	1,373	203,063	1,242
負債証券(注5.i)	-	42,343	-	40,799
劣後債(注5.i)	-	1,613	-	1,489
純損益を通じて公正価値で測定する 金融負債	265,737	45,329	255,495	43,530

これらの資産および負債の詳細は注5.dに記載されている。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融商品

- ・ 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産

当グループが純損益を通じて公正価値で測定すると指定した資産には、主に、ユニットリンク型保険契約に適切な投資および主契約と分離していない組込デリバティブが付いた資産がある。

ユニットリンク型保険契約関連の適格投資には、当グループの連結対象事業体が発行する有価証券の内、当該ユニットリンク保険契約に基づき投資される資産に関する額を、対応する保険契約者への保険金支払債務に備えるための責任準備金の額と同額で計上しておくため連結時に消去されないものが含まれる。連結時に消去されない固定利付証券(関連証券およびユーロ中期債)は、2013年12月31日現在で841百万ユーロ(2012年12月31日現在は741百万ユーロ)であり、変動利付証券(主にBNPパリバSA発行の株式)は、2013年12月31日現在で37百万ユーロ(2012年12月31日現在は28百万ユーロ)であった。これらの有価証券の消去は、当期の財務諸表に重要な影響を及ぼさないものである。

- ・ 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債には主として、顧客に代わり発行および組成する負債証券などがある。この場合、リスク・エクスポージャーをヘッジ戦略と組合わせて管理する。この種類の負債証券には、その価値の増減が、経済的ヘッジ手段の価値の増減により相殺される大量の組込デリバティブが含まれている。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の償還価値は、2013年12月31日現在で45,522百万ユーロ(2012年12月31日現在は44,956百万ユーロ)であった。

デリバティブ金融商品

トレーディング目的で保有するデリバティブ金融商品の大部分はトレーディング目的で開始された取引に関連するものである。それらは、マーケット・メイキングまたは裁定取引から生じうる。BNPパリバは積極的にデリバティブ取引を行っている。取引としては、顧客ニーズに応えるために行っている、クレジット・デフォルト・スワップのような「一般的な」商品の売買や、複合的なリスク構成にした仕組型取引などがある。ネットポジションはいずれにしても限度額内ではない。

デリバティブ商品の中には、金融資産や金融負債のヘッジ目的で契約しているデリバティブもあるが、そうしたデリバティブについては、当グループはヘッジ関係を文書化しておらず、IFRSに基づくヘッジ会計にも適格ではない。主として当グループの貸出金勘定をヘッジするために契約するクレジット・デリバティブが好例である。

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日現在		2012年12月31日現在	
	プラスの 市場価格	マイナスの 市場価格	プラスの 市場価格	マイナスの 市場価格
金利デリバティブ	216,777	202,544	333,066	324,079
為替デリバティブ	32,328	36,357	21,532	24,697
クレジット・デリバティブ	18,494	18,167	22,782	22,523
株式デリバティブ	30,504	36,857	29,682	29,467
その他のデリバティブ	3,306	3,156	3,573	3,832
デリバティブ金融商品	301,409	297,081	410,635	404,598

下記の表は、トレーディング勘定のデリバティブの想定元本の合計を示している。デリバティブ商品の想定元本は、金融商品市場での当グループの活動量を表しているに過ぎず、当該商品に関連する市場リスクを示すものではない。

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
金利デリバティブ	34,962,462	41,127,475
為替デリバティブ	2,576,863	2,243,150
クレジット・デリバティブ	1,925,896	2,105,501
株式デリバティブ	1,768,054	1,865,666
その他のデリバティブ	133,446	144,834
デリバティブ金融商品	41,366,721	47,486,626

確立された市場(決済機関を含む)で取引されるデリバティブは、2013年12月31日現在、当グループのデリバティブ取引の60%(2012年12月31日現在は62%)を占めている。

注 5. b ヘッジ目的デリバティブ

下記の表は、ヘッジ目的デリバティブの公正価値を示している。

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日現在		2012年12月31日現在	
	プラスの 公正価値	マイナスの 公正価値	プラスの 公正価値	マイナスの 公正価値
公正価値ヘッジ	6, 077	10, 661	10, 571	15, 574
金利デリバティブ	6, 077	10, 649	10, 570	15, 550
為替デリバティブ	-	12	-	24
その他のデリバティブ	-	-	1	-
キャッシュ・フロー・ヘッジ	2, 296	1, 617	3, 674	1, 685
金利デリバティブ	2, 117	1, 521	3, 389	1, 298
為替デリバティブ	97	96	271	287
その他のデリバティブ	82	-	14	100
在外事業に対する純投資の ヘッジ	53	11	22	27
通貨デリバティブ	53	11	22	27
ヘッジ目的デリバティブ	8, 426	12, 289	14, 267	17, 286

ヘッジ目的デリバティブの想定元本の合計額は、2013年12月31日現在では794, 813百万ユーロ (2012年12月31日現在は809, 636百万ユーロ) であった。

注 5. c 売却可能金融資産

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日現在			2012年12月31日現在		
	純額	内、減損	内、資本に直接認識される 評価額の変動	純額	内、減損	内、資本に直接認識される 評価額の変動
固定利付証券	186, 131	(84)	6, 133	175, 413	(69)	6, 414
財務省証券および国債	102, 551	(3)	2, 417	93, 801	(4)	1, 886
その他の固定利付証券	83, 580	(81)	3, 716	81, 612	(65)	4, 528
株式およびその他の変動利付証券	17, 282	(3, 593)	4, 088	17, 093	(4, 265)	2, 868
内、上場有価証券	5, 976	(1, 329)	2, 065	5, 861	(1, 821)	1, 357
内、非上場有価証券	11, 306	(2, 264)	2, 023	11, 232	(2, 444)	1, 511
売却可能金融資産合計	203, 413	(3, 677)	10, 221	192, 506	(4, 334)	9, 282

固定利付証券の減損総額は、2013年12月31日現在では136百万ユーロ (2012年12月31日現在は118百万ユーロ) であった。

資本に直接認識される評価額の変動の内訳は以下の通りである。

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日現在			2012年12月31日現在		
	固定利付 証券	株式および その他の 変動利付証券	合計	固定利付 証券	株式および その他の 変動利付証券	合計
「売却可能金融資産」に認識されている、ヘッジされていない有価証券の価額変動	6,133	4,088	10,221	6,414	2,868	9,282
この価額変動と関係のある繰延税金	(2,009)	(881)	(2,890)	(2,162)	(556)	(2,718)
各保険子会社の保険契約者剰余金（繰延税金控除後）	(3,529)	(1,045)	(4,574)	(3,854)	(558)	(4,412)
関連会社が保有している売却可能有価証券の価額変動に対する当グループの持分（繰延税金および保険契約者剰余金控除後）	352	79	431	504	94	598
貸出金および債権として再分類された売却可能有価証券の価額変動（未償却分）	(116)	-	(116)	(172)		(172)
その他の変動	(40)	36	(4)	(33)	25	(8)
資本の部の「売却可能金融資産ならびに貸出金および債権として再分類された金融資産」へ直接認識される資産の価額変動	791	2,275	3,066	697	1,873	2,570
親会社株主帰属	746	2,264	3,010	340	1,809	2,149
少数株主帰属	45	11	56	357	64	421

注5.d 金融商品の公正価値測定

公正価値測定プロセス

BNPパリバでは、日々のリスク管理や財務報告に用いられる、金融商品の公正価値を測定および統制するための独自かつ統合的なプロセスを設ける必要があるという基本原則を設けている。前述のプロセスは、いずれも、業務上の決定やリスク管理戦略の中核をなす要素である、一般的な経済価値測定プロセスを基本とするプロセスである。

経済価値測定プロセスは、仲値の測定プロセスと追加の価値調整プロセスから成る。

仲値は、外部のデータ、または観測可能な市場ベースのデータを最大限活用する評価技法を用いて測定される。仲値は、i)取引の方向またはポートフォリオに内包されている既存のリスクへの影響、ii)取引相手の種類、およびiii)市場参加者が、金融商品、当該商品が取引されている市場、またはリスク管理戦略に固有の特定のリスクを嫌っている事実が考慮されていない、追加的な調整が必要な理論値である。

追加的価値調整では、公正価値測定に伴う不確実性や、主要な市場での取引に伴い生じる可能性のある費用を反映するための市場リスク・プレミアムおよび信用リスク・プレミアムを含めるかどうかを考慮する。経済価値を測定する際には、前述の仲値に対し前述の追加的価値調整が行われる。ファンディングに関する仮定は、適切な割引率を用いて仲値を測定する作業に不可欠な要素である。この作業では、特に、担保契約の存在および条項、ならびに該当商品により効果的にファンディングを行える条件かどうかを考慮される。

公正価値は、通常、信用調整に代表される、IFRSの各基準が明示的に求めている限られた調整を加えた後の経済価値と同じになる。

以下のセクションでは、主な追加的価値調整について説明する。

追加的価値調整

BNPパリバでは、公正価値測定の際に、以下のような追加的価値調整を行っている。

ビッド価格とアスク(オファー)価格が存在する場合に必要な調整：ビッド／オファー・スプレッドの範囲内の価格は、価格受容者にとっては、付加的な出口価格を表す価格であるが、ディーラーにとっては、ポジションの保有に伴うリスクまたは価格受容者が他のディーラーの価格を受容することによりポジションを手仕舞うリスクを負担する見返りに求める対価を表す価格である。

BNPパリバでは、ビッド／オファー・スプレッドの範囲内で出口価格(公正価値)を最もよく表している別の価格が存在しない限り、ビッド価格またはオファー価格を出口価格の最良の見積額とすることを前提としている。

インプットに不確実性が伴う場合に必要な調整：評価技法に必要な価格情報もしくはインプットの観測が困難な場合、または当該観測の結果が一様でない場合、出口価格には不確実性が伴うこととなる。出口価格に伴う不確実性の程度を測定する方法には、入手可能な価格情報の分散度を測定するという方法、または評価技法に用いることができるインプットの範囲を見積るという方法に代表されるいくつかの方法がある。

評価モデルが原因で不確実性が生じる場合に必要な調整：この調整は、用いる観測可能なインプットは入手できるものの、用いる評価技法が原因で公正価値測定結果に不確実性が生じるといった状況で必要となる。この状況は、金融商品に固有のリスクが、観測可能なデータに固有のリスクと異なるため、評価技法による公正価値測定の際に、容易に裏付けの取れない仮定を用いる必要がある場合に生じる。

信用価値調整(CVA)：CVAは、公正価値測定結果または市場における相場価格に取引相手の信用力が反映されていない場合に、当該測定結果または価格に対して行う調整で、取引相手が債務を履行できず、BNPパリバが取引の公正価値に相当する全額を受け取れない可能性を考慮することを目的とする調整である。

取引先リスクに対するエクスポージャーの終了または移転に伴う費用の算定時には、インター・ディーラー市場が適切であるものとみなされる。しかし、CVAについては、i)インター・ディーラー市場にて入手できる価格情報が存在しないか不足している場合、ii)取引先リスクに関する規制の内容が、市場参加者の価格決定行動に影響を及ぼす場合、また、iii)取引先リスクを管理するための主要なビジネス・モデルが存在しない場合、当グループは一定の判断を行う必要がある。

CVAモデルでは、規制に従うために用いるのと同じエクスポージャーに基づき調整が行われる。CVAモデルでは、i)施行中の規制やその改訂に固有の黙示的な誘因や制約、ii)市場参加者によるデフォルト確率の認識度、およびiii)規制に従うために用いるデフォルト・パラメータに基づく最適なリスク管理戦略にかかる費用を見積る。

当グループ自身の債務に伴う信用リスクを反映するために行う調整(OCA)やデリバティブを対象とする当該調整(債務価値調整 - DVA) : OCAやDVAは、BNPパリバの信用力(信用リスク)が、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された負債証券や他のデリバティブの評価に及ぼす影響を反映するための調整である。OCAやDVAは、いずれも、前述の金融商品において、将来生じる見込みの債務の内容に基づき行われる。当グループの信用力は、関連債券の発行水準を市場にて観測するという方法で推測される。

このため、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された負債証券の帳簿価額は、2013年12月31日現在では405百万ユーロ(2012年12月31日現在では30百万ユーロ)増加した(すなわち、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益に-435百万ユーロの差額が認識された)(注3.c)。

同様に、貸借対照表の負債の部に計上されているデリバティブ商品の公正価値が、2013年12月31日に364百万ユーロ減額され、対応する損益計算書項目に調整が認識された。

金融商品の分類ならびに公正価値で測定される資産および負債が分類される公正価値ヒエラルキー内のレベル

重要な会計方針の要約(注1.c.10)にて説明した通り、公正価値で測定される金融商品は、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルのいずれかに分類される。

金融資産および負債を、下記のように、ヘッジするリスクの種類に応じて細分化すると、当該金融商品の本質をより正確に理解できる。

- ー 証券化エクスポージャーは、担保の種類に応じて細分化される。
- ー デリバティブについては、主要なリスク要因(すなわち、金利変動、為替相場変動、信用リスク要因および保有株式の価格変動)に応じて公正価値が細分化される。ヘッジ目的デリバティブは金利デリバティブが主である。

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日現在							
	トレーディング勘定				純損益を通じて公正価値で 測定するものとして指定された商品			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券ポートフォリオ	125,907	28,175	3,658	157,740	52,440	11,891	2,859	67,190
財務省証券および国債	53,075	7,660		60,735	334	4		338
資産担保証券 (ABS) ⁽¹⁾	-	8,484	3,076	11,560	-	-	-	-
CDO/CLO ⁽²⁾		246	3,061	3,307				-
他の資産担保証券		8,238	15	8,253				-
その他の固定利付証券	12,119	10,798	217	23,134	1,775	5,399	29	7,203
株式およびその他の変動利付証券	60,713	1,233	365	62,311	50,331	6,488	2,830	59,649
貸出金および売戻契約	-	140,602	4,706	145,308	-	40	-	40
貸出金		445		445		40		40
売戻契約		140,157	4,706	144,863				-
純損益を通じて公正価値で測定する 金融資産および売却可能金融資産	125,907	168,777	8,364	303,048	52,440	11,931	2,859	67,230
有価証券ポートフォリオ	66,631	3,172	-	69,803	-	-	-	-
財務省証券および国債	55,128	159		55,287				-
その他の固定利付証券	5,634	2,965		8,599				-
株式およびその他の変動利付証券	5,869	48		5,917				-
借入金および買戻契約	-	186,797	9,137	195,934	-	1,373	-	1,373
借入金		3,755	3	3,758		1,373		1,373
買戻契約		183,042	9,134	192,176				-
負債証券 (注5.i)	-	-	-	-	2,610	29,620	10,113	42,343
劣後債 (注5.i)	-	-	-	-	-	1,603	10	1,613
純損益を通じて公正価値で測定する 金融負債	66,631	189,969	9,137	265,737	2,610	32,596	10,123	45,329

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日現在			
	売却可能金融資産			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券ポートフォリオ	145,254	50,469	7,690	203,413
財務省証券および国債	97,227	5,324		102,551
資産担保証券 (ABS) ⁽¹⁾	-	2,632	292	2,924
CDO/CLO ⁽²⁾				-
他の資産担保証券		2,632	292	2,924
その他の固定利付証券	38,741	40,876	1,039	80,656
株式およびその他の変動利付証券	9,286	1,637	6,359	17,282
貸出金および売戻契約				
貸出金				
売戻契約				
純損益を通じて公正価値で測定する 金融資産および売却可能金融資産	145,254	50,469	7,690	203,413

(単位：百万ユーロ)	2012年12月31日現在							
	トレーディング勘定				純損益を通じて公正価値で 測定するものとして指定された商品			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券ポートフォリオ	105,563	33,716	4,186	143,465	47,783	10,869	4,049	62,701
財務省証券および国債	51,260	7,497	73	58,830	324	16		340
資産担保証券 (ABS) ⁽¹⁾	48	10,570	3,260	13,878	-	-	-	-
CDO/CLO ⁽²⁾		47	3,189	3,236				-
他の資産担保証券	48	10,523	71	10,642				-
その他の固定利付証券	6,548	14,730	698	21,976	1,493	4,839	77	6,409
株式およびその他の変動利付証券	47,707	919	155	48,781	45,966	6,014	3,972	55,952
貸出金および売戻契約	-	144,603	2,296	146,899	-	99	-	99
貸出金		1,150		1,150		99		99
売戻契約		143,453	2,296	145,749				-
純損益を通じて公正価値で測定する 金融資産および売却可能金融資産	105,563	178,319	6,482	290,364	47,783	10,968	4,049	62,800
有価証券ポートフォリオ	43,527	8,868	37	52,432	-	-	-	-
財務省証券および国債	38,547	1,105		39,652				-
その他の固定利付証券	1,977	7,677	32	9,686				-
株式およびその他の変動利付証券	3,003	86	5	3,094				-
借入金および買戻契約	-	194,242	8,821	203,063		1,242		1,242
借入金		4,016		4,016		1,242		1,242
買戻契約		190,226	8,821	199,047				-
負債証券 (注5.i)	-	-	-	-	3,138	29,121	8,540	40,799
劣後債 (注5.i)	-	-	-	-	65	1,410	14	1,489
純損益を通じて公正価値で測定する 金融負債	43,527	203,110	8,858	255,495	3,203	31,773	8,554	43,530

(単位：百万ユーロ)	2012年12月31日現在			
	売却可能金融資産			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券ポートフォリオ	125,010	57,549	9,947	192,506
財務省証券および国債	87,921	5,817	63	93,801
資産担保証券 (ABS) ⁽¹⁾	-	2,645	418	3,063
CDO/CLO ⁽²⁾				-
他の資産担保証券		2,645	418	3,063
その他の固定利付証券	28,771	48,339	1,439	78,549
株式およびその他の変動利付証券	8,318	748	8,027	17,093
貸出金および売戻契約				
貸出金				
売戻契約				
純損益を通じて公正価値で測定する 金融資産および売却可能金融資産	125,010	57,549	9,947	192,506

⁽¹⁾ これらの額は、BNPパリバが保有している証券化資産(特に、当初は「貸出金および債権」に分類され、注5.eに記載の方法で再分類されるもの)の合計額を表す額ではない。

⁽²⁾ 債務担保証券／ローン担保証券

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日現在							
	プラスの市場価格				マイナスの市場価格			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
金利デリバティブ	185	212,951	3,641	216,777	258	198,938	3,348	202,544
為替デリバティブ		32,328		32,328	13	36,344		36,357
クレジット・デリバティブ		17,236	1,258	18,494		16,573	1,593	18,166
株式デリバティブ	2,349	27,213	942	30,504	1,612	32,565	2,680	36,857
その他のデリバティブ	148	3,126	32	3,306	169	2,957	31	3,157
ヘッジ目的で使われていないデリバティブ金融商品	2,682	292,854	5,873	301,409	2,052	287,377	7,652	297,081
ヘッジ目的で使われているデリバティブ金融商品	-	8,426	-	8,426	-	12,289	-	12,289

(単位：百万ユーロ)	2012年12月31日現在							
	プラスの市場価格				マイナスの市場価格			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
金利デリバティブ	299	327,589	5,178	333,066	350	318,454	5,275	324,079
為替デリバティブ	11	21,521		21,532	56	24,641		24,697
クレジット・デリバティブ		21,475	1,307	22,782		21,112	1,411	22,523
株式デリバティブ	2,914	26,142	626	29,682	1,304	26,564	1,599	29,467
その他のデリバティブ	299	3,228	46	3,573	291	3,395	146	3,832
ヘッジ目的で使われていないデリバティブ金融商品	3,523	399,955	7,157	410,635	2,001	394,166	8,431	404,598
ヘッジ目的で使われているデリバティブ金融商品	-	14,267	-	14,267	-	17,286	-	17,286

他のレベルへの振替は、該当商品が既定の基準（一般的には市場や商品により異なる基準）を満たした場合に行うことができる。振替に影響を及ぼす主要な要素には、観測可能性の変化、時間の経過および取引終了までの期間中における事象がある。振替の認識時期は、報告期間の終了時に決定される。

2013年度においては、大部分の流動性のある有価証券についてその識別プロセスを改善できたため、80億ユーロの売却可能固定利付証券をレベル2からレベル1に再分類できた。

各レベルに分類される主な金融商品の説明

以下のセクションでは、公正価値ヒエラルキーの各レベルに分類される金融商品について説明する。また、レベル3に分類される金融商品と関連評価技法については特に詳しく説明する。

さらに、レベル3に分類される主なトレーディング勘定の金融商品およびデリバティブについては、公正価値測定に用いられるインプットに関する定量的な情報について説明する。

レベル1

このレベルには、証券取引所へ上場しているか、他の活発な市場における相場価格を継続的に入手できるようなあらゆるデリバティブおよび有価証券が分類される。

レベル1には、特に、持分証券や流動性のある債券、当該証券の空売り、確立された市場で取引されているデリバティブ（先物やオプションなど）、ならびに日々純資産価値が計算されるファンドおよびUCITSの持分が含まれる。

レベル 2

レベル 2 に分類される有価証券は、レベル 1 へ分類される債券よりは流動性の低い有価証券である。分類される有価証券には、主に、国債、社債、モーゲージ担保证券、ファンド持分および譲渡性預金などの短期証券がある。特に、有価証券のうち、その外部価格情報は当該証券のマーケット・メイカーとして活動している合理的な数の業者から定期的に入手できるものの、当該価格情報が(マーケット・メイカーを介さない)直接取引の価格を表していないような有価証券は、レベル 2 に分類される。この価格情報には、特に、該当証券のマーケット・メイカーとして活動しており、ブローカーおよび／またはディーラーとして活動している業者から得た気配値情報をもとに価格情報を提供している合理的な数の業者のコンセンサス価格情報提供サービスを利用することで得られる情報が含まれる。また関連する場合には、一次／発行市場、担保評価および取引相手の担保評価との照合といった他の情報源も用いることができる。

買戻/売戻契約は、主にレベル 2 へ分類されるが、分類されるかどうかは、関連する担保に応じ、主にレポ市場での観測可能性や流動性に基づき決定される。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された発行済債券は、個別に会計処理される組込デリバティブが分類されるのと同じレベルに分類される。当グループの債券の信用スプレッドは、観測可能なインプットである。

レベル 2 に分類される主なデリバティブには、下記のような商品がある。

- ー 金利スワップ、金利キャップ、金利フロアおよびスワップション、クレジット・デフォルト・スワップ、株式／為替(FX)／商品の先渡取引やオプションといった、プレーン・バニラ商品。
- ー エキゾチックFXオプション、原資産が 1 つおよび複数の株式／ファンド・デリバティブ、シングル・イールド・カーブで評価されるエキゾチック金利デリバティブ、ならびに仕組金利をベースとするデリバティブといった仕組デリバティブ。

デリバティブは、下記のいずれか 1 つに関する一連の証拠が文書化されている場合にレベル 2 へ分類される。

- ー 公正価値が、主に、標準的な評価技法である補間法又はストリップング法(実際の取引を参照することで、その評価結果の裏付けを定期的に得られるような技法)を用いて得た、他のレベル 1 およびレベル 2 商品の価格または相場価格に由来するものであること。
- ー 公正価値が、観測可能な価格へ調整される、レプリケーションまたは割引キャッシュ・フロー・モデルといった他の標準的な評価技法による測定値に由来するものであること、モデルに付帯するリスクが限定的であること、また該当商品をレベル 1 またはレベル 2 商品として取引することで、該当商品に付帯するリスクを効果的に相殺できること。
- ー 公正価値が、複雑なまたは独自の評価技法による測定値だが外部の市場ベースのデータを用いて定期的に行うバックテストにより直接的な裏付けが得られるような測定値に由来するものであること。

店頭取引(OTC)のデリバティブをレベル2へ分類できるかどうかは当グループの判断事項となる。この判断の際には、用いる外部データの情報源、透明性および信頼性、ならびに各評価モデルの使用に伴い生じる金額の不確実性について検討する。このためレベル2への分類基準には、軸となる複数の分析に必要なインプットを、i)既定の商品カテゴリー・リストの内容や、ii)原資産およびマチュリティ・バンド(満期帯)に基づきその範囲が決まる「インプットを観測できるゾーン」の範囲内で得られるかどうかという基準が含まれる。各レベルへの分類が、価値調整方針に沿って行われるようにするため、前述の基準は、該当する追加的価値調整とともに定期的に見直され、更新される。

レベル3

レベル3に分類される主なトレーディング勘定の有価証券には、主に、レガシー・アセットなどと関係のあるABSであるCLOおよびCDOがある。レベル3に分類される、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された有価証券または売却可能として分類された有価証券には、他にも、ファンド持分や相場価格のない株式が含まれる。

CLOは、レベル3に分類されるトレーディング勘定の有価証券の大部分を占めている。公正価値は、入手可能な外部情報である気配値と割引予想キャッシュ・フローの両方を考慮する評価技法を用いて測定される。期日前償還率は、原貸付の償還に伴うキャッシュ・フローのプールをモデル化するために必要な観測不能インプットの中でも主要なインプットである。他の観測不能インプットは、ファンディングに用いる債券の現物債価格と合成先物債価格の価格差や割引マージンと関係のあるものである。

ABSであるCDOの担保プールは、商業不動産担保ローン、商業不動産担保証券(CMBS)、および住宅ローン担保証券(RMBS)で構成されている。CDOの公正価値は、担保のディストレス度に応じ「流動性アプローチ」や「割引予想キャッシュ・フロー」アプローチを用いて測定される。

RMBSの価格情報は、大半の場合、外部の情報源から入手しているが、商業不動産担保証券の価格情報については、外部のプロバイダが独自に評価した価格情報を用いている。

CDOについて用いる割引予想キャッシュ・フロー・アプローチでは、原貸付の償還に伴うキャッシュ・フローを予想するために必要となる、内外関係者が独自に策定した一連の仮説を考慮する。その後前述の予想キャッシュ・フローを、外部のプラットフォームにてモデル化されたCDOのウォーターフォールに沿って各トランシェへ割り当てていくと、検討対象であるCDOトランシェの予想キャッシュ・フローを測定できる。前述と同様に、公正価値測定においては、ファンディングに用いる債券の現物債価格と合成先物債価格の価格差や割引マージンに関する仮定も必要となる。

ファンド持分は、原投資の価値測定頻度が低い不動産ファンドや、純資産価値の観測頻度が低いヘッジ・ファンドと関係のあるものである。

未上場のプライベート・エクイティ・ファンドの持分は、注5.cに未上場有価証券として記載されている。日々純資産価値が計算されるUCITSの持分を除き、体系的にレベル3に分類されている。しかし公正価値ヒエラルキーではレベル1へ分類される。

買戻/売戻契約(主に社債やABSと関係のある長期または仕組買戻契約)：これらの取引の価値は、カスタムメイドの取引であるという性質、取引が不活発である事実および長期レポ市場で価格情報が入手できる事実を前提とする独自の評価技法を用いて測定する必要がある。公正価値測定に用いるイールド・カーブは、関連ベンチマークである債券プールのインプライド・レポレートに基づき、長期レポ市場における最近の取引データおよび照会した価格データといった入手可能なデータを用いて裏付けられる。これらのエクスポージャー・ヘッジ手段については、選択したモデルや得られるデータの量に固有の不確実性の程度に応じた追加的価値調整を行う。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された発行済債券は、個別に会計処理される組込デリバティブが分類されるのと同じレベルに分類される。当グループの債券の信用スプレッドは、観測可能なインプットである。

デリバティブ

プレーン・バニラ・デリバティブは、当該エクスポージャー・ヘッジ手段が、イールド・カーブもしくはボラティリティ・サーフェスを観測できるゾーンの範囲外からしかインプットを得られないものの場合、または旧シリーズのクレジット・インデックスに連動するトランシェの取引市場に代表される流動性の低い市場もしくは新興市場の金利市場に関連する商品の場合にレベル3へ分類される。以下は主な商品に関する説明である。

- ― **金利デリバティブ**：この区分に属する主なエクスポージャー・ヘッジ手段には、流動性の低い通貨を原資産とするスワップ商品がある。一部のマチュリティ・バンド(満期帯)においては流動性が低いものの、コンセンサス情報提供サービス業者を通じてインプットを入手できる場合には、レベル3へ分類される。評価技法は、外部の市場から得られる情報を用いる標準的な技法や補外法である。
- ― **クレジット・デリバティブ(CDS)**：この区分に属する主なエクスポージャー・ヘッジ手段には、インプットを観測できるマチュリティ・バンド(満期帯)の範囲外からしかインプットを得られないCDS、非流動ネームまたはディストレス・ネームに係るCDS、およびローン・インデックスに係るCDSがある。流動性は低いものの、特にコンセンサス情報提供サービス業者を通じてインプットを入手できる場合には、レベル3へ分類される。レベル3へ分類されるこの区分のエクスポージャー・ヘッジ手段には、証券化資産を原資産とするCDSやトータル・リターン・スワップ(TRS)のポジションもある。これらの商品の公正価値は、原資産である債券について用いるのと同じモデル化技法を用い、ファンディングに用いる債券の価格差や固有のリスク・プレミアムを考慮して測定される。
- ― **株式デリバティブ**：この区分に属する主なエクスポージャー・ヘッジ手段には、長期の先渡取引もしくはボラティリティ・デリバティブ取引、または限られた市場でしか取引されていないオプションがある。補外法による測定の結果によっては、フォワード・カーブやボラティリティ・サーフェスが、インプットを観測できるマチュリティ・バンド(満期帯)の範囲外となるため、モデルに用いるインプットを観測できる市場が存在しない場合、ボラティリティ・デリバティブ取引または先渡取引の公正価値測定に必要なインプットは、通常、代替分析または過去の情報の分析の結果をもとに決定される。

これらのプレーン・バニラ・デリバティブについては、流動性、原資産の種類に起因する特殊性および流動性の存在する範囲と関係のある不確実性を反映するため、固有の追加的価値調整を行う。

レベル3へ分類される複雑なデリバティブには、主に、複合金融商品(FX／金利複合商品、エキイティ・ハイブリッド)、信用リスク相関デリバティブ、償還行動の影響を受ける商品、いくつかの株式で構成されるバスケットを原資産とするオプション商品、およびいくつかの金利オプションがある。主なエクスポージャー・ヘッジ手段、関連評価技法、および関連する不確実性の発生源については下記の通りである。

- － *FX／金利複合商品*は、主に、パワー・リバース・デュアルカレンシー(PRDC)債と呼ばれる特殊な金融商品が含まれる。PRDCの公正価値は、FXと金利の両方の変動がモデル化されている複雑なモデルを用いて測定する必要がある他、観測不能なFX／金利の相関関係の影響を大きく受ける。PRDCの公正価値測定結果は、直近の取引データやコンセンサス価格データを用いて裏付けられる。
- － *証券化関連スワップ*には、主に、その想定元本が、原資産ポートフォリオの一部分の償還行動に連動するような、固定金利と変動金利のスワップ、クロスカレンシー・スワップまたはベシス・スワップが含まれる。証券化関連スワップの満期日構成の見積りは、外部の過去のデータを用いた統計的な見積りにより裏付けられる。
- － *フォワード・ボラティリティ・オプション*は、一般的には、そのペイオフが、ボラティリティ・スワップに代表される金利インデックス債の将来におけるボラティリティに連動するような商品である。市場で取引されている金融商品からフォワード・ボラティリティ情報を推定することは難しいため、これらの商品には、重要なモデル・リスクが付帯する。価値調整の枠組みは、商品に固有の不確実性や、外部から入手する既存のコンセンサス価格情報に起因する不確実性の範囲に応じて調整される。
- － レベル3に分類される*インフレーション・デリバティブ*には、主に、流動性インデックスに連動する債券市場、物価上昇関連の各インデックスに連動する(キャップやフロアといった)オプション製品、また物価上昇関連の各インデックスか物価上昇年率のいずれかを選択できるような物価上昇関連の各インデックスとは無関係な物価上昇関連の各インデックスに連動するスワップ商品が含まれる。インフレーション・デリバティブについて用いられる評価技法は、主に、標準的な市場参照モデルであるが、ごく少数の限られたエクスポージャー・ヘッジ手段については代替技法が用いられる。これらの商品は、コンセンサス価格情報を参照することで、毎月、公正価値の裏付けがとれる商品ではあるが、流動性が不足しており、調整の際に固有の不確実性も生じるため、レベル3へ分類される。
- － *カスタムメイドCDO*の公正価値測定には、各デフォルト・イベントの相関関係情報が必要となる。この情報は、補外法や補間法を含む独自の予測技法を用いてインデックス・トランシェの活発な市場のデータから推定する。マルチ・ジオグラフィーCDOについても、相関関係に関する追加の仮定が必要となる。最後に、カスタムメイドCDOの評価モデルでは、回収率の変動と関係のある独自の仮定やパラメーターも必要となる。CDOの評価モデルは、インデックス・トランシェ市場で観測可能なデータを用いて調整され、標準化されたプールに関するコンセンサス価格データに照らして定期的にバックテストされる。不確実性は、予測や地域ミックスの手法に伴うモデル・リスク、関連パラメーターの不確実性、また回収率のモデル化が原因で生じる。

- ー *N to Default*バスケットは、コピュラと呼ばれる標準的な手法を用いてモデル化される、信用リスク関連商品の一種である。必要となる主なインプットには、コンセンサス価格情報や取引情報を参照することで観測できる、バスケット構成要素間でのペアワイズ相関分析結果がある。
- ー 株式デリバティブや、エクイティ・ハイブリッドと呼ばれる相関デリバティブは、そのペイオフが、複数の株式／インデックスから成るバスケットの変動に左右されるため、公正価値測定結果は、バスケット構成要素間での相関関係の影響を受ける。これらの金融商品のバスケットは、複合金融商品の場合、株式と、株式以外の原資産(商品インデックスなど)で構成される。定期的に取り引されており観測できるのは、株式／インデックスの相関マトリックスのみで、他の大部分の資産の相関関係情報は、活発な市場から入手できない。このため、レベル3へ分類されるかどうかは、バスケットの構成、満期および商品の複合性により変化する。インプットの相関関係情報は、過去の情報をもとに見積りを行う手法と他の調整要素(直近の取引情報または外部データを参照することで裏付けられる)を組み合わせる独自のモデルを用いて取得する。相関マトリックスは、原則としてコンセンサス情報提供サービス業者から入手するが、2種類の原資産の相関関係情報が入手できない場合、補外法か代替技法を用いることで、当該情報を入手できる場合がある。

これらの複雑なデリバティブについては、流動性、各パラメーターおよびモデル・リスクと関係のある不確実性を反映するため、固有の追加的価値調整を行う。

前述の商品については、下記の表に、主要な観測不能インプット値の変動範囲を記載している。記載してある範囲は、各種原資産に対応するものであるが、BNPパリバが導入している評価技法を用いる場合にのみ意味のある値である。関連する利用可能な場合に利用できる加重平均値は、公正価値、想定元本または感応度に基づく値である。

リスクヘッジ手段の 区分	貸借対照表上での 評価額		このリスクヘッジ手段区分に 属するレベル3金融商品に含 まれる主要な金融商品の種類	対象商品の 公正価値測定に用いる 評価技法	対象商品の 公正価値測定に用いる 主な観測不能 インプット	対象レベル3 商品の公正価 値測定に用い る観測不能イ ンプットの変 動範囲	加重平均
	資産	負債					
現物商品	3,061		ローン担保証券 (CLO) ABSであるCDO (RMBS、CMBS、 商業担保ローン)	流動性アプローチと割引将 来キャッシュ・フロー法の 組合せ	割引マージン	26bp～ 1,500bp ⁽¹⁾	194bp ^(a)
					均等返済率 (CLO)	0～10%	～10% ^(b)
					ファンディングに用い る債券の現物債価格と 合成先物債価格の価格 差 (ユーロ)	0～60bp	意味なし
買戻／売戻契約	4,706	9,134	長期買戻／売戻契約	特に、活発に取引されてお り、買戻／売戻契約の原資 産を表している、ベンチマ ークとなる債券プールのフ ァンディングに用いる債券 の価格差情報を用いる代替 技法	私募債 (ハイ・イール ド債、ハイ・グレード 債) およびABSに係る長 期買戻／売戻契約のレ ボ・スプレッド	7bp～61bp	57bp ^(c)
金利デリバティブ	3,641	3,348	為替／金利複合金融商品	為替／金利複合金融商品 (オ プション) の価格決定モデル	為替相場と金利の相関 関係。主な通貨ペア は、ユーロ／日本円、 米ドル／日本円、豪ド ル／日本円である。	25%～53%	47% ^(c)
			物価上昇率または累積的物 価上昇 (特に欧州およびフ ランスでの物価上昇率) に係 るフロアおよびキャップ (償還 時元本保証など)	物価上昇関連商品の価格決 定モデル	累積的物価上昇のボラ ティリティ	1%～12%	(d)
			ボラティリティ・スワップ に代表される、主にユーロ 建てのフォワード・ボラテ ィリティ商品	金利オプションの価格決定 モデル	金利のフォワード・ボ ラティリティ	0.4%～2%	
			主に欧州担保プールに係 る、想定元本が案件の資産 ／負債残高に従う固定金利 スワップ、ベシス・スワ ップまたはクロスカレンシ ー・スワップ	償還行動のモデル化 割引キャッシュ・フロー法	期日前償還率	0.3%～0.9%	(d)
			債務担保証券および不活 発なインデックス・シリー ズに係るインデックス・トラ ンシェ	基本的な相関関係予測技法 や回収率のモデル化	カスタムメイド・ポー トフォリオに係る基本 的な相関曲線 地域間でのデフォルト の相互相関 シングル・ネームCDS の原資産に係る回収率 の変動	3～40%	13% ^(c)
クレジット・デリバ ティブ	1,258	1,593	N to Defaultバスケット	クレジット・デフォルト・ スワップの評価モデル	デフォルトの相関	10%～95%	(d)
			シングル・ネーム・クレジ ット・デフォルト・スワッ プ (ABSおよびローン・イン デックスに係るCDS以外のも の)	ストリップング法、補外法 および補間法	観測限度 (10Y) を超え ているクレジット・デ フォルト・スプレッド (主要な期間の全般に おいて) 非流動なクレ ジット・デフォルト・ スプレッド・カーブ	70～90%	80% ^(a)
						0～25%	(d)
株式デリバティブ	942	2,680	複数の株式で構成されるバ スケットを原資産とする単 純なおよび複雑なデリバ ティブ	各種ボラティリティ・オブ ションの公正価値測定モデ ル	観測不能なエクイテ ィ・ボラティリティ 観測不能な株式相関	48%～99%	70% ^(c)
						20bp～ 1,700bp ⁽²⁾	230bp ^(a)
						7bp～ 3,800bp ⁽³⁾	266bp ^(a)
						7%～75%	27% ^(e)
						26%～97%	63% ^(a)

- (1) 変動範囲の下部は、短期有価証券に関連する値で、上部は、ABSである米国のCD0に関連する値であるが、いずれの証券も、価格がゼロに近い場合、貸借対照表へ重要な影響を及ぼすものではない。これらの分離要素を除いた場合、割引マージンの変動範囲は、43 bpから358 bpとなる。
 - (2) 変動範囲の上部は、貸借対照表へ重要な影響を及ぼさない商品、および南米諸国の国債に係るネット・リスク・ポジションに関連する値である。これらの分離要素を除いた場合、変動範囲の上限は500 bpとなる。
 - (3) 変動範囲の上部は、非流動信用リスクを原資産とするCDSに係るディストレス・ネームのうち、貸借対照表へ重要な影響を及ぼさないネームに関連する値である。この部分を除いた場合、変動範囲の上限はおおよそ500 bpとなる。
-
- (a) 加重平均は、リスクではなく、レベル3商品と関係のある代替技法(PVまたは想定元本を用いる技法)に基づく値である。
 - (b) 変動範囲の上部は、複数のエクスポージャーが束ねられている商品であるCL0に関連する値である。
 - (c) 加重平均は、ポートフォリオ・レベルでの関連リスク軸に基づくものである。
 - (d) これらのインプットの変動に起因する明示的な公正価値の感応度が存在しないため、加重平均は存在しない。
 - (e) 単純平均

レベル3の金融商品の変動表

レベル3の金融商品については、2012年1月1日から2013年12月31日までの間に以下のような変動が生じた。

(単位:百万ユーロ)	金融資産			合計
	トレーディング目的で保有しており純損益を通じて公正価値で測定する金融商品	純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融商品	売却可能金融資産	
2011年12月31日現在	21,464	1,595	9,871	32,930
購入	1,783	1,326	1,222	4,331
発行				-
売却	(1,952)	(1,193)	(1,725)	(4,870)
決済 ⁽¹⁾	(2,546)	(94)	(177)	(2,817)
レベル3へ振替	1,098	2,959	940	4,997
レベル3から振替	(593)	(588)	(669)	(1,850)
当期中に満期を迎えるか終了した取引について損益計算書に認識された利益(または損失)	(7,391)	44	(75)	(7,422)
当期末現在で満期を迎えていない金融商品について損益計算書に認識された利益(または損失)	1,598		41	1,639
資本に直接認識される資産および負債の公正価値の変動				
為替レートの変動に関連する項目	178		5	183
資本に認識される資産および負債の公正価値の変動			514	514
2012年12月31日現在	13,639	4,049	9,947	27,635
購入	5,145	2,382	975	8,502
発行	-	-	-	-
売却	(2,414)	(2,383)	(1,124)	(5,921)
決済 ⁽¹⁾	(1,917)	(1,111)	(702)	(3,730)
レベル3へ振替	850	12	133	995
レベル3から振替	(866)	(89)	(1,552)	(2,507)
当期中に満期を迎えるか終了した取引について損益計算書に認識された利益(または損失)	73	95	(171)	(3)
当期末現在で満期を迎えていない金融商品について損益計算書に認識された利益(または損失)	30	(96)	-	(66)
資本に直接認識される資産および負債の公正価値の変動				
為替レートの変動に関連する項目	(303)	-	(72)	(375)
資本に認識される資産および負債の公正価値の変動	-	-	256	256
2013年12月31日現在	14,237	2,859	7,690	24,786

(単位:百万ユーロ)	金融負債		合計
	トレーディング目 的で保有しており 純損益を通じて公 正価値で測定する 金融商品	純損益を通じて公 正価値で測定する ものとして指定さ れた金融商品	
2011年12月31日現在	(26, 288)	(7, 616)	(33, 904)
購入			-
発行	(8, 279)	(3, 565)	(11, 844)
売却			-
決済 ⁽¹⁾	12, 648	1, 811	14, 459
レベル3へ振替	(122)	(36)	(158)
レベル3から振替	708	447	1, 155
当期中に満期を迎えるか終了した取引について損益計算書に認識された利益(または損失)	5, 694	(28)	5, 666
当期末現在で満期を迎えていない金融商品について損益計算書に認識された利益(または損失)	(1, 257)	433	(824)
資本に直接認識される資産および負債の公正価値の変動			
為替レートの変動に関連する項目	(393)		(393)
資本に認識される資産および負債の公正価値の変動			-
2012年12月31日現在	(17, 289)	(8, 554)	(25, 843)
購入	-	-	-
発行	(6, 963)	(8, 134)	(15, 097)
売却	-	-	-
決済 ⁽¹⁾	6, 563	6, 595	13, 158
レベル3へ振替	(462)	(554)	(1, 016)
レベル3から振替	628	153	781
当期中に満期を迎えるか終了した取引について損益計算書に認識された利益(または損失)	321	119	440
当期末現在で満期を迎えていない金融商品について損益計算書に認識された利益(または損失)	113	213	326
資本に直接認識される資産および負債の公正価値の変動			
為替レートの変動に関連する項目	300	39	339
資本に認識される資産および負債の公正価値の変動	-	-	-
2013年12月31日現在	(16, 789)	(10, 123)	(26, 912)

⁽¹⁾ 資産には、元本償還額、利払額、ならびにデリバティブと関連のあるキャッシュ・インフローおよびアウトフローが含まれる。負債には、元本償還額、利払額、ならびにその公正価値が負のデリバティブと関係のあるキャッシュ・インフローおよびアウトフローが含まれる。

振替は、報告期間の終了時に実施されたものと仮定して認識される。

レベル3の金融商品は、レベル1およびレベル2の他の金融商品によりヘッジされている場合があるが、これら商品に係る損益はこの表に表示されていない。このため、この表に表示されている損益は、これらすべての金融商品に伴う正味リスクの管理による損益を表しているわけではない。

合理的可能性のあるレベル3に関する仮定の変更に対する公正価値の感応度

以下の表には、レベル3に分類される金融資産および金融負債のうち、観測不能なインプットについて別の仮定を用いた場合にその公正価値が大きく変化するような資産および負債が要約されている。

開示額は、関連パラメーターを用いてレベル3商品公正価値を見積る際または評価技法を選択する際に行う判断に伴う可能性のある不確実性の範囲を示すためのものである。前述の開示額は、測定日の時点で存在する、価値測定に伴う不確実性を反映しており、たとえ当該不確実性が、測定日の時点で存在する、ポートフォリオの感応度に由来するものであったとしても、将来における公正価値変動の予想額もしくは当該変動を示唆する額となること、または市場がポートフォリオの評価額に及ぼす影響を示唆する額となることはない。

BNPパリバでは、感応度を見積る際に、合理的可能性のあるインプットを用いて金融商品を再測定するか、追加的価値調整方針に基づく仮定を適用するかのいずれかを行っている。

分かりやすくするため、証券化商品とは関係のない現物商品の感応度は、価格が一様に1%動いた場合の感応度としたが、レベル3へ分類される証券化エクスポージャーについては、観測不能なインプットの範囲に応じて、より固有の価格変動に対する感応度へ調整される。

エクスポージャー・ヘッジ手段であるデリバティブの感応度測定は、レベル3商品と関係のある追加的信用価値調整や、パラメーターおよびモデルに伴う不確実性を反映するための追加的調整の結果に基づき行われる。

下記の表の数値は、二つのシナリオを考え、市場参加者が、追加的価値調整の対象要素のすべてまたは一部分を考慮しないという好ましい状況と、市場参加者が、取引契約の締結条件としてBNPパリバによる2度の追加的価値調整の実施を求めているという好ましくない状況における数値である。

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日現在	
	損益への潜在的な影響	資本への潜在的な影響
財務省証券および国債		
資産担保証券 (ABS)	+/- 62	+/- 3
CDO/CLO	+/- 62	
他の資産担保証券		+/- 3
その他の固定利付証券	+/- 2	+/- 10
株式およびその他の変動利付証券	+/- 32	+/- 64
買戻/売戻契約	+/- 44	
デリバティブ金融商品	+/- 1,010	
金利デリバティブ	+/- 691	
クレジット・デリバティブ	+/- 159	
株式デリバティブ	+/- 125	
その他のデリバティブ	+/- 35	
レベル3金融商品の感応度	+/- 1,150	+/- 77

内部開発評価手法を用いて一部が活発な市場で観測できないインプットに基づき測定される金融商品に伴う繰延マージン

金融商品に伴う繰延マージン(以下「デイ・ワン・プロフィット」という。)と関係があるのは、レベル3適格金融商品の市場取引の範囲内で生じるマージンのみである。

デイ・ワン・プロフィットは、既述の不確実性を反映するための追加的価値調整の結果を控除して計算され、インプットが観測できないと予想される期間にわたって損益計算書に計上される。その未償却額は、関連する複雑な取引の公正価値の減少として、「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品」に計上されている。

(単位：百万ユーロ)	2012年12月31日現在の繰延マージン	当期の取引に係る繰延マージン	当期の損益計算書に計上されたマージン	2013年12月31日現在の繰延マージン
金利デリバティブ	202	95	(104)	193
クレジット・デリバティブ	165	87	(75)	177
株式デリバティブ	213	137	(106)	244
その他のデリバティブ	23	12	(17)	18
デリバティブ金融商品	603	331	(302)	632

注5.e トレーディング目的で保有しており純損益を通じて公正価値で測定するものまたは売却可能資産として当初認識された金融商品の再分類

2008年10月15日に欧州連合が採用したIAS第39号およびIFRS第7号の改訂は、当初トレーディング目的でまたは売却可能資産として保有するものとして、顧客向け貸出金ポートフォリオ内または売却可能有価証券として当初認識した金融商品の再分類を認めている。

(単位：百万ユーロ)	再分類日	2013年12月31日現在		2012年12月31日現在	
		帳簿価額	市場価額 またはモデル算出 評価額	帳簿価額	市場価額 またはモデル算出 評価額
売却可能金融資産ポートフォリオから再分類された仕組取引およびその他の固定利付証券		993	1, 148	1, 371	1, 555
内、ポルトガル国債	2011年6月30日	623	696	1, 001	1, 117
内、アイルランド国債	2011年6月30日	264	351	258	326
内、仕組取引およびその他の固定利付証券	2009年6月30日	106	101	112	112
トレーディング・ポートフォリオから再分類された仕組取引およびその他の固定利付証券	2008年10月1日 /2009年6月30日	1, 842	1, 859	3, 469	3, 426

前述の再分類が行われなかった場合、2013年度における当グループの当期純利益は、大幅に変化していなかったことになる(2012年の純利益は63百万ユーロの増加であったが)。同様に、2012年度資本に直接認識される資産と負債の203百万ユーロの増加は、2013年度では大幅に変化していない。

注 5.f 銀行間および短期金融市場関連項目

・ 金融機関貸出金および債権

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
要求払預金	7,392	8,665
貸出金 ⁽¹⁾	41,498	28,250
売戻契約	1,989	4,028
金融機関貸出金および債権合計(減損控除前)	50,879	40,943
内、不良貸出金	747	995
金融機関貸出金および債権の減損(注 3.f)	(392)	(537)
個別評価引当金	(357)	(508)
一括評価引当金	(35)	(29)
金融機関貸出金および債権合計(減損控除後)	50,487	40,406

⁽¹⁾ 金融機関貸出金および債権には、中央銀行へ預けている定期預金(2013年12月31日現在の残高は5,240百万ユーロで、2012年12月31日現在の残高は重要でない額)が含まれている。

・ 金融機関債務

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
要求払預金	9,536	9,840
借入金	68,860	93,862
買戻契約	6,625	8,033
金融機関債務合計	85,021	111,735

注 5. g 顧客関連項目

・ 顧客貸出金および債権

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
要求払預金	44, 272	43, 434
顧客貸出金	572, 370	583, 469
売戻契約	954	2, 177
ファイナンス・リース	26, 181	27, 965
顧客貸出金および債権合計(減損控除前)	643, 777	657, 045
内、不良貸出金	45, 420	42, 453
顧客貸出金および債権の減損引当金(注 3. f)	(26, 616)	(26, 525)
個別評価引当金	(22, 828)	(22, 213)
一括評価引当金	(3, 788)	(4, 312)
顧客貸出金および債権合計(減損控除後)	617, 161	630, 520

・ ファイナンス・リースの内訳

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
総投資額	29, 472	31, 576
1年以内に回収可能	8, 176	8, 635
1年超5年以内に回収可能	14, 854	15, 753
5年超に回収可能	6, 442	7, 188
未経過受取利息	(3, 291)	(3, 611)
正味投資額 (減損控除前)	26, 181	27, 965
1年以内に回収可能	7, 378	7, 757
1年超5年以内に回収可能	13, 179	13, 935
5年超に回収可能	5, 624	6, 273
減損引当金	(982)	(969)
正味投資額 (減損控除後)	25, 199	26, 996

- 顧客預金

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
要求払預金	283,270	259,770
定期預金および短期債券	140,684	149,447
規制貯蓄預金	128,695	122,992
買戻契約	5,254	7,304
顧客預金合計	557,903	539,513

注5.h 延滞および不良貸出金

以下の表は、延滞しているが減損していない金融資産、減損した資産および関連する担保またはその他の保証の帳簿価額を示している。表示された金額は、ポートフォリオ・ベースでの引当金控除前のものである。

担保およびその他の保証に表示された金額は、担保またはその他の保証の価額と担保付資産の価額のどちらか低い価額に相当する。

- 延滞しているが減損していない貸出金

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日現在					供出された担保
	90日以下	90日超 180日以下	180日超 1年以下	1年超	合計	
金融機関貸出金および債権	274			20	294	65
顧客貸出金および債権	12,651	282	68	70	13,071	7,362
延滞しているが減損していない貸出金合計	12,925	282	68	90	13,365	7,427

(単位：百万ユーロ)	2012年12月31日現在					供出された担保
	90日以下	90日超 180日以下	180日超 1年以下	1年超	合計	
金融機関貸出金および債権	105	20			125	49
顧客貸出金および債権	15,709	604	45	79	16,437	9,734
延滞しているが減損していない貸出金合計	15,814	624	45	79	16,562	9,783

・ 不良貸出金

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日現在			
	不良貸出金			供出された担保
	総額	減損	純額	
売却可能金融資産(変動利付証券を除く) (注5.c)	136	(84)	52	
金融機関貸出金および債権(注5.f)	747	(357)	390	288
顧客貸出金および債権(注5.g)	45,420	(22,828)	22,592	13,706
不良貸出金	46,303	(23,269)	23,034	13,994
供与した融資コミットメント	648	(64)	584	149
供与した保証コミットメント	1,099	(271)	828	295
オフバランスシート不良コミットメント	1,747	(335)	1,412	444
合計	48,050	(23,604)	24,446	14,438

(単位：百万ユーロ)	2012年12月31日現在			
	不良貸出金			供出された担保
	総額	減損	純額	
売却可能金融資産(変動利付証券を除く) (注5.c)	118	(69)	49	
金融機関貸出金および債権(注5.f)	995	(508)	487	318
顧客貸出金および債権(注5.g)	42,453	(22,213)	20,240	11,429
不良貸出金	43,566	(22,790)	20,776	11,747
供与した融資コミットメント	818	(79)	739	72
供与した保証コミットメント	968	(248)	720	376
オフバランスシート不良コミットメント	1,786	(327)	1,459	448
合計	45,352	(23,117)	22,235	12,195

注5.i 負債証券および劣後債

本注記は、償却原価で測定されるならびに純損益を通じて公正価値で測定される発行済負債証券および劣後債のすべてを対象としている。

純損益を通じて公正価値で測定する負債証券(注5.a)

発行体/発行日	通貨	外貨建て 当初金額 (単位: 百万)	繰上償還日 または金利 引き上げ日	利率	金利 引き上げ 幅	劣後 順位 ⁽¹⁾	利払 停止 条件 ⁽³⁾	Tier 1 として 適格な額 ⁽⁴⁾	Tier 2 として 適格な額 ⁽⁴⁾	2013年 12月31日 現在(単位: 百万ユーロ)	2012年 12月31日 現在(単位: 百万ユーロ)
負債証券						1				42,343	40,799
劣後債								241	578	1,613	1,489
償還可能劣後債			⁽²⁾			2		-	526	817	781
永久劣後債								241	52	796	708
BNP Paribas Fortis 2007年12月	ユーロ	3,000	12月14日	3ヶ月物 Euribor +200bp	-	5	A	241	-	748	592
その他								-	52	48	116

⁽¹⁾ 劣後順位とは、当該負債証券の、発行体の他の金融負債に対する支払いの優先順位である。

⁽²⁾ 償還可能劣後債では、銀行監督当局からの許可を得た後、発行体主導で、公開買い付けによる株式市場での買戻し(私募債の場合、店頭取引での買戻し)により満期日前に償還する権限を当グループに与える繰上償還規定が設けられている場合がある。BNPパリバSAまたは当グループの外国子会社が外国市場を通じて発行した債券では、発行目論見書に規定する日以後に発行体の裁量権を行使する場合(繰上償還オプション)、または発行時の税法が改正され、債券保有者に対して税法改正に伴う損害を補償する義務をBNPパリバ・グループ内の発行体が負う場合、元本の繰上償還および満期日までの利息の繰上支払いを行う場合がある。償還の場合、15日間から60日間の予告期間を設ける場合がある。償還では、いかなる場合でも銀行監督当局の承認が条件となる。

⁽³⁾ 利払停止条件:

A. 利払いは、発行体の資本が十分でない場合、債券の引受業者が破綻した場合、またはAgeas株について宣言された配当が所定の基準値を下回った場合、停止される。

⁽⁴⁾ 適格基準および控除調整項目(当グループの信用リスクおよび証券の償却額を含む)に基づく調整後の額。

純損益を通じて公正価値で認識される永久劣後債は、主に、2007年12月に、BNPパリバ・フォルティス(旧フォルティス・バンク)が発行した、株式連動型転換・劣後複合証券(以下「CASHES」という。)で構成されている。

CASHESには満期がないが、保有者の自由裁量により1株当たり239.40ユーロの価格でAgeas(旧フォルティスSA/NV)の株式と交換できる。ただし、2014年12月19日をもって、CASHESは、その価格が連続する20取引日にわたって359.10ユーロ以上となった場合、Ageasの株式と自動的に交換される。元本の償還が現金で行われることはない。CASHES保有の権利は、BNPパリバ・フォルティスが保有し、かつ担保として供したAgeasの株式に限定されている。

AgeasとBNPパリバ・フォルティスは、相対的パフォーマンス・ノート(以下「RPN」という。)契約を締結しており、その価額は、CASHESの価額変動とAgeasの株価変動の相対的な差異によりBNPパリバ・フォルティスが受ける影響が相殺されるように変動することが契約上規定されている。

2012年1月25日に、AgeasとBNPパリバ・フォルティスは所定の契約を結んだ。この契約は、BNPパリバ・フォルティスによるすべての永久劣後ノートの購入と、RPNの一部償還に関するもので、その後には、CASHESの一部が現金で購入され、原資産であるAgeasの株式へ転換された。

2013年12月31日現在の正味残高は、Tier 1 資本へ組入可能な劣後債241百万ユーロである。

・発行時の満期が1年超の、償却原価または純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された中期および長期負債証券ならびに償還可能劣後債の満期予定表：

満期日またはコール・オプションの 行使可能日 (単位：百万ユーロ)	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019～ 2023年	2023年 以降	2013年 12月31日現在 合計
中期および長期負債証券	9,496	6,866	6,412	4,578	4,783	5,641	4,567	42,343
償還可能劣後債	98	244	16	281	43	97	38	817
合計	9,594	7,110	6,428	4,859	4,826	5,738	4,605	43,160

満期日またはコール・オプションの 行使可能日 (単位：百万ユーロ)	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018～ 2022年	2022年 以降	2012年 12月31日現在 合計
中期および長期負債証券	7,226	7,521	7,004	5,403	4,331	5,174	4,140	40,799
償還可能劣後債	20	81	246	17	239	137	41	781
合計	7,246	7,602	7,250	5,420	4,570	5,311	4,181	41,580

償却原価で測定される負債証券

発行体/発行日	通貨	外貨建て 当初金額 (単位： 百万)	繰上償還日 または金利 引き上げ日	利率	金利 引き上げ幅	劣後 順位 ⁽¹⁾	利払停止 条件 ⁽³⁾	Tier 1 として 適格な額 ⁽⁵⁾	Tier 2 として 適格な額 ⁽⁶⁾	2013年 12月31日 現在(単位： 百万ユーロ)	2012年 12月31日 現在(単位： 百万ユーロ)
負債証券										183,507	173,198
当初の満期が1年未満 の発行済負債証券						1				90,741	83,591
譲渡性負債証券										90,741	83,591
当初の満期が1年超の 発行済負債証券						1				92,766	89,607
譲渡性負債証券										78,606	72,294
債券										14,160	17,313
劣後債								1,017	7,266	12,028	15,223
償還可能劣後債			(2)			2		72	6,494	10,286	12,607
永久劣後ノート			(2)					945	550	1,496	1,461
BNP Paribas SA 1985年10月	ユーロ	305	-	TMO-0.25%	-	3	B	-	254	254	254
BNP Paribas SA 1986年9月	米ドル	500	-	6ヶ月物 Libor +0.075%	-	3	C	-	199	199	207
BNP Paribas Fortis 2004年10月	ユーロ	1,000	10月14日	4.625%	3ヶ月物 Euribor +170bp	5	D	945	-	945	879
その他								-	97	98	121
永久劣後ノート								-	-	-	926
BNP Paribas Fortis 2008年2月	米ドル	750	-	8.28%	-	5	D	-	-	-	563
BNP Paribas Fortis 2008年6月	ユーロ	375	-	8.03%	-	5	D	-	-	-	363
資本参加型ノート⁽⁴⁾								-	222	222	222
BNP Paribas SA 1984年7月	ユーロ	337	-	(6)	-	4	N/A	-	215	215	215
その他								-	7	7	7
債券と関連する費用および手数料								-	-	24	7

(1) (2) 「純損益を通じて公正価値で測定される負債証券」に関する参照情報を参照。

(3) 利払停止条件：

- B. 利息は原則として必ず支払う必要があるが、利払日直前の12ヶ月の期間中に、取締役会が、株主総会にて配当原資が存在しない旨を正式発表した後に利払いの延期を決定した場合はこの限りではない。利息は累積的なものであり、配当再開後には、累積額を含む全額を支払う必要がある。
- C. 利息は原則として必ず支払う必要があるが、利払日直前の12ヶ月の期間中に、取締役会が、定例株主総会にて配当を行わないという決定の正当性を確認した後に利払いの延期を決定した場合はこの限りではない。利息は累積的なものであり、配当再開後には、累積額を含む全額を支払う必要がある。当行は、配当を行っていない場合であっても未払利息の支払いを再開する選択権を有する。
- D. Tier 1 資本が、発行体のリスク加重資産の5%を下回っている場合、利息は、他の有価証券を引き渡す形で支払われる。

(4) BNPパリバSAが発行した資本参加型ノートは、1983年1月3日施行の法の規定に基づき償還できる。このため、2012年度中に32,000口の当該ノートを償還および消却し、市場で取引されている当該ノートは1,434,092口となった。

(5) 適格基準および控除調整項目(当グループの信用リスクおよび証券の償却額を含む)に基づく調整後の額。

(6) 当期純利益に応じ、TMOレートの85%(下限)から130%(上限)

BNPパリバ・フォルティスは、2013年6月2日に、元本が375百万ユーロの永久劣後債(BNP Paribas Fortis SA 2008年6月)の繰上償還を実施した。

BNPパリバ・フォルティスは、2013年8月27日に、元本が750百万ドルの永久劣後債(BNP Paribas Fortis SA 2008年2月)の繰上償還を実施した。

・発行時の満期が1年超の、償却原価で測定するものとして指定された中期および長期負債証券ならびに償還可能劣後債の満期予定表：

満期日またはコール・オプションの 行使可能日 (単位：百万ユーロ)	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019～ 2023年	2023年 以降	2013年 12月31日現在 合計
中期および長期負債証券	17,743	17,457	11,506	10,328	6,805	25,459	3,468	92,766
償還可能劣後債	1,347	1,136	1,204	4,116	545	1,676	262	10,286
合計	19,090	18,593	12,710	14,444	7,350	27,135	3,730	103,052

満期日またはコール・オプションの 行使可能日 (単位：百万ユーロ)	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018～ 2022年	2022年 以降	2012年 12月31日現在 合計
中期および長期負債証券	16,914	16,657	14,896	7,359	10,845	18,351	4,585	89,607
償還可能劣後債	1,630	1,138	1,196	1,526	4,344	2,535	238	12,607
合計	18,544	17,795	16,092	8,885	15,189	20,886	4,823	102,214

注 5. j 満期保有目的金融資産

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
財務省証券および国債	9,752	10,127
他の固定利付証券	129	157
満期保有目的金融資産合計	9,881	10,284

満期保有目的金融資産については、2013年12月31日現在または2012年12月31日現在のいずれにおいても減損していない。

注 5. k 当期および繰延税金

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在 ⁽¹⁾
当期税金	1,487	790
繰延税金	7,561	7,942
当期および繰延税金資産	9,048	8,732
当期税金	849	901
繰延税金	1,783	2,042
当期および繰延税金負債	2,632	2,943

⁽¹⁾ 改訂されたIAS第19号に従い修正再表示された(注 1. aおよび注 2 を参照)。

・当期中の繰延税金の変動：

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日 終了事業年度	2012年12月31日 終了事業年度 ⁽¹⁾
繰延税金(純額)－期首現在	5,900	7,867
繰延税金に起因する純損失(注 3. h)	(256)	(365)
売却可能金融資産(貸出金および債権として再分類されたものを含む)の価額変動と、当該価額変動の損益を通じた戻入に連動する繰延税金の変動	(161)	(2,054)
ヘッジ手段のデリバティブの価額変動と、当該価額変動の純損益を通じた戻入に連動する繰延税金の変動	446	(195)
資本に直接認識され、純損益へ再分類されない項目と連動する繰延税金の変動	(165)	56
為替レートおよびその他の変動による影響額	14	591
繰延税金(純額)－期末現在	5,778	5,900

⁽¹⁾ 改訂されたIAS第19号に従い修正再表示された(注 1. aおよび注 2 を参照)。

・繰延税金資産と負債の発生源別内訳：

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在 ⁽¹⁾
売却可能金融資産(貸出金および債権として再分類されたものを含む)	(526)	(365)
未実現のファイナンス・リースの準備金	(552)	(688)
従業員給付債務引当金	997	1,089
信用リスクに対する引当金	3,003	2,811
その他の項目	66	(103)
繰越欠損金	2,790	3,156
繰延税金(純額)	5,778	5,900
繰延税金資産	7,561	7,942
繰延税金負債	(1,783)	(2,042)

⁽¹⁾ 改訂されたIAS第19号に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

2013年12月31日現在で未認識の繰延税金資産の合計は1,665百万ユーロ(2012年12月31日現在は1,905百万ユーロ)となった。

繰延税金資産として認識する繰越欠損金の額を算定するため、当グループでは、毎年、あらゆる繰越期限に関するルールを考慮した税制度や、各事業体が事業計画に従って予想した将来収益および費用の実現可能性に基づき各関連事業体に固有の事項を見直している。

・繰越欠損金として繰延税金資産を認識している主な事業体：

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日現在	法定繰越期限	予想回収期間
BNP Paribas Fortis	2,250	無期限	8年
UkrSibbank	93	無期限	5年
BNP Paribas Securities Japan Ltd	90	9年	8年
その他	357		
繰越欠損金と関係のある繰延税金資産の合計	2,790		

注5.1 未収収益・未払費用およびその他の資産・負債

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在 ⁽¹⁾
保証金および実行済銀行保証	41,044	52,602
証券取引に係る決済勘定	18,653	13,005
取立勘定	390	453
再保険者の責任準備金の持分	2,712	2,827
未収収益および前払費用	4,641	4,982
その他の借方勘定およびその他の資産	21,665	25,338
未収収益およびその他の資産合計	89,105	99,207
受取保証金	31,020	42,235
証券取引に係る決済勘定	19,233	12,760
取立勘定	1,167	1,288
未払費用および繰延収益	6,613	6,338
その他の貸方勘定およびその他の負債	20,643	24,070
未払費用およびその他の負債合計	78,676	86,691

⁽¹⁾ 改訂されたIAS第19号に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

「再保険者の責任準備金の持分」の推移の内訳は下記の表の通りである。

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
再保険者の責任準備金の持分－期首現在	2,827	2,524
再保険者に起因する責任準備金の増加額	218	3,470
再保険者から保険給付金に関連して受領した額	(327)	(3,166)
為替レート変動および連結範囲の変更の影響	(6)	(1)
再保険者の責任準備金の持分－期末現在	2,712	2,827

注5.m 関連会社に対する投資

主要な関連会社に対する投資については、以下の表に個別に列挙してある。

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在 ⁽¹⁾
リテール・バンキング事業	1,485	1,341
内、Bank of Nanjing	540	463
内、Carrefour Banque	278	265
内、Servicios Financieros Carrefour EFC SA	144	136
資産運用および証券管理事業	2,025	2,296
内、AG Insurance	1,317	1,455
内、BNP Paribas Cardif Emeklilik Anonim Sirketi	88	121
コーポレート・バンキングおよび投資銀行事業	776	817
内、Verner Investment	330	341
内、BNP Paribas Securities (Japan) Ltd	213	270
その他の事業	1,461	2,577
内、Klépierre	986	1,096
内、Erbe	–	1,018
内、SCI Scoo	269	275
内、SCI Portes de Claye	120	118
関連会社に対する投資	5,747	7,031

⁽¹⁾ 改訂されたIAS第19号に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

下記の表は、主要な関連会社の財務データを示している。

(単位：百万ユーロ)	財務報告基準	総資産	純売上高	株主に帰属する 純収益
AG Insurance ⁽²⁾	現地国GAAP	61,249	6,823	435
Bank of Nanjing ⁽²⁾	現地国GAAP	41,425	1,126	478
BNP Paribas SJ Ltd. ⁽²⁾	現地国GAAP	270	2	–
Carrefour Banque ⁽²⁾	現地国GAAP	4,699	375	52
Klepierre ⁽²⁾	現地国GAAP	8,319	396	515
SCI SCOO ⁽²⁾	現地国GAAP	414	58	32
SCI Portes de Claye ⁽²⁾	現地国GAAP	268	8	4
Servicios Financieros Carrefour EFC SA ⁽²⁾	現地国GAAP	1,396	205	61
Verner Investissements ⁽¹⁾	IFRS GAAP	6,909	360	35

⁽¹⁾ 2013年12月31日現在。

⁽²⁾ 2012年12月31日現在。

注 5.n 業務用の有形・無形固定資産および投資不動産

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日現在		
	総額	減価償却費、償却費 および減損の累計額	帳簿価額
投資不動産	995	(282)	713
土地および建物	7,018	(1,577)	5,441
備品、家具、設備	6,641	(4,415)	2,226
オペレーティング・リースで貸主として リースしている工場および設備	12,632	(4,137)	8,495
その他の有形固定資産	2,008	(993)	1,015
有形固定資産	28,299	(11,122)	17,177
購入したソフトウェア	2,650	(2,074)	576
内部開発したソフトウェア	3,230	(2,342)	888
その他の無形固定資産	1,455	(342)	1,113
無形固定資産	7,335	(4,758)	2,577

(単位：百万ユーロ)	2012年12月31日現在		
	総額	減価償却費、償却費 および減損の累計額	帳簿価額
投資不動産	1,199	(272)	927
土地および建物	6,997	(1,460)	5,537
備品、家具、設備	6,519	(4,200)	2,319
オペレーティング・リースで貸主として リースしている工場および設備	12,762	(4,157)	8,605
その他の有形固定資産	1,780	(922)	858
有形固定資産	28,058	(10,739)	17,319
購入したソフトウェア	2,543	(1,978)	565
内部開発したソフトウェア	2,890	(1,992)	898
その他の無形固定資産	1,602	(480)	1,122
無形固定資産	7,035	(4,450)	2,585

投資不動産

当グループがオペレーティング・リースにより貸主としてリースしている土地および建物、ならびに生命保険事業との関連で投資用に保有している土地および建物は、「投資不動産」に計上している。

償却原価で計上している投資不動産の見積公正価値は、2013年12月31日現在では906百万ユーロ(2012年12月31日現在では1,087百万ユーロ)であった。

オペレーティング・リース

オペレーティング・リースおよび投資不動産取引には、一定の場合、以下の将来の最低支払額を定めている契約がある。

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
解約不能リースに基づく将来の最低受取リース料	4,433	5,352
1年以内に期日到来	1,920	2,404
1年超5年以内に期日到来	2,415	2,839
5年超期日到来	98	109

解約不能リースに基づく料来の最低受取リース料は、賃借人がリース期間中に支払うよう要求されているリース料から構成される。

無形固定資産

その他の無形固定資産には、当グループが取得した賃借権、のれんおよび商標権が含まれる。

減価償却費、償却費および減損

2013年12月31日終了事業年度の減価償却費および償却費の純額は1,570百万ユーロ(2012年12月31日終了事業年度は1,546百万ユーロ)であった。

2013年12月31日終了事業年度において損益計上された有形・無形固定資産の減損損失は12百万ユーロの純増(2012年12月31日終了事業年度は3百万ユーロの純減)であった。

注5.0 のれん

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日 終了事業年度	2012年12月31日 終了事業年度
帳簿価額一期首現在	10,591	11,406
取得	62	2
売却	(86)	(240)
当期中に認識した減損損失	(253)	(493)
換算調整	(317)	(89)
その他の変動	(3)	5

帳簿価額－期末現在	9,994	10,591
総額	11,394	11,750
期末現在で認識されている減損累計額	(1,400)	(1,159)

資金生成単位別ののれんは次の通りである。

(単位：百万ユーロ)	帳簿価額		認識した減損損失		当期の取得	
	2013年 12月31日 現在	2012年 12月31日 現在	2013年 12月31日 終了業年度	2012年 12月31日 終了業年度	2013年 12月31日 終了業年度	2012年 12月31日 終了業年度
のれん						
リテール・バンキング事業	7,767	8,308	(252)	(486)	-	-
アルバル	301	316	-	-	-	-
バンクウェスト	3,620	3,782	-	-	-	-
イタリアのリテール・バンキング事業	1,214	1,400	(186)	(298)	-	-
リーシング・ソリューション	134	147	-	(80)	-	-
パーソナル・ファイナンス	1,325	1,395	-	(42)	-	-
パーソナル・ファイナンス(個別に減損 テストされるパートナーシップ)	489	555	(66)	(66)	-	-
パーソナル・インベスターズ	409	412	-	-	-	-
Turk Ekonomi Bankasi AS	240	263	-	-	-	-
その他	35	38	-	-	-	-
資産運用および証券管理事業	1,592	1,637	(1)	-	62	2
保険	258	259	-	-	-	-
インベストメント・パートナーズ	165	251	-	-	-	-
不動産	371	351	(1)	-	22	2
証券サービス	399	372	-	-	40	-
資産管理(富裕層向け資産運用)	399	404	-	-	-	-
コーポレート・バンキングおよび 投資銀行事業	632	643	-	(7)	-	-
アドバイザーおよびキャピタル・ マーケット	363	370	-	-	-	-
コーポレート・バンキング	269	273	-	(7)	-	-
その他の事業	3	3	-	-	-	-
のれん合計	9,994	10,591	(253)	(493)	62	2
負ののれん			2	3		
のれんの価値の変動			(251)	(490)		

のれんが配賦される、同種の事業を営んでいる企業のグループ：

アルバル：車両リースを専業とするマルチブランド・フルサービス業者のアルバルでは、各顧客のニーズに応じたソリューション(各社従業員の移動の最適化と、車両管理に伴うリスクの外部移転に寄与するソリューション)を提供している。

バンクウェスト：米国でのリテール・バンキング事業は、1998年以降、バンクウェスト・コーポレーションの子会社であるバンク・オブ・ザ・ウェストとファースト・ハワイアン・バンクを通じて行っている。バンク・オブ・ザ・ウェストでは、豊富なリテール商品やサービスを個人の顧客に販売しており、ニッチな融資市場でも大きなシェアを確保している。ファースト・ハワイアン・バンクは米国ハワイ州最大の銀行で、現地の個人や法人に豊富なバンキング・サービスを提供している。

イタリアのリテール・バンキング事業：BNLバンカ・コメルシアレは、イタリアの銀行の中で、総資産および貸出残高が6番目に多い銀行で、多様な顧客のニーズに応えられる総合的な金融・保険商品や、バンキング・金融・保険サービスを提供している。BNL bcは、融資(特に住宅ローン)市場で大きなシェアを確保しており、長年に渡り営んでいる、大企業や地方行政機関等の支援業務においても定評を得ている。この支援業務には、国際送金業務、プロジェクト・ファイナンスやストラクチャード・ファイナンス業務、また特別目的子会社のIfitaliaを通じたファクタリング業務がある。

リーシング・ソリューション：BNPパリバ・リーシング・ソリューションズでは、マルチチャネル販売(直販、紹介販売、Partnershipsチャネルや支店網を通じた販売)手法を採用して、設備ファイナンス・リースから車両リースに至る豊富なリース／レンタル・ソリューションを大手法人や中小法人に提供している。

パーソナル・ファイナンス：BNPパリバ・パーソナル・ファイナンスは、消費者金融を専業とする当グループの企業で、住宅ローン事業も営んでいる。BNPパリバ・パーソナル・ファイナンスは20か国で営業しており、Cetelem、FindomesticおよびAlphaCreditといったブランド名で、販売店(小売店や自動車ディーラー等)でのローン販売や、オンライン直販または顧客対応窓口経由での直販と関係のある総合的なサービスを提供している。消費者金融業は、過去に立ち上げたPFプロジェクトを通じ、新興諸国に当グループが有する各支店でも営んでいる。BNPパリバ・パーソナル・ファイナンスと同種の事業を営んでいる企業のグループのキャッシュ・フローから独立したキャッシュ・フローを生み出す提携については、個別に減損テストを実施している。

パーソナル・インベスターズ：BNPパリバ・パーソナル・インベスターズでは、金融商品に関する独自の助言や豊富な投資関連サービスを個人の顧客に提供している。関連会社には、主に、Cortal Consors(ドイツ、フランスおよびスペインといった欧州諸国でのオンラインバンキング業務や仲買業務を専業としている)、B*CapitalおよびGeojit BNP Paribasが含まれる。

Turk Ekonomi Bankasi AS：TEBでは豊富な金融商品およびサービスを顧客に提供しており、そのライセンナップには、法人、中小企業、個人および富裕層を対象とするバンキング・サービスや、国債市場および資本市場関連サービス、また投資関連サービスが含まれる。

保険：BNPパリバ・カーディフは37か国で営業しており、さまざまな預金・保険商品およびサービスを開発している。BNPパリバ・カーディフでは、ローン保険事業に加え、健康保険、所得保障保険、保証延長サービス、損害保険といった事業も営んでいる。BNPパリバ・カーディフでは、BNPパリバ・リテール・バンキング事業チャネル、PartnershipsチャネルおよびDigital & Brokersチャネルを通じて自社商品を販売している。

インベストメント・パートナーズ：BNPパリバ・インベストメント・パートナーズ(BNPP IP)は、資産運用業務を専業としているBNPパリバ・グループの企業で、世界各国の富裕層や機関投資家に対し総合的な資産運用サービスを提供している。

「グローバル」アセット・マネージャーであるBNPP IPには、欧州諸国および世界各国の投資家に対し、各々のニーズに応じた運用ソリューションを提供している機関投資家担当部門、BNPパリバ・グループ各社の顧客やそれ以外の顧客(個人および富裕層)に対し、各々のニーズに応じた豊富な商品や総合的な預金ソリューションを提供しているリテール部門、またアジア太平洋市場および新興市場の顧客に対し、各地域に固有のニーズや要素を考慮しながら総合的かつ専門的な助言を提供しているアジア太平洋市場および新興市場担当部門がある。

不動産：BNPパリバ不動産は、欧州大陸で最大手の法人向け不動産サービス・プロバイダで、フランス国内の住宅市場においても大手業者の1社となっている。

証券サービス：BNPパリバ証券は、大手グローバル証券サービス業者の1社で、投資サイクルの一端を担うあらゆるアクター(売手、買手および発行体を含む)に対し総合的なソリューションを提供している。

資産管理(富裕層向け資産運用)：BNPパリバ・ウェルス・マネジメントでは、BNPパリバの富裕層向け資産運用業務を引き受けており、資産運用や資金需要に関するあらゆるニーズがすべて満たされるようなワンストップ・ソリューションを希望している富裕層、株主および起業家に対しサービスを提供している。

アドバイザリーおよびキャピタル・マーケット：グローバル株式デリバティブおよび商品デリバティブ部門(株式デリバティブ、商品デリバティブ、インデックス・デリバティブおよびファンド・デリバティブ関連サービスや各種金融ソリューション、また株式仲買プラットフォーム等を提供している部門)、フィクスト・インカム部門(信用、通貨および金利関連商品を提供しているグローバル部門)、ならびにコーポレート・ファイナンス部門(吸収合併、買収および主要な株式資本市場関連取引に関するアドバイザリー・サービスを提供している部門)が含まれる。

コーポレート・バンキング：コーポレート・バンキングでは、トランザクション・バンキング(資金管理、国際貿易金融および流動性管理)から各種金融ソリューション(一般融資や特殊融資(航空、海運、不動産、輸出、レバレッジド・ファイナンス、プロジェクト・ファイナンス、企業買収資金の融資およびメディア通信関連))に至る、法人顧客向けのあらゆる金融商品およびサービスを提供している。これらのサービスは、法人から預金を集めるための専用商品とともに提供している。

のれんの減損テストは、3種類の方法で実施されており、それらは比較可能な事業を営んでいる企業の関連取引を観測する方法、比較可能な事業を有する上場企業に係る株価データ法、および割引将来キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」という。)である。

2つの比較可能性に基づく方法の内1つが、減損認識の必要性を示唆している場合、DCF法を用いて当該結果を検証し、認識すべき減損損失額を算定する。

DCF法は、中期(5か年)事業計画の内容に沿って行う、将来の営業収益、費用、およびリスク費用(キャッシュ・フロー)に係る複数の仮定に基づく方法である。5年の見積期間におけるキャッシュ・フローは永久成長率を用いて見積っており、当該期間における状況が、通常の景気循環における状況と異なる場合には、前述の見積キャッシュ・フローを標準化している。2012年12月31日までは、当初3か年については中期事業計画に基づく仮定をもとに、またその後については、10年間の持続的成長率と、その後の永続的な成長率をもとに、それぞれキャッシュ・フローを見積っていた。

各種仮定の影響を受ける主要なパラメーターは、コスト／インカム比率、資本コストおよび永久成長率となる。

資本コストは、無リスク金利に、観測した市場リスク・プレミアム(同種の事業を営んでいる企業のグループの各々に固有のリスク要因で加重された市場リスク)を付加した値をもとに算定している。これらのパラメーターの値は、外部の情報源から入手している。

同種の事業を営んでいる企業のグループの各々への配賦資本は、各企業が属する法人(グループ)が従うべき自己資本比率規制のコアTier 1である最低7%をもとに算定している。

成熟産業の永久成長率には2%を用いている。物価上昇率の高い国に所在するCGUについては、(外部の情報源が開示している物価上昇率に基づき算定した)固有の割合を上乗せしている。

下記表は、DCF法による計算に用いているパラメーター(資本コスト、コスト／インカム比率および永久成長率)の値の変動に対する、資金生成単位の評価額の感応度を示している。

2012年には、特に、(地方銀行のコアTier 1が7%から8%へ引き上げられたことに伴い)Bank of Italyの自己資本規制が厳しくなる見込みが生じたことを踏まえ、当グループでは、298百万ユーロののれんの減損を認識し、Bank of Italyと同種の事業を営んでいるBNL bcへ配賦した。

2013年には、イタリアでの景気悪化に伴い186百万ユーロの減損を追加認識した。

・資本コストの10ベシス・ポイントの変動、コスト／インカム率の1%の変動および永久成長率の50ベシス・ポイントの変動に対する、主要なのれん評価額の感応度

(単位：百万ユーロ)	BNL bc	バンクウェスト	パーソナル・ファイナンス
資本コスト	10.1%	8.2%	10.1%
不利な変動(+10ベシス・ポイント)	(82)	(150)	(104)
有利な変動(-10ベシス・ポイント)	84	155	107
コスト／インカム率	52.9%	56.8%	46.2%
不利な変動(+1%)	(182)	(219)	(222)
有利な変動(-1%)	182	219	222
永久成長率	2.0%	2.0%	2.1%
不利な変動(-50ベシス・ポイント)	(267)	(358)	(262)
有利な変動(+50ベシス・ポイント)	302	421	296

BNL bc同種の企業グループに実施するのれん減損テストにかかる正常化されたキャッシュ・フローが2%変化すれば、回収可能額が92百万ユーロ変化することになる。

バンクウェストとパーソナル・ファイナンスの、同種の事業を営んでいる企業のグループについては、上記表に記載の3つのパラメーターを最も不利な値に設定して減損テストを実施した場合でも、のれん減損の根拠は生じない。

注5.p 保険会社の責任準備金

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
保険契約に関連する負債	118,785	115,432
責任準備金の総額		
ユニットリンク型契約	42,677	42,241
その他の保険契約	76,108	73,191
裁量権のある有配当性を有する金融契約に関連する負債	28,383	26,062
保険契約者剰余金－戻入	8,058	6,498
保険会社の責任準備金の総額	155,226	147,992
ユニットリンク型金融契約に関連する負債 ⁽¹⁾	2,260	1,298
一般基金金融契約に関連する負債	2	25
保険会社が締結した契約に関連する負債の総額	157,488	149,315

⁽¹⁾ ユニットリンク型金融契約に関連する負債は、「顧客債務」(注5.g)に含まれている。

保険契約者剰余金はシャドウ・アカウンティングの適用により発生する。保険契約者剰余金は、フランスおよびイタリアで営業する生命保険子会社の資産に伴う未実現利益／損失および減損損失に対する保険契約者の持分を表すものであり、保険契約の下で支払われる給付額は、当該資産の利回りと連動している。保険契約者剰余金は、契約者への利払額や新たな業者の参入に関する経済シナリオや仮定をもとに、保険契約者へ帰属する未実現利益／損失をモデル化して行う確率論に基づく計算を用いて算定している。この計算の結果、フランスでの2013年度の保険契約者の持分は2012年度と同じ90%となった。

保険契約に関連する負債の変動の内訳は次の通りである。

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日 終了事業年度	2012年12月31日 終了事業年度
契約に関連する負債－期首現在	149,315	133,196
生命保険に関連する金融契約で積み増した保険契約責任準備金および保証金の額	21,275	30,801
保険金および給付金支払額	(15,579)	(18,177)
連結範囲の変更の影響額	203	(6)
為替レートの変動の影響額	(494)	140
ユニットリンク型事業適格投資の価値の変動の影響額	2,768	3,361
契約に関連する負債－期末現在	157,488	149,315

再保険者の責任準備金の持分の詳細については注5.1を参照。

注5.q 偶発債務等引当金

・偶発債務等引当金

(単位：百万ユーロ)	2012年 12月31日 現在 ⁽¹⁾	引当金 繰入額 (純額)	引当金 戻入額	資本に直接 認識される 価額変動	為替レート 他の変動の 影響額	2013年 12月31日 現在
従業員給付引当金	7,175	878	(1,130)	(466)	5	6,462
内、退職後給付引当金(注7.b)	4,728	48	(179)	(464)	69	4,202
内、退職後医療給付引当金 (注7.b)	148	(2)	(3)	(2)	(10)	131
内、その他の長期給付に対する 引当金(注7.c)	1,058	306	(269)		(55)	1,040
内、自主退職および早期退職制 度、ならびに人員調整計画に対 する引当金(注7.d)	470	142	(186)		(6)	420
内、株式報酬に対する引当金 (注7.e)	771	384	(493)		7	669
住宅財形貯蓄口座および制度に関 して認識した引当金	142	(64)	-		-	78
クレジットライン／コミットメン トラインに対する引当金(注3.f)	976	123	(39)		(52)	1,008
訴訟に対する引当金	1,683	1,191	(102)		(54)	2,718
その他の偶発債務等引当金	1,404	371	(102)		24	1,697
偶発債務等引当金合計	11,380	2,499	(1,373)	(466)	(77)	11,963

⁽¹⁾ 改訂されたIAS第19号に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

・住宅財形貯蓄口座および制度に関する引当金および割引

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
住宅財形貯蓄口座および制度で積立てられた預金	15,390	14,946
内、住宅財形貯蓄制度で積立てられた預金	12,639	12,076
期間10年超	4,837	5,374
期間4年超10年以下	3,906	4,491
期間4年未満	3,896	2,211
住宅財形貯蓄口座および制度で付与された貸出金残高	303	379
内、住宅財形貯蓄制度で付与された貸出金残高	57	76
住宅財形貯蓄口座および制度に関して認識した引当金および割引	85	152
住宅財形貯蓄制度に関して認識した引当金	65	124
住宅財形貯蓄口座に関して認識した引当金	13	18
住宅財形貯蓄口座および制度に関して認識した割引	7	10

注5.r 金融資産と金融負債の相殺

以下の表は、相殺前後における金融資産と金融負債の額を示している。2013年1月1日現在適用中のIFRS第7号「開示－金融資産と金融負債の相殺」の改訂が求めているこの情報は、当該相殺に関するIAS第32号よりは厳格でない米国で一般に公正妥当と認められた会計原則(US GAAP)に基づく会計処理の結果と比較できるようにするための情報である。

「貸借対照表項目の相殺額」は、IAS第32号に沿って算定される。このため、当グループが認識された金額を相殺する法的に強制力のある権利を有しており、かつ、純額で決済するか、資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している場合にのみ、金融資産および金融負債は相殺され、純額で貸借対照表に表示される。相殺額は、主に、買戻／売戻契約および決済機関経由で取引されるデリバティブをもとに算出する。

「マスター・ネットティング契約および類似の契約の影響額」は、法的強制力のある当該契約の範囲内で行われる取引の残高であって、IAS第32号に規定の相殺基準を満たしていない額である。この額は、いずれかの契約当事者が債務不履行、債務超過または破産のいずれかの状態になった場合に限り相殺が可能になるような取引に関連する額である。

「担保として供出した／された金融商品」には、公正価値で認識される保証金や担保が含まれる。これらの担保の担保権は、いずれかの契約当事者が債務不履行、債務超過または破産のいずれかの状態になった場合に限り行使できる。

金融商品のプラスのまたはマイナスの公正価値と引き換えに供出される／する保証金は、マスター・ネットティング契約につき、貸借対照表の未収収益または未払費用およびその他の資産または負債にて認識される。

2013年12月31日現在 (単位：百万ユーロ)	金融資産の 総額	貸借対照表 項目の 相殺総額	貸借対照表 に表示されて いる純額	マスター・ネ ッティング契 約(MNA)およ び類似の契約 の対象額	担保として 供出された 金融商品	純額
資産						
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品						
トレーディング目的有価証券	157,740	－	157,740	－	－	157,740
貸出金	445	－	445	－	－	445
売戻契約	224,516	(79,653)	144,863	(33,246)	(109,031)	2,586
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融商品	67,230	－	67,230	－	－	67,230
デリバティブ金融商品(ヘッジ目的で使われるデリバティブ金融商品を含む)	593,531	(283,696)	309,835	(263,367)	(21,611)	24,857
顧客および金融機関貸出金および債権	668,518	(870)	667,648	(678)	(2,225)	664,745
内、売戻契約	2,943	－	2,943	(678)	(2,225)	40
未収収益およびその他の資産	91,240	(2,135)	89,105	－	(25,560)	63,545
内、供出した保証金	41,044	－	41,044	－	(25,560)	15,484
相殺の対象とならないその他の資産	363,273	－	363,273	－	－	363,273
資産合計	2,166,493	(366,354)	1,800,139	(297,291)	(158,427)	1,344,421

2013年12月31日現在 (単位：百万ユーロ)	金融負債の 総額	貸借対照表 項目の 相殺総額	貸借対照表 に表示されて いる純額	マスター・ネ ッティング契 約(MNA)およ び類似の契約 の対象額	担保として 供出された 金融商品	純額
負債						
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品						
トレーディング目的有価証券	69,803	－	69,803	－	－	69,803
借入金	3,758	－	3,758	－	－	3,758
買戻契約	271,829	(79,653)	192,176	(31,889)	(152,035)	8,252
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融商品	45,329	－	45,329	－	－	45,329
デリバティブ金融商品(ヘッジ目的で使われるデリバティブ金融商品を含む)	593,066	(283,696)	309,370	(263,367)	(25,409)	20,594
顧客および金融機関預金	643,794	(870)	642,924	(2,035)	(9,704)	631,185
内、買戻契約	11,879	－	11,879	(2,035)	(9,704)	140
未払費用およびその他の負債	80,811	(2,135)	78,676	－	(21,980)	56,696
内、供出された保証金	31,020	－	31,020	－	(21,980)	9,040
相殺の対象とならないその他の負債	366,941	－	366,941	－	－	366,941
負債合計	2,075,331	(366,354)	1,708,977	(297,291)	(209,128)	1,202,558

2012年12月31日現在 (単位：百万ユーロ)	金融資産の 総額	貸借対照表 項目の 相殺総額	貸借対照表 に表示されて いる純額 ⁽¹⁾	マスター・ネ ッティング契 約(MNA)およ び類似の契約 の対象額	担保として 供出された 金融商品	純額
資産						
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品						
トレーディング目的有価証券	143,465	－	143,465	－	－	143,465
貸出金	1,150	－	1,150	－	－	1,150
売戻契約	193,757	(48,008)	145,749	(35,640)	(103,455)	6,654
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融商品	62,800	－	62,800	－	－	62,800
デリバティブ金融商品(ヘッジ目的で使われるデリバティブ金融商品を含む)	866,733	(441,831)	424,902	(373,016)	(19,476)	32,410
顧客および金融機関貸出金および債権	672,138	(1,212)	670,926	(1,516)	(4,400)	665,010
内、売戻契約	6,203	－	6,203	(1,516)	(4,400)	287
未収収益およびその他の資産	99,713	(506)	99,207	－	(24,664)	74,543
内、供出した保証金	52,602	－	52,602	－	(24,664)	27,938
相殺の対象とならないその他の資産	359,001	－	359,001	－	－	359,001
資産合計	2,398,757	(491,557)	1,907,200	(410,172)	(151,995)	1,345,033

2012年12月31日現在 (単位：百万ユーロ)	金融負債の 総額	貸借対照表 項目の 相殺総額	貸借対照表 に表示されて いる純額 ⁽¹⁾	マスター・ネ ッティング契 約(MNA)およ び類似の契約 の対象額	担保として 供出された 金融商品	純額
負債						
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品						
トレーディング目的有価証券	52,432	－	52,432	－	－	52,432
借入金	4,016	－	4,016	－	－	4,016
買戻契約	247,055	(48,008)	199,047	(34,499)	(145,370)	19,178
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融商品	43,530	－	43,530	－	－	43,530
デリバティブ金融商品(ヘッジ目的で使われるデリバティブ金融商品を含む)	863,715	(441,831)	421,884	(373,016)	(24,361)	24,507
顧客および金融機関預金	652,460	(1,212)	651,248	(2,657)	(10,928)	637,663
内、買戻契約	15,336	－	15,336	(2,657)	(10,928)	1,751
未払費用およびその他の負債	87,197	(506)	86,691	－	(19,722)	66,969
内、供出された保証金	42,235	－	42,235	－	(19,722)	22,513
相殺の対象とならないその他の負債	354,335	－	354,335	－	－	354,335
負債合計	2,304,740	(491,557)	1,813,183	(410,172)	(200,381)	1,202,630

⁽¹⁾ 改訂されたIAS第19号に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

注 5. s 金融資産の譲渡

当グループの金融資産には、譲渡されてはいるが認識中止されていない資産があり、それらは主に買戻契約(レポ)で一時的な有価証券売却取引、有価証券貸付取引、および証券化資産で構成されている。買戻契約(レポ)で一時的に売却した証券に関連する負債は、「買戻契約」として認識される負債で構成している。証券化資産に関連する負債は、第三者に購入された証券化ノートで構成している。

- ・ 有価証券貸付、買戻契約およびその他の取引：

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日現在		2012年12月31日現在	
	譲渡された 資産の簿価	関連する 負債の簿価	譲渡された 資産の簿価	関連する 負債の簿価
有価証券貸付業務				
純損益を通じて公正価値で測定する証券	2,086		3,270	
買戻契約				
純損益を通じて公正価値で測定する証券	68,336	66,710	52,604	51,915
貸出金および債権で分類された証券	1,650	1,440	957	888
売却可能金融資産	10,800	10,789	9,422	9,423
その他の取引				
純損益を通じて公正価値で測定する証券	927	828	-	-
合計	83,799	79,767	66,253	62,226

- ・ リコース義務が譲渡資産に限定されている、外部投資家が一部リファイナンスしている証券化取引

2013年12月31日現在 (単位：百万ユーロ)	譲渡された 資産の簿価	関連する 負債の簿価	譲渡された 資産の公正価値	関連する負債 の公正価値	ネット ポジション
証券化					
純損益を通じて公正価値で測定する証券	55	54	55	54	1
貸出金および債権	13,456	10,676	13,765	10,747	3,018
売却可能金融資産	456	511	441	480	(39)
合計	13,967	11,241	14,261	11,281	2,980

2012年12月31日現在 (単位：百万ユーロ)	譲渡された 資産の簿価	関連する 負債の簿価	譲渡された 資産の公正価値	関連する負債 の公正価値	ネット ポジション
証券化					
純損益を通じて公正価値で測定する証券	231	217	231	217	14
貸出金および債権	11,447	8,997	11,487	8,915	2,572
売却可能金融資産	283	305	262	283	(21)
合計	11,961	9,519	11,980	9,415	2,565

当行が継続的に関与する金融資産には、一部あるいはすべての認識中止に繋がる重要な譲渡は見受けられなかった。

注 6. 融資コミットメントおよび保証コミットメント

注 6. a 供与したまたは供与された融資コミットメント

当グループが供与した融資コミットメントおよび供与された融資コミットメントの契約上の価値：

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
供与した融資コミットメント		
－ 金融機関向け	5, 134	48, 628
－ 顧客向け	206, 401	215, 656
信用確認状	169, 472	176, 355
その他顧客に供与したコミットメント	36, 929	39, 301
供与した融資コミットメント合計	211, 535	264, 284
供与された融資コミットメント		
－ 金融機関より	89, 831	119, 722
－ 顧客より	2, 747	6, 036
供与された融資コミットメント合計	92, 578	125, 758

2012年12月31日現在では、取引実行日から取引決済日までの間の取引認識日に供与したおよび供与された融資コミットメントとして表示されていた売戻／買戻契約(それぞれ、51,182百万ユーロおよび70,096百万ユーロ)については、注 1. c. 3 に記載の定めに従い、現在では金利デリバティブとして表示されている。

注 6. b 供与した保証コミットメント

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
供与した保証コミットメント		
－ 金融機関向け	12, 601	11, 829
－ 顧客向け	79, 693	79, 860
財産保証	971	1, 054
税務当局およびその他の当局に提供した保証 およびその他の保証	47, 238	44, 283
その他の保証	31, 484	34, 523
供与した保証コミットメント合計	92, 294	91, 689

注 6.c その他の保証コミットメント

- 担保として供出した金融商品：

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
中央銀行へ供出した、ヘアカット後のリファイナンス取引の担保としていつでも使用できる金融商品(譲渡性のある有価証券および個人顧客に対する債権)	93,153	99,499
－ 中央銀行への供出担保として使用したもの	17,426	42,201
－ リファイナンス取引に利用可能なもの	75,727	57,298
買戻契約に基づき売却した有価証券	261,508	238,734
銀行および金融業務の顧客との取引における担保として供出したその他の金融資産 ⁽¹⁾	143,856	149,237

⁽¹⁾ 特に、「フランス経済融資機関」および「住宅用リファイナンス基金」に対する保証として供出したものを含む。

当グループが担保として供出した金融商品のうち、受益者が売却または担保として再利用する権限を有する金融商品は、2013年12月31日現在で334,678百万ユーロ(2012年12月31日現在は328,024百万ユーロ)であった。

- 担保として供出された金融商品：

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
担保として供出された金融商品(売戻契約対象物を除く)	63,119	71,671
内、当グループが担保として売却または再利用する権限を有する金融商品	30,780	32,140
売戻契約に基づき供出された有価証券	194,968	174,474

当グループが有効に売却または担保として再利用できる、担保としてまたは売戻契約に基づき供出された金融商品は、2013年12月31日現在で171,241百万ユーロ(2012年12月31日現在は156,718百万ユーロ)であった。

注 7. 給与および従業員給付

注 7.a 給与および従業員給付費用

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日 終了事業年度	2012年12月31日 終了事業年度 ⁽¹⁾
固定および変動報酬、インセンティブ・ボーナス、 ならびに利益配分	10,812	11,208
従業員給付費用	3,569	3,557
給与税	461	483
給与および従業員給付費用合計	14,842	15,248

⁽¹⁾ 改訂されたIAS第19号に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

注 7.b 退職後給付

IAS第19号では、2種類の制度を区別しており、各制度は、事業体が被るリスクに応じて異なる取り扱いを受ける。事業体が、各制度参加者へ支給可能な資産の中から給付金の支給を取り扱う外部の機関などに対し定額(受益者の年収の一定割合)を拠出する責任を負っている場合、この制度は確定拠出制度に該当する。一方、事業体が、従業員から集める拠出金により積み立てられる金融資産を管理し、給付金の支給に伴う費用を自ら負担する義務か、将来において対象事象が発生した場合における確定給付額を保証する義務を負っている場合、この制度は確定給付制度に該当する。事業体が、拠出金の徴収および給付金の支給の管理を別の機関へ委託しているが、制度資産の管理および将来における給付額の変動に伴うリスクを負担している場合も同様である。

- ・ 当グループの各事業体向けの確定拠出年金制度

BNPパリバ・グループでは、過去数年間、確定給付制度を確定拠出制度へ転換するための多くの組織的取り組みを実施している。

このためフランスでは、BNPパリバ・グループは様々な全国基礎年金制度や全国追加型年金制度に拠出している。BNPパリバSAおよび特定の子会社は、社内協定に基づき積立年金制度を設定した。この制度により、従業員は全国ベースの制度で支給される年金に加え、この制度からの退職年金も受給することになる。

加えて、フランス以外の多くの国では、新規従業員への確定給付制度の提供を中止し、確定拠出年金制度への加入を当該従業員に促している。

2013年12月31日終了事業年度における確定拠出型退職後給付制度への拠出額は506百万ユーロ(2012年12月31日終了事業年度は531百万ユーロ)であった。

主要な拠出者別の内訳は次の通りである。

拠出額 (単位：百万ユーロ)	2013年12月31日 終了事業年度	2012年12月31日 終了事業年度
フランス	249	282
イタリア	58	61
英国	57	45
米国	28	26
トルコ	30	25
その他	84	92
合計	506	531

イタリアでは、BNLが設けた制度に対し雇用主(給与の4%)と従業員(給与の2%)が拠出しており、従業員は、任意で追加拠出を行うこともできる。

英国では、雇用主が、大半の従業員の給与の12%を拠出しており、従業員は、任意で追加拠出を行うことができる。

米国では、当行の拠出に上乗せする形で、従業員が、既定の範囲内でマッチング拠出している。

- ・ 当グループの各事業体向けの主要な確定給付年金制度の1つである、退職時補償金支給制度

ベルギーでは、BNPパリバ・フォルティスが、最終給与と勤続年数に基づく額が給付される、2002年1月1日の年金制度統合以前に同行へ入行した従業員および中間管理職向けの確定給付年金制度に拠出している。この制度における、保険数理上の給付債務に備えるための事前積立率は87%(この割合は、2012年12月31日以降変化していない)で、積立ては、BNPパリバ・グループが25%の株式持分を有するAG Insuranceを通じて行っている。

BNPパリバ・フォルティスのシニア・マネージャー向けには、勤続年数と最終給与に基づく一括給付を行う追加型年金制度を運営している。この制度における事前積立率は80%(2012年12月31日現在では75%)で、積立ては、AXA BelgiumおよびAG Insuranceを通じて行っている。

加えて準拠法では、雇用主に対し、確定拠出制度に拠出された資産について最低限の運用利回り(最低限の給付)を保証することを求めている。この責任に伴う義務が原因で、この制度は確定給付制度に分類されている。ただ、保険数理士による年次評価では、雇用主が最低限保証すべき給付額の給付に十分な金融資産が存在することが確認されており、2013年12月31日現在での制度資産残高は、給付債務を7%(2012年12月31日現在では5%)上回っている。

フランス国内で、BNPパリバは、1993年12月31日時点で既に退職していた従業員および現役であった従業員が受給権を取得した追加型銀行業界年金の支給を行っている。2013年12月31日現在での、BNP出身の従業員に対する当グループの残存給付債務については、その全額が貸借対照表に認識されている。

BNP、パリバまたはCompagnie Bancaireの元グループ役員が以前に取得した確定給付年金はすべて打ち切れ、新たな従業員については追加型の制度へ移行している。残存受給権者への給付額はこれらの制度が打ち切りとなった時点で確定した。ただし、退職時に当グループに留まっていることが条件となっている。2013年12月31日現在では、これらの年金制度の87% (2012年12月31日現在では82%) に対し保険会社を通じて拠出が行われている。

英国では、確定給付年金制度を継続している(年金基金が存在する)が、新たな従業員に対する募集は打ち切っている。これらの制度では、最終給与と勤続年数に基づく額が確定年金額となる。各年金制度の資産は、外部の運用会社(受託会社)が運用している。2013年12月31日現在では、既存の金融資産で、英国の全グループ企業に対する給付債務の99% (2012年12月31日現在では92%) を賄える状態である。

スイスでの給付債務は、その本質が、最低限保証すべき給付額を既定の期間に渡り年金として給付すべき確定拠出制度である追加型年金制度と関係のあるもので、これらの制度の資産は基金が運用している。2013年12月31日現在では、既存の金融資産で給付債務の100% (2012年12月31日現在では96%) を賄える状態である。

米国の確定給付年金制度は、年収の一定割合となる元本額と既定利率の利息からなる一括金を毎年受給できる権利が受給者に与えられる制度であるが、新規募集は既に打ち切っているため、2012年以降は新たな受給権が付与されていない。2013年12月31日現在では、既存の金融資産で給付債務の82% (2012年12月31日現在では62%) を賄える状態である。

トルコの年金制度は国民年金制度の後継制度(給付債務は、最終的にトルコ共和国に移転する条件で測定されている)で、法定の最低給付額を超える給付を保証している制度である。2013年度末現在では、外部の基金が保有している金融資産(その残高は関連給付債務の額を超えている)でこの制度における給付債務の全額を賄える状態であるが、この積立超過額は払戻不要な額のため、当グループは、この超過額を資産として認識していない。2013年12月31日現在での運用利回りは204% (2012年12月31日現在では245%) である。

- ・ その他の退職後給付

当グループの従業員は、当グループが最低限満たすべき法的要件(労働法、労働協約等の要件)または固有の労使契約に従って定められる、退職時補償金のような様々なその他の契約による退職後給付も受け取る。

フランス国内でのこれらの給付に対する債務は、外部の保険会社と締結された契約を通して積み立てられる。2013年12月31日現在では、既存の金融資産でこの給付債務の84% (2012年12月31日現在では76%) を賄える状態である。

国外では、これらの制度に関連する当グループの総債務は主にイタリアに集中している。イタリアでは、年金改革によってイタリアの解雇補償制度は2007年1月1日付けで確定拠出制度に変更されたため、前述の債務は、2006年12月31日までに確定した権利に対応する債務を示している。

確定給付年金制度およびその他の退職後給付制度に基づく給付債務

－ 貸借対照表で認識した資産・負債

2013年 12月31日現在 (単位：百万ユーロ)	全額または 一部積立済の 制度に伴う 確定給付制度 債務	未積立の制度 に伴う 確定給付制度 債務	確定給付債務 の現在価値	制度資産の 公正価値	補償請求権の 公正価値 ⁽¹⁾	資産計上額の 上限の影響
ベルギー	2,962	15	2,977	(31)	(2,636)	－
フランス	1,449	137	1,586	(1,233)	－	－
英国	1,103	1	1,104	(1,093)	－	－
スイス	819	16	835	(819)	－	－
米国	485	126	611	(501)	－	－
イタリア	－	411	411	－	－	－
トルコ	209	29	238	(428)	－	219
その他	493	146	639	(372)	(22)	－
合計	7,520	881	8,401	(4,477)	(2,658)	219

2013年 12月31日現在 (単位：百万ユーロ)	給付債務 (純額)	内、確定給付 制度に関し 貸借対照表で 認識した資産	内、確定給付制度 の純資産	内、補償請求権 の公正価値	内、確定給付 制度に関し 貸借対照表で 認識した債務
ベルギー	310	(2,636)	－	(2,636)	2,946
フランス	353	－	－	－	353
英国	11	(18)	(18)	－	29
スイス	16	－	－	－	16
米国	110	(32)	(32)	－	142
イタリア	411	－	－	－	411
トルコ	29	－	－	－	29
その他	245	(31)	(9)	(22)	276
合計	1,485	(2,717)	(59)	(2,658)	4,202

2012年 12月31日現在 ⁽²⁾ (単位：百万ユーロ)	全額または 一部積立済の 制度に伴う 確定給付制度 債務	未積立の制度 に伴う 確定給付制度 債務	確定給付債務 の現在価値	制度資産の 公正価値	補償請求権の 公正価値 ⁽¹⁾	資産計上額の 上限の影響
ベルギー	3,065	16	3,081	(28)	(2,618)	-
フランス	1,567	150	1,717	(1,213)	-	-
英国	1,093	1	1,094	(1,005)	-	-
スイス	818	21	839	(782)	-	-
米国	585	145	730	(451)	-	-
イタリア	-	468	468	-	-	-
トルコ	143	29	172	(352)	-	209
その他	490	71	561	(317)	(21)	-
合計	7,761	901	8,662	(4,148)	(2,639)	209

2012年 12月31日現在 ⁽²⁾ (単位：百万ユーロ)	給付債務 (純額)	内、確定給付 制度に関し 貸借対照表で 認識した資産	内、確定給付制度 の純資産	内、補償請求権 の公正価値	内、確定給付 制度に関し 貸借対照表で 認識した債務
ベルギー	435	(2,618)	-	(2,618)	3,053
フランス	504	-	-	-	504
英国	89	(4)	(4)	-	93
スイス	57	-	-	-	57
米国	279	-	-	-	279
イタリア	468	-	-	-	468
トルコ	29	-	-	-	29
その他	223	(22)	(1)	(21)	245
合計	2,084	(2,644)	(5)	(2,639)	4,728

⁽¹⁾ 補償請求権は、特定層の従業員に対する退職後給付を賄うために保険子会社へ移転した当グループの給付債務に伴うリスクを当グループの他の事業体へヘッジする目的で、当グループの保険子会社および関連会社(BNPパリバ・フォルティスの確定給付制度と関係のあるAG Insurance)の貸借対照表に計上している。

⁽²⁾ 改訂されたIAS第19号に従い修正再表示された(注1.aおよび注2を参照)。

－確定給付制度債務の現在価値の変動

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日 終了事業年度	2012年12月31日 終了事業年度 ⁽¹⁾
確定給付制度債務の現在価値－期首現在	8, 662	8, 351
当期勤務費用	274	311
利息費用	218	310
過去勤務費用	(12)	(4)
制度清算	(10)	(71)
人口統計学的推計の変動に係る年金数理計算上の(利益)／損失	(10)	(156)
財務上の仮定の変動に係る年金数理計算上の(利益)／損失	(353)	541
実績との乖離に係る年金数理計算上の(利益)／損失	122	(101)
従業員からの実際の拠出額	24	30
雇用主が直接支給した給付金	(120)	(130)
資産から／償還請求権の行使に伴い支給された給付金	(367)	(380)
給付債務に係る為替差(益)／損	(129)	31
連結範囲の変更に関連する、給付債務に係る(利益)／損失	88	(71)
その他	14	1
確定給付制度債務の現在価値－期末現在	8, 401	8, 662

⁽¹⁾ 改訂されたIAS第19号に従い修正再表示された(注1．aおよび注2を参照)。

－ 制度資産および補償請求権の公正価値の変動

(単位：百万ユーロ)	制度資産		補償請求権	
	2013年 12月31日 終了事業年度	2012年 12月31日 終了事業年度 ⁽¹⁾	2013年 12月31日 終了事業年度	2012年 12月31日 終了事業年度 ⁽¹⁾
制度資産の公正価値－期首現在	4, 148	3, 798	2, 639	2, 463
制度資産期待収益	120	153	62	79
制度清算	－	(19)	－	－
制度資産に係る年金数理計算上の利益	229	138	13	142
従業員からの実際の拠出額	14	21	10	10
雇用主による拠出額	202	292	112	146
制度資産から支給された給付金	(189)	(211)	(178)	(169)
制度資産に係る為替差益／(損)	(141)	32	－	－
連結範囲の変更に関連する、制度資産に係る利益／(損失)	123	(53)	1	(32)
その他	(29)	(3)	(1)	－
制度資産の公正価値－期末現在	4, 477	4, 148	2, 658	2, 639

⁽¹⁾ 改訂されたIAS第19号に従い修正再表示された(注1．aおよび注2を参照)。

－ 確定給付制度の費用の内訳

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日 終了事業年度	2012年12月31日 終了事業年度 ⁽¹⁾
勤務費用	252	255
当期勤務費用	274	311
過去勤務費用	(12)	(4)
制度清算	(10)	(52)
金融費用(純額)	55	87
利息費用	218	310
制度資産に係る受取利息	(101)	(144)
補償請求権に係る受取利息	(62)	(79)
給与および従業員給付費用に認識された合計	307	342

⁽¹⁾ 改訂されたIAS第19号に従い修正再表示された(注1．aおよび注2を参照)。

－ 資本に直接認識されるその他の項目

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日 終了事業年度	2012年12月31日 終了事業年度 ⁽¹⁾
資本に直接認識されるその他の項目	513	(131)
制度資産または補償請求権に係る年金数理計算上の(損失)／利益	242	281
人口統計学的推計上の給付債務の現在価値に係る(損失)／利益	10	156
財務上の仮定上の給付債務の現在価値に係る(損失)／利益	353	(541)
給付債務に係る実(損失)／利益	(122)	101
制度資産に係る制限の変更	30	(128)

⁽¹⁾ 改訂されたIAS第19号に従い修正再表示された(注1．aおよび注2を参照)。

ー 給付債務の算定に用いた年金数理計算上の主要な仮定

当グループでは、ユーロ圏諸国、英国および米国における給付債務を、優良社債(その期間が、給付債務の期間と一致している社債)の利回りで割り引いている。

使用されるレートは以下の通りである。

(単位：％)	2013年12月31日現在		2012年12月31日現在	
	割引率	昇給率 ⁽¹⁾	割引率	昇給率 ⁽¹⁾
ベルギー	1.20%-3.25%	1.95%-3.70%	2.10%-2.60%	3.60%-3.70%
フランス	2.09%-3.17%	2.30%-3.30%	1.42%-2.69%	2.60%-3.60%
英国	3.40%-4.30%	2.00%-4.50%	4.00%	2.00%-4.25%
スイス	1.30%-2.10%	2.20%	1.20%-1.90%	2.20%
米国	4.95%	4.00%	3.90%	4.00%
イタリア	1.90%-3.00%	2.20%	2.03%-2.69%	2.20%
トルコ	9.92%-10.10%	7.50%	6.91%-7.00%	5.78%

⁽¹⁾ 物価上昇(インフレ)の影響を含む。

割引率の100ベース・ポイントの変動が退職後給付債務の現在価値に及ぼす影響については下記の通りである。

給付債務の現在価値の変動 (単位：百万ユーロ)	2013年12月31日現在		2012年12月31日現在	
	割引率が -100ベース・ ポイント	割引率が +100ベース・ ポイント	割引率が -100ベース・ ポイント	割引率が +100ベース・ ポイント
ベルギー	228	(168)	263	(229)
フランス	152	(133)	154	(137)
英国	248	(227)	280	(211)
スイス	76	(75)	103	(70)
米国	75	(64)	93	(80)
イタリア	34	(29)	35	(31)
トルコ	21	(16)	17	(13)

ー 当期における制度資産および補償請求権の実効収益率

(単位：％) ⁽¹⁾	2013年12月31日終了事業年度	2012年12月31日終了事業年度
ベルギー	2.30%-6.20%	2.00%-10.00%
フランス	3.70%	3.70%
英国	7.60%-12.10%	4.78%-10.00%
スイス	6.40%-7.00%	7.00%-8.00%
米国	9.79%-15.77%	8.00%-14.00%
トルコ	5.82%	10.80%

⁽¹⁾ 同一国での複数の制度の並存を反映し、価値に幅がある。

制度資産の内訳：

(単位：％)	2013年12月31日現在					
	株式	国債	国債以外	不動産	預金	その他
ベルギー	2%	63%	17%	0%	0%	18%
フランス	7%	62%	22%	9%	0%	0%
英国	40%	44%	14%	0%	1%	1%
スイス	33%	34%	0%	13%	9%	11%
米国	48%	17%	19%	1%	0%	15%
トルコ	0%	3%	0%	5%	91%	1%
その他	12%	14%	10%	1%	15%	48%
グループ	16%	47%	14%	4%	7%	12%

(単位：％)	2012年12月31日現在					
	株式	国債	国債以外	不動産	預金	その他
ベルギー	2%	63%	17%	0%	0%	18%
フランス	7%	62%	22%	9%	0%	0%
英国	37%	36%	21%	0%	2%	4%
スイス	30%	42%	0%	12%	6%	10%
米国	55%	20%	21%	1%	0%	3%
トルコ	0%	2%	0%	6%	89%	3%
その他	15%	21%	12%	2%	17%	33%
グループ	15%	48%	16%	4%	6%	11%

当グループでは、資産運用期間中におけるリスクを管理および統制するため、確定給付年金制度債務に対応する資産について、その運用を統制できる仕組みを導入している。

当グループでは、制度資産の運用方法について明確にするため、特に、金融資産の運用目標や金融リスク管理方法などを踏まえて制度資産の運用戦略を策定するという方法で、金融資産運用サービス契約を通じて運用方針を定めている。

資産負債管理の考え方に基づく現在の運用方針は、制度資産において、少なくとも毎年100百万ユーロ（3年ごとに20百万ユーロから100百万ユーロ）の積立超過が生じなければならないというものである。

－退職後医療給付

当グループでは、主に米国とベルギーにて退職従業員向けの医療給付制度を実施しているが、大半の制度では、新規募集は既に打ち切っている。

2013年12月31日現在の退職後医療給付債務の現在価値は131百万ユーロとなり、2012年12月31日現在の147百万ユーロより減少した（すなわち、2013年度においては16百万ユーロ減少し、2012年度においては26百万ユーロ増加した）

注 7.c その他の長期給付

BNPパリバでは、従業員に対し、各種長期給付制度を提供しており、主な制度には、永年勤続報奨金制度、休暇管理口座内に年次有給休暇を貯めておける制度、従業員が就労不能になった場合に当該従業員を保護することを保証する一定の制度がある。この給付に対する引当金（純額）は、2013年12月31日現在では450百万ユーロ（2012年12月31日現在は493百万ユーロ）であった。

変動報酬に関する当グループの方針の一環として、業績の良い一定の従業員向け、または特別な規制の枠組みに準ずる年次繰延報酬制度が設けられている。この制度に基づく支給は、一定期間にわたって繰り延べられ、各業務部門、事業部門、および当グループが達成した業績により変動する。

BNPパリバでは、2013年に、ISIS制度と呼ばれる、国際市場における当グループの持続可能性を高めた従業員に対するインセンティブ制度を導入した。この制度の受給権者は、3年の権利確定期間が満了した時点で、当グループの本源的な業績によりその額が変動するインセンティブを現金で需給できる。このISIS制度は、当グループの事業拡大や収益に関する目標の達成に貢献した管理職に、別枠でインセンティブを支給するための制度で、当該管理職には、多岐にわたる当グループの経営を卓越した能力を活かしてサポートできる逸材といえる、シニア・マネージャー、重要ポストのマネージャー、現場のマネージャーや専門職、潜在能力の高いマネージャー、将来性豊かな若く優秀な執行役および当グループの業績への主要な貢献者などが含まれる。

この制度への配賦額の80%は、過去3年間ににおける当グループの営業利益の変動に連動し、20%は、当グループの社会的責任(CSR)に関する目標が達成されたかどうかに関連する。CSRに関する9つの目標は、当グループのCSRに関する方針のもととなっている4つの柱に合致している。また最終的な支給は、権利付与日から支給日までの期間において受給権者が当グループにて業務を継続しており、支給前年度における当グループの営業利益と税引前当期純利益がいずれもプラスの場合に限り行われる。

2013年12月31日現在での、繰延報酬制度関連の給付債務純額は457百万ユーロ(2012年12月31日現在は463百万ユーロ)である。

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
その他の長期給付に対する引当金(純額)	907	956
貸借対照表のその他の長期給付へ認識した資産	(133)	(102)
貸借対照表のその他の長期給付へ認識した負債	1,040	1,058

注 7.d 解雇給付

BNPパリバでは、一定の適格基準を満たす従業員向けにいくつかの自主退職制度や社員適合計画を実施している。この制度に基づき受給資格を有する現役従業員に対する債務の引当金は、制度が双務協定または双務協定草案の対象である場合に計上される。

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
自主退職および早期退職制度、ならびに人員調整計画に対する引当金	420	470

注 7.e 株式報酬

株式によるロイヤルティ、報酬、およびインセンティブ制度

BNPパリバは、一部の従業員に対して、以下に掲げるいくつかの株式報酬制度を設定している。

- － 主に当グループのリスク・エクスポージャーに影響を及ぼす可能性のある業務を担当している従業員に対する株価連動型現金決済の長期繰延株式報酬制度
- － 以下に掲げる制度を含む株価連動型報酬制度(2012年まで)
 - ・ 業績株式報奨制度
 - ・ 新株引受および購入オプション制度

・ 株価連動型現金決済繰延報酬制度

変動報酬に関する当グループの方針の一環として、一定の業績の良い従業員向け、または特別な規制の枠組みに準ずる年次繰延報酬制度を提供しており、当該従業員は、現金で支給されるが株価に連動する変動報酬を数年間にわたって受給できる権利を取得する。

－ 特別な規制の枠組みに準ずる、2009年度の従業員向け変動報酬制度

フランス財務省が省令を公表した2010年12月13日以降、変動報酬制度は、当グループのリスク構造に重要な影響を及ぼす可能性のある業務を担当している当グループの従業員に適用されているが、2009年度においては、主に資本市場にて懸念すべきリスクが存在していたため、現在とは異なり、当該市場関連業務の担当者に適用されていた。

この制度に基づく支給は、一定期間にわたって繰り延べられ、各業務部門、コア事業、および当グループが達成した業績により変動する。

報酬は大部分が現金で支給され、BNPパリバの株価の増減に連動する。加えて、2011年度以降は、2010年12月13日付の省令に従い、過年度の業績に応じて翌年度に支給される変動報酬の一部も、BNPパリバの株価を指標として算定され、帰属年度中に受益者へ支給される。

ー 当グループのその他の従業員向けの繰延変動報酬制度

業績の良い従業員向けの年次繰延報酬制度に基づく支給額の一部または全額は現金で支給され、BNPパリバの株価の増減に連動する。

・ 株式連動型報酬制度

2005年度までに、BNPパリバおよびBNLにより、後に株主総会により与えられた権限に基づき様々なストック・オプションがグループ従業員に付与された。

2006年から2012年にかけて、BNPパリバは、当グループの一部の従業員に対する株式連動型報酬制度(ストック・オプションと業績に応じた株式報奨を含む)を設定した。

この制度に基づくオプションの行使価格は発行時に決定され、割り引かれない。2005年度の制度以降、付与されたオプションの行使期間は8年に短縮されている。

2008年度までは、業績に応じた株式報奨制度の権利確定期間は、状況に応じ2年または4年のいずれかに定められていた。2009年から2012年にかけて付与された業績に応じた株式報奨の権利確定期間は、従業員が当グループの一員に留まっていることを条件として、状況により3年または4年後に確定される。業績に応じた株式に対する強制保有期間は、フランスの従業員については2年間である。

2010年度以降に付与された条件付きの部分は、BNPパリバ・グループの執行委員会のメンバーおよびシニア・マネージャーについては総報酬額の100%、またその他の受益者については20%であった。

2011年度までに付与された業績に応じた株式報奨の条件付きの部分に係る業績条件は、1株当たり当期純利益に基づくものである。

2012年度には業績に応じた株式報奨のみが付与された。業績条件は見直され、現在では、過去にストック・オプション制度について用いていた条件と類似の条件(Dow Jones Euro Stoxx Bank指数に対するBNPパリバ株価の実績に連動する条件)になっている。

2003年度から2011年度までの期間中に設けられたストック・オプション制度のもとでは、29事例の内6事例で実績条件が完全に満たされず、上記調整が実施された。また2009年から2012年にかけて設けられた業績に応じた株式報奨制度のもとでは、9事例中3事例で業績条件が満たされず、関連する条件付きの部分が失効した。

期限未到来のすべての制度においては、BNPパリバ株式の引き受けまたは購入により決済される。

- ・ 株式報酬費用

費用(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日終了事業年度			2012年12月31日 終了事業年度	
	ストック・ オプション 制度	株式報奨 制度	繰延変動 報酬制度	費用合計	費用合計
過年度の繰延変動報酬制度	-	-	128	128	160
当年度の繰延変動報酬制度	-	-	256	256	294
株式連動型報酬制度	15	33	-	48	72
合計	15	33	384	432	526

- ・ スtock・オプション制度および株式報奨の価値

IFRS第2号で要求されている通り、BNPパリバは従業員に付与したストック・オプションおよび業績に応じた株式報奨の帰属計算を行い、オプションおよび関連株式の公正価値に基づき付与日現在で計算した額を費用として認識している。当初の公正価値について、その後のBNPパリバ株式の市場価格の変動に応じた調整は行わない。確定期間中の公正価値およびその結果としての費用が修正される可能性があるのは、被付与者数(権利の喪失)や内部の業績条件に関連する仮定の修正が行われる場合のみである。当グループの株式報酬制度は、外部の専門企業が評価を行っている。

- ・ 新株引受オプションの測定

二項式または三項式のツリー・アルゴリズムを使い、権利確定日以後オプションが最適ではない形で行使される可能性を織り込んでいる。また、モンテカルロ法を使い、業種別インデックスに対するBNPパリバ株式の実績にオプションを連動させるある種派生的な付与の特徴を評価に織り込んでいる。

直近では2011年度に新株引受オプションを付与した。

- ・ 業績に応じた株式報奨の測定

業績に応じた株式報奨の測定に使用される単価は、保有期間末現在の価値に権利確定日以降の配当金支払額を加え、付与日に割引かれたものである。

2012年度において付与された業績に応じた株式報奨の評価額は、業績条件が付されているか否かで異なり、フランス国内の従業員向けの報奨は28.47から33.45ユーロの間となり、フランス国外の従業員向けの報奨は27.46から32.36ユーロの間となる。

	2012年12月31日終了事業年度 制度に基づく2012年3月6日付与分	
	2015年3月9日	2016年3月7日
	権利確定分	権利確定分
付与日におけるBNPパリバ株式の株価	37.20ユーロ	37.20ユーロ
利用可能日	2017年3月9日	2016年3月7日
BNPパリバ株式の予想配当率 ⁽¹⁾	3.23%	3.23%
無リスク金利	1.53%	1.33%
オプションの予想喪失率	2.00%	2.00%

⁽¹⁾ 上記配当利回りは、一連の見積年間配当の平均である。

・ 株式連動型報酬制度に基づく付与の履歴

下記の表は2013年12月31日現在で期限未到来の制度すべての特徴および条件の詳細を示している。

ー 新株引受オプション制度

発行会社	付与日	制度の特徴					当期末現在の 未行使オプション	
		付与され た人数	付与した オプション数	行使期間の 開始日	オプションの 行使期限	行使価格 (調整済) (ユーロ) ⁽¹⁾	オプション数 ⁽¹⁾	オプションの 期限までの 残存期間(年)
BNL ⁽³⁾	2001. 10. 26	223	573,250	2004. 10. 26	2014. 10. 26	61.888	4,856	0.8
BNPパリバSA ⁽²⁾	2004. 3. 24	1,458	1,779,850	2008. 3. 24	2014. 3. 21	48.15	911,947	0.2
BNPパリバSA ⁽²⁾	2006. 4. 5	2,583	3,894,770	2010. 4. 6	2014. 4. 4	73.40	3,351,968	0.3
BNPパリバSA ⁽²⁾	2007. 3. 8	2,023	3,630,165	2011. 3. 8	2015. 3. 6	80.66	3,176,655	1.2
BNPパリバSA ⁽²⁾	2007. 4. 6	219	405,680	2011. 4. 6	2015. 4. 3	76.57	353,702	1.3
BNPパリバSA ⁽²⁾	2008. 4. 18	2,402	3,985,590	2012. 4. 18	2016. 4. 15	64.47	3,570,429	2.3
BNPパリバSA ⁽²⁾	2009. 4. 6	1,397	2,376,600	2013. 4. 8	2017. 4. 5	35.11	1,614,086	3.3
BNPパリバSA ⁽²⁾	2010. 3. 5	1,820	2,423,700	2014. 3. 5	2018. 3. 2	51.20	2,258,370	4.2
BNPパリバSA ⁽²⁾	2011. 3. 4	1,915	2,296,820	2015. 3. 4	2019. 3. 4	56.45	2,199,380	5.2
当期末現在の未行使オプション合計							17,441,393	

⁽¹⁾ オプション数および行使価格は、必要に応じ、BNPパリバ株式1株を2株にする株式分割(2002年2月20日実施)と、2006年3月7日と2009年9月30日に割り当てられた優先的新株予約権を加味し、現行の規制に従って調整されている。

⁽²⁾ これらの制度では、従業員に付与されるオプションの一定割合は、適用される保有期間中のDow Jones Euro Stoxx Bank指数に対するBNPパリバ株式の実績に連動して確定するという条件がある。

この相対的実績条件に基づき、これらのオプションに関する行使価格(調整済)が設定された。

ー2004年3月24日制度に基づく期末現在3,080の未行使オプションについて50.55ユーロ

ー2006年4月5日制度に基づく期末現在149,224の未行使オプションについて77.06ユーロ

⁽³⁾ 2007年10月1日のBNLとBNPパリバの合併に伴い、1999年から2001年の間にBNLによって付与されたストック・オプションの受益者は、BNPパリバ株式の引受権を合併日現在で付与される。受益者は、BNL株式27株に対しBNPパリバ株式1株の比率で引受権を付与される。行使価格は、この比率に従って調整されている。

ー 業績株式報奨制度

発行会社	付与日	制度の特徴				当期末現在の未行使株式数 ⁽²⁾
		付与された人数	付与した株式数	付与した株式の権利確定日	付与した株式の保有期間終了日	
BNPパリバSA ⁽¹⁾	2009. 4. 6	2, 247	359, 930	2012. 4. 10	2014. 4. 10	663
BNPパリバSA	2009. 4. 6	1, 686	278, 325	2013. 4. 8	2013. 4. 8	679
BNPパリバSA	2010. 3. 5	2, 536	510, 445	2013. 3. 5	2015. 3. 5	560
BNPパリバSA	2010. 3. 5	2, 661	487, 570	2014. 3. 5	2014. 3. 5	409, 449
BNPパリバSA	2011. 3. 4	2, 574	541, 415	2014. 3. 4	2016. 3. 4	523, 280
BNPパリバSA	2011. 3. 4	2, 743	499, 035	2015. 3. 4	2015. 3. 4	472, 479
BNPパリバSA	2012. 3. 6	2, 610	1, 072, 480	2015. 3. 9	2017. 3. 9	1, 043, 745
BNPパリバSA	2012. 3. 6	2, 755	849, 455	2016. 3. 7	2016. 3. 7	813, 765
当期末現在の未行使株式合計						3, 264, 620

⁽¹⁾ 一部の株式に係る付与日は、当初の予定日における受益者の不存在により繰り延べられた。

⁽²⁾ 株式数は、2009年9月30日に割り当てられた優先的新株予約権に応じて調整されている。

- ・ 過去2年間の変動

ー 新株引受オプション制度

	2013年12月31日終了事業年度		2012年12月31日終了事業年度	
	オプション数	加重平均行使価格(ユーロ)	オプション数	加重平均行使価格(ユーロ)
1月1日現在の未行使オプション	25, 458, 221	59. 24	27, 509, 625	58. 67
当期中に行使されたオプション	(2, 900, 848)	37. 16	(581, 181)	36. 07
当期中に失効したオプション	(5, 115, 980)	－	(1, 470, 223)	－
12月31日現在の未行使オプション	17, 441, 393	63. 11	25, 458, 221	59. 24
12月31日現在の行使可能オプション	12, 983, 643	66. 31	18, 605, 666	63. 55

2013年度のオプション行使期間中の株価平均は、46. 25ユーロ(2012年度は41. 99ユーロ)であった。

一 業績株式報奨制度

	2013年12月31日 終了事業年度	2012年12月31日 終了事業年度
	株式数	株式数
1月1日現在の未行使株式	4,127,061	2,633,568
当期中に付与された株式	－	1,921,935
当期中に権利確定した株式	(676,025)	(351,808)
当期中に失効した株式	(186,416)	(76,634)
12月31日現在の未行使株式	3,264,620	4,127,061

社内貯蓄制度の下で従業員が引受または購入する株式

	2012年12月31日 終了事業年度
制度の公表日	2012年5月3日
制度の公表日現在のBNPパリバ株式の株価	30.15ユーロ
発行済株式数	4,289,709株
引受価格	25.00ユーロ
5年無リスク金利	1.67%
5年借入費用	7.52%
強制保有期間中の費用の公正価値	29.00%

2013年度においては、社内貯蓄制度の下で従業員に付与された新株引受権または株式購入権はなかった。

注 8. 追加情報

注 8. a 株式資本および 1 株当たり当期純利益における変動

BNPパリバにより発行され、当グループが保有する普通株式

	自己取引		トレーディング勘定取引 ⁽¹⁾		合計	
	株式数	帳簿価額 (単位： 百万ユーロ)	株式数	帳簿価額 (単位： 百万ユーロ)	株式数	帳簿価額 (単位： 百万ユーロ)
2011年12月31日現在保有株式	15,964,748	559	(6,080,030)	(184)	9,884,718	375
取得	1,743,249	58			1,743,249	58
処分	(1,823,004)	(59)			(1,823,004)	(59)
従業員に引き渡された株式	(352,306)	(15)			(352,306)	(15)
減資	(12,034,091)	(378)			(12,034,091)	(378)
その他の変動	(920)	-	4,714,581	126	4,713,661	126
2012年12月31日現在保有株式	3,497,676	165	(1,365,449)	(58)	2,132,227	107
取得	2,646,201	119			2,646,201	119
処分	(2,639,701)	(117)			(2,639,701)	(117)
従業員に引き渡された株式	(676,025)	(29)			(676,025)	(29)
その他の変動	(29,209)	-	989,869	36	960,660	36
2013年12月31日現在保有株式	2,798,942	138	(375,580)	(22)	2,423,362	116

⁽¹⁾ 株価指数に係るトレーディングや裁定取引の枠組み内での空売り。

2013年12月31日現在、BNPパリバ・グループは、2,423,362株のBNPパリバ株式(116百万ユーロ相当額で、この額は資本の控除として認識されている)の純購入者となっている。

BNPパリバSAは、2011年度に、マーケット・メイキング契約に基づかない方法により、株式の消却を目的として12,034,091株を31.39ユーロの平均価格にて取得した。取得した株式は、2012年12月14日付けの取締役会の決定に沿って消却された。

イタリア市場におけるBNPパリバ株式に関するExane BNP Paribasとのマーケット・メイキング契約と、フランス金融市場機関(以下「AMF」という。)の倫理綱領に従い、BNPパリバSAは、2013年度中に2,646,201株を平均株価45.03ユーロで買戻し、さらに2,639,701株を平均株価45.17ユーロで売却した。2013年12月31日現在、BNPパリバは、この契約に基づき156,332株(8.4百万ユーロ相当)を保有している。

2013年1月1日から12月31日までの間に676,025株の株式が、確定した業績に応じた株式報奨として受益者に付与された。

Tier 1 規制資本として適格な優先株式および永久最劣後ノート

- グループの海外子会社が発行した優先株式

2003年1月に、当グループが独占的支配力を有する子会社のBNP Paribas Capital Trust VIは、米国の適用を受ける700百万ユーロの非累積型無議決権永久優先株式を発行した。当該優先株式にBNPパリバの普通株式に対する希薄化効果はなかった。当該株式には10年間の固定配当が支払われる。当該優先株式は10年経過後およびその後は各配当期日に償還が可能である。当該株式は、2013年度中に償還された。

2012年度においては、前述と同種の優先株式660百万ユーロがそれぞれ償還された。

2003年度および2004年度においてLaSer-Cofinogaのサブグループ(比例持分に応じてBNPパリバに連結されている)は、LaSer-Cofinogaのサブグループが独占的支配力を有する、英国の法律が適用される特別目的事業体を通じて、議決権のない無期限優先株式を3回発行した。これらの株式については、2003年度発行分は固定利率、また2004年度発行分は連動利率で10年間にわたり非累積型優先配当金が支払われる。10年経過後、これらの株式は各四半期末の配当期日に発行体の裁量で償還可能となり、2003年度発行分に係る支払配当金はEuriborに連動することになる。

2012年10月には、2003年発行分の45百万ユーロが再取得された。2013年3月には、発行済みの額が償還された。

発行体	発行日	通貨	金額 (単位： 百万ユーロ)	第1回繰上償還日前 の利率および期間	第1回繰上償還日後の利率
Cofinoga Funding II LP	2004年1月 および5月	ユーロ	80 ⁽¹⁾	TEC10 ⁽²⁾ +1.35% 10年	TEC10 ⁽²⁾ +1.35%
2013年12月31日現在合計			40⁽³⁾		

⁽¹⁾ 比例連結による比率適用前。

⁽²⁾ TEC10とは、仮の10年物財務省中期証券の満期利回りに対応した日々の長期国債指数である。

⁽³⁾ 比例連結による比率適用後。

これらの発行による収入は貸借対照表の「少数株主持分」に計上されており、配当金は損益計算書の「少数株主帰属当期純利益」に計上されている。

- BNPパリバSAが発行した永久最劣後ノート

BNPパリバSAでは永久最劣後ノートを発行している。この債券については、固定または変動利息が支払われ、固定期間経過後およびその後は各利息支払日に償還可能である。当該債券の一部については、固定期間経過後にそれらが償還されなかった場合は、EuriborまたはLiborに連動した利息が支払われる。

第1回繰上償還日である2013年9月11日に、2008年9月発行分が償還された。この発行分は、発行額が650百万ユーロで、8.667%の固定利息が支払われるものであった。

以下の表は、発行されたこれらの債券の内容の概要を示している。

発行日	通貨	金額 (単位： 百万発行通貨)	利息 支払日	第1回繰上償還日前の利率 および期間		第1回繰上償還日後の利率
2005年6月	米ドル	1,070	年2回	5.186%	10年	3ヶ月物米ドルLibor+1.680%
2005年10月	ユーロ	1,000	年1回	4.875%	6年	4.875%
2005年10月	米ドル	400	年1回	6.250%	6年	6.250%
2006年4月	ユーロ	549	年1回	4.730%	10年	3ヶ月物Euribor+1.690%
2006年4月	英ポンド	450	年1回	5.945%	10年	3ヶ月物英ポンドLibor+1.130%
2006年7月	ユーロ	150	年1回	5.450%	20年	3ヶ月物Euribor+1.920%
2006年7月	英ポンド	163	年1回	5.945%	10年	3ヶ月物英ポンドLibor+1.810%
2007年4月	ユーロ	638	年1回	5.019%	10年	3ヶ月物Euribor+1.720%
2007年6月	米ドル	600	年4回	6.5%	5年	6.50%
2007年6月	米ドル	1,100	年2回	7.195%	30年	3ヶ月物米ドルLibor+1.290%
2007年10月	英ポンド	200	年1回	7.436%	10年	3ヶ月物英ポンドLibor+1.850%
2008年6月	ユーロ	500	年1回	7.781%	10年	3ヶ月物Euribor+3.750%
2008年9月	ユーロ	100	年1回	7.570%	10年	3ヶ月物Euribor+3.925%
2009年12月	ユーロ	2	年4回	3ヶ月物Euribor +3.750%	10年	3ヶ月物Euribor+4.750%
2009年12月	ユーロ	17	年1回	7.028%	10年	3ヶ月物Euribor+4.750%
2009年12月	米ドル	70	年4回	3ヶ月物米ドル Libor+3.750%	10年	3ヶ月物米ドルLibor+4.750%
2009年12月	米ドル	0.5	年1回	7.384%	10年	3ヶ月物米ドルLibor+4.750%
2013年12月31日現在の ユーロ相当の合計額		6,614⁽¹⁾				

⁽¹⁾ 当グループの各事業体が保有している自己株式控除後。

前年度においてBNPパリバSAの普通株式または永久最劣後ノート同等証券について配当金が支払われなかった場合、BNPパリバはこれらの永久最劣後ノートについて利息を支払わないことを選択できる。未払利息は繰越されない。

これらの永久最劣後ノートに関連する契約には、損失吸収条項が含まれている。当該条項の条件に従って、規制資本が不十分となった場合(すなわち増資またはそれに相当するあらゆるその他の措置により不足分が完全に相殺されない場合)は、資本の欠損額が補填され当該債券の額面価額が当初の金額まで回復するまで、関連する利息の新しい算定基準として当該債券の額面価額が減額される可能性がある。ただし、BNPパリバSAが清算される場合には、額面価額が減額されているか否かに関わらず、これらの債券の保有者に対する債務額は当初の額面価額を表すことになる。

これらの発行による収入は、資本の「資本金および利益剰余金」に計上されている。IAS第21号に従って、外貨建ての発行は、発行日のユーロ換算額に基づく取得原価で認識される。当該商品に係る利息は、配当金と同様に会計処理される。

2013年12月31日現在、BNPパリバ・グループは永久最劣後ノート15百万ユーロを保有しており、株主資本から控除されている。

・ 基本的 1 株当たり当期純利益

基本的 1 株当たり当期純利益は、普通株主帰属当期純利益を、当期中の加重平均発行済株式数で除して算出する。普通株主帰属当期純利益は、優先株主帰属当期純利益を差し引いて算出する。

希薄化後 1 株当たり当期純利益は、普通株式保有者に帰属する当期純利益を、希薄化効果のある株式商品から普通株式への転換により生じる最大の影響額を基に調整された加重平均発行済株式数で除したものである。インザマネーの新株引受オプションは、株式連動型報酬制度に基づき付与された業績に応じた株式報酬と同様、希薄化後 1 株当たり当期純利益の計算で考慮される。これらの商品の転換は、この計算に使用される当期純利益の金額に影響を及ぼさない。

	2013年12月31日 終了事業年度	2012年12月31日 終了事業年度 ⁽¹⁾
基本的小および希薄化後普通株式 1 株当たり当期純利益の算定に 使用した当期純利益(単位：百万ユーロ) ⁽²⁾	4, 580	6, 282
期中加重平均発行済普通株式数	1, 241, 250, 435	1, 214, 528, 487
潜在的に希薄化効果のある普通株式の影響	2, 957, 952	2, 083, 716
－新株引受制度 ⁽³⁾	416, 584	－
－業績株式報酬制度 ⁽³⁾	2, 541, 368	2, 054, 507
－ストック・オプション制度	－	29, 209
希薄化後 1 株当たり当期純利益の算定に使用した加重平均 普通株式数	1, 244, 208, 387	1, 216, 612, 203
基本的 1 株当たり当期純利益(単位：ユーロ)	3. 69	5. 17
希薄化後 1 株当たり当期純利益(単位：ユーロ)	3. 68	5. 16

⁽¹⁾ 改訂されたIAS第19号に従い修正再表示された(注 1. aおよび注 2 を参照)。

⁽²⁾ 基本的小および希薄化後 1 株当たり当期純利益の算定に使用した当期純利益とは、BNPパリバSAが発行した永久最劣後ノート(優先株式同等物として扱われる)の利息分(会計処理上は配当金)を調整した後の当期純利益(損益勘定)をいう。

⁽³⁾ 株式報酬制度および業績株式報酬制度の説明については、注 7. e「株式報酬」を参照。

2013年度には2012年度の当期純利益から 1 株当たり 1. 50ユーロ(2012年度には2011年度の当期純利益から 1 株当たり 1. 20ユーロ)の配当が支払われた。

注 8. b 連結の範囲

会社名	国名	2013/12/31				2012/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
連結会社									
BNP Paribas SA	フランス								
BNP Paribas SA (アルゼンチン支店)	アルゼンチン	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (オーストラリア支店)	オーストラリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (バーレーン支店)	バーレーン	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (ベルギー支店)	ベルギー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (ブルガリア支店)	ブルガリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (ケイマン諸島支店)	ケイマン諸島	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (中国支店)	中国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (ドイツ支店)	ドイツ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (ギリシャ支店)	ギリシャ				S1	連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (香港支店)	香港	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (ハンガリー支店)	ハンガリー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (インド支店)	インド	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (アイルランド支店)	アイルランド	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (イタリア支店)	イタリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (日本支店)	日本	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (ジャージー支店)	ジャージー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (クウェート支店)	クウェート	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (ルクセンブルク支店)	ルクセンブルク	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (マレーシア支店)	マレーシア	連結	100%	100%	連結	100%	100%		
BNP Paribas SA (モナコ支店)	モナコ	連結	100%	100%	連結	100%	100%		
BNP Paribas SA (オランダ支店)	オランダ	連結	100%	100%	連結	100%	100%		
BNP Paribas SA (ノルウェー支店)	ノルウェー	連結	100%	100%	連結	100%	100%		
BNP Paribas SA (パナマ支店)	パナマ	連結	100%	100%	連結	100%	100%		
BNP Paribas SA (フィリピン支店)	フィリピン	連結	100%	100%	連結	100%	100%		
BNP Paribas SA (ポーランド支店)	ポーランド	連結	100%	100%	連結	100%	100%		
BNP Paribas SA (ポルトガル支店)	ポルトガル	連結	100%	100%	連結	100%	100%		
BNP Paribas SA (カタール支店)	カタール	連結	100%	100%	連結	100%	100%		
BNP Paribas SA (大韓民国支店)	大韓民国	連結	100%	100%	連結	100%	100%		

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1. bを参照)	* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1. bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算を含む)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1. bを参照)	D2 105社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、94社は全部連結会社で、11社は比例連結会社である。
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	D3 Klepierre Groupは、2012年3月14日までは当グループの完全子会社であったが、その後BNPパリバ・グループが持分の一部を売却したため、現時点では持分法により連結されている(注8. dを参照)。
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	D4 TEBグループは、これまで比例連結法を用いて連結されていたが、2013年12月31日以降は完全子会社となっている(注8. dを参照)。
V4 割合の増加	
連結のブルデンシャル・スコープ	
(1) CRBF規則2000. 03の第4. 1条に従い、連結グループの範囲内で規制上の監視が行われるフランスの子会社	
(2) 連結のブルデンシャル・スコープから除外された会社	
(3) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	

会社名	国名	2013/12/31				2012/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
連結会社(続き)									
BNP Paribas SA (サウジアラビア支店)	サウジアラビア	連結	100%	100%	E2	連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (シンガポール支店)	シンガポール	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (南アフリカ支店)	南アフリカ	連結	100%	100%					
BNP Paribas SA (スペイン支店)	スペイン	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (台湾支店)	台湾	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (タイ支店)	タイ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (米国支店)	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (英国支店)	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (アラブ首長国連邦支店)	アラブ首長国連邦	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SA (ベトナム支店)	ベトナム	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
リテール・バンキング									
国内市場業務									
リテール・バンキングーフランス									
Banque de Wallis et Futuna	ウォリス・フツナ	連結	(1)	51.0%	51.0%	連結	(1)	51.0%	51.0%
BNP Paribas Developpement	フランス	連結		100%	100%	連結		100%	100%
BNP Paribas Factor	フランス	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%
BNP Paribas Factor (スペイン支店)	スペイン	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%
BNP Paribas Factor Portugal	ポルトガル	連結		100%	100%	連結		100%	100%
BNP Paribas Guadeloupe	フランス	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%
BNP Paribas Guyane	フランス	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%
BNP Paribas Martinique	フランス	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%
BNP Paribas Nouvelle Caledonie	フランス	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%
BNP Paribas Réunion	フランス	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%
Fortis Commercial Finance SAS	フランス								S4
リテール・バンキングーベルギー									
Alpha Card SCRL (Group)	ベルギー	持分法		50.0%	50.0%	V1	持分法	50.0%	37.5%
Belgian Mobile Wallet	ベルギー	持分法*		50.0%	50.0%	E2			
BNP Paribas Commercial Finance Ltd.	英国	連結		100%	99.9%	V1&D1	持分法*	100%	74.9%

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算を含む)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	D2 105社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、94社は全部連結会社で、11社は比例連結会社である。
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	D3 Klepierre Groupは、2012年3月14日までは当グループの完全子会社であったが、その後BNPパリバ・グループが持分の一部を売却したため、現時点では持分法により連結されている(注8.dを参照)。
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	D4 TEBグループは、これまで比例連結法を用いて連結されていたが、2013年12月31日以降は完全子会社となっている(注8.dを参照)。
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
連結のブルデンシャル・スコープ	
(1) CRBF規則2000.03の第4.1条に従い、連結グループの範囲内で規制上の監視が行われるフランスの子会社	
(2) 連結のブルデンシャル・スコープから除外された会社	
(3) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	

会社名	国名	2013/12/31				2012/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
リテール・バンキングーベルギー(続き)									
BNP Paribas Factor Deutschland BV (旧Fortis Commercial Finance Deutschland BV)	オランダ	連結	100%	99.9%	V1&D1	持分法*	100%	74.9%	S4
BNP Paribas Factor GmbH	ドイツ	連結	100%	99.9%	V1&D1	持分法*	100%	74.9%	
BNP Paribas Factoring Coverage Europe Holding NV (旧Fortis Commercial Finance Holding NV)	オランダ	連結	100%	99.9%	V1	連結	100%	74.9%	
BNP Paribas Fortis	ベルギー	連結	99.9%	99.9%	V1	連結	74.9%	74.9%	
BNP Paribas Fortis (オーストリア支店)	オーストリア	連結	100%	99.9%		連結	100%	74.9%	
BNP Paribas Fortis (ケイマン諸島支店)	ケイマン諸島	連結	100%	99.9%		連結	100%	74.9%	
BNP Paribas Fortis (チェコ共和国支店)	チェコ共和国	連結	100%	99.9%		連結	100%	74.9%	
BNP Paribas Fortis (デンマーク支店)	デンマーク	連結	100%	99.9%		連結	100%	74.9%	
BNP Paribas Fortis (ドイツ支店)	ドイツ	連結	100%	99.9%		連結	100%	74.9%	
BNP Paribas Fortis (ギリシャ支店)	ギリシャ				S1	連結	100%	74.9%	
BNP Paribas Fortis (オランダ支店)	オランダ	連結	100%	99.9%	E2				
BNP Paribas Fortis (ノルウェー支店)	ノルウェー	連結	100%	99.9%		連結	100%	74.9%	
BNP Paribas Fortis (ポルトガル支店)	ポルトガル				S1	連結	100%	74.9%	
BNP Paribas Fortis (ルーマニア支店)	ルーマニア	連結	100%	99.9%		連結	100%	74.9%	
BNP Paribas Fortis (スペイン支店)	スペイン	連結	100%	99.9%		連結	100%	74.9%	
BNP Paribas Fortis (スウェーデン支店)	スウェーデン	連結	100%	99.9%		連結	100%	74.9%	
BNP Paribas Fortis (米国支店)	米国	連結	100%	99.9%		連結	100%	74.9%	
BNP Paribas Fortis (英国支店)	英国	連結	100%	99.9%		連結	100%	74.9%	
BNP Paribas Fortis Factor	ベルギー								
BNP Paribas Fortis Factor NV	ベルギー	連結	100%	99.9%	V1	連結	100%	74.9%	
BNP Paribas Fortis Funding SA	ルクセンブルク	連結	100%	99.9%	V1	連結	100%	74.9%	
Bpost banque	ベルギー	比例連結	50.0%	50.0%	V1	比例連結	50.0%	37.5%	
Demetris NV	ベルギー	持分法*	100%	99.9%	V1	持分法*	100%	74.9%	
Europay Belgium	ベルギー								
Fortis Finance Belgium S.C.R.L.	ベルギー				S1	連結	100%	74.9%	
FV Holding N.V.	ベルギー				S3	持分法	40.0%	30.0%	
Immobilière Sauvenière SA	ベルギー	持分法*	100%	99.9%	V1	持分法*	100%	74.9%	
特別目的会社									
BASS Master Issuer NV	ベルギー	連結	-	-		連結	-	-	S3
Esmée Master Issuer	ベルギー	連結	-	-		連結	-	-	

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算を含む)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	D2 105社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	D3 Klepierre Groupは、2012年3月14日までは当グループの完全子会社であったが、その後BNPパリバ・グループが持分の一部を売却したため、現時点では持分法により連結されている(注8.dを参照)。
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	D4 TEBグループは、これまで比例連結法を用いて連結されていたが、2013年12月31日以降は完全子会社となっている(注8.dを参照)。
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
連結のブルデンシヤル・スコープ	
(1) CRBF規則2000.03の第4.1条に従い、連結グループの範囲内で規制上の監視が行われるフランスの子会社	
(2) 連結のブルデンシヤル・スコープから除外された会社	
(3) ブルデンシヤル目的で持分法に基づいて連結された会社	

会社名	国名	2013/12/31				2012/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
リテール・バンキングールクセンブルク									
BGL BNP Paribas	ルクセンブルク	連結	66.0%	65.9%	V1	連結	66.0%	53.4%	
BGL BNP Paribas (ドイツ支店)	ドイツ	連結	100%	65.9%	E2				
BGL BNP Paribas Factor SA	ルクセンブルク	連結	100%	65.9%	V1	連結	100%	53.43%	E1
BNP Paribas Lease Group Luxembourg SA	ルクセンブルク	連結	100%	65.9%	V1	連結	100%	53.4%	V2
Cofhylux SA	ルクセンブルク	連結	100%	65.9%	V1	連結	100%	53.4%	
Société Alsacienne de développement et d'expansion	フランス	連結	100%	65.9%	V1	連結	100%	53.4%	
特別目的会社									
Société Immobilière de Monterey SA	ルクセンブルク	連結	-	-	E2				
Société Immobilière du Royal Building SA	ルクセンブルク	連結	-	-	E2				
リテール・バンキングーイタリア (BNLバンカ・コメルシアール)									
Artigiancassa SPA	イタリア	連結	73.9%	73.9%		連結	73.9%	73.9%	
Banca Nazionale del Lavoro SPA	イタリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNL Finance SPA	イタリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNL Positivity SRL	イタリア	連結	51.0%	51.0%		連結	51.0%	51.0%	
BNP Paribas Personal Finance SPA	イタリア								S4
International Factors Italia SPA - Ifitalia	イタリア	連結	99.6%	99.6%		連結	99.6%	99.6%	
特別目的会社									
EMF IT-2008-1 SRL	イタリア	連結	-	-		連結	-	-	
Vela ABS SRL	イタリア	連結	-	-		連結 (2)	-	-	
Vela Home SRL	イタリア	連結	-	-		連結	-	-	
Vela Mortgages SRL	イタリア	連結	-	-		連結	-	-	
Vela OBG SRL	イタリア	連結	-	-		連結	-	-	E1
Vela Public Sector SRL	イタリア	連結	-	-		連結	-	-	
アルバル									
Arval A/S	デンマーク	持分法*	100%	100%	E1				
Arval Austria GmbH	オーストリア	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	D1
Arval Belgium SA	ベルギー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算を含む)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	D2 105社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、94社は全部連結会社で、11社は比例連結会社である。
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	D3 Klepierre Groupは、2012年3月14日までは当グループの完全子会社であったが、その後BNPパリバ・グループが持分の一部を売却したため、現時点では持分法により連結されている(注8.dを参照)。
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	D4 TEBグループは、これまで比例連結法を用いて連結されていたが、2013年12月31日以降は完全子会社となっている(注8.dを参照)。
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
連結のブルデンシヤル・スコープ	
(1) CRBF規則2000.03の第4.1条に従い、連結グループの範囲内で規制上の監視が行われるフランスの子会社	
(2) 連結のブルデンシヤル・スコープから除外された会社	
(3) ブルデンシヤル目的で持分法に基づいて連結された会社	

会社名	国名	2013/12/31				2012/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
アルバル(続き)									
Arval Benelux BV	オランダ	連結	100%	100%	S3	連結	100%	100%	
Arval Brasil Limitada	ブラジル	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Arval Business Services Ltd.	英国					連結	100%	100%	
Arval BV	オランダ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Arval China Co Ltd.	中国	持分法*	100%	100%	E1				
Arval CZ SRO	チェコ共和国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Arval Deutschland GmbH	ドイツ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Arval ECL	フランス	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	D1
Arval Hellas Car Rental SA	ギリシャ	持分法*	100%	100%	持分法*	100%	100%		
Arval India Private Ltd.	インド	持分法*	100%	100%	持分法*	100%	100%		
Arval Ltd.	英国				S3	連結	100%	100%	
Arval Luxembourg SA	ルクセンブルク	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
Arval Magyarorszag KFT	ハンガリー	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
Arval Maroc SA	モロッコ	持分法*	100%	89.0%		持分法*	100%	89.0%	D1
Arval NV	ベルギー								S3
Arval PHH Holdings Ltd.	英国				S3	連結	100%	100%	
Arval PHH Holdings UK Ltd.	英国				S3	連結	100%	100%	
Arval 000	ロシア	連結	100%	100%	連結	100%	100%		
Arval Oy	フィンランド	持分法*	100%	100%	E1				
Arval Schweiz AG	スイス	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
Arval Service GmbH	ドイツ				S4	連結	100%	100%	D1
Arval Service Lease	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Arval Service Lease Aluger Operational Automoveis SA	ポルトガル	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	D1
Arval Service Lease Italia S.p.A.	イタリア	連結	100%	100%	連結	100%	100%		
Arval Service Lease Polska sp. z o.o.	ポーランド	連結	100%	100%	連結	100%	100%		
Arval Service Lease Romania SRL	ルーマニア	持分法*	100%	100%	持分法*	100%	100%		
Arval Service Lease SA	スペイン	連結	100%	100%	連結	100%	100%		
Arval Slovakia	スロバキア	持分法*	100%	100%	持分法*	100%	100%		
Arval Trading	フランス	持分法*	100%	100%	持分法*	100%	100%	D1	
Arval UK Group Ltd.	英国	連結	100%	100%	連結	100%	100%	D1	

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算を含む)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	D2 105社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、94社は全部連結会社で、11社は比例連結会社である。
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	D3 Klepierre Groupは、2012年3月14日までは当グループの完全子会社であったが、その後BNPパリバ・グループが持分の一部を売却したため、現時点では持分法により連結されている(注8.dを参照)。
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	D4 TEBグループは、これまで比例連結法を用いて連結されていたが、2013年12月31日以降は完全子会社となっている(注8.dを参照)。
V4 割合の増加	
連結のブルデンシヤル・スコープ	
(1) CRBF規則2000.03の第4.1条に従い、連結グループの範囲内で規制上の監視が行われるフランスの子会社	
(2) 連結のブルデンシヤル・スコープから除外された会社	
(3) ブルデンシヤル目的で持分法に基づいて連結された会社	

会社名	国名	2013/12/31				2012/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
アルバル(続き)									
Arval UK Ltd.	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Autovalley	フランス	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
BNP Paribas Fleet Holdings Ltd.	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Cofiparc	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Gestion et Location Holding	フランス				S4	連結	100%	100%	
Greenval Insurance Company Ltd.	アイルランド	連結 (3)	100%	100%		連結 (3)	100%	100%	
PHH Financial services Ltd.	英国				S3	連結	100%	100%	
Public Location Longue Durée (旧Dexia Location Longue Durée)	フランス	持分法*	100%	100%	V1	持分法*	51.0%	51.0%	
TEB Arval Arac Filo Kiralama AS	トルコ	連結	100%	75.0%	D4	連結	75.0%	68.7%	
リーシング・ソリューション									
Ace Equipment Leasing	ベルギー	連結	100%	83.0%	V1	連結	100%	76.7%	V2
Ace Leasing	ベルギー	連結	100%	83.0%	V1	連結	100%	76.7%	V2
Ace Leasing BV	オランダ				S4	連結	100%	76.7%	V2
Agrilease BV	オランダ	連結	100%	83.0%	V1	連結	100%	76.7%	V2
Albury Asset Rentals Ltd.	英国	連結	100%	83.0%	V1	連結	100%	76.7%	V2
All In One Vermietungsgesellschaft für Telekommunikationsanlagen mbH.	ドイツ	持分法*	100%	83.0%	V1	持分法*	100%	76.7%	V2
All In One Vermietung GmbH	オーストリア	持分法*	100%	83.0%	V1	持分法*	100%	76.7%	V2
Aprolis Finance	フランス	連結	51.0%	42.3%	V1	連結	51.0%	39.1%	V2
Aprolis Finance (ルーマニア支店)	ルーマニア	連結	100%	42.3%		連結	51.0%	39.1%	
Arius	フランス	連結	100%	83.0%	V1	連結	100%	76.7%	V2
Artegy Ltd.	英国	連結	100%	83.0%	V1	連結	100%	76.7%	V2
Artegy	フランス	連結	100%	83.0%	V1	連結	100%	76.7%	V2
Barloworld Heftruck BV	オランダ	持分法	50.0%	41.5%	V1	持分法	50.0%	38.4%	V2
BNP Paribas Finansal Kiralama AS	トルコ	連結	100%	82.3%	V1	連結	100%	75.8%	V2
BNP Paribas Lease Group BPLG	フランス	連結 (1)	100%	83.0%	V1	連結 (1)	100%	76.7%	V2
BNP Paribas Lease Group BPLG (ドイツ支店)	ドイツ	連結 (1)	100%	83.0%		連結 (1)	100%	76.7%	
BNP Paribas Lease Group BPLG (イタリア支店)	イタリア	連結 (1)	100%	83.0%		連結 (1)	100%	76.7%	
BNP Paribas Lease Group BPLG (ポルトガル支店)	ポルトガル	連結 (1)	100%	83.0%		連結 (1)	100%	76.7%	

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算を含む)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	D2 105社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、94社は全部連結会社で、11社は比例連結会社である。
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	D3 Klepierre Groupは、2012年3月14日までは当グループの完全子会社であったが、その後BNPパリバ・グループが持分の一部を売却したため、現時点では持分法により連結されている(注8.dを参照)。
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	D4 TEBグループは、これまで比例連結法を用いて連結されていたが、2013年12月31日以降は完全子会社となっている(注8.dを参照)。
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
連結のプルデンシャル・スコープ	
(1) CRBF規則2000.03の第4.1条に従い、連結グループの範囲内で規制上の監視が行われるフランスの子会社	
(2) 連結のプルデンシャル・スコープから除外された会社	
(3) プルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	

会社名	国名	2013/12/31				2012/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
リーシング・ソリューション(続き)									
BNP Paribas Lease Group BPLG (スペイン支店)	スペイン	連結 (1)	100%	83.0%		連結 (1)	100%	76.7%	
BNP Paribas Lease Group (Rentals) Ltd.	英国	連結	100%	83.0%	V1	連結	100%	76.7%	V2
BNP Paribas Lease Group IFN SA	ルーマニア	持分法*	100%	83.0%	V1	持分法*	100%	76.7%	V2
BNP Paribas Lease Group KFT	ハンガリー	持分法*	100%	83.0%	V1	持分法*	100%	76.7%	V2
BNP Paribas Lease Group Leasing Solutions SPA	イタリア	連結	100%	95.5%	V1	連結	100%	93.9%	V2
BNP Paribas Lease Group Lizing RT	ハンガリー	持分法*	100%	83.0%	V1	持分法*	100%	76.7%	V2
BNP Paribas Lease Group Netherlands BV	オランダ				S4	連結	100%	76.7%	V2
BNP Paribas Lease Group Polska SP z.o.o	ポーランド	持分法*	100%	83.0%	V1	持分法*	100%	76.7%	V2
BNP Paribas Lease Group PLC	英国	連結	100%	83.0%	V1	連結	100%	76.7%	V2
BNP Paribas Lease Group SA Belgium	ベルギー	連結	100%	83.0%	V1	連結	100%	76.7%	V2
BNP Paribas Leasing Solutions	ルクセンブルク	連結	100%	83.0%	V1	連結	100%	76.7%	V2
BNP Paribas Leasing Solutions Immobilier Suisse	スイス	持分法*	100%	83.0%	V1	持分法*	100%	76.7%	V2
BNP Paribas Leasing Solutions Ltd.	英国	連結	100%	83.0%	V1	連結	100%	76.7%	V2
BNP Paribas Leasing Solutions NV	オランダ	連結	100%	83.0%	V1	連結	100%	76.7%	V2
BNP Paribas Leasing Solutions Suisse SA	スイス	持分法*	100%	83.0%	V1	持分法*	100%	76.7%	V2&D1
Claas Financial Services	フランス	連結 (1)	60.1%	49.9%	V1	連結 (1)	60.1%	46.1%	V2
Claas Financial Services (ドイツ支店)	ドイツ	連結 (1)	100%	49.9%		連結 (1)	100%	46.1%	
Claas Financial Services (イタリア支店)	イタリア	連結 (1)	100%	49.9%		連結 (1)	100%	46.1%	
Claas Financial Services (ポーランド支店)	ポーランド	連結 (1)	100%	49.9%		連結 (1)	100%	46.1%	
Claas Financial Services (スペイン支店)	スペイン	連結 (1)	100%	49.9%		連結 (1)	100%	46.1%	
Claas Financial Services Inc.	米国	連結	100%	49.9%	V1	連結	100%	46.1%	V2
Claas Financial Services Ltd.	英国	連結	51.0%	42.3%	V1	連結	51.0%	39.1%	V2
CNH Capital Europe	フランス	連結 (1)	50.1%	41.6%	V1	連結 (1)	50.1%	38.4%	V2
CNH Capital Europe (ベルギー支店)	ベルギー	連結 (1)	100%	41.6%		連結 (1)	100%	38.4%	
CNH Capital Europe (ドイツ支店)	ドイツ	連結 (1)	100%	41.6%		連結 (1)	100%	38.4%	
CNH Capital Europe (イタリア支店)	イタリア	連結 (1)	100%	41.6%		連結 (1)	100%	38.4%	
CNH Capital Europe (スペイン支店)	スペイン	連結 (1)	100%	41.6%		連結 (1)	100%	38.4%	
CNH Capital Europe BV	オランダ	連結	100%	41.6%	V1	連結	100%	38.4%	V2

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算を含む)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	D2 105社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	D3 Klepierre Groupは、2012年3月14日までは当グループの完全子会社であったが、その後BNPパリバ・グループが持分の一部を売却したため、現時点では持分法により連結されている(注8.dを参照)。
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	D4 TEBグループは、これまで比例連結法を用いて連結されていたが、2013年12月31日以降は完全子会社となっている(注8.dを参照)。
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
連結のブルデンシャル・スコープ	
(1) CRBF規則2000.03の第4.1条に従い、連結グループの範囲内で規制上の監視が行われるフランスの子会社	
(2) 連結のブルデンシャル・スコープから除外された会社	
(3) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	

会社名	国名	2013/12/31				2012/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
リーシング・ソリューション(続き)									
CNH Capital Europe GmbH	オーストリア	連結	100%	41.6%	V1	連結	100%	38.4%	V2
CNH Capital Europe Ltd.	英国	連結	100%	41.6%	V1	連結	100%	38.4%	V2
Commercial Vehicle Finance Ltd.	英国	連結	100%	83.0%	V1	連結	100%	76.7%	V2
Equipment Lease BV	オランダ				S4	連結	100%	76.7%	V2
ES-Finance	ベルギー	連結	100%	99.9%	V1	連結	100%	74.9%	V2
Fortis Lease Belgium	ベルギー	連結	100%	83.0%	V1	連結	100%	76.7%	V2
Fortis Lease (France)	フランス	連結 (1)	100%	83.0%	V1	連結 (1)	100%	76.7%	V2
Fortis Lease Car & Truck	ベルギー	連結	100%	83.0%	V1	連結	100%	76.7%	V2
Fortis Lease Deutschland GmbH	ドイツ	持分法*	100%	83.0%	V1	持分法*	100%	76.7%	V2
Fortis Lease Group Services	ベルギー								V2&S3
Fortis Lease Hungaria Equipment Financing Financial Leasing Company	ハンガリー								S3
Fortis Lease Hungaria Vehicle Financing Financial Leasing Company	ハンガリー								S3
Fortis Lease Iberia SA	スペイン	持分法*	100%	86.6%	V1	持分法*	100%	76.3%	V2
Fortis Lease Operativ Lizing Zartkoruen Mukodo Reszvenytarsasag	ハンガリー	持分法*	100%	83.0%	V1	持分法*	100%	76.7%	V2
Fortis Lease Polska Sp. z. o. o.	ポーランド	連結	100%	99.8%	V1	連結	100%	74.9%	
Fortis Lease Portugal	ポルトガル	持分法*	100%	83.0%	V1	持分法*	100%	76.7%	V2
Fortis Lease Romania IFN SA	ルーマニア	持分法*	100%	83.0%	V1	持分法*	100%	76.7%	V2
Fortis Lease UK Ltd.	英国	連結	100%	83.0%	V1	連結	100%	76.7%	V2
Fortis Lease UK (1) Ltd.	英国								S3
Fortis Lease UK Retail Ltd.	英国	連結	100%	83.0%	V1	連結	100%	76.7%	V2
Fortis Vastgoedlease BV	オランダ	連結	100%	83.0%	V1	連結	100%	76.7%	V2
Hans Van Driel Rental BV	オランダ								S2
H.F.G.L Ltd.	英国	連結	100%	83.0%	V1	連結	100%	76.7%	V2
Humberclyde Commercial Investments Ltd.	英国	連結	100%	83.0%	V1	連結	100%	76.7%	V2
Humberclyde Commercial Investments N° 1 Ltd.	英国	連結	100%	83.0%	V1	連結	100%	76.7%	V2
Humberclyde Finance Ltd.	英国								S1
Humberclyde Industrial Finance Ltd.	英国								S1
JCB Finance	フランス	連結 (1)	100%	41.6%	V1	連結 (1)	100%	38.4%	V2
JCB Finance (ドイツ支店)	ドイツ	連結 (1)	100%	41.6%		連結 (1)	100%	38.4%	

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算を含む)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	D2 105社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、94社は全部連結会社で、11社は比例連結会社である。
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	D3 Klepierre Groupは、2012年3月14日までは当グループの完全子会社であったが、その後BNPパリバ・グループが持分の一部を売却したため、現時点では持分法により連結されている(注8.dを参照)。
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	D4 TEBグループは、これまで比例連結法を用いて連結されていたが、2013年12月31日以降は完全子会社となっている(注8.dを参照)。
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
連結のプルデンシャル・スコープ	
(1) CRBF規則2000.03の第4.1条に従い、連結グループの範囲内で規制上の監視が行われるフランスの子会社	
(2) 連結のプルデンシャル・スコープから除外された会社	
(3) プルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	

会社名	国名	2013/12/31				2012/12/31					
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照		
リーシング・ソリューション(続き)											
JCB Finance (イタリア支店)	イタリア	連結	(1)	100%	41.6%		連結	(1)	100%	38.4%	
JCB Finance (スペイン支店)	スペイン	連結	(1)	100%	41.6%		連結	(1)	100%	38.4%	
JCB Finance Holdings Ltd.	英国	連結		50.1%	41.6%	V1	連結		50.1%	38.4%	V2
Locatrice Italiana SPA	イタリア	持分法*		100%	95.5%	V1	持分法*		100%	93.9%	V2
Manitou Finance Ltd.	英国	連結		51.0%	42.3%	V1	連結		51.0%	39.1%	V2
MFF	フランス	連結	(1)	51.0%	42.3%	V1	連結	(1)	51.0%	39.1%	V2
Natiocrédibail	フランス	連結	(1)	100%	100%		連結	(1)	100%	100%	V1
Natiocrédimurs	フランス	連結	(1)	100%	100%		連結	(1)	100%	100%	V1
Natioénergie 2 (旧Natioénergie)	フランス	持分法*		100%	100%	D1	連結	(1)	100%	100%	V1
Paricomi 2	フランス										S3
Same Deutz Fahr Finance Ltd.	英国	連結		100%	83.0%	V1	連結		100%	76.7%	V2
Same Deutz-Fahr Finance	フランス	連結	(1)	100%	83.0%	V1	連結	(1)	100%	76.7%	V2
SREI Equipement Finance Private Ltd.	インド	比例連結		50.0%	41.5%	V1	比例連結		50.0%	38.4%	V2
UFB Asset Finance Ltd.	英国										S1
特別目的会社											
Fortis Energy Leasing XI BV	オランダ					S4	連結		-	-	V2
Fortis Energy Leasing X2 BV	オランダ					S4	連結		-	-	V2
Fortis Energy Leasing XIV BV	オランダ					S4	連結		-	-	V2
Vela Lease SRL	イタリア	連結		-	-		連結		-	-	
パーソナル・インベスターズ											
B*Capital	フランス	連結	(1)	100%	99.9%		連結	(1)	100%	99.9%	
Cortal Consors	フランス	連結	(1)	100%	100%		連結	(1)	100%	100%	
Cortal Consors (ドイツ支店)	ドイツ	連結	(1)	100%	100%		連結	(1)	100%	100%	
Cortal Consors (イタリア支店)	イタリア					S1	連結	(1)	100%	100%	
Cortal Consors (スペイン支店)	スペイン	連結	(1)	100%	100%		連結	(1)	100%	100%	
Geojit BNP Paribas Financial Services Ltd (Group)	インド	比例連結		33.6%	33.6%		比例連結		33.6%	33.6%	
Geojit Technologies Private Ltd.	インド	連結		56.8%	56.8%		連結		56.8%	56.8%	
Portzamparc Gestion	フランス	連結		100%	51.0%		連結		100%	51.0%	
Portzamparc société de Bourse	フランス	連結	(1)	51.0%	51.0%		連結	(1)	51.0%	51.0%	

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算を含む)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	D2 105社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、94社は全部連結会社で、11社は比例連結会社である。
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	D3 Klepierre Groupは、2012年3月14日までは当グループの完全子会社であったが、その後BNPパリバ・グループが持分の一部を売却したため、現時点では持分法により連結されている(注8.dを参照)。
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	D4 TEBグループは、これまで比例連結法を用いて連結されていたが、2013年12月31日以降は完全子会社となっている(注8.dを参照)。
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
連結のブルデンシャル・スコープ	
(1) CRBF規則2000.03の第4.1条に従い、連結グループの範囲内で規制上の監視が行われるフランスの子会社	
(2) 連結のブルデンシャル・スコープから除外された会社	
(3) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	

会社名	国名	2013/12/31				2012/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
<u>BNPパリバ・パーソナル・ファイナンス</u>									
Alpha Crédit SA	ベルギー	連結	100%	99.9%	V1	連結	100%	74.9%	E1
Axa Banque Financement	フランス	持分法	35.0%	35.0%		持分法	35.0%	35.0%	
Banco BGN SA	ブラジル	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Banco BNP Paribas Personal Finance SA	ポルトガル	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Banco Cetelem Argentina SA	アルゼンチン	連結	100%	100%	連結	100%	100%		
Banco Cetelem SA	スペイン	連結	100%	100%	連結	100%	100%		
Banco de Servicios Financieros SA	アルゼンチン	持分法	39.9%	39.9%	持分法	39.9%	39.9%		
BGN Mercantil E Servicios Ltda	ブラジル	持分法*	100%	100%	持分法*	100%	100%		
Bieffe 5 SPA	イタリア	連結	100%	100%	連結	100%	100%		
BNP Paribas Personal Finance	フランス	連結	100%	100%	連結	100%	100%		
BNP Paribas Personal Finance EAD	ブルガリア	連結	100%	100%	連結	100%	100%		
BNP Paribas Personal Finance BV	オランダ	連結	100%	100%	連結	100%	100%		
BNP Paribas Personal Finance SA de CV	メキシコ	連結	100%	100%	連結	100%	100%		
Cafineo	フランス	連結	(1) 51.0%	50.8%	連結	(1) 51.0%	50.8%		
Carrefour Banque	フランス	持分法	39.2%	39.2%	持分法	39.2%	39.2%		
Carrefour Promotora de Vendas e Participações (CPVP) Limitada	ブラジル							S2	
Cetelem Algérie	アルジェリア	持分法*	100%	100%	持分法*	100%	100%	D1	
Cetelem America Ltda	ブラジル	連結	100%	100%	連結	100%	100%		
Cetelem Bank LLC (旧BNP Paribas Vostok LLC)	ロシア	持分法	26.0%	26.0%	V2	持分法	30.0%	30.0%	V2
Cetelem Benelux BV	オランダ								S1
Cetelem Brasil SA	ブラジル	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Cetelem CR AS	チェコ共和国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Cetelem IFN	ルーマニア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Cetelem Latin America Holding Participações Ltda	ブラジル				S4	連結	100%	100%	
Cetelem Serviços Ltda	ブラジル	連結	100%	100%		E1			
Cetelem Slovensko AS	スロバキア	連結	100%	100%	連結		100%	100%	
CMV Médiforce	フランス	連結	(1) 100%	100%	連結		(1) 100%	100%	
Cofica Bail	フランス	連結	(1) 100%	100%	連結		(1) 100%	100%	
Cofiplan	フランス	連結	(1) 100%	100%		連結	(1) 100%	100%	

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算を含む)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	D2 105社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、94社は全部連結会社で、11社は比例連結会社である。
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	D3 Klepierre Groupは、2012年3月14日までは当グループの完全子会社であったが、その後BNPパリバ・グループが持分の一部を売却したため、現時点では持分法により連結されている(注8.dを参照)。
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	D4 TEBグループは、これまで比例連結法を用いて連結されていたが、2013年12月31日以降は完全子会社となっている(注8.dを参照)。
V4 割合の増加	
連結のブルデンシャル・スコープ	
(1) CRBF規則2000.03の第4.1条に従い、連結グループの範囲内で規制上の監視が行われるフランスの子会社	
(2) 連結のブルデンシャル・スコープから除外された会社	
(3) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	

会社名	国名	2013/12/31				2012/12/31				
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	
BNPパリバ・パーソナル・ファイナンス(続き)										
Commerz Finanz	ドイツ	連結	50.1%	50.1%		連結	50.1%	50.1%	S1	
Cosimo	フランス				S3	連結	100%	100%		
Credirama SPA	イタリア				S3	持分法*	51.0%	51.0%		
Credisson Holding Ltd.	キプロス									
Crédit Moderne Antilles Guyane	フランス	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%		100%
Crédit Moderne Océan Indien	フランス	連結	(1)	97.8%	97.8%	連結	(1)	97.8%		97.8%
Direct Services	ブルガリア	連結		100%	100%	連結		100%		100%
Domofinance	フランス	連結	(1)	55.0%	55.0%	連結	(1)	55.0%		55.0%
Effico	フランス	連結		100%	100%	連結		100%		100%
Effico Iberia SA	スペイン	持分法*		100%	100%	D1	連結	100%		100%
Effico Portugal	ポルトガル					S2	持分法*	100%	100%	
Eos Aremas Belgium SA	ベルギー	持分法		50.0%	49.9%	V1	持分法	50.0%	37.4%	
Eurocredito EFC SA	スペイン	連結		100%	100%		連結	100%	100%	
Facet	フランス	連結	(1)	100%	100%		連結	(1)	100%	100%
Fidem	フランス	連結	(1)	100%	100%	V1	連結	(1)	51.0%	51.0%
Fimestic Expansion SA	スペイン	連結		100%	100%		連結	100%	100%	
Finalia	ベルギー					S4	連結	100%	74.9%	V1
Findomestic Banca SPA	イタリア	連結		100%	100%		連結	100%	100%	
Findomestic Banka AD	セルビア	連結		100%	100%		連結	100%	100%	
Gesellschaft für Capital & Vermögensverwaltung Gmbh (GCV)	ドイツ	持分法*		100%	99.9%	E1				
Inkasso Kodat Gmbh & Co KG	ドイツ	持分法*		100%	99.9%	E1				
LaSer - Cofinoga (Group)	フランス	比例連結		50.0%	50.0%		比例連結	50.0%	50.0%	
Leval 20	フランス	連結		100%	100%		連結	100%	100%	E1
Loisirs Finance	フランス	連結	(1)	51.0%	51.0%		連結	(1)	51.0%	51.0%
Magyar Cetelem Bank Zrt.	ハンガリー	連結		100%	100%		連結	100%	100%	
Natixis Financement	フランス									S2
Nissan Finance Belgium NV	ベルギー	連結		100%	99.9%	V1	連結	100%	75.4%	V2
Norrskén Finance	フランス	連結	(1)	51.0%	51.0%		連結	(1)	51.0%	51.0%
Oney Magyarorszag Zrt	ハンガリー	連結		40.0%	40.0%	E1				
Prestacomer SA de CV	メキシコ					S3	連結	100%	100%	

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算を含む)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	D2 105社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、94社は全部連結会社で、11社は比例連結会社である。
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	D3 Klepierre Groupは、2012年3月14日までは当グループの完全子会社であったが、その後BNPパリバ・グループが持分の一部を売却したため、現時点では持分法により連結されている(注8.dを参照)。
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	D4 TEBグループは、これまで比例連結法を用いて連結されていたが、2013年12月31日以降は完全子会社となっている(注8.dを参照)。
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
連結のブルデンシヤル・スコープ	
(1) CRBF規則2000.03の第4.1条に従い、連結グループの範囲内で規制上の監視が行われるフランスの子会社	
(2) 連結のブルデンシヤル・スコープから除外された会社	
(3) ブルデンシヤル目的で持分法に基づいて連結された会社	

会社名	国名	2013/12/31				2012/12/31					
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照		
BNPパリバ・パーソナル・ファイナンス(続き)											
Prêts et Services SAS	フランス	連結	(1)	100%	100%		連結	(1)	100%	100%	S2
Projeo	フランス	連結	(1)	51.0%	51.0%		連結	(1)	51.0%	51.0%	
Servicios Financieros Carrefour EFC	スペイン	持分法		37.3%	39.9%		持分法		37.3%	39.9%	
Submarino Finance Promotora de Credito Limitada	ブラジル										
Sundaram BNP Paribas Home Finance Ltd. (旧 Sundaram Home Finance Ltd.)	インド	持分法*		49.9%	49.9%		持分法*		49.9%	49.9%	
TEB Tuketici Finansman AS	トルコ	連結		100%	92.8%	D4	連結		92.8%	91.0%	
UCB Ingatlanhitel RT	ハンガリー	連結		100%	100%		連結		100%	100%	
UCB Suisse	スイス					S4	連結		100%	100%	
Union de Creditos Inmobiliarios - UCI (Group)	スペイン	比例連結		50.0%	50.0%		比例連結		50.0%	50.0%	
Von Essen GmbH & Co. KG Bankgesellschaft	ドイツ	連結		100%	99.9%	V1	連結		100%	74.9%	
特別目的会社											
Autonoria 2012-1 et 2	フランス	連結		-	-		連結		-	-	E2
Domos 2011 - A et B	フランス	連結		-	-		連結		-	-	S1
FCC Retail ABS Finance - Noria 2008	フランス										
FCC Retail ABS Finance - Noria 2009	フランス	連結		-	-		連結		-	-	
FCC Domos 2008	フランス	連結		-	-		連結		-	-	S1
FCC Master Domos	フランス										
FCC U.C.I 5 -18	スペイン	比例連結		-	-		比例連結		-	-	
Fideicomiso Financiero Cetelem II et III	アルゼンチン	連結		-	-	E2					S1
Florence 1 SRL (旧Viola Finanza SRL)	イタリア	連結		-	-		連結		-	-	
Florence SPV SRL	イタリア	連結		-	-	E2					
Fundo de Investimento EM Direitos Creditorios BGN Life	ブラジル					S1	連結		-	-	
Fundo de Investimento EM Direitos Creditorios BGN Premium	ブラジル										
Phedina Hypotheken 2010 BV	オランダ	連結		-	-		連結		-	-	
Phedina Hypotheken 2011-I BV	オランダ	連結		-	-		連結		-	-	
Phedina Hypotheken 2013-I BV	オランダ	連結		-	-	E2					

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算を含む)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	D2 105社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、94社は全部連結会社で、11社は比例連結会社である。
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	D3 Klepierre Groupは、2012年3月14日までは当グループの完全子会社であったが、その後BNPパリバ・グループが持分の一部を売却したため、現時点では持分法により連結されている(注8.dを参照)。
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	D4 TEBグループは、これまで比例連結法を用いて連結されていたが、2013年12月31日以降は完全子会社となっている(注8.dを参照)。
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
連結のブルデンシャル・スコープ	
(1) CRBF規則2000.03の第4.1条に従い、連結グループの範囲内で規制上の監視が行われるフランスの子会社	
(2) 連結のブルデンシャル・スコープから除外された会社	
(3) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	

会社名	国名	2013/12/31				2012/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
国際リテール・バンキング業務									
リテール・バンキングー米国									
1897 Services Corporation	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	S1
521 South Seventh Street LLC	米国								
BancWest Corporation	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Bancwest Investment Services, Inc.	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Bank of the West Business Park Association LLC	米国	連結	38.0%	38.0%		連結	38.0%	38.0%	S1
Bank of the West	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Bank of the West（ケイマン諸島支店）	ケイマン諸島	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Bishop Street Capital Management Corporation	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BW Insurance Agency, Inc.	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BW Leasing, Inc.	米国								
Center Club, Inc.	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
CFB Community Development Corporation	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Commercial Federal Affordable Housing, Inc.	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Commercial Federal Community Development Corporation	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Commercial Federal Insurance Corporation	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Commercial Federal Investments Services, Inc.	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Community Service, Inc.	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Equity Lending Inc.	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Essex Credit Corporation	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
FHB Guam Trust Co.	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
FHL Lease Holding Company Inc.	米国								
FHL SPC One, Inc.	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
First Bancorp	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
First Hawaiian Bank	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
First Hawaiian Bank（ケイマン諸島支店）	ケイマン諸島	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
First Hawaiian Leasing, Inc.	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
First National Bancorporation	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
First Santa Clara Corporation	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	

連結の範囲の変更		
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)		
E1	当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2	設立	
E3	取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)		その他
S1	廃業(解散、清算を含む)	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S2	売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D2 105社の建設／販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、94社は全部連結会社で、11社は比例連結会社である。
S3	基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	D3 Klepierre Groupは、2012年3月14日までは当グループの完全子会社であったが、その後BNPパリバ・グループが持分の一部を売却したため、現時点では持分法により連結されている(注8.dを参照)。
S4	合併ならびに資産および負債の全移転	
議決権持分または所有持分の変動(V)		D4 TEBグループは、これまで比例連結法を用いて連結されていたが、2013年12月31日以降は完全子会社となっている(注8.dを参照)。
V1	追加取得	
V2	一部売却	
V3	希薄化	
V4	割合の増加	
連結のプルデンシャル・スコープ		
(1)	CRBF規則2000.03の第4.1条に従い、連結グループの範囲内で規制上の監視が行われるフランスの子会社	
(2)	連結のプルデンシャル・スコープから除外された会社	
(3)	プルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	

会社名	国名	2013/12/31				2012/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
リテール・バンキングー米国(続き)									
Liberty Leasing Company	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Mountain Falls Acquisition Corporation	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Real Estate Delivery 2 Inc.	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
The Bankers Club, Inc.	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Ursus Real estate Inc.	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
特別目的会社									
Claas Financial Services LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
Commercial Federal Capital Trust 2	米国				S1	連結	-	-	
Commercial Federal Realty Investors Corporation	米国	連結	-	-		連結	-	-	
Commercial Federal Service Corporation	米国	連結	-	-		連結	-	-	
Equipment Lot Bombardier 1997A-FH	米国				S1	連結	-	-	
Equipment Lot FH	米国	連結	-	-		連結	-	-	
Equipment Lot Siemens 1997A-FH	米国				S2	連結	-	-	
Equipment Lot Siemens 1998A-FH	米国	連結	-	-		連結	-	-	
First Hawaiian Capital 1	米国	連結	-	-		連結	-	-	
FTS Acquisitions LLC	米国				S1	連結	-	-	
Glendale Corporate Center Acquisition LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
LACMTA Rail Statutory Trust (FH1)	米国	連結	-	-		連結	-	-	
Laveen Village Center Acquisition LLC	米国				S1	連結	-	-	
Lexington Blue LLC	米国	持分法	-	-		持分法	-	-	
MNCRC Equipement Lot	米国	連結	-	-		連結	-	-	
NYCTA Equipement Lot	米国				S2	連結	-	-	
Riverwalk Village Three Holdings LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
Santa Rita Townhomes Acquisition LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
Southwest Airlines 1993 Trust N363SW	米国	連結	-	-		連結	-	-	
ST 2001 FH-1	米国	連結	-	-		連結	-	-	
SWB 98-1	米国								S1
SWB 99-1	米国	連結	-	-		連結	-	-	
VTA 1998-FH	米国	連結	-	-		連結	-	-	

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算を含む)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	D2 105社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、94社は全部連結会社で、11社は比例連結会社である。
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	D3 Klepierre Groupは、2012年3月14日までは当グループの完全子会社であったが、その後BNPパリバ・グループが持分の一部を売却したため、現時点では持分法により連結されている(注8.dを参照)。
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	D4 TEBグループは、これまで比例連結法を用いて連結されていたが、2013年12月31日以降は完全子会社となっている(注8.dを参照)。
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
連結のブルデンシャル・スコープ	
(1) CRBF規則2000.03の第4.1条に従い、連結グループの範囲内で規制上の監視が行われるフランスの子会社	
(2) 連結のブルデンシャル・スコープから除外された会社	
(3) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	

会社名	国名	2013/12/31				2012/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
特別目的会社(続き)									
1997-LRV-FH	米国				S2	連結	-	-	
1999-FH-1 (SNCF)	米国								S1
1999-FH-2 (SNCF)	米国								S1
欧州・地中海沿岸諸国									
Banque de Nankin	中国	持分法	16.2%	16.2%	V1	持分法	14.7%	14.7%	V1
Banque Internationale du Commerce et de l'Industrie Burkina Faso	ブルキナファソ	連結	51.0%	51.0%		連結	51.0%	51.0%	
Banque Internationale du Commerce et de l'Industrie Cote d'Ivoire	コートジボワール	連結	59.8%	59.8%		連結	59.8%	59.8%	
Banque Internationale du Commerce et de l'Industrie Gabon	ガボン	持分法	47.0%	47.0%	V1	持分法	46.7%	46.7%	
Banque Internationale du Commerce et de l'Industrie Guinée	ギニア	持分法	40.5%	40.5%	V1	持分法	30.8%	30.8%	
Banque Internationale du Commerce et de l'Industrie Mali	マリ	連結	85.0%	85.0%		連結	85.0%	85.0%	
Banque Internationale du Commerce et de l'Industrie Senegal	セネガル	連結	54.1%	54.1%		連結	54.1%	54.1%	
Banque Marocaine du Commerce et de l'Industrie	モロッコ	連結	67.0%	67.0%		連結	67.0%	67.0%	
Banque Marocaine du Commerce et de l'Industrie Assurance	モロッコ	持分法*	100%	67.0%		持分法*	100%	67.0%	
Banque Marocaine du Commerce et de l'Industrie Crédit Conso	モロッコ	連結	99.9%	66.9%		連結	99.9%	66.9%	
Banque Marocaine du Commerce et de l'Industrie Gestion	モロッコ	持分法*	100%	67.0%		持分法*	100%	67.0%	
Banque Marocaine du Commerce et de l'Industrie Leasing	モロッコ	連結	86.9%	58.2%	V1	連結	72.0%	48.3%	
Banque Marocaine du Commerce et de l'Industrie Offshore	モロッコ	連結	100%	67.0%		連結	100%	67.0%	
BNP Intercontinentale - BNPI	フランス	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
BNP Paribas Bank Polska SA	ポーランド	連結	99.9%	99.8%	V1	連結	99.9%	74.9%	
BNP Paribas BDDI Participations	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas El Djazair	アルジェリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Fortis Yatirimlar Holding AS	トルコ	連結	100%	99.9%	V1	連結	100%	74.9%	
BNP Paribas SAE	エジプト				S2	連結	95.2%	95.2%	

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算を含む)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	D2 105社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、94社は全部連結会社で、11社は比例連結会社である。
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	D3 Klepierre Groupは、2012年3月14日までは当グループの完全子会社であったが、その後BNPパリバ・グループが持分の一部を売却したため、現時点では持分法により連結されている(注8.dを参照)。
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	D4 TEBグループは、これまで比例連結法を用いて連結されていたが、2013年12月31日以降は完全子会社となっている(注8.dを参照)。
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
連結のブルデンシャル・スコープ	
(1) CRBF規則2000.03の第4.1条に従い、連結グループの範囲内で規制上の監視が行われるフランスの子会社	
(2) 連結のブルデンシャル・スコープから除外された会社	
(3) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	

会社名	国名	2013/12/31				2012/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
欧州・地中海沿岸諸国(続き)									
BNP Paribas Yatirimlar Holding Anonim Sirketi	トルコ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Dominet SA	ポーランド	連結	100%	99.9%	V1	連結	100%	74.9%	
Fortis Bank Malta Ltd.	マルタ				S3	持分法*	100%	74.9%	
Fortis Faktoring AS	トルコ				S4	持分法*	100%	74.9%	
Fortis Holding Malta BV	オランダ				S3	連結	100%	74.9%	
Fortis Holding Malta Ltd.	マルタ				S3	連結	100%	74.9%	
IC Axia Insurance	ウクライナ	持分法*	49.8%	49.8%		持分法*	49.8%	49.8%	
IC Axia Ukraine	ウクライナ								S4
Orient Commercial Bank	ベトナム	持分法	20.0%	20.0%		持分法	20.0%	20.0%	
TEB Faktoring AS	トルコ	連結	70.0%	68.5%	D4				
TEB Holding AS	トルコ	連結	50.0%	50.0%	V1&D4	比例連結	50.0%	37.5%	
TEB Portfoy Yonetimi AS	トルコ	連結	38.6%	37.5%	D4				
TEB Yatirim Menkul Degerler AS	トルコ	連結	70.5%	68.5%	D4				
The Economy Bank NV	オランダ	連結	96.0%	68.5%	D4				
Turk Ekonomi Bankasi AS	トルコ	連結	96.0%	68.5%	D4				
Turk Ekonomi Bankasi AS (バーレーン支店)	バーレーン	連結	70.5%	68.5%	D4				
TEB SH A	コソボ	連結	100%	50.0%	D4				
Ukrainian Leasing Company	ウクライナ				S3	持分法*	100%	100%	
UkrSibbank	ウクライナ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Union Bancaire pour le Commerce et l'Industrie	チュニジア	連結	50.1%	50.1%	V1	連結	50.0%	50.0%	
特別目的会社									
K-Kollect LLC	ウクライナ				S2	連結	-	-	

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算を含む)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	D2 105社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、94社は全部連結会社で、11社は比例連結会社である。
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	D3 Klepierre Groupは、2012年3月14日までは当グループの完全子会社であったが、その後BNPパリバ・グループが持分の一部を売却したため、現時点では持分法により連結されている(注8.dを参照)。
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	D4 TEBグループは、これまで比例連結法を用いて連結されていたが、2013年12月31日以降は完全子会社となっている(注8.dを参照)。
V4 割合の増加	
連結のブルデンシャル・スコープ	
(1) CRBF規則2000.03の第4.1条に従い、連結グループの範囲内で規制上の監視が行われるフランスの子会社	
(2) 連結のブルデンシャル・スコープから除外された会社	
(3) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	

会社名	国名	2013/12/31				2012/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
資産運用および証券管理事業									
BNP Paribas Suisse SA	スイス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Suisse SA（ガーンジー支店）	ガーンジー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Suisse SA（ジャージー支店）	ジャージー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
保険									
AG Insurance（Group）	ベルギー	持分法	25.0%	25.0%	V1	持分法	25.0%	18.7%	
BNP Paribas Cardif	フランス	連結（3）	100%	100%	S4	連結（3）	100%	100%	
BNP Paribas Cardif BV	オランダ	連結（3）	100%	100%		連結（3）	100%	100%	
BNP Paribas Cardif Emeklilik Anonim Sirketi	トルコ	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
BNP Paribas Cardif Levensverzekeringen NV	オランダ	連結（3）	100%	100%		連結（3）	100%	100%	
BNP Paribas Cardif Pojistovna A.S	チェコ共和国	連結（3）	100%	100%		連結（3）	100%	100%	
BNP Paribas Cardif PSC Ltd.	英国	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
BNP Paribas Cardif Seguros Generales SA	チリ	連結（3）	100%	100%		連結（3）	100%	100%	
BNP Paribas Cardif Seguros de Vida SA	チリ	連結（3）	100%	100%		連結（3）	100%	100%	
BNP Paribas Cardif Schadeverzekeringen NV （旧Cardif Schadeverzekeringen NV）	オランダ	連結（3）	100%	100%		連結（3）	100%	100%	
BNP Paribas Cardif TCB Life Insurance Company Ltd.（旧BNP Paribas Assurance TCB Life Insurance Company Ltd.）	台湾	持分法	49.0%	49.0%		持分法	49.0%	49.0%	
BNP Paribas Cardif Vita Compagnia di Assicurazione E Riassicurazione S.P.A.	イタリア					連結（3）	100%	100%	
Cardif Assicurazioni SPA	イタリア	連結（3）	100%	100%		連結（3）	100%	100%	
Cardif Assurances Risques Divers	フランス	連結（3）	100%	100%		連結（3）	100%	100%	
Cardif Assurances Risques Divers（オーストリア支店）	オーストリア	連結（3）	100%	100%		連結（3）	100%	100%	
Cardif Assurances Risques Divers（ベルギー支店）	ベルギー	連結（3）	100%	100%		連結（3）	100%	100%	
Cardif Assurances Risques Divers（ブルガリア支店）	ブルガリア	連結（3）	100%	100%		連結（3）	100%	100%	
Cardif Assurances Risques Divers（ドイツ支店）	ドイツ	連結（3）	100%	100%		連結（3）	100%	100%	
Cardif Assurances Risques Divers（イタリア支店）	イタリア	連結（3）	100%	100%		連結（3）	100%	100%	
Cardif Assurances Risques Divers（日本支店）	日本	連結（3）	100%	100%		連結（3）	100%	100%	
Cardif Assurances Risques Divers（ルクセンブルク支店）	ルクセンブルク	連結（3）	100%	100%	連結（3）	100%	100%		

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算を含む)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	D2 105社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、94社は全部連結会社で、11社は比例連結会社である。
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	D3 Klepierre Groupは、2012年3月14日までは当グループの完全子会社であったが、その後BNPパリバ・グループが持分の一部を売却したため、現時点では持分法により連結されている(注8.dを参照)。
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	D4 TEBグループは、これまで比例連結法を用いて連結されていたが、2013年12月31日以降は完全子会社となっている(注8.dを参照)。
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
連結のブルデンシャル・スコープ	
(1) CRBF規則2000.03の第4.1条に従い、連結グループの範囲内で規制上の監視が行われるフランスの子会社	
(2) 連結のブルデンシャル・スコープから除外された会社	
(3) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	

会社名	国名	2013/12/31				2012/12/31				
		連結方法		議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
保険(続き)										
Cardif Assurances Risques Divers (ポーランド支店)	ポーランド	連結	(3)	100%	100%	D1	連結	(3)	100%	100%
Cardif Assurances Risques Divers (ポルトガル支店)	ポルトガル	連結	(3)	100%	100%		連結	(3)	100%	100%
Cardif Assurances Risques Divers (ルーマニア支店)	ルーマニア	連結	(3)	100%	100%		連結	(3)	100%	100%
Cardif Assurances Risques Divers (スペイン支店)	スペイン	連結	(3)	100%	100%		連結	(3)	100%	100%
Cardif Assurances Risques Divers (スイス支店)	スイス	連結	(3)	100%	100%		連結	(3)	100%	100%
Cardif Assurances Risques Divers (台湾支店)	台湾	連結	(3)	100%	100%		連結	(3)	100%	100%
Cardif Assurance Vie	フランス	連結	(3)	100%	100%		連結	(3)	100%	100%
Cardif Assurance Vie (オーストリア支店)	オーストリア	連結	(3)	100%	100%		連結	(3)	100%	100%
Cardif Assurance Vie (ベルギー支店)	ベルギー	連結	(3)	100%	100%		連結	(3)	100%	100%
Cardif Assurance Vie (ブルガリア支店)	ブルガリア	連結	(3)	100%	100%		連結	(3)	100%	100%
Cardif Assurance Vie (ドイツ支店)	ドイツ	連結	(3)	100%	100%		連結	(3)	100%	100%
Cardif Assurance Vie (イタリア支店)	イタリア	連結	(3)	100%	100%		連結	(3)	100%	100%
Cardif Assurance Vie (日本支店)	日本	連結	(3)	100%	100%		連結	(3)	100%	100%
Cardif Assurance Vie (ポルトガル支店)	ポルトガル	連結	(3)	100%	100%		連結	(3)	100%	100%
Cardif Assurance Vie (ルーマニア支店)	ルーマニア	連結	(3)	100%	100%		連結	(3)	100%	100%
Cardif Assurance Vie (スペイン支店)	スペイン	連結	(3)	100%	100%		連結	(3)	100%	100%
Cardif Assurance Vie (スイス支店)	スイス	連結	(3)	100%	100%		連結	(3)	100%	100%
Cardif Assurance Vie (台湾支店)	台湾	連結	(3)	100%	100%		連結	(3)	100%	100%
Cardif Biztosito Magyarorszag Zrt	ハンガリー	持分法*		100%	100%		持分法*		100%	100%
Cardif Colombia Seguros Generales	コロンビア	連結	(3)	100%	100%		持分法*		100%	100%
Cardif del Peru Sa Compania de Seguros	ペルー	持分法*		100%	100%	持分法*		100%	100%	
Cardif do Brasil Vida e Previdencia SA	ブラジル	連結	(3)	100%	100%	連結	(3)	100%	100%	
Cardif do Brasil Seguros e Garantias	ブラジル	連結	(3)	100%	100%	連結	(3)	100%	100%	
Cardif Forsakring AB	スウェーデン	持分法*		100%	100%	持分法*		100%	100%	
Cardif Forsakring AB (デンマーク支店)	デンマーク	持分法*		100%	100%	持分法*		100%	100%	
Cardif Forsakring AB (ノルウェー支店)	ノルウェー	持分法*		100%	100%	持分法*		100%	100%	
Cardif Hayat Sigorta Anonim Sirketi	トルコ	持分法*		100%	100%	持分法*		100%	100%	
Cardif Holdings Inc.	米国									

S3

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算を含む)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	D2 105社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、94社は全部連結会社で、11社は比例連結会社である。
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	D3 Klepierre Groupは、2012年3月14日までは当グループの完全子会社であったが、その後BNPパリバ・グループが持分の一部を売却したため、現時点では持分法により連結されている(注8.dを参照)。
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	D4 TEBグループは、これまで比例連結法を用いて連結されていたが、2013年12月31日以降は完全子会社となっている(注8.dを参照)。
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
連結のブルデンシャル・スコープ	
(1) CRBF規則2000.03の第4.1条に従い、連結グループの範囲内で規制上の監視が行われるフランスの子会社	
(2) 連結のブルデンシャル・スコープから除外された会社	
(3) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	

会社名	国名	2013/12/31				2012/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
保険(続き)									
Cardif Insurance Company	ロシア	連結	(3)	100%	100%	D1	持分法*	100%	100%
Cardif I-Services	フランス	持分法*		100%	100%		持分法*	100%	100%
Cardif Leven	ベルギー	連結	(3)	100%	100%		連結	(3)	100%
Cardif Life Insurance Co. Ltd.	大韓民国	連結	(3)	85.0%	85.0%		連結	(3)	85.0%
Cardif Lux Vie	ルクセンブルク	連結	(3)	66.7%	55.3%	V1	連結	(3)	66.7%
Cardif Lux Vie (フランス支店)	フランス					S1	連結	(3)	100%
Cardif Mexico Seguros de Vida SA de CV	メキシコ	持分法*		100%	100%		持分法*	100%	100%
Cardif Mexico Seguros Generales SA de CV	メキシコ	持分法*		100%	100%		持分法*	100%	100%
Cardif Nordic AB	スウェーデン	連結	(3)	100%	100%		連結	(3)	100%
Cardif Pinnacle Insurance Holding PLC	英国	連結	(3)	100%	100%		連結	(3)	100%
Cardif Pinnacle Insurance Management Services PLC	英国	連結	(3)	100%	100%		連結	(3)	100%
Cardif Polska Towarzystwo Ubezpieczen na Zycie SA	ポーランド	連結	(3)	100%	100%		連結	(3)	100%
Cardif Seguros SA	アルゼンチン	連結	(3)	100%	100%		連結	(3)	100%
CB (UK) Ltd. (Fonds C)	英国	連結	(3)	100%	100%		連結	(3)	100%
Darnell Ltd.	アイルランド	連結	(3)	100%	100%		連結	(3)	100%
F & B Insurance Holdings SA (Group)	ベルギー	持分法		50.0%	50.0%		持分法	50.0%	50.0%
Financial Telemarketing Services Ltd.	英国	持分法*		100%	100%		持分法*	100%	100%
GIE BNP Paribas Cardif	フランス	連結	(3)	100%	99.0%		連結	(3)	100%
Luizaseg	ブラジル	持分法*		50.0%	50.0%		持分法*	50.0%	50.0%
Natio Assurance	フランス	持分法*		50.0%	50.0%		持分法*	50.0%	50.0%
NCVP Participacoes Societarias SA	ブラジル	連結	(3)	100%	100%		連結	(3)	100%
Pinnacle Insurance PLC	英国	連結	(3)	100%	100%		連結	(3)	100%
Pocztylion Arka Powszechne Towarzystwo Emerytalne SA	ポーランド	持分法		33.3%	33.3%		持分法	33.3%	33.3%
Pojistovna Cardif Slovakia A.S	スロバキア	持分法*		100%	100%		持分法*	100%	100%
Portes de Claye SCI	フランス	持分法		45.0%	56.9%	V2	持分法	45.0%	57.2%
Rueil Caudron SCI	フランス								
Scoo SCI	フランス	持分法		46.4%	58.0%	V2	持分法	46.4%	58.3%
State Bank of India Life Insurance Company Ltd.	インド	持分法		26.0%	26.0%		持分法	26.0%	26.0%

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算を含む)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	D2 105社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、94社は全部連結会社で、11社は比例連結会社である。
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	D3 Klepierre Groupは、2012年3月14日までは当グループの完全子会社であったが、その後BNPパリバ・グループが持分の一部を売却したため、現時点では持分法により連結されている(注8.dを参照)。
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	D4 TEBグループは、これまで比例連結法を用いて連結されていたが、2013年12月31日以降は完全子会社となっている(注8.dを参照)。
V4 割合の増加	
連結のブルデンシャル・スコープ	
(1) CRBF規則2000.03の第4.1条に従い、連結グループの範囲内で規制上の監視が行われるフランスの子会社	
(2) 連結のブルデンシャル・スコープから除外された会社	
(3) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	

会社名	国名	2013/12/31				2012/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
特別目的会社									
Odyssée SCI	フランス	連結 (3)	-	-		連結 (3)	-	-	
資産管理(富裕層向け資産運用)									
Bank Insinger de Beaufort NV	オランダ	連結	63.0%	63.0%		連結	63.0%	63.0%	
Bank Insinger de Beaufort NV (英国支店)	英国	連結	100%	63.0%		連結	100%	63.0%	
Bank Insinger de Beaufort Safe Custody NV	オランダ								S3
BNP Paribas Espana SA	スペイン	連結	99.6%	99.6%		連結	99.6%	99.6%	
BNP Paribas Wealth Management	フランス	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
BNP Paribas Wealth Management (香港支店)	香港	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
BNP Paribas Wealth Management (シンガポール支店)	シンガポール	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
BNP Paribas Wealth Management Monaco	モナコ	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
Conseil Investissement SNC	フランス	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
Fundamentum Asset Management (FAM)	ルクセンブルク								S3
Insinger de Beaufort Asset Management AG	スイス								S3
Insinger de Beaufort Asset Management NV	オランダ								S3
Insinger de Beaufort Associates BV	オランダ								S3
Insinger de Beaufort Consulting BV	オランダ								S3
Klein Haneveld Consulting BV	オランダ								S3
Sodefi Holding AG	スイス								S3
インベストメント・パートナーズ									
Alfred Berg Administration A/S	デンマーク				S2	連結	100%	90.5%	
Alfred Berg Asset Management AB	スウェーデン	連結	100%	98.3%	V1	連結	100%	90.5%	
Alfred Berg Asset Management AB (デンマーク支店)	デンマーク	連結	100%	98.3%		連結	100%	90.5%	
Alfred Berg Asset Management AB (フィンランド支店)	フィンランド	連結	100%	98.3%		連結	100%	90.5%	
Alfred Berg Asset Management AB (ノルウェー支店)	ノルウェー	連結	100%	98.3%		連結	100%	90.5%	
Alfred Berg Asset Management Services AB	スウェーデン								S4
Alfred Berg Fonder AB	スウェーデン	連結	100%	98.3%	V1	連結	100%	90.5%	

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算を含む)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	D2 105社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、94社は全部連結会社で、11社は比例連結会社である。
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	D3 Klepierre Groupは、2012年3月14日までは当グループの完全子会社であったが、その後BNPパリバ・グループが持分の一部を売却したため、現時点では持分法により連結されている(注8.dを参照)。
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	D4 TEBグループは、これまで比例連結法を用いて連結されていたが、2013年12月31日以降は完全子会社となっている(注8.dを参照)。
V4 割合の増加	
連結のプルデンシャル・スコープ	
(1) CRBF規則2000.03の第4.1条に従い、連結グループの範囲内で規制上の監視が行われるフランスの子会社	
(2) 連結のプルデンシャル・スコープから除外された会社	
(3) プルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	

会社名	国名	2013/12/31				2012/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
インベストメント・パートナーズ(続き)									
Alfred Berg Fondsmæglerselskab A/S	デンマーク				S2	連結	100%	90.5%	
Alfred Berg Forvaltning AS	ノルウェー				S4	連結	100%	90.5%	
Alfred Berg Kapitalförvaltning AB	スウェーデン	連結	100%	98.3%	V1	連結	100%	90.5%	
Alfred Berg Kapitalforvaltning AS	ノルウェー	連結	100%	98.3%	V1	連結	100%	90.5%	
Alfred Berg Kapitalforvaltning Finland AB	フィンランド	連結	100%	98.3%	V1	連結	100%	90.5%	
Alfred Berg Rahastoyhtio Oy (旧Alfred Berg Funds)	フィンランド	連結	100%	98.3%	V1	連結	100%	90.5%	
Antin Infrastructure Partners	フランス								S2
Arnhem Investment Management Pty Ltd.	オーストラリア				S3	持分法	40.0%	36.2%	
Banco Estado Administradora General de Fondos	チリ	持分法*	50.0%	49.1%	V1	持分法*	50.0%	45.3%	
BNP Paribas Asset Management SAS	フランス	連結	100%	98.3%	V1	連結	100%	90.5%	
BNP Paribas Asset Management SAS (オーストリア支店)	オーストリア	連結	100%	98.3%		連結	100%	90.5%	
BNP Paribas Asset Management Brasil Ltda	ブラジル	連結	100%	99.6%	V1	連結	100%	97.6%	
BNP Paribas Asset Management Inc.	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Asset Management India Private Ltd.	インド	持分法*	100%	98.3%	V1	持分法*	100%	90.5%	
BNP Paribas Asset Management Uruguay SA	ウルグアイ								S3
BNP Paribas Clean Energy Partners GP Ltd.	英国				S2	持分法*	100%	90.5%	
BNP Paribas Investment Partners	フランス	連結	100%	98.3%	V1	連結	100%	90.5%	
BNP Paribas Investment Partners Asia Ltd.	香港	連結	100%	98.3%	V1	連結	100%	90.5%	
BNP Paribas Investment Partners (Australia) Ltd.	オーストラリア	持分法*	100%	98.3%	V1&D1	連結	100%	90.5%	
BNP Paribas Investment Partners (Australia) Holdings Pty Ltd.	オーストラリア	連結	100%	98.3%	V1	連結	100%	90.5%	
BNP Paribas Investment Partners BE Holding	ベルギー	連結	100%	98.3%	V1	連結	100%	90.5%	
BNP Paribas Investment Partners Belgium	ベルギー	連結	100%	98.3%	V1	連結	100%	90.5%	
BNP Paribas Investment Partners Belgium (ドイツ支店)	ドイツ	連結	100%	98.3%		連結	100%	90.5%	
BNP Paribas Investment Partners Funds (Nederland) NV	オランダ	連結	100%	98.3%	V1	連結	100%	90.5%	
BNP Paribas Investment Partners Japan Ltd.	日本	連結	100%	98.3%	V1	連結	100%	90.5%	
BNP Paribas Investment Partners Latam SA	メキシコ	持分法*	99.0%	97.3%	V1	持分法*	99.0%	89.6%	E1

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算を含む)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	D2 105社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、94社は全部連結会社で、11社は比例連結会社である。
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	D3 Klepierre Groupは、2012年3月14日までは当グループの完全子会社であったが、その後BNPパリバ・グループが持分の一部を売却したため、現時点では持分法により連結されている(注8.dを参照)。
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	D4 TEBグループは、これまで比例連結法を用いて連結されていたが、2013年12月31日以降は完全子会社となっている(注8.dを参照)。
V4 割合の増加	
連結のブルデンシャル・スコープ	
(1) CRBF規則2000.03の第4.1条に従い、連結グループの範囲内で規制上の監視が行われるフランスの子会社	
(2) 連結のブルデンシャル・スコープから除外された会社	
(3) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	

会社名	国名	2013/12/31				2012/12/31				
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	
インベストメント・パートナーズ(続き)										
BNP Paribas Investment Partners Luxembourg	ルクセンブルク	連結	99.7%	98.0%	V1	連結	99.7%	90.2%	S3	
BNP Paribas Investment Partners Netherlands NV	オランダ	連結	100%	98.3%	V1	連結	100%	90.5%		
BNP Paribas Investment Partners NL Holding NV	オランダ	連結	100%	98.3%	V1	連結	100%	90.5%		
BNP Paribas Investment Partners Singapore Ltd	シンガポール	持分法*	100%	98.3%	V1	持分法*	100%	90.5%		
BNP Paribas Investment Partners Societa di Gestione del Risparmio SPA	イタリア	連結	100%	99.7%	V1	連結	100%	98.4%		
BNP Paribas Investment Partners UK Holdings Ltd	英国									
BNP Paribas Investment Partners UK Ltd	英国	連結	100%	98.3%	V1	連結	100%	90.5%		
BNP Paribas Investment Partners USA Holdings Inc.	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%		
BNP Paribas Private Equity	フランス	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%		
CamGestion	フランス	連結	100%	98.3%	V1	連結	100%	90.5%		
Fauchier General Partners Ltd	ガーンジー				S2	連結	100%	90.5%	V4	
Fauchier Partners Asset Management Ltd	ガーンジー				S2	連結	100%	90.5%		
Fauchier Partners Corporation	米国				S2	連結	100%	90.5%		
Fauchier Partners International Ltd	バミューダ				S2	連結	100%	90.5%		
Fauchier Partners Ltd	英国				S2	連結	100%	90.5%		
Fauchier Partners LLP	英国				S2	連結	87.2%	79.0%		
Fauchier Partners Management Company Ltd	英国				S2	連結	100%	90.5%		
Fauchier Partners Management Ltd	ガーンジー				S2	連結	100%	90.5%		
Fauchier Partners SAS	フランス				S2	連結	100%	90.5%		
Fischer Francis Trees & Watts Inc.	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%		S4
Fischer Francis Trees & Watts Singapore Ltd	シンガポール									
Fischer Francis Trees & Watts UK Ltd	英国	持分法*	100%	98.3%	V1	持分法*	100%	90.5%	D1	
Fund Channel	ルクセンブルク	持分法*	50.0%	49.1%	V1	持分法*	50.0%	45.2%		
FundQuest Advisor (旧FundQuest)	フランス	持分法*	100%	98.3%	V1&D1	連結	100%	90.5%		
FundQuest Advisor (英国支店)	英国	持分法*	100%	98.3%	E2					
FundQuest UK Ltd.	英国	持分法*	100%	98.3%	V1&D1	連結	100%	90.5%		

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算を含む)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	D2 105社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、94社は全部連結会社で、11社は比例連結会社である。
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	D3 Klepierre Groupは、2012年3月14日までは当グループの完全子会社であったが、その後BNPパリバ・グループが持分の一部を売却したため、現時点では持分法により連結されている(注8.dを参照)。
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	D4 TEBグループは、これまで比例連結法を用いて連結されていたが、2013年12月31日以降は完全子会社となっている(注8.dを参照)。
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
連結のブルデンシャル・スコープ	
(1) CRBF規則2000.03の第4.1条に従い、連結グループの範囲内で規制上の監視が行われるフランスの子会社	
(2) 連結のブルデンシャル・スコープから除外された会社	
(3) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	

会社名	国名	2013/12/31				2012/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
インベストメント・パートナーズ(続き)									
Haitong - Fortis Private Equity Fund Management Co. Ltd.	中国	持分法	33.0%	32.4%	V1	持分法	33.0%	29.9%	S3
HFT Investment Management Co Ltd (Group)	中国	持分法	49.0%	48.2%	V1	持分法	49.0%	44.4%	
Impax Asset Management Group PLC	英国								
PT. BNP Paribas Investment Partners	インドネシア	連結	99.0%	97.3%	V1	連結	99.0%	89.6%	
Shinan BNP Paribas Asset Management Co Ltd.	大韓民国	比例連結	35.0%	34.4%	V1	比例連結	35.0%	31.7%	
THEAM	フランス	連結	100%	98.3%	V1	連結	100%	90.6%	
TKB BNP Paribas Investment Partners Holding BV	オランダ	持分法	50.0%	49.1%	V1	持分法	50.0%	45.3%	

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算を含む)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	D2 105社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、94社は全部連結会社で、11社は比例連結会社である。
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	D3 Klepierre Groupは、2012年3月14日までは当グループの完全子会社であったが、その後BNPパリバ・グループが持分の一部を売却したため、現時点では持分法により連結されている(注8.dを参照)。
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	D4 TEBグループは、これまで比例連結法を用いて連結されていたが、2013年12月31日以降は完全子会社となっている(注8.dを参照)。
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
連結のブルデンシャル・スコープ	
(1) CRBF規則2000.03の第4.1条に従い、連結グループの範囲内で規制上の監視が行われるフランスの子会社	
(2) 連結のブルデンシャル・スコープから除外された会社	
(3) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	

会社名	国名	2013/12/31				2012/12/31				
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	
証券サービス										
BNP Paribas Dealing Services (旧BNP Paribas Fin' AMS)	フランス	連結	(1)	100%	100%	E2	連結	(1)	100%	E1
BNP Paribas Dealing Services (英国支店)	英国	連結	(1)	100%	100%		(1)			
BNP Paribas Dealing Services Asia Ltd.	香港	連結		100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Financial Services LLC	米国					S3	持分法*	100%	100%	
BNP Paribas Fund Services Australasia Pty Ltd.	オーストラリア	連結		100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Fund Services Australasia Pty Ltd. (ニュージーランド支店)	ニュージーランド	連結		100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Fund Services Dublin Ltd.	アイルランド	持分法*		100%	100%		持分法*	100%	100%	
BNP Paribas Fund Services France	フランス	連結		100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Fund Services Securities Pty	オーストラリア					S1	連結	100%	100%	
BNP Paribas Securities Services - BP2S	フランス	連結	(1)	100%	100%		連結	(1)	100%	
BNP Paribas Securities Services - BP2S (オーストラリア支店)	オーストラリア	連結	(1)	100%	100%		連結	(1)	100%	
BNP Paribas Securities Services - BP2S (ベルギー支店)	ベルギー	連結	(1)	100%	100%		連結	(1)	100%	
BNP Paribas Securities Services - BP2S (ドイツ支店)	ドイツ	連結	(1)	100%	100%		連結	(1)	100%	
BNP Paribas Securities Services - BP2S (ギリシャ支店)	ギリシャ	連結	(1)	100%	100%		連結	(1)	100%	
BNP Paribas Securities Services - BP2S (ガーンジー支店)	ガーンジー	連結	(1)	100%	100%		連結	(1)	100%	
BNP Paribas Securities Services - BP2S (香港支店)	香港	連結	(1)	100%	100%		連結	(1)	100%	
BNP Paribas Securities Services - BP2S (ハンガリー支店)	ハンガリー	連結	(1)	100%	100%		連結	(1)	100%	
BNP Paribas Securities Services - BP2S (アイルランド支店)	アイルランド	連結	(1)	100%	100%		連結	(1)	100%	
BNP Paribas Securities Services - BP2S (マン島支店)	マン島	連結	(1)	100%	100%		連結	(1)	100%	
BNP Paribas Securities Services - BP2S (イタリア支店)	イタリア	連結	(1)	100%	100%		連結	(1)	100%	
BNP Paribas Securities Services - BP2S (ジャージー支店)	ジャージー	連結	(1)	100%	100%		連結	(1)	100%	
BNP Paribas Securities Services - BP2S (ルクセンブルク支店)	ルクセンブルク	連結	(1)	100%	100%		連結	(1)	100%	

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算を含む)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	D2 105社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、94社は全部連結会社で、11社は比例連結会社である。
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	D3 Klepierre Groupは、2012年3月14日までは当グループの完全子会社であったが、その後BNPパリバ・グループが持分の一部を売却したため、現時点では持分法により連結されている(注8.dを参照)。
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	D4 TEBグループは、これまで比例連結法を用いて連結されていたが、2013年12月31日以降は完全子会社となっている(注8.dを参照)。
V4 割合の増加	
連結のブルデンシャル・スコープ	
(1) CRBF規則2000.03の第4.1条に従い、連結グループの範囲内で規制上の監視が行われるフランスの子会社	
(2) 連結のブルデンシャル・スコープから除外された会社	
(3) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	

会社名	国名	2013/12/31				2012/12/31					
		連結方法		議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法		議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
証券サービス(続き)											
BNP Paribas Securities Services - BP2S (オランダ支店)	オランダ	連結	(1)	100%	100%	E2					
BNP Paribas Securities Services - BP2S (ポーランド支店)	ポーランド	連結	(1)	100%	100%		連結	(1)	100%	100%	
BNP Paribas Securities Services - BP2S (ポルトガル支店)	ポルトガル	連結	(1)	100%	100%		連結	(1)	100%	100%	
BNP Paribas Securities Services - BP2S (シンガポール支店)	シンガポール	連結	(1)	100%	100%		連結	(1)	100%	100%	
BNP Paribas Securities Services - BP2S (スペイン支店)	スペイン	連結	(1)	100%	100%		連結	(1)	100%	100%	
BNP Paribas Securities Services - BP2S (スイス支店)	スイス	連結	(1)	100%	100%		連結	(1)	100%	100%	
BNP Paribas Securities Services - BP2S (英国支店)	英国	連結	(1)	100%	100%		連結	(1)	100%	100%	
BNP Paribas Securities Services (Holdings) Ltd.	ジャージー					S4	連結		100%	100%	
BNP Paribas Sundaram GSO Private Ltd.	インド	持分法*		51.0%	51.0%		持分法*		51.0%	51.0%	E1
BNP Paribas Trust Company (Guernsey) Ltd.	ガーンジー					S4	持分法*		100%	100%	
不動産サービス											
Asset Partners (旧Asset Partenaires)	フランス	連結		100%	96.8%		連結		100%	96.8%	
Atisreal Netherlands BV	オランダ	連結		100%	100%		連結		100%	100%	E1
Auguste Thouard Expertise	フランス	連結		100%	100%		連結		100%	100%	
BNP Paribas Immobilier Promotion Immobilier d’Entreprise	フランス	連結		100%	100%		連結		100%	100%	
BNP Paribas Immobilier Residentiel	フランス	連結		100%	100%		連結		100%	100%	
BNP Paribas Immobilier Residentiel Promotion Ile de France	フランス	連結		100%	100%		連結		100%	100%	
BNP Paribas Immobilier Residentiel Promotion Méditerranée	フランス										S4
BNP Paribas Immobilier Residentiel Promotion Rhône Alpes	フランス										S4
BNP Paribas Immobilier Résidentiel Promotion Sud Ouest	フランス										S4

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算を含む)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	D2 105社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、94社は全部連結会社で、11社は比例連結会社である。
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	D3 Klepierre Groupは、2012年3月14日までは当グループの完全子会社であったが、その後BNPパリバ・グループが持分の一部を売却したため、現時点では持分法により連結されている(注8.dを参照)。
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	D4 TEBグループは、これまで比例連結法を用いて連結されていたが、2013年12月31日以降は完全子会社となっている(注8.dを参照)。
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
連結のブルデンシャル・スコープ	
(1) CRBF規則2000.03の第4.1条に従い、連結グループの範囲内で規制上の監視が行われるフランスの子会社	
(2) 連結のブルデンシャル・スコープから除外された会社	
(3) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	

会社名	国名	2013/12/31				2012/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
不動産サービス(続き)									
BNP Paribas Immobilier Residentiel Residences Services	フランス								S4
BNP Paribas Immobilier Residentiel Residences Services BSA	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Immobilier Residentiel Residences Services Sofiane	フランス								S4
BNP Paribas Immobilier Residentiel Service Clients	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Immobilier Residentiel Transaction & Conseil	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Immobilier Residentiel V2i	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Advisory Belgium SA	ベルギー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Advisory Italy SPA	イタリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Advisory Netherlands BV	オランダ	連結	100%	100%	E3				
BNP PB Real Estate Advisory & Property Management Czech Republic SRO	チェコ共和国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP PB Real Estate Advisory & Property Management Hungary Ltd	ハンガリー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP PB Real Estate Advisory & Property Management Ireland Ltd.	アイルランド	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Advisory & Property Management LLC	アラブ首長国連邦	連結	49.0%	49.0%		連結	49.0%	49.0%	
BNP Paribas Real Estate Advisory & Property Management Luxembourg SA	ルクセンブルク	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Advisory & Property Management Poland SP ZOO	ポーランド	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Advisory & Property Management UK Ltd.	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Advisory Spain SA	スペイン	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Consult France	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Consult GmbH	ドイツ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Facilities Management Ltd.	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Financial Partner	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate GmbH	ドイツ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算を含む)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	D2 105社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、94社は全部連結会社で、11社は比例連結会社である。
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	D3 Klepierre Groupは、2012年3月14日までは当グループの完全子会社であったが、その後BNPパリバ・グループが持分の一部を売却したため、現時点では持分法により連結されている(注8.dを参照)。
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	D4 TEBグループは、これまで比例連結法を用いて連結されていたが、2013年12月31日以降は完全子会社となっている(注8.dを参照)。
V4 割合の増加	
連結のブルデンシヤル・スコープ	
(1) CRBF規則2000.03の第4.1条に従い、連結グループの範囲内で規制上の監視が行われるフランスの子会社	
(2) 連結のブルデンシヤル・スコープから除外された会社	
(3) ブルデンシヤル目的で持分法に基づいて連結された会社	

会社名	国名	2013/12/31				2012/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
不動産サービス(続き)									
BNP Paribas Real Estate Holding Benelux SA	ベルギー	連結	100%	100%	V1	連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Holding GmbH	ドイツ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Hotels France	フランス	連結	100%	96.5%		連結	100%	96.1%	
BNP Paribas Real Estate & Infrastructure Advisory Service Private Ltd.	インド				S2	連結	71.1%	71.1%	
BNP Paribas Real Estate Investment Management	フランス	連結	96.8%	96.8%	E3	連結	96.8%	96.8%	
BNP Paribas Real Estate Investment Management Belgium	ベルギー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Investment Management Germany GmbH	ドイツ	連結	94.9%	94.9%					
BNP Paribas Real Estate Investment Management Italy	イタリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Investment Management Ltd.	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Investment Management Luxembourg SA	ルクセンブルク	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Investment Management Spain SA	スペイン	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Investment Management UK Ltd.	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Investment Services	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Italy SRL	イタリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Jersey Ltd.	ジャージー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Property Developpement Italy SPA	イタリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Property Developpement UK Ltd.	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Property Management Belgium	ベルギー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Property Management France SAS	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Property Management GmbH	ドイツ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Property Management Italy Srl	イタリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Real Estate Property Management Spain SA	スペイン	連結	100%	100%		連結	100%	100%	

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算を含む)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	D2 105社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、94社は全部連結会社で、11社は比例連結会社である。
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	D3 Klepierre Groupは、2012年3月14日までは当グループの完全子会社であったが、その後BNPパリバ・グループが持分の一部を売却したため、現時点では持分法により連結されている(注8.dを参照)。
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	D4 TEBグループは、これまで比例連結法を用いて連結されていたが、2013年12月31日以降は完全子会社となっている(注8.dを参照)。
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
連結のプルデンシャル・スコープ	
(1) CRBF規則2000.03の第4.1条に従い、連結グループの範囲内で規制上の監視が行われるフランスの子会社	
(2) 連結のプルデンシャル・スコープから除外された会社	
(3) プルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	

会社名	国名	2013/12/31				2012/12/31				
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	
不動産サービス(続き)										
BNP Paribas Real Estate Transaction France	フランス	連結	96.5%	96.5%	V1	連結	96.4%	96.1%	E1	
BNP Paribas Real Estate Valuation France	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%		
F G Ingenierie et Promotion Immobilière	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%		
European Direct Property Management SA	ルクセンブルク	連結	100%	100%		連結	100%	100%		
Immobiliere des Bergues	フランス	連結	100%	100%	S4	連結	100%	100%		S1
Meunier Hispania	スペイン	連結	100%	100%		連結	100%	100%		
Partner's & Services	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%		
Pyrotex GB 1 SA	ルクセンブルク	連結	100%	100%		連結	100%	100%		
Pyrotex SARL	ルクセンブルク	連結	100%	100%		連結	100%	100%		
S.C BNP Paribas Real Estate Advisory S.A	ルーマニア	連結	100%	100%		連結	100%	100%		
Sesame Conseil SAS	フランス				S4	連結	95.3%	95.3%		
Siège Issy	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%		
Tasaciones Hipotecarias SA	スペイン	連結	100%	100%		連結	100%	100%		
Weatheralls Consultancy Services Ltd.	英国									
特別目的会社										
San Basilio 45 SRL	イタリア	連結	-	-	E2	連結/ 比例連結	D2	-	-	E1
Construction-Sale companies	フランス	連結/ 比例連結	D2	-						
Sviluppo HQ Tiburtina SRL	イタリア	連結	-	-	E1	連結	-	-	-	E1
Sviluppo Residenziale Italia SRL	イタリア	連結	-	-						
Via Crespi 26 SRL	イタリア	連結	-	-						
コーポレートバンキングおよび投資銀行事業										
フランス										
BNP Paribas Arbitrage	フランス	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%	
BNP Paribas Arbitrage (英国支店)	英国	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%	
BNP Paribas Arbitrage (米国支店)	米国	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%	
BNP Paribas Equities France	フランス	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%	
Esomet	フランス	連結		100%	100%	連結		100%	100%	
Laffitte Participation 22	フランス	連結		100%	100%	連結		100%	100%	
Parifergie	フランス	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%	

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算を含む)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	D2 105社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、94社は全部連結会社で、11社は比例連結会社である。
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	D3 Klepierre Groupは、2012年3月14日までは当グループの完全子会社であったが、その後BNPパリバ・グループが持分の一部を売却したため、現時点では持分法により連結されている(注8.dを参照)。
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	D4 TEBグループは、これまで比例連結法を用いて連結されていたが、2013年12月31日以降は完全子会社となっている(注8.dを参照)。
V4 割合の増加	
連結のブルデンシヤル・スコープ	
(1) CRBF規則2000.03の第4.1条に従い、連結グループの範囲内で規制上の監視が行われるフランスの子会社	
(2) 連結のブルデンシヤル・スコープから除外された会社	
(3) ブルデンシヤル目的で持分法に基づいて連結された会社	

会社名	国名	2013/12/31				2012/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
フランス(続き)									
Parilease	フランス	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
Taitbout Participation 3 SNC	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
ヨーロッパ									
Alpha Murcia Holding BV	オランダ	持分法*	100%	99.9%	V1	持分法*	100%	74.9%	E2
BNP Paribas Arbitrage Issuance BV	オランダ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Bank NV	オランダ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Commodity Futures Ltd.	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Emission-und Handel. GmbH	ドイツ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Ireland	アイルランド	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Islamic Issuance BV	オランダ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Net Ltd.	英国	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	E1
BNP Paribas UK Holdings Ltd.	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas UK Ltd.	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Vartry Reinsurance Ltd.	アイルランド	連結 (3)	100%	100%		連結 (3)	100%	100%	
BNP Paribas ZAO	ロシア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP PUK Holding Ltd.	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Camomile Investments UK Ltd.	英国								S3
Fidex Holdings Ltd.	英国								S3
GreenStars BNP Paribas	ルクセンブルク	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	E1
Harewood Holdings Ltd.	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Hime Holding 1 SA	ルクセンブルク	持分法	26.4%	26.4%	E3				
Hime Holding 2 SA	ルクセンブルク	持分法	21.0%	21.0%	E3				
Hime Holding 3 SA	ルクセンブルク	持分法	20.6%	20.6%	E3				
Landspire Ltd.	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Paribas Trust Luxembourg SA	ルクセンブルク	連結	100%	65.9%	V1	連結	100%	53.4%	
SC Nueva Condo Murcia SL	スペイン	持分法*	100%	99.9%	V1	持分法*	100%	74.9%	E2
Utexam Logistics Ltd.	アイルランド	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Utexam Solutions Ltd.	アイルランド	連結	100%	100%		連結	100%	100%	E1
Verner Investissements (Group)	フランス	持分法	40.0%	50.0%		持分法	40.0%	50.0%	

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算を含む)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	D2 105社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、94社は全部連結会社で、11社は比例連結会社である。
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	D3 Klepierre Groupは、2012年3月14日までは当グループの完全子会社であったが、その後BNPパリバ・グループが持分の一部を売却したため、現時点では持分法により連結されている(注8.dを参照)。
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	D4 TEBグループは、これまで比例連結法を用いて連結されていたが、2013年12月31日以降は完全子会社となっている(注8.dを参照)。
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
連結のブルデンシヤル・スコープ	
(1) CRBF規則2000.03の第4.1条に従い、連結グループの範囲内で規制上の監視が行われるフランスの子会社	
(2) 連結のブルデンシヤル・スコープから除外された会社	
(3) ブルデンシヤル目的で持分法に基づいて連結された会社	

会社名	国名	2013/12/31				2012/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
南北アメリカ									
ACG Capital Partners II LLC	米国								S1
Banco BNP Paribas Brasil SA	ブラジル	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Banexi Holding Corporation	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Canada	カナダ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Capital Corporation Inc.	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Capital Services Inc.	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Capstar Partners Inc.	米国								S4
BNP Paribas Colombia Corporation Financiera SA	コロンビア	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	E1
BNP Paribas Energy Trading Canada Corp	カナダ	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	D1
BNP Paribas Energy Trading GP	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Energy Trading Holdings, Inc.	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Energy Trading LLC	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas FS LLC	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Leasing Corporation	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Mortgage Corporation	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas North America Inc.	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Prime Brokerage Inc.	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Prime Brokerage International Ltd.	ケイマン諸島	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas RCC Inc.	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Securities Corporation	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Camomile Ulster Investments (UK) Ltd.	ケイマン諸島								S3
Capstar Partners LLC	米国								S4
CooperNeff Group Inc.	米国				S3	連結	100%	100%	
Cronos Holding Company Ltd. (Group)	バミューダ	持分法	30.1%	30.0%	V1	持分法	30.1%	22.5%	
FB Transportation Capital LLC	米国	連結	100%	99.9%	V1	連結	100%	74.9%	
Fortis Funding LLC	米国	連結	100%	99.9%	V1	連結	100%	74.9%	
French American Banking Corporation - F.A.B.C	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
FSI Holdings Inc.	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Paribas North America Inc.	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Petits Champs Participações e Serviços SA	ブラジル				S4	連結	100%	100%	

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算を含む)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	D2 105社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、94社は全部連結会社で、11社は比例連結会社である。
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	D3 Klepierre Groupは、2012年3月14日までは当グループの完全子会社であったが、その後BNPパリバ・グループが持分の一部を売却したため、現時点では持分法により連結されている(注8.dを参照)。
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	D4 TEBグループは、これまで比例連結法を用いて連結されていたが、2013年12月31日以降は完全子会社となっている(注8.dを参照)。
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
連結のブルデンシャル・スコープ	
(1) CRBF規則2000.03の第4.1条に従い、連結グループの範囲内で規制上の監視が行われるフランスの子会社	
(2) 連結のブルデンシャル・スコープから除外された会社	
(3) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	

会社名	国名	2013/12/31				2012/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
南北アメリカ(続き)									
RFH Ltd.	バミューダ				S2	持分法*	100%	74.7%	S2
SDI Media Central Holdings Corp.	米国				S2	持分法*	100%	100%	
TAP Ltd.	バミューダ								
TCG Fund I, L.P	ケイマン諸島	連結	99.7%	99.6%	V1	連結	99.7%	74.7%	
Via North America, Inc.	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
アジア・オセアニア									
ACG Capital Partners Singapore Pte. Ltd	シンガポール	比例連結	50.0%	50.0%		比例連結	50.0%	50.0%	E1
BNP Pacific (Australia) Ltd.	オーストラリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas (China) Ltd.	中国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Arbitrage (Hong Kong) Ltd.	香港	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Capital (Asia Pacific) Ltd.	香港	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Finance (Hong Kong) Ltd.	香港	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas India Holdings Private Ltd.	インド	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas India Solutions Private Ltd.	インド	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Japan Ltd.	日本	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Malaysia Berhad	マレーシア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Principal Investments Japan Ltd.	日本	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Securities (Asia) Ltd.	香港	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Securities India Private Ltd.	インド	連結	100%	100%	V1	連結	100%	95.2%	
BNP Paribas Securities Japan Ltd.	日本	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Securities (Taiwan) Co Ltd.	台湾	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Securities Korea Company Ltd.	大韓民国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	D1
BNP Paribas Securities (Singapore) Pte Ltd.	シンガポール	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas SJ Ltd. (旧BNP Paribas Securities (Japan) Ltd.)	香港	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
BNP Paribas SJ Ltd. (日本支店)	日本	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
BPP Holdings Pte Ltd.	シンガポール	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
PT Bank BNP Paribas Indonésia	インドネシア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
PT BNP Paribas Securities Indonesia	インドネシア	連結	99.0%	99.0%		連結	99.0%	99.0%	

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算を含む)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	D2 105社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	D3 Klepierre Groupは、2012年3月14日までは当グループの完全子会社であったが、その後BNPパリバ・グループが持分の一部を売却したため、現時点では持分法により連結されている(注8.dを参照)。
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	D4 TEBグループは、これまで比例連結法を用いて連結されていたが、2013年12月31日以降は完全子会社となっている(注8.dを参照)。
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
連結のブルデンシャル・スコープ	
(1) CRBF規則2000.03の第4.1条に従い、連結グループの範囲内で規制上の監視が行われるフランスの子会社	
(2) 連結のブルデンシャル・スコープから除外された会社	
(3) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	

会社名	国名	2013/12/31				2012/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
中東 BNP Paribas Investment Company KSA	サウジアラビア	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
アフリカ BNP Paribas Cadiz Stockbroking	南アフリカ	持分法*	60.0%	60.0%	E1				
特別目的会社									
54 Lombard Street Investments Ltd.	英国	連結	-	-		連結	-	-	
Alamo Funding II Inc.	米国	連結	-	-		連結	-	-	E1
Alandes BV	オランダ				S3	連結	-	-	
Alectra Finance PLC	アイルランド	連結	-	-		連結	-	-	
Antin Participation 8	フランス	連結	-	-		連結	-	-	
APAC NZ Holdings Ltd.	ニュージーランド								S3
Aquarius Capital Investments Ltd.	アイルランド	連結	-	-		連結	-	-	
ARV International Ltd.	ケイマン諸島								S3
Astir BV	オランダ	連結	-	-		連結	-	-	
Atargatis	フランス	連結	-	-		連結	-	-	
Aura Capital Investment SA	ルクセンブルク								S1
Austin Finance	フランス	連結	-	-		連結	-	-	
Black Kite Investment Ltd.	アイルランド								S1
BNP Paribas Complex Fundo de Investimento Multimercado	ブラジル				S3	連結	-	-	
BNP Paribas EQD Brazil Fund Fundo Invest Multimercado	ブラジル	連結	-	-		連結	-	-	
BNP Paribas Finance Inc.	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNP Paribas International Finance Dublin (旧Fortis International Finance (Dublin))	アイルランド	連結	-	-	E1				
BNP Paribas Investments N°1 Ltd.	英国	連結	-	-	E2				
BNP Paribas Investments N°2 Ltd.	英国	連結	-	-	E2				
BNP Paribas Proprietario Fundo de Investimento Multimercado	ブラジル	連結	-	-		連結	-	-	
BNP Paribas VPG Adonis LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNP Paribas VPG Brookfin LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算を含む)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	D2 105社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、94社は全部連結会社で、11社は比例連結会社である。
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	D3 Klepierre Groupは、2012年3月14日までは当グループの完全子会社であったが、その後BNPパリバ・グループが持分の一部を売却したため、現時点では持分法により連結されている(注8.dを参照)。
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	D4 TEBグループは、これまで比例連結法を用いて連結されていたが、2013年12月31日以降は完全子会社となっている(注8.dを参照)。
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
連結のブルデンシャル・スコープ	
(1) CRBF規則2000.03の第4.1条に従い、連結グループの範囲内で規制上の監視が行われるフランスの子会社	
(2) 連結のブルデンシャル・スコープから除外された会社	
(3) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	

会社名	国名	2013/12/31				2012/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
特別目的会社(続き)									
BNP Paribas VPG Brookline Cre LLC	米国	連結	-	-	E2	連結	-	-	
BNP Paribas VPG BMC Select LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNP Paribas VPG CB Lender LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNP Paribas VPG CT Holdings LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNP Paribas VPG Freedom Communications LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNP Paribas VPG Lake Butler LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNP Paribas VPG Legacy Cabinets LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNP Paribas VPG Mark IV LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNP Paribas VPG Master LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNP Paribas VPG SDI Media Holdings LLC	米国	連結	-	-					
BNP Paribas VPG Medianews Group LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNP Paribas VPG MGM LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNP Paribas VPG Modern Luxury Media LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNP Paribas VPG Northstar LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNP Paribas VPG PCMC LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNP Paribas VPG Reader’s Digest Association LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNP Paribas VPG RHI Holdings LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNP Paribas VPG SBX Holdings LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNP Paribas VPG Semgroup LLC	米国	連結	-	-	連結	-	-		
BNP Paribas VPG Titan Outdoor LLC	米国	連結	-	-	連結	-	-		
Boug BV	オランダ	連結	-	-	連結	-	-	E1	
Crossen SARL	ルクセンブルク	連結	-	-	連結	-	-		
Compagnie Investissement Italiens SNC	フランス	連結	-	-	連結	-	-		
Compagnie Investissement Opéra SNC	フランス	連結	-	-	連結	-	-	S1	
Delphinus Titri 2010 SA	ルクセンブルク								
Epsom Funding Ltd.	ケイマン諸島								
Euraussie Finance SARL	ルクセンブルク								
Fidex Ltd.	英国								
Financière des Italiens	フランス	連結	-	-	連結	-	-	S2	
Financière Paris Haussmann	フランス	連結	-	-	連結	-	-	S3	
								S3	

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算を含む)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	D2 105社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、94社は全部連結会社で、11社は比例連結会社である。
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	D3 Klepierre Groupは、2012年3月14日までは当グループの完全子会社であったが、その後BNPパリバ・グループが持分の一部を売却したため、現時点では持分法により連結されている(注8.dを参照)。
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	D4 TEBグループは、これまで比例連結法を用いて連結されていたが、2013年12月31日以降は完全子会社となっている(注8.dを参照)。
V4 割合の増加	
連結のブルデンシヤル・スコープ	
(1) CRBF規則2000.03の第4.1条に従い、連結グループの範囲内で規制上の監視が行われるフランスの子会社	
(2) 連結のブルデンシヤル・スコープから除外された会社	
(3) ブルデンシヤル目的で持分法に基づいて連結された会社	

会社名	国名	2013/12/31				2012/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
特別目的会社(続き)									
Financière Taitbout	フランス	連結	-	-		連結	-	-	
Grenache et Cie SNC	ルクセンブルク	連結	-	-		連結	-	-	
Harewood Financing Limited	英国	連結	-	-		連結	-	-	E3
Harewood Investments N°5 Ltd.	ケイマン諸島				S1	連結	-	-	
Harewood Investments N°7 Ltd.	ケイマン諸島				S1	連結	-	-	
Harewood Investment n°8 Ltd.	ケイマン諸島				S1	連結	-	-	
Iliad Investments PLC	アイルランド								S3
Leveraged Finance Europe Capital V BV	オランダ	連結	-	-		連結	-	-	
Liquidity Ltd.	ケイマン諸島								S3
Madison Arbor LLC	米国	連結	-	-	E2				
Marc Finance Ltd.	ケイマン諸島	連結	-	-		連結	-	-	
Méditerranéa	フランス	連結	-	-		連結	-	-	
Omega Capital Investments PLC	アイルランド	連結	-	-		連結	-	-	
Omega Capital Europe PLC	アイルランド				S3	連結	-	-	
Omega Capital Funding Ltd.	アイルランド	連結	-	-		連結	-	-	
Optichamps	フランス	連結	-	-		連結	-	-	
Participations Opéra	フランス	連結	-	-		連結	-	-	
Reconfiguration BV	オランダ								S3
Renaissance Fund III	日本				S1	持分法*	-	-	
Ribera del Loira Arbitrage	スペイン	連結	-	-		連結	-	-	
Royale Neuve I Sarl	ルクセンブルク	連結	-	-		連結	-	-	
Royale Neuve II Sarl	ルクセンブルク				S3	連結	-	-	
Royale Neuve V Sarl	ルクセンブルク								S3
Royale Neuve VI Sarl	ルクセンブルク	連結	-	-	E1				S3
Royale Neuve VII Sarl	ルクセンブルク				S3	連結	-	-	
Royale Neuve Finance Sarl	ルクセンブルク								S3
Royale Neuve Investments Sarl	ルクセンブルク								S1
Scaldis Capital (Ireland) Ltd.	アイルランド	連結	-	-		連結	-	-	
Scaldis Capital Ltd.	ジャージー	連結	-	-		連結	-	-	
Scaldis Capital LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算を含む)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	D2 105社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、94社は全部連結会社で、11社は比例連結会社である。
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	D3 Klepierre Groupは、2012年3月14日までは当グループの完全子会社であったが、その後BNPパリバ・グループが持分の一部を売却したため、現時点では持分法により連結されている(注8.dを参照)。
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	D4 TEBグループは、これまで比例連結法を用いて連結されていたが、2013年12月31日以降は完全子会社となっている(注8.dを参照)。
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
連結のブルデンシャル・スコープ	
(1) CRBF規則2000.03の第4.1条に従い、連結グループの範囲内で規制上の監視が行われるフランスの子会社	
(2) 連結のブルデンシャル・スコープから除外された会社	
(3) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	

会社名	国名	2013/12/31				2012/12/31				
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	
特別目的会社(続き)										
Smalt	ルクセンブルク	持分法*	－	－	S4	連結	－	－		
Stradios FCP FIS	ルクセンブルク									S3
Sunny Funding Ltd.	ケイマン諸島									S3
Tender Option Bond Municipal program	米国									D1
Thunderbird Investments PLC	アイルランド	持分法	－	－	S2	連結	－	－	S3	
VPG SDI Media LLC (旧BNP Paribas VPG SDI Media LLC)	米国									
その他の業務部門										
プライベート・エクイティ (BNPパリバ・キャピタル)										
Cobema	ベルギー	連結	100%	100%	V1	連結	100%	100%		
Compagnie Financière Ottomane SA	ルクセンブルク	連結	97.0%	97.0%		連結	96.9%	96.9%		
Erbe	ベルギー	連結	100%	99.9%	S2	持分法	42.5%	42.5%		
Fortis Private Equity Belgium NV	ベルギー				V1	連結	100%	74.9%		
Fortis Private Equity Expansion Belgium NV	ベルギー	連結	100%	99.9%	V1	連結	100%	74.9%		
Fortis Private Equity France Fund	フランス	連結	100%	99.9%	S3	連結	99.9%	75.0%		
Fortis Private Equity Venture Belgium SA	ベルギー				V1	連結	100%	74.9%		
Gepeco	ベルギー				連結	100%	100%	連結		100%
不動産会社(業務に使用される不動産)										
Antin Participation 5	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%		
Ejesur SA	スペイン	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%		
Foncière de la Compagnie Bancaire SAS	フランス	連結	99.9%	99.9%		連結	99.9%	99.9%	S4	
Société Immobilière Marché Saint-Honoré	フランス									
Société d'Etudes Immobilières de	フランス									
Constructions - Setic	フランス									
Société Marloise Participations	フランス				S4	連結	100%	100%	E1	

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算を含む)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	D2 105社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、94社は全部連結会社で、11社は比例連結会社である。
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	D3 Klepierre Groupは、2012年3月14日までは当グループの完全子会社であったが、その後BNPパリバ・グループが持分の一部を売却したため、現時点では持分法により連結されている(注8.dを参照)。
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	D4 TEBグループは、これまで比例連結法を用いて連結されていたが、2013年12月31日以降は完全子会社となっている(注8.dを参照)。
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
連結のブルデンシャル・スコープ	
(1) CRBF規則2000.03の第4.1条に従い、連結グループの範囲内で規制上の監視が行われるフランスの子会社	
(2) 連結のブルデンシャル・スコープから除外された会社	
(3) ブルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	

会社名	国名	2013/12/31				2012/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照
投資会社およびその他の子会社									
BNL International Investment SA	ルクセンブルク	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Home Loan SFH	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Paribas Méditerranée Innovation & Technologies	モロッコ	連結	100%	96.7%		連結	100%	96.7%	
BNP Paribas Partners for Innovation (Group)	フランス	持分法	50.0%	50.0%		持分法	50.0%	50.0%	
BNP Paribas Public Sector SCF	フランス	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
BNP Paribas SB Re	ルクセンブルク	連結 (3)	100%	100%		連結 (3)	100%	100%	
Compagnie d'Investissements de Paris - C.I.P	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Financière BNP Paribas	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Financière du Marché Saint Honoré	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
GIE Groupement Auxiliaire de Moyens	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Le Sphinx Assurances Luxembourg SA	ルクセンブルク	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
Omnium de Gestion et de Développement Immobilier - OGD	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Plagefin - Placement, Gestion, Finance Holding SA	ルクセンブルク	連結	100%	65.9%	V1	連結	100%	53.4%	
Sagip	ベルギー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Société Auxiliaire de Construction Immobilière - SACI	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Société Orbaisienne de Participations	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
UCB Bail 2	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
UCB Entreprises	フランス	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
UCB Locabail Immobilier 2	フランス								S3
特別目的会社									
BNP Paribas Capital Trust LLC 6	米国				S1	連結	-	-	
BNP Paribas Capital Preferred LLC 6	米国				S1	連結	-	-	
BNP Paribas US Medium Term Notes Program LLC	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNP Paribas US Structured Medium Term Notes LLC	米国				S3	連結	-	-	
Klépierre									
Klépierre SA (Group)	フランス	持分法	21.8%	21.7%	V2	持分法	22.4%	22.3%	D3

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	
E1 当グループが定めている基準を上回った(注1.bを参照)	* 支配下にはあるが重要ではない、持分法に基づくより簡易連結している関連会社(注1.bを参照)
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算を含む)	その他
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
S3 基準を下回ったため範囲から除外された事業体(注1.bを参照)	D2 105社の建設/販売会社(不動産関連プログラム実施会社)。内、94社は全部連結会社で、11社は比例連結会社である。
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	D3 Klepierre Groupは、2012年3月14日までは当グループの完全子会社であったが、その後BNPパリバ・グループが持分の一部を売却したため、現時点では持分法により連結されている(注8.dを参照)。
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	D4 TEBグループは、これまで比例連結法を用いて連結されていたが、2013年12月31日以降は完全子会社となっている(注8.dを参照)。
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合の増加	
連結のプルデンシャル・スコープ	
(1) CRBF規則2000.03の第4.1条に従い、連結グループの範囲内で規制上の監視が行われるフランスの子会社	
(2) 連結のプルデンシャル・スコープから除外された会社	
(3) プルデンシャル目的で持分法に基づいて連結された会社	

注8.c 子会社の資本および利益剰余金に対する当グループの持分および少数株主持分の変動
子会社の資本に対する少数株主持分を変動させた内部再編

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日現在		2012年12月31日現在	
	親会社株主帰属	少数株主持分	親会社株主帰属	少数株主持分
同地域にあるBNPパリバ・フォルティスの支店からBNPパリバSAの支店への資産売却	-	-	(7)	7
BNPパリバSAによるBNPパリバ・フォルティスへの資産売却	78	(83)	-	-
グループ内での、BNPパリバSAからBGL BNPパリバへのBNPパリバ・リーシング・ソリューションの売却	-	-	18	(18)
その他	-	-	(3)	-
合計	78	(83)	8	(11)

子会社の資本に対する少数株主持分を変動させた追加持分の取得および持分の一部売却

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日現在		2012年12月31日現在	
	親会社株主帰属	少数株主持分	親会社株主帰属	少数株主持分
フォルティス				
BNPパリバSAは、この会社の資本に対する25%の少数株主持分を買収して、持分割合を99.93%へ引き上げた。	911	(4,161)		
その他				(4)
合計	911	(4,161)	-	(4)

少数株主持分の買戻に対する債務額

当グループは、一部事業体の取得に関連して、少数株主に対して自らの持分を所定の価格で売り付けるといった内容のプット・オプションを付与した。株主資本の減少として計上される、これらのコミットメントの総額は、2013年12月31日現在で773百万ユーロ（2012年12月31日現在は133百万ユーロ）である。当期における増加は、主に、注8.dに記載されている支配権取得の枠組みの中で生じたTEBの少数株主に対する債務の認識によるものである。

2012年9月19日に、Galeries Lafayetteが、LaSerに対する持分を、共同株主と交わしている契約の内容に従いBNPパリバ・パーソナル・ファイナンスへ売却するオプションを行使すると発表した。BNPパリバではこの決定の重要性を十分考慮している。現時点では、この売却の価格または時期はいずれも決定されていない。

注 8.d 企業結合と支配の喪失

2013年度に実現した取引

- TEB Holding

BNPパリバ・グループが、TEBを傘下に置く持株会社であるTEB Holdingに対する持分をColakoglu groupから購入する義務を負う根拠となる株主間の修正契約が2013年12月20日に交わされ、これをもってTEB Holdingは当グループの完全子会社となった。

これに伴う連結方法の変更により、当グループの当期純利益(損益勘定)に-2百万ユーロの影響が及んだ。TEB Holdingの持分取得に関連するのれんは、708百万トルコリラ(240百万ユーロ)である。

TEB Holdingの支配権取得により、当グループの貸借対照表残高は合計で59億ユーロ増加し、特に、「顧客貸出金および債権」は41億ユーロ、また「顧客預金」は35億ユーロ増加した。

Colakoglu Groupは、TEB Holdingに対する自らの持分をBNPパリバ・グループに対し市場価格で売却する選択権を有する。この選択権には、2014年4月1日以降に、Colakoglu Groupによる過去の保有期間中における最低価格である16億トルコリラで売却する権利が含まれる。

2012年度に実現した取引

- Klépierre

BNPパリバとSimon Property Groupは、2012年3月14日に、BNPパリバがKlépierreの株式資本の28.7%を売却することに関する契約を交わした。BNPパリバはこの売却により1,516百万ユーロの利益(売却後のBNPパリバの持分に起因する631百万ユーロの純利益を含む)を上げることができた。また長期性資産に係る純利益には、内部取引の再評価に伴う227百万ユーロの追加利益も認識した。この売却後におけるBNPパリバのKlépierreの株式資本の持分は22.7%となり、この持分は、2012年3月14日に、取引日現在の1株当たりの市場価格である26.93ユーロを元に1,134百万ユーロと評価した。

当グループは、持分法によるKlépierreの連結に伴い、損益計算書上に29百万ユーロの負ののれんを認識した。

またKlépierreの支配権喪失により、当グループの貸借対照表上の投資不動産の帳簿価額が、104億ユーロ減額した。

注 8.e 当グループの役員に対する報酬および給付

当グループの役員に対する報酬および給付についての方針、ならびに各役員に対する報酬等に関する詳細情報は、登録書類第2章「企業統治」に記載されている。

- ・ 当グループの役員に対する報酬および給付

	2013年12月31日 終了事業年度	2012年12月31日 終了事業年度
報酬総額(同期間における取締役報酬および現物給付を含む)		
－当年度の給付債務	7,512,792ユーロ	8,507,349ユーロ
－当年度の給付額	8,394,739ユーロ	6,616,370ユーロ
退職後給付		
退職ボーナス：給付債務の現在価値(給与税を除く)	652,156ユーロ	620,247ユーロ
付随的追加型団体年金制度：給付債務の現在価値合計	19.40百万ユーロ	19.01百万ユーロ
確定拠出年金制度：当事業年度における会社拠出額	2,037ユーロ	2,000ユーロ
福利厚生給付：当事業年度における会社の保険料支払額	24,184ユーロ	23,429ユーロ
株式報酬		
新株引受オプション		
－当年度中に付与されたストック・オプションの価値	N/A	N/A
－12月31日現在のオプション数	1,322,380	1,887,974
業績に応じた株式		
－当年度中に付与された株式の価値	N/A	N/A
－12月31日現在の株式数	9,330	13,470
長期的な報酬		
－付与日現在の公正価値(*)	1,595,319ユーロ	1,047,002ユーロ

(*) 注1.iに記載の手法に基づき算定された評価額。

- ・ 取締役会のメンバーへ支給された取締役報酬

2013年度に支給された取締役報酬は950,593ユーロ(2012年度は814,995ユーロ)であった。役員を除く取締役会のメンバー支給された金額は、860,742ユーロであった。

- ・ 従業員互選取締役に対する報酬および給付

(単位：ユーロ)	2013年12月31日 終了事業年度	2012年12月31日 終了事業年度
当年度中に給付された報酬の総額	81,636	114,370
取締役報酬(労働組合への支給額)	112,352	82,058
Garantie Vie Professionnelle Accidents給付および医療費補償 関連の制度に対しBNPパリバが当年度中に支払った保険料	1,831	1,833
BNPパリバが当年度中に確定拠出制度に拠出した額	720	738

・当グループの役員に与えられている貸出金、前払い金および保証金

2013年12月31日時点、間接的、直接的に当グループの役員、配偶者に与えられた未払い貸出金、総合計は、1,263,432ユーロ（2012年度は、2,700,091ユーロ）。これらは第三者間取引の基準に従い、通常取引として行われた。

注8.f その他の関連当事者

その他のBNPパリバ・グループの関連当事者とは、連結会社(持分法により連結する事業体を含む)およびグループ従業員に提供する退職後給付制度を運営する事業体(複数雇用主および複数産業スキームを除く)である。

BNPパリバ・グループと関連当事者間の取引は、第三者間取引の基準に基づき行われている。

連結会社間の関係

BNPパリバ・グループの連結会社の明細表は注8.b「連結の範囲」に示されている。全部連結事業体間の取引および期末残高については連結財務諸表から消去している。下記の表に、BNPパリバが共同支配する会社(比例連結法で計上)と関係のある、連結財務書類から消去しない連結会社間取引を示している。また下記の表には、持分法で計上している関連会社との取引および残高も示している。

・関連当事者の貸借対照表項目：

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日現在		2012年12月31日現在	
	比例連結で 会計処理される 連結事業体	持分法で 会計処理される 連結事業体	比例連結で 会計処理される 連結事業体	持分法で 会計処理される 連結事業体
資産				
貸出金、前渡金および有価証券				
要求払預金	11	47	53	130
貸出金	3,572	1,685	3,969	1,827
有価証券	5	－	319	16
ファイナンス・リース	－	－	－	－
ポートフォリオ内のトレーディング目的 以外で保有する有価証券	431	1	459	2
その他の資産	13	58	6	128
合計	4,032	1,791	4,806	2,103
負債				
預金				
要求払預金	60	512	25	726
その他の借入金	311	2,525	121	1,861
負債証券	62	－	66	－
その他の負債	2	60	8	40
合計	435	3,097	220	2,627

融資コミットメントおよび保証コミットメント				
供与した融資コミットメント	41	2,027	100	2,523
供与した保証コミットメント	131	3	189	102
合計	172	2,030	289	2,625

当グループは、関連当事者との間で、デリバティブ(スワップ、オプションおよび先物など)ならびに
関連当事者が購入するか引き受け、かつ発行する金融商品(株式、債券など)を伴う取引も行っている。

- ・ 関連当事者の損益計算書項目：

(単位：百万ユーロ)	2013年12月31日終了事業年度		2012年12月31日終了事業年度	
	比例連結で 会計処理される 連結事業体	持分法で 会計処理される 連結事業体	比例連結で 会計処理される 連結事業体	持分法で 会計処理される 連結事業体
受取利息	105	106	134	146
支払利息	(1)	(37)	(4)	(28)
受取手数料	13	382	18	351
支払手数料	(37)	(12)	(57)	(15)
提供したサービス	1	2	1	34
受けたサービス	-	8	-	(63)
リース収益	2	6	2	6
合計	83	455	94	431

グループ従業員に提供する退職後給付制度を運営する事業体

ベルギーでは、BNPパリバ・グループが25%の株式持分を有するAG Insuranceが管理するいくつかの年金制度に対し、BNPパリバ・フォルティスが資金を拠出している。

海外では、退職後給付制度は通常、外部の運用会社や外部の保険会社が運用し、特にBNP Paribas Asset Management、BNP Paribas Cardif、Bank of the WestおよびFirst Hawaiian Bankを中心とするグループ会社が運用を行う。スイスでは、専門基金がBNP Paribas Switzerlandの従業員に対する年金制度を管理する。

2013年12月31日現在、グループ会社または当グループが重要な影響力を行使している会社が管理する制度資産の価値は3,476百万ユーロ（2012年12月31日現在は3,420百万ユーロ）であった。2013年度にグループ会社が提供したサービスに関連して受領した金額は合計4百万ユーロ（2012年度は4百万ユーロ）であり、主に運用・保管手数料であった。

注 8.g 期日別貸借対照表

以下の表は、契約期日別の貸借対照表の内訳を示したものである。トレーディング・ポートフォリオ内の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債の契約期日は、契約期日到来前に売却または償還する目的の商品である場合には、「不確定」とみなされている。売却可能として分類された変動利付金融資産、デリバティブ・ヘッジ商品、金利リスクヘッジポートフォリオの再測定による調整および永久劣後債の期日もまた「不確定」とみなされている。保険会社の責任準備金の大半が要求払預金とされるため、この表には表示されていない。

2013年12月31日現在 (単位：百万ユーロ)	期日 不確定	翌日物 または 要求払	1ヶ月以下 (翌日物を 除く)	1ヶ月超 3ヶ月以下	3ヶ月超 1年以下	1年超 5年以下	5年超	合計
現金および中央銀行預け金		101,066						101,066
純損益を通じて公正価値で測定する 金融資産	671,687							671,687
ヘッジ目的デリバティブ	8,426							8,426
売却可能金融資産	17,283		12,627	11,003	13,908	58,783	89,809	203,413
金融機関貸出金および債権	23	14,792	10,499	6,372	5,515	4,966	8,320	50,487
顧客貸出金および債権	-	51,285	47,560	50,229	73,107	191,812	203,168	617,161
金利リスクヘッジポートフォリオの 再測定による調整	3,657							3,657
満期保有目的金融資産			-	229	888	4,549	4,215	9,881
期日別金融資産	701,076	167,143	70,686	67,833	93,418	260,110	305,512	1,665,778
中央銀行預金		661						661
純損益を通じて公正価値で測定する 金融負債	564,960		296	1,781	7,542	23,224	10,344	608,147
ヘッジ目的デリバティブ	12,289							12,289
金融機関預金		14,914	21,229	18,130	9,155	20,007	1,586	85,021
顧客預金		357,409	106,414	35,444	25,550	22,864	10,222	557,903
負債証券			14,979	43,686	49,236	46,675	28,931	183,507
劣後債	1,722		68	585	714	7,002	1,937	12,028
金利リスクヘッジポートフォリオの 再測定による調整	924							924
期日別金融負債	579,895	372,984	142,986	99,626	92,197	119,772	53,020	1,460,480

2012年12月31日現在 (単位：百万ユーロ)	期日 不確定	翌日物 または 要求払	1ヶ月以下 (翌日物を 除く)	1ヶ月超 3ヶ月以下	3ヶ月超 1年以下	1年超 5年以下	5年超	合計
現金および中央銀行預け金		103,190						103,190
純損益を通じて公正価値で測定する 金融資産	763,799							763,799
ヘッジ目的デリバティブ	14,267							14,267
売却可能金融資産	17,093		6,447	10,578	18,513	56,530	83,345	192,506
金融機関貸出金および債権	26	10,414	7,387	3,013	3,848	6,413	9,305	40,406
顧客貸出金および債権	-	49,195	47,927	58,766	74,957	190,107	209,568	630,520
金利リスクヘッジポートフォリオの 再測定による調整	5,836							5,836
満期保有目的金融資産			-	264	436	5,019	4,565	10,284
期日別金融資産	801,021	162,799	61,761	72,621	97,754	258,069	306,783	1,760,808
中央銀行預金		1,532						1,532
純損益を通じて公正価値で測定する 金融負債	661,995		353	1,585	5,356	24,842	9,492	703,623
ヘッジ目的デリバティブ	17,286							17,286
金融機関預金		15,324	20,525	18,603	5,669	48,928	2,686	111,735
顧客預金		329,327	106,448	32,939	26,079	29,456	15,264	539,513
負債証券			19,618	33,295	47,581	49,769	22,935	173,198
劣後債	2,605		32	452	1,156	8,204	2,774	15,223
金利リスクヘッジポートフォリオの 再測定による調整	2,067							2,067
期日別金融負債	683,953	346,183	146,976	86,874	85,841	161,199	53,151	1,564,177

供与した融資および保証のコミットメントの大部分は一覧払いで利用可能なもので、2013年12月31日現在の額はそれぞれ211,535百万ユーロおよび92,294百万ユーロ（2012年12月31日現在はそれぞれ264,284百万ユーロおよび91,689百万ユーロ）である。

注8.h 償却原価で計上されている金融商品の公正価値

この注記に記載されている情報の利用および解釈にあたっては、以下の理由により慎重を期さなければならない。

- － これらの公正価値は2013年12月31日現在の関連商品の価値の見積もりである。当該公正価値は、金利や契約相手先の信用度といった様々なパラメーターの変更により、日々変動する。特に、当該商品の満期到来時における実際の受領額または支払額と大幅に異なる場合がある。多くの場合、公正価値は直ちに実現することを意図されているのではなく、また実際に直ちに実現しない可能性がある。従って、継続企業としてのBNPパリバにとって、公正価値は当該商品の実際の価値を反映するものではない。
- － これらの公正価値のほとんどは重要な意味を持たないため、これらの商品を利用する商業銀行業務の管理において考慮されていない。
- － 取得原価で計上されている金融商品の公正価値の見積もりには、多くの場合、銀行により異なるモデリング技法、仮説および仮定が必要となる。これはすなわち、様々な銀行により開示されている取

得原価で計上されている金融商品の公正価値を比較しても意味がない場合があることを意味している。

- ー 以下に記載されている公正価値は、非金融商品(有形固定資産、のれん、ならびに要求払預金ポートフォリオや顧客関係に帰属する価値などのその他の無形固定資産)の公正価値は含んでいない。従って、これらの公正価値を、当該商品のBNPパリバ・グループ全体の評価に対する実際の寄与額とみなすべきではない。

(単位：百万ユーロ)	見積公正価値2013年12月31日現在				2013年12月31日	2012年12月31日現	2012年12月31日
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	現在帳簿価額	在見積公正価値	現在帳簿価額
金融資産							
金融機関貸出金および債権 (注5. f)	-	50,290	109	50,399	50,487	40,349	40,406
顧客貸出金および債権 (注5. g) ⁽¹⁾	3,655	41,587	557,833	603,075	591,962	608,252	603,524
満期保有目的金融資産 (注5. j)	10,861	130	75	11,066	9,881	11,583	10,284
金融負債							
金融機関預金(注5. f)	-	85,090	-	85,090	85,021	112,599	111,735
顧客預金(注5. g)	-	558,714	-	558,714	557,903	540,982	539,513
負債証券(注5. i)	69,096	116,091	-	185,187	183,507	176,466	173,198
劣後債(注5. i)	3,774	7,672	-	11,446	12,028	14,862	15,223

(1) フィナンスリースは除く

BNPパリバが使用する評価技法および仮定は、金融資産および負債の公正価値を当グループ全体で一貫して測定できることを確実にするものである。公正価値は、利用可能な場合には活発な市場で取引される価格に基づいている。そうでない場合には、貸出金、負債および満期保有目的金融資産の見積将来キャッシュ・フローの割引といった評価技法、あるいは注1「BNPパリバ・グループが適用している重要な会計方針の要約」に記載されているその他の金融商品に関する特定の評価モデルを用いて、公正価値を決定する。公正価値ヒエラルキーレベルに関する説明は、会計原則（注1. c. 10）にも記載してある。当初の満期が1年未満(要求払預金を含む)あるいは変動金利条件に基づく貸出金、負債および満期保有目的金融資産の場合、公正価値は帳簿価額と一致する。もしくは、ほとんどの規制貯蓄商品の場合も同様である。これらの金融商品は、レベル3に分類される顧客への貸出を除きレベル2に分類される。

注 8. i 偶発債務：法的手続および仲裁

BNPパリバSAの子会社であるBNP Paribas El Djazairを含むアルジェリアの銀行および国際銀行数行に対し、国際貿易の融資申請処理に関する管理上の錯誤についての訴訟が提起されている。BNP Paribas

El Djazairは、これまで7つの事案で外国為替規則に違反しているとの告発をアルジェリアの裁判所で受けてきた。BNP Paribas El Djazairは、下級裁判所からおよそ200百万ユーロの罰金支払を命じられた。これら訴訟の内、罰金額が最大(150百万ユーロ)の訴訟を含む3件は、その後の上訴によって判決が覆された。その他2件の上訴審では、合計52百万ユーロの罰金額を支持している。いずれの判決も破毀院へ上訴され、アルジェリア法に基づく上訴審の結果が出るまでは、判決の執行が猶予されている。BNP Paribas El Djazairは、実際の損害を一切被っていない政府当局に対する誠実な姿勢を認識してもらうべく、アルジェリアの裁判所で自らの立場を今後とも精力的に弁護していく所存である。

2008年6月27日、イラク共和国は、石油・食料交換(以下「OFF」という。)プログラムに参加している約90の国際企業と、国際連合に代わりOFFプログラム用のアカウントを保有しているBNPパリバを被告とする訴訟をニューヨークにて提起した。訴状では、特に、被告が共謀してOFFプログラムを悪用したため、100億米ドル超の食料、医薬品、および人道支援物資がイラク国民から奪われたという主張がされていた。当該訴状はまた、BNPパリバが、同行や国際連合を拘束する銀行業務契約に基づく忠実義務および約定義務を果たしていない旨も主張していた。当該訴状は、損害賠償を受けられる場合に実損額の3倍相当額を請求することを許している、米国の威力脅迫及び腐敗組織に関する連邦法(以下「RICO法」という。)に基づき訴えを起こしていた。BNPパリバを含む被告は、多くの異なる法的根拠をもとに当該訴え全般の棄却を求めるための活動を開始した。2013年2月6日に、米国ニューヨーク州南部地区地方裁判所が原告の訴えを退けた(すなわち、原告は修正訴状の再提出機会を有さない)。2013年2月15日、イラク共和国は米国第二巡回控訴連邦裁判所に審判請求書を提出した。

当行と特定の子会社は、バーナード・L・マドフ証券投資有限責任会社(以下「BLMIS」という。)の清算のために任命された破産管財人が提起した、米国ニューヨーク州南部地区破産裁判所にて係争中のいくつかの訴訟の被告となっている。「資金回収請求」訴訟として知られているこれらの訴訟は、BLMISの破産管財人が複数の金融機関に対し提起している訴訟と同様の訴訟で、BNPパリバの関連会社が、BLMISから直接またはBNPパリバの関連会社が受益者であるBLMIS関連の「フィーダー・ファンド」を通じて間接的に引き出した投資元金を超える資金の回収を目的とする訴訟である。BLMISの破産管財人は、BNPパリバの関連会社が引き出したこれらの資金は引き出す必要のなかった資金であり、米国連邦破産法とニューヨーク州法に基づき管財人が回収できる資金であると主張している。管財人がこれらの訴訟を通じて回収したい総額はおおよそ13億米ドルである。BNPパリバは、これらの訴訟において十分な根拠に基づく説得力のある抗弁を行えるだけの情報を持っているため、必要な抗弁を積極的に行っていく予定である。

フォルティス・グループ(現Ageas)の再編については、もはやBNPパリバ・フォルティスが当事者となることはないような様々な法的紛争や審理が進行中で、BNPパリバ・フォルティスがBNPパリバ・グループの一員となる前に生じた事象についても様々な法的紛争や審理が進行している。これらの法的紛争の中には、ABNアムロ銀行の買収に関連して2007年10月に完了したフォルティス(現Ageas)の増資と、Ageasによるその後のサブプライム関連エクスポージャーの公表を訴因として、株主から成る原告団が、オランダおよびベルギーにて、(特に)AgeasおよびBNPパリバ・フォルティスに対して提起した訴訟があるが、当行は、これらの法的手続においても積極的に自らの抗弁を主張している。後に裁判所は、Ageasはその公表の管理不行き届きについて責任を負う必要があると判断した。前述の訴訟または審理の結果が、BNPパリバ・フォルティスに影響を及ぼす可能性については無視できない。

上記以外には、当行が把握している、当行および／または当グループの財政状態または収益性に深刻な影響を及ぼす可能性があるか、過去12ヶ月の間に深刻な影響を及ぼした、いかなる行政手続、法的手続、または仲裁手続も存在しない。

注 8. j 法定監査人に支払われた報酬

2013年度 税抜の額(単位：千ユーロ)	デロイト		プライスウォーター ハウスクーパー		マザー		合計	
	合計	%	合計	%	合計	%	合計	%
監査								
次を含む法定監査および契約監査：								
発行体	3,255	22%	3,580	19%	1,609	16%	8,444	19%
連結子会社	8,237	54%	9,815	52%	7,983	78%	26,035	58%
次を含む法定監査契約に直接関連するその他のレビューおよびサービス：								
発行体	271	0%	1,908	10%	146	1%	2,325	5%
連結子会社	1,195	8%	1,960	10%	267	3%	3,422	8%
小計	12,958	84%	17,263	91%	10,005	98%	40,226	90%
監査法人のメンバーファームが全部または比例連結子会社に提供するその他のサービス								
税務および法務	24	0%	61	0%	7	0%	92	0%
その他	2,328	16%	1,652	9%	158	2%	4,138	10%
小計	2,352	16%	1,713	9%	165	2%	4,230	10%
合計	15,310	100%	18,976	100%	10,170	100%	44,456	100%

2012年度 税抜の額(単位：千ユーロ)	デロイト		プライスウォーター ハウスクーパー		マザー		合計	
	合計	%	合計	%	合計	%	合計	%
監査								
次を含む法定監査および契約監査：								
発行体	3,242	20%	3,359	19%	1,539	16%	8,140	18%
連結子会社	8,801	55%	9,391	54%	7,393	79%	25,585	60%
次を含む法定監査契約に直接関連するその他のレビューおよびサービス：								
発行体	1	0%	564	3%	93	1%	658	2%
連結子会社	1,472	9%	2,920	17%	227	2%	4,619	11%
小計	13,516	84%	16,234	93%	9,252	99%	39,002	91%
監査法人のメンバーファームが全部または比例連結子会社に提供するその他のサービス								
税務および法務	97	0%	77	0%	–	0%	174	0%
その他	2,518	16%	1,183	7%	77	1%	3,778	9%
小計	2,615	16%	1,260	7%	77	1%	3,952	9%
合計	16,131	100%	17,494	100%	9,329	100%	42,954	100%

BNPパリバSAの連結財務書類および個別財務書類を証明する上記の表に記載の監査法人のメンバーファームではない監査人に支払われた監査報酬は、2013年度は1,488千ユーロ（2012年度は1,613千ユーロ）であった。

監査業務と直接関連するその他の作業およびサービスには、顧客(特に証券管理事業および資産運用を展開している会社)に対するサービスの一環として行われる、金融取引に関する作業、当グループによる会計処理に関する基準および統制の実施アプローチに関する意見提示、関連会社による規制の遵守状況のレビュー、ならびに国際基準(ISAE第3402号など)との比較による内部統制の品質のレビューが含まれる。

下記は、2014 年 4 月 30 日にビー・エヌ・ピー・パリバにより発表された 2014 年 3 月 31 日現在の決算に関するプレス・リリースである。

2014 年度第 1 四半期決算報告書

プレスリリース
2014 年 4 月 30 日、パリ発

リテールバンキングおよびインベストメント・ソリューションズの営業収益が成長*

CIB の営業収益は株式およびアドバイザリー業務の好調で底堅く推移
事業部門の営業収益合計：2013 年度第 1 四半期比 **0.2%減***

コスト抑制を継続

2014-2016 年度事業開発計画を始動

事業部門の営業費用合計：2013 年度第 1 四半期比 **1.8%増***

リスク費用は当四半期に増加

リスク費用：2013 年度第 1 四半期比 **11.6%増***

(東欧関連の特別引当金を除く)

高い自己資本比率

バーゼル 3 基準全面適用のエクイティ **Tier1** 比率：10.6%

流動性準備金は極めて潤沢

2014 年 3 月 31 日現在 2640 億ユーロ

リテールバンキングの預金残高は成長を持続

2013 年度第 1 四半期比 5.4%増*

株主帰属純利益

17 億ユーロ (2013 年度第 1 四半期比 5.2%増)

事業開発計画の実施開始

* 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

株主帰属純利益は堅調推移で 17 億ユーロを達成、また 2014-2016 年度事業開発計画の実施開始	2
リテールバンキング事業	3
インベストメント・ソリューションズ事業	8
コーポレートバンキング・投資銀行 (CIB) 事業	9
米国による経済制裁の対象となる主体との米ドル決済に関わる協議	10
財務構造	11
連結損益計算書	12
TEB について持分法から全部連結への変更によるグループの 2013 年度第 1 四半期業績への影響	12
2014 年度第 1 四半期 - コア事業部門別業績	13
連結四半期業績の推移	14
連結貸借対照表 - 2014 年 3 月 31 日現在	22

本プレゼンテーションに含まれる数値は、未監査の数値です。2014 年 3 月 14 日に、BNP パリバは、2013 年度の四半期決算に関わる修正を発表しました。かかる修正には次の 4 点が特に反映されています。(i) IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、および IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」、ならびに改訂 IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」を適用しました。なお、IFRS 第 11 号の適用により、グループの 2013 年度株主帰属純利益に対して、1400 万ユーロの押し下げ効果が生じています。(ii) 中期事業計画を念頭に置き、2014 年 1 月 1 日をもって、特定の業務および業績が、グループ内部で移管あるいは振替えられました。(iii) バーゼル 3 基準の適用により、部門別および業務ライン別の配賦資本の修正がなされました。(iv) 流動性に関わるコストを事業部門へ賦課する慣行を、流動性カバレッジ比率 (LCR) のアプローチに沿うように調整しました。さらに、今後の 2014 年度決算報告との比較可能性を確保するために、TEB (トルコ・エコノミ・バンク) グループに対して 2013 年度を通して全部連結を適用していたとみなす、2013 年度の見積財務諸表が作成されています。これら修正後の決算報告において、2013 年度に関わる数値は、あたかも取引が 2013 年 1 月 1 日に実行されたかのように表示されています。本プレゼンテーションは、修正された 2013 年度の四半期数値に基づいています。

本プレゼンテーションには、将来の事象に関する現在の見解および見通しに基づいた予測的な記述が含まれています。予測的な記述には、財務上の予測や見積りおよびその基礎となる仮定、将来の事象、事業活動、商品およびサービスに関連する計画、目標および見通しに関する記述、ならびに将来の業績およびシナジーに関する記述があります。予測的な記述は将来の業績を保証するものではなく、BNP パリバとその子会社および出資先企業にまつわる固有リスク、不確実性および仮定によって左右されるものです。さらには、BNP パリバとその子会社の事業展開、銀行業界のトレンド、将来の設備投資および買収、グローバルもしくは BNP パリバの主要地域市場における経済状況の変化、市場競争ならびに規制といった要因にも左右されます。これらの事象はいずれも不確実なものであり、現在の見通しとは異なる結果と、ひいては現在の見通しとは大きく異なる業績をもたらす可能性があります。実際の業績は、予測的な記述において見積りまたは示唆されたものとは大きく異なる可能性があります。本プレゼンテーションに含まれるいかなる予測的な記述も本プレゼンテーション発行日現在の予測であり、BNP パリバは、新たな情報や将来の事象によって、予測的な記述を公に修正もしくは更新する責任を負いません。

本プレゼンテーションに含まれる BNP パリバ以外の第三者に関わる情報もしくは外部の情報源から入手した情報は、その真実たることを独立に確認したものではありません。ここに記載の情報や意見に関して、表示または保証を表現あるいは示唆してはならず、またその公正性、正確性、完全性または正当性に関しては確実なものではありません。BNP パリバもしくはその代表者ともに、いかなる過失に対しても責任を負わず、また本プレゼンテーションあるいはその内容の使用により生ずる、もしくは本プレゼンテーションやここに記載の情報や資料に関連して生じる、いかなる損失に対しても責任を負いません。

2014 年 4 月 29 日に BNP パリバ取締役会が開催され、ボードゥアン・プロ会長が議長を務めるなか、当グループの 2014 年度第 1 四半期の業績が検討されました。

株主帰属純利益は堅調推移で 17 億ユーロを達成、また 2014-2016 年度事業開発計画の実施開始

欧州景気が依然として活気を欠くなかにあっても、グループは当四半期に底堅い収益を上げました。

営業収益は 99 億 1300 万ユーロとなり、2013 年度第 1 四半期と比べて 0.6%減少しました。当四半期の営業収益には、純額で+2 億 3700 万ユーロに上る 2 つの一時項目が含まれていました。内訳は、投資先企業に対する持分売却による一時項目としてのキャピタルゲインが+3 億 100 万ユーロ計上されたのに対し、自己負債の再評価に関わる修正額（OCA : Own Credit Adjustment）およびデリバティブに関わる債務価値調整額（DVA : Debit Value Adjustment）が合計で-6400 万ユーロ計上されました。前年同期には、営業収益の一時項目が合計で +1 億 4900 万ユーロ計上されていました。

事業部門合計の営業収益は、2013 年度第 1 四半期からほぼ横ばいでした（-0.2%¹）。これを事業部門別にみると、リテールバンキング事業²で+0.8%¹、インベストメント・ソリューションズ事業で+2.7%¹、そしてコーポレートバンキング・投資銀行事業では底堅く推移し-3.7%¹となりました。

営業費用は当四半期に 63 億 8200 万ユーロとなり、前年同期から 1.4%減少しました。当四半期の営業費用には、Simple & Efficient 計画に関わる一過性の変革費用 1 億 4200 万ユーロが影響しています（前年同期には 1 億 5500 万ユーロを計上）。事業部門合計の営業費用は前年同期と比べて 1.8%¹増加しましたが、これは継続的なコスト抑制努力が奏功した一方で、2014-2016 年度事業開発計画の実施が負担となったことを反映しています。これを事業部門別にみると、リテールバンキング事業²では 1.2%¹の増加、インベストメント・ソリューションズ事業では 2.3%¹の増加、CIB 事業では 2.8%¹の増加でした。

営業総利益は、当四半期に前年同期比 0.8%増加し 35 億 3100 万ユーロとなりました。なお、事業部門合計では、前年同期比 3.6%¹の減少となりました。

グループのリスク費用は、当四半期に前年同期から 1 億 7300 万ユーロ増加し、10 億 8400 万ユーロとなりました（融資残高の 68bp に相当）。増加の主要因として、東欧で発生した非常事態に起因するポートフォリオの引当金 1 億ユーロに加え、イタリアの経済環境が依然として厳しいことから不良債権引当金を積み増したことが挙げられます。

その結果、当四半期の税引前利益は 25 億 4700 万ユーロとなり、前年同期と比べて 3.7%減少しました。

2013 年度第 4 四半期に BNP パリバ・フォルティスに対するベルギー政府の持分を取得したことが主に影響し、少数株主持分が 1 億 5600 万ユーロ減少したことから、BNP パリバの株主帰属純利益は 16 億 6800 万ユーロに上り、2013 年度第 1 四半期と比べて 5.2%の増益を果しました。一時項目は、2013 年度第 1 四半期同様、当四半期においても純利益に影響しませんでした。自己資本利益率は年率換算後で 7.2%となりました。また、当四半期の 1 株当たり純利益は 1.30 ユーロとなりました。

BNP パリバ・グループは盤石なバランスシートを有しています。自己資本比率は極めて高水準にあり、バーゼル 3 基準全面適用によるエクイティ Tier 1 比率³は 10.6%に達しています。また、バーゼル 3 基準全面適用のレバレッジ比率³は 3.7%⁴に上っています。さらに、グループの即時利用可能な余剰資金は、2014 年 3 月末現在で 2640 億ユーロに上りましたが（対して、2013 年 12 月末現在は 2470 億ユーロ）、これは短期資金調達との関係で 1 年以上の余裕があることを意味します。

¹ 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

² 国内市場部門、バンクウエストおよび TEB のプライベート・バンキングの 100%を含み、PEL/CEL の影響を除く。

³ 経過措置なしで全ての資本要求指令 4（CRD4）を考慮し算定した比率。

⁴ 今後 Tier 1 資本として算入不能になる項目を、算入可能な項目に置き換えて算定。

*
* *

リテールバンキング事業

国内市場部門

国内市場部門の預金残高は、当四半期に前年同期比 5.0%増加しましたが、なかでもフランス、ベルギーおよびドイツのコータル・コンソールが好調な伸びを示しました。融資残高は、借入需要が低迷し当四半期に 1.0%減少しました。国内市場部門の販売およびマーケティング活動は、フランス、イタリアおよびベルギーのプライベート・バンキングで旺盛な資金流入があったことに反映されています（運用資産残高は前年同期と比べて 8%増加）。

営業収益¹は 39 億 2900 万ユーロに上り、2013 年度第 1 四半期から 1.7%の増収となりました。これにはオフバランス貯蓄商品、プライベート・バンキング、およびアルバルの好業績が貢献しました。営業費用¹は当四半期に 24 億 2500 万ユーロとなり、前年同期比+0.4%の微増に留まったことから、国内市場部門で 1.3 ポイントの正のジョーズ効果が生み出されました。これを受け、営業収益対コスト比率¹がフランス、イタリアおよびベルギーで改善し、国内市場部門全体では 61.7%¹となりました（前年同期から 0.9 ポイントの改善）。

営業総利益¹は当四半期に 15 億 400 万ユーロとなり、前年同期と比べて 4.0%増加しました。

以上から、イタリアにおけるリスク費用の上昇を考慮し、またプライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 を、国内市場部門からインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、当四半期の税引前利益²は 8 億 7500 万ユーロとなり、2013 年度第 1 四半期と比べて 11.4%の減益でした。

フランス国内リテールバンキング（FRB）

フランス国内リテールバンキング（FRB）部門による事業活動の成果は、預金の好調な伸びに反映され、とりわけ当座預金が牽引し、2013 年度第 1 四半期から 5.8%の増加を果たしました。一方、融資残高は、借入需要が引き続き低迷したため、前年同期から 1.7%減少しました。ファクタリング業務は、当四半期に債権残高が 10.8%増加したように、好業績を上げました。また、「2016 年 BNP パリバ起業家」計画は順調なスタートを切り、9,800 に上る中小零細企業（VSE/SME）が、当四半期に短期資金調達ニーズの支援を受けました。さらに、新たに導入された Life Contingencies（生存給付金付保険）の成約件数が、2013 年 6 月以来の累計で 103,000 件に上る成功を収めています。

営業収益³は当四半期に 17 億 1200 万ユーロとなり、2013 年度第 1 四半期と比べて 0.5%の増収でした。純利息収入は、当座預金の伸びにより 0.5%増加しました。また、手数料収入は、規制変更⁴の影響を受けて特定の処理に関わる手数料が減少したにも関わらず、プライベート・バンキングおよびキャッシュマネジメントの健闘により 0.6%増加しました。

業務効率性が引き続き改善したおかげで、当四半期の営業費用³は前年同期比 0.6%減少し、営業収益対コスト比率³は 0.7 ポイントの改善により 63.0%へと低下しました。

これを受けて、営業総利益³は当四半期に 6 億 3400 万ユーロに上り、前年同期比 2.4%増加しました。

¹ フランス（PEL/CEL の影響を除く）、イタリア、ベルギーおよびルクセンブルクの国内プライベート・バンキングの 100%を含む。

² PEL/CEL の影響を除く。

³ PEL/CEL の影響を除き、プライベート・バンキングの 100%を含む。

⁴ 特定の仲介手数料（*commissions d'intervention*）に対し、2014 年 1 月 1 日から上限規制が課された（銀行法）。

リスク費用¹は融資残高の 30bp 相当で依然として低い水準でしたが、それでも特定の貸出債権による影響を受けて、前年同期と比べて 2900 万ユーロ増加しました。

以上から、フランス国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、FRB の税引前利益²は当四半期に 4 億 8700 万ユーロとなり、前年同期比 3.9% の減益でした。

BNL バンカ・コメルシアーレ (BNL bc)

当四半期に、BNL バンカ・コメルシアーレ (BNL bc) の預金残高は、2013 年度第 1 四半期から 2.7% 減少しました。法人顧客セグメントの預金残高の減少を、個人顧客の当座預金の増加が一部補いました。一方、融資残高は、法人および小規模事業者の顧客セグメントで借入需要が低迷し、前年同期から 3.1% 減少しました。BNL bc はまた、引き続きプライベート・バンキング業務の開発に注力した結果、運用資産残高が前年同期から 20% 増加しました。

当四半期の営業収益³は前年同期比+0.1%と若干の伸びを示し、8 億 1900 万ユーロとなりました。純利息収入は、融資残高の減少によるマイナス影響を、預金の構造変化によるプラス効果が上回ったことから、穏やかな増加を果たしました。手数料収入は、オフバランス貯蓄商品が好調であったものの、融資に関わる手数料の減少で、僅かに減少しました。

営業費用³は、コスト削減努力が奏功し、とりわけ IT システムの強化や不動産の合理化が貢献しましたが、当四半期に 4 億 3200 万ユーロとなり、前年同期と比べて 1.4% 減少しました。その結果、営業収益対コスト比率³は 0.8 ポイント改善し、52.7% となりました。

営業総利益³は 3 億 8700 万ユーロに上り、前年同期と比べて 1.8% の増加を果たしました。

リスク費用³は、当四半期に融資残高の 185bp 相当となり、前年同期から 23.0% 増加しました (2013 年度第 4 四半期からは+11.3%)。イタリアでの厳しい経済環境がこれに影響を及ぼしました。

従って、BNL bc は、引き続きビジネスモデルを経済環境に適応させる努力をしました。以上から、イタリア国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、BNL bc の税引前利益は当四半期に 1600 万ユーロとなり、2013 年度第 1 四半期と比べて 79.7% の減益となりました。

ベルギー国内リテールバンキング (BRB)

ベルギー国内リテールバンキング (BRB) は、当四半期も活発な販売およびマーケティング活動を展開しました。預金残高は 2013 年度第 1 四半期から 6.0% 増加しましたが、とりわけ当座預金および普通預金の高い伸びがこれに貢献しました。融資残高は、当四半期に 1.5%⁴ 増加しましたが、特に個人向け貸出が伸びたことに加え、中小企業 (SME) 向け融資が底堅く推移したことが寄与しました。BRB はまた、プライベート・バンキング業務の開発を継続した結果、運用資産残高は 2013 年度第 1 四半期と比べて 6% 増加しました。

¹ PEL/CEL の影響を除き、プライベート・バンキングの 100%を含む。

² PEL/CEL の影響を除く。

³ イタリア国内プライベート・バンキングの 100%を含む。

⁴ 連結範囲変更による影響を除く。

当四半期の営業収益¹は前年同期と比べて3.1%²増加し、8億4100万ユーロに上りました。純利息収入は、主に融資の伸びが貢献し増加しました。手数料収入は、特に保険商品および金融手数料が好調で、これも増加しました。

営業費用¹は、システミックリスク税が引き上げられたことから、前年同期と比べて1.7%²増加しました。この影響を除けば営業費用は安定推移したことになりますが、これには支店網や全社的な従業員による新たな環境への適応が貢献していました。営業収益対コスト比率は1ポイント低下し、71.6%へと改善しました。これを受けて、営業総利益¹は2億3900万ユーロに上り、前年同期と比べて6.6%²の増加を果たしました。

当四半期もリスク費用¹は低い水準に留まり、融資残高の23bp相当となりました。なお、2013年度第1四半期からは13bpの上昇でしたが、前年同期のリスク費用は特に低い水準であったことが影響しています。以上から、ベルギー国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、BRBの税引前利益は1億7100万ユーロとなり、前年同期比9.4%²の減益でした。

ルクセンブルク国内リテールバンキング： 融資残高は、住宅ローンの高い伸びに支えられて、前年同期から0.8%増加しました。預金残高は1.7%減少しましたが、その背景には、キャッシュマネジメント業務の開発に伴い法人顧客セグメントで高い資金流入があったおかげで、定期預金の減少を一部相殺したことがありました。

個人投資家部門： 当四半期に運用資産残高は、2013年度第1四半期と比べて8.9%増加し、また、仲介業務が金融市場回復の恩恵を受けました。預金残高は、順調な新規顧客の獲得に加え、ドイツでのHello bank!の展開を受けて、前年同期比+21.5%の大幅増を果たしました。

アルバル： 当四半期のアルバルの業績は、発注件数およびフリート車両の増加（前年同期比+0.2%³）で、好調に推移しました。連結ベースのリース資産残高は、前年同期から1.1%³増加しました。営業収益は、引き続き中古車価格の上昇に支えられて、前年同期と比べて大幅増となりました。確かなコスト管理のおかげで、営業収益対コスト比率は、前年同期から著しく改善しました。

リーシング・ソリューションズ： リース資産残高は、ノンコア資産の継続的な削減に関わらず、当四半期に1.3%³増加しました。営業収益は、リース資産の増加に伴い増収となり、また、確かなコスト管理のおかげで営業収益対コスト比率が改善しました。リスク費用は、イタリアのノンコア資産の影響で、当四半期に大幅増となりました。

全体では、これら4つの業務部門による国内市場部門の税引前利益への貢献は、ルクセンブルク国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、当四半期に前年同期比5.6%減少し、2億100万ユーロとなりました。

*
* *

欧州・地中海沿岸諸国

欧州・地中海沿岸諸国は、当四半期に積極的な販売およびマーケティング活動を展開しましたが、いくつかの事象の影響を受けました。預金残高はほとんどの国で伸びを示し、当四半期に前年同期比11.8%³の増加を果たしました。融資残高は、前年同期から11.4%³増加しました。販売およびマーケティング活動の成果

¹ ベルギー国内プライベート・バンキングの100%を含む。

² 連結範囲変更による影響を除く。

³ 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

はまた、キャッシュマネジメント業務およびプライベート・バンキング業務の発展にも現われています。特にトルコでは、運用資産残高が 2013 年度第 1 四半期の水準から 25%¹ 増加し、31 億ユーロに上りました。

営業収益²は、当四半期に 4 億 5100 万ユーロとなり、前年同期と比べて 2.2%¹ の減収でした。なお、トルコで当座借越しの課金に関する新規制が導入され、またアルジェリアでは為替手数料に関する規制が 2013 年度第 3 四半期の序盤から実施されたことによる影響（毎四半期の営業収益の逸失は約 3300 万ユーロ）を除くと、当四半期の営業収益は、前年同期比 5.0%¹ 増加したことになります。

営業費用²は前年同期から 5.4%¹ 増加し、3 億 3500 万ユーロとなりました。これには 2013 年度に実施されたトルコの支店網の拡充が影響していました（2013 年 3 月以降、20 店舗を開設）。

リスク費用²は、当四半期に 1 億 500 万ユーロに上り融資残高の 154bp 相当で、前年同期から 1800 万ユーロ増加しました。これには東欧で起きた非常事態に起因する、4300 万ユーロのポートフォリオ引当金の設定が大きく影響していました。

以上から、トルコのプライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、欧州・地中海沿岸諸国は、当四半期に税引前利益 3700 万ユーロを計上し、前年同期比 59.9%¹ の減益となりました（東欧の非常事態に対する引当金の影響を除けば、前年同期比 12.3%¹ の減益）。

バンクウエスト

バンクウエストは、不利な金利環境にも関わらず、当四半期に好業績を収めました。預金残高は、当座預金および普通預金の順調な伸びが牽引し、前年同期から 4.9%¹ 増加しました。融資残高は、業務体制強化への投資が奏功し、企業向け貸出が高い伸びを示したため、当四半期に 5.6%¹ 増加しました。バンクウエストはまた、プライベート・バンキング業務の開発を押し進めた結果、運用資産残高は 2014 年 3 月末現在で 76 億米ドルに上りました（2013 年 3 月末の水準から 32%増加）。

しかし、当四半期の営業収益³は 5 億 1400 万ユーロとなり、前年同期比 4.5%¹ の減収でした。これには、貸付債権売却によるキャピタルゲインが減少したことに加え、長引く低金利環境が影響していました。貸付債権売却によるキャピタルゲインの影響を除くと、当四半期の営業収益の減収幅は 0.8%¹ へと縮まります。

営業費用³は当四半期に 3 億 4900 万ユーロとなり、前年同期比 4.4%¹ 増加しました。その要因として、2013 年後半から規制コストが上昇したことに加え、業務体制の強化（法人顧客、プライベート・バンキング、消費者金融）への投資が嵩んだことがあります。一方、支店網の合理化（1 年間で 35 支店を閉鎖）によるコスト節減効果がこれを一部相殺しました。

リスク費用³は当四半期も低水準に留まり（融資残高の 11bp 相当）、2013 年度第 1 四半期と比べて 54.8%¹ 減少しました。

以上から、米国プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、バンクウエストは当四半期に税引前利益 1 億 5600 万ユーロを計上し、前年同期比 14.6%¹ の減益となりました。

¹ 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

² トルコのプライベート・バンキングの 100%を含む。

³ 米国プライベート・バンキングの 100%を含む。

パーソナル・ファイナンス

パーソナル・ファイナンス部門では成長源の開発が順調に進み、当四半期に複数の業務提携の合意によってその成果を現わしました。すなわち、自動車業界では、トルコで **PSA** と、ベルギーではトヨタとの合意を含め、複数のパートナーシップを結び、また、小売業界では、ハンガリーでメトロと、ブルガリアではテクノ・マーケットと合意に至りました。パーソナル・ファイナンスはまた、国際的な事業開発を継続し、**2014 年 4 月 10 日**には、南アフリカ共和国のポイント・オブ・セール（店頭での）消費者金融会社である **RCS¹**の買収計画を発表しました。以上の積極的な事業展開は全体として効果を発揮し、当四半期の融資残高が **453 億ユーロ**に上り、前年同期比 **2.9%²**増加したことに現れています。

営業収益は、ドイツ、ベルギーおよび中欧での積極的な事業展開に加え、**2013 年**に締結されたパートナーシップが全ての地域でプラス貢献したことから、当四半期に前年同期比 **1.7%²** 増加し **9 億 2100 万ユーロ**となりました。フランスでは、営業収益は若干の増収を果たしました。

業務効率改善策が奏功しコスト管理が行き届いたことから、当四半期の営業費用の増加は **0.5%²**に抑制され、その結果 **1.2 ポイント**の正のジョーズ効果を生み出しました。

当四半期のリスク費用は前年同期から横ばいで推移し、融資残高の **244bp** 相当となりました。

以上から、パーソナル・ファイナンス部門の税引前利益は、当四半期に前年同期と比べて**+4.3%²** 増加し **2 億 3100 万ユーロ**に上りましたが、これは同部門の高い利益創出能力を示すものです。

*
* *

¹ 現地当局の承認を必要とする。

² 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

インベストメント・ソリューションズ事業

インベストメント・ソリューションズ事業の運用資産残高¹は、2013年3月末の水準からほぼ横ばいで推移し(-0.2%)、2014年3月末現在で8740億ユーロに上りました。ただし、2013年12月末の水準からは200億ユーロ増加していました(+2.4%)。これにはとりわけ以下の要因が貢献していました。まず、株式相場および金利動向が有利に働いたことで、+89億ユーロのパフォーマンス効果がありました。また高水準の資金流入があり(+87億ユーロ)、これを業務部門別にみると、資産運用部門では特に債券ファンドの貢献により、若干の純流入があったのに対し、富裕層向け資産運用部門では、とりわけ国内市場およびアジアで旺盛な資金流入があり、さらに保険部門では、特にイタリア、フランスおよびアジアで資金流入が好調でした。

2014年3月末現在、インベストメント・ソリューションズ事業の運用資産残高¹の内訳は、以下のとおりでした；資産運用部門は3760億ユーロ；富裕層向け資産運用部門は2950億ユーロ；保険部門は1850億ユーロ；不動産管理部門は180億ユーロ。

インベストメント・ソリューションズ事業の営業収益は、当四半期に15億7900万ユーロに上り、2013年度第1四半期と比べて2.7%²の増収となりました。保険部門の営業収益は、フランスおよびイタリアでの順調な伸びに加え、海外の保障保険の伸びに支えられて、当四半期に2.4%²の増収となりました。富裕層向けおよび資産運用部門の営業収益は、富裕層向け部門で特に国内市場およびアジアで着実な伸びを示したにも関わらず、資産運用部門の期中平均残高の減少が響いて、前年同期比1.3%²の減収となりました。証券管理部門の営業収益は、証券取引の急増に加え、カストディ資産の残高増に伴い、当四半期に+11.8%²の大幅増収となりました。

インベストメント・ソリューションズ事業の営業費用は、当四半期に10億7500万ユーロに上り、前年同期と比べて2.3%²増加しました。これを部門別にみると以下ようになります。保険部門では、事業の継続的な成長に伴い営業費用は1.2%²増加しました。富裕層向けおよび資産運用部門では、的を絞った事業開発投資（アジア、富裕層向け資産運用業務、および資産運用業務）による影響で、営業費用は2.2%²増加しました。証券管理部門では、事業開発費用の影響で、営業費用は3.3%²増加しました。

当事業部門の営業総利益は、当四半期に5億400万ユーロとなり、前年同期と比べて3.7%²増加しました。

以上より、国内市場部門、トルコおよび米国から、プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1を配分された後、インベストメント・ソリューションズ事業の税引前利益は、前年同期比3.0%²増加し5億4500万ユーロに上りました。これは、当事業部門の着実な事業開発を反映するものです。

*
* *

¹ 外部顧客のためのアドバイザー契約資産および分配金を含む。

² 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

コーポレートバンキング・投資銀行（CIB）事業

コーポレートバンキング・投資銀行（CIB）事業の営業収益は、当四半期に底堅く推移し 23 億 3700 万ユーロとなり、2013 年度第 1 四半期と比べて 3.7%¹ の減収に留まりました。

アドバイザリーおよびキャピタル・マーケット業務の営業収益は、当四半期に 15 億 8000 万ユーロとなり、前年同期比 4.9%¹ の減収でした。これにはフィクスト・インカム業務の市場環境が低迷が続けたことが響いており、株式およびアドバイザリー業務の好調でこれを補うに足りませんでした。バリュエーション・アット・リスク（VaR）は、過去 2 年以上にわたり極めて低い水準で推移してきましたが、当四半期は更に低下しました（3300 万ユーロ）。

フィクスト・インカム業務の営業収益は、当四半期に 9 億 9600 万ユーロとなり、前年同期と比べて 21.7%¹ 減少しました。クレジット市場では好業績を上げたものの、金利や為替業務、および新興国市場での取引の低迷が減収要因となりました。当部門は、ユーロ建て全債券で第 1 位を確認するとともに、全ての国際債券発行で第 7 位につけ、債券発行業務における市場シェアを拡大しました。

株式およびアドバイザリー業務の営業収益は、当四半期に 5 億 8400 万ユーロに上り、前年同期から 49.5%¹ 増の快挙を遂げました。株式デリバティブ業務が全てのセグメントで好業績を上げ、とりわけ、仕組商品に対する根強い需要のあったアジアおよび欧州が健闘しました。企業買収・合併（M&A）業務は、穏やかな回復傾向にあります。当部門は、デリバティブ・ポートフォリオの移譲について、ロイヤル・バンク・オブ・スコットランドと合意に至った旨を、当四半期に発表しました。なお、当該取引が 2014 年度第 1 四半期の営業収益に及ぼす影響はありません。

コーポレートバンキング業務の営業収益は、当四半期に前年同期比 1.0%¹ 減少し、7 億 5700 万ユーロとなりました。これは、当四半期に大型案件が不足したことに加え、エネルギーおよびコモディティ分野で需要が減速したこと、EMEA 地域² の業務が低迷したことによるものです。この落ち込みをほぼ相殺するかたちで、アジアパシフィックおよび米州での高い伸びが貢献しましたが、これには事業開発計画の初期効果が寄与していました。融資残高は当四半期に 1070 億ユーロとなり、前年同期から若干の減少¹ でしたが、欧州で減少した半面、アジアでは増加しました。顧客預金は、当四半期に 730 億ユーロに上り、前年同期から +17% の大幅増となりました。手数料収入は、前年同期から 5.3% 増加しました。当部門は、欧州のシンジケートローンで No. 1 ブックランナーの地位を確認するとともに、コーポレートバンキング、キャッシュマネジメントおよびトレードファイナンスで欧州におけるリーダー的地位を強化しました（データ出所：グリニッジ・アソシエーツによる直近の市場調査）。

CIB の営業費用は当四半期に 16 億 800 万ユーロとなり、前年同期から 2.8%¹ 増加しました。これは、継続的な事業開発投資（特にアジア、北南米およびドイツ）に加え、2014-2015 年度に関わる事業適応コストの暫定計上が増えたことによるものです（新設のバックオフィスおよび IT システムの稼働開始に関わる二重の経費に加え、新規制の実施に関わる費用で、当四半期に合計 1500 万ユーロの嵩上げ）。

CIB のリスク費用は、当四半期に 9600 万ユーロとなり、前年同期と比べて 1600 万ユーロ増加しました。コーポレートバンキング部門のリスク費用は、当四半期に融資残高の 47bp 相当となりましたが、これには東欧で起きた非常事態に起因する 5000 万ユーロのポートフォリオ引当金が含まれています。

以上から、CIB の税引前利益は当四半期に 6 億 2300 万ユーロとなり、前年同期と比べて 20.6%¹ の減益でした。

*
* *

¹ 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

² 欧州、中東、アフリカ地域。

コーポレート・センター

コーポレート・センターの営業収益は、当四半期に 3 億 1500 万ユーロとなり、これに対し前年同期は 1 億 4500 万ユーロでした。当四半期の営業収益には、主に以下の項目が含まれています：自己負債の再評価に関わる修正額（OCA）およびデリバティブに関わる債務価値調整額（DVA）が合計で-6400 万ユーロのマイナス要因（前年同期は+1 億 4900 万ユーロのプラス要因）；投資先企業に対する持分の一過性の売却から生じたキャピタルゲインが純額で+3 億 100 万ユーロ；中央銀行預け金に関わる負担をほぼ相殺するかたちで、株式投資ポートフォリオからの収入および BNP パリバ・プリンシパル・インベストメンツによる貢献が当四半期にありました。

営業費用は、当四半期に 2 億 2600 万ユーロとなり、これに対し前年同期は 3 億 900 万ユーロでした。当四半期の営業費用の主な項目として、Simple & Efficient 計画に関わる変革費用 1 億 4200 万ユーロがありました（前年同期は 1 億 5500 万ユーロ）。

当四半期のリスク費用は 2000 万ユーロでしたが、これに対し前年同期は 900 万ユーロでした。

関連会社損益は、当四半期に 1400 万ユーロとなりました。これに対し前年同期は、関連会社のひとつに対して減損処理による一過性の影響があったことから、-7700 万ユーロでした。

以上から、コーポレート・センターの税引前利益は、当四半期に 8100 万ユーロとなり、これに対し前年同期の税引前損益は、2 億 3900 万ユーロの損失が計上されました。

*
* *

米国による経済制裁の対象となる主体との米ドル決済に関わる協議

米国による経済制裁対象国との米ドル決済に関して、2014 年度第 1 四半期に米規制当局との協議が行われました。一連の協議の経過から言えることは、最終的に当局が審査を終えた段階で BNP パリバに科し得る制裁は、その額および内容について非常に不確実であるということです。よって、実際に科される罰金の額が、既に設定されている引当金の額をかなり上回る可能性を排除できません。

*
* *

財務構造

BNP パリバ・グループは、盤石なバランスシートを有しています。

バーゼル 3 基準全面適用のエクイティ Tier 1 比率¹は、2014 年 3 月末現在 10.6%となり、2013 年 12 月末の水準から 30bp の改善を果たしました。その主な要因として以下が挙げられます：当四半期の留保利益（+16bp の押し上げ効果）（前年度の配当性向を踏襲するという従来の仮定に基づき算定）；売却可能有価証券の時価の上昇（+7bp の押し上げ効果）；および、リスク加重資産の減少（+7bp の押し上げ効果）。これは、新たな規制環境でもグループが極めて高い自己資本比率を確保していることを証明するものです。

バーゼル 3 基準全面適用のレバレッジレシオ¹は、Tier 1 資本全体²に基づき算定すると、2014 年 3 月末現在で 3.7%を達成していました。

さらに、即時利用可能な余剰資金は、2014 年 3 月末現在で 2640 億ユーロに上りました（対して、2013 年 12 月末の水準は 2470 億ユーロ）。これは、短期資金調達との関係で、1 年以上の資金余裕があることを意味します。

*
* *

以上の決算内容について、ジャン＝ローラン・ボナフェ最高経営責任者は、次のように述べています。

「全従業員の献身的努力により、BNP パリバ・グループは、依然として活気を欠く欧州の経済環境の中、当四半期に堅調な業績を収めました。

事業全体にわたり収益が底堅く推移し、またコスト抑制を継続したことにより、今期のリスク費用上昇にもかかわらずこうした業績が達成されました。

当グループは、2014-2016 年度事業開発計画を漸進的に実施しています。BNP パリバは、世界各国の顧客に業務を提供しつつ、未来の銀行として体制を整えとともに実体経済への資金供給で積極的な役割を果たしています。」

2014 年度決算報告との比較可能性を確保するために、TEB（トルコ・エコノミ・バンクシ）グループに対して 2013 年度を通して全面連結を適用していたとみなす、2013 年度の見積財務諸表が作成されています。本資料には、修正再表示された 2013 年度四半期決算報告が含まれています。TEB について、持分法ではなく全部連結を適用することによる相違は、次頁下段において開示されています。

BNP パリバの 2014 年度第 1 四半期に関わる財務情報の開示は、本プレスリリース、およびこれに添付したプレゼンテーション資料に含まれています。

法令上要求される開示情報は全て、登録書類を含めて、<http://invest.bnpparibas.com> の「Results（業績）」セクションからオンラインで入手可能であり、フランスの通貨金融法典 L.451-1-2 条およびフランス金融市場庁（Autorité des Marchés Financiers）の一般規則第 222-1 条以降の規定に従い、BNP パリバが公表しています。

¹ 経過措置なしで全ての資本要求指令 4（CRD4）規則を考慮し算定した比率。

² 今後 Tier 1 資本として算入不能になる項目を、算入可能な項目に置き換えて算定した Tier 1 資本。

連結損益計算書

	1Q14	1Q13	1Q14 / 1Q13	4Q13	1Q14 / 4Q13
(単位：百万ユーロ)					
営業収益	9,913	9,972	-0.6%	9,469	+4.7%
営業費用および減価償却費	-6,382	-6,470	-1.4%	-6,864	-7.0%
営業総利益	3,531	3,502	+0.8%	2,605	+35.5%
リスク費用	-1,084	-911	+19.0%	-1,016	+6.7%
米国の経済制裁対象国等との取引に 関わる引当金繰入額	0	0	n.s.	-798	n.s.
営業利益	2,447	2,591	-5.6%	791	n.s.
関連会社損益	107	35	n.s.	78	+37.2%
その他営業外項目	-7	19	n.s.	-108	-93.5%
営業外損益	100	54	+85.2%	-30	n.s.
税引前利益	2,547	2,645	-3.7%	761	n.s.
法人税	-803	-828	-3.0%	-550	+46.0%
少数株主帰属純利益	-76	-232	-67.2%	-101	-24.8%
株主帰属純利益	1,668	1,585	+5.2%	110	n.s.
営業収益対コスト比率	64.4%	64.9%	-0.5 pt	72.5%	-8.1 pt

TEB について持分法から全部連結への変更によるグループの 2013 年度第 1 四半期業績への影響

	1Q13 修正後 (*) TEB に 持分法を適用	TEB について 持分法から 全部連結への変更 による影響	1Q13 修正後 (*) TEB に 全部連結を適用
(単位：百万ユーロ)			
営業収益	9,659	313	9,972
営業費用および減価償却費	-6,307	-163	-6,470
営業総利益	3,352	150	3,502
リスク費用	-857	-54	-911
営業利益	2,495	96	2,591
関連会社損益	89	-54	35
その他営業外項目	19	0	19
営業外損益	108	-54	54
税引前利益	2,603	42	2,645
法人税	-809	-19	-828
少数株主帰属純利益	-209	-23	-232
株主帰属純利益	1,585	0	1,585

(*) IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号、および改訂 IAS 第 32 号の会計基準の適用により修正再表示済み。

2014 年度第 1 四半期 – コア事業部門別業績

	リテール バンキング 事業	インベストメ ント・ソリュー ションズ事業	コーポレート バンキング・ 投資銀行 事業	事業部門 合計	その他業務	グループ合計
(単位：百万ユーロ)						
営業収益	5,682	1,579	2,337	9,598	315	9,913
対前年同期比	-2.0%	+1.3%	-5.4%	-2.3%	n.s.	-0.6%
対前四半期比	+0.3%	-3.4%	+12.7%	+2.4%	n.s.	+4.7%
営業費用および減価償却費	-3,473	-1,075	-1,608	-6,156	-226	-6,382
対前年同期比	-1.1%	+1.6%	+1.1%	-0.1%	-26.9%	-1.4%
対前四半期比	-5.8%	-9.0%	+3.7%	-4.1%	-49.3%	-7.0%
営業総利益	2,209	504	729	3,442	89	3,531
対前年同期比	-3.4%	+0.8%	-17.1%	-6.1%	n.s.	+0.8%
対前四半期比	+11.5%	+11.0%	+39.4%	+16.4%	n.s.	+35.5%
リスク費用	-962	-6	-96	-1,064	-20	-1,084
対前年同期比	+18.0%	-14.3%	+20.0%	+18.0%	n.s.	+19.0%
対前四半期比	+10.3%	n.s.	-42.5%	+4.2%	n.s.	+6.7%
米国の経済制裁対象国等との取引に 関わる引当金繰入額	0	0	0	0	0	0
対前年同期比	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.
対前四半期比	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.
営業利益	1,247	498	633	2,378	69	2,447
対前年同期比	-15.3%	+1.0%	-20.8%	-14.0%	n.s.	-5.6%
対前四半期比	+12.4%	+5.5%	+77.8%	+22.8%	n.s.	n.s.
関連会社損益	48	49	-4	93	14	107
その他営業外項目	3	-2	-6	-5	-2	-7
税引前利益	1,298	545	623	2,466	81	2,547
対前年同期比	-15.3%	+1.5%	-23.6%	-14.5%	n.s.	-3.7%
対前四半期比	+15.2%	+11.2%	+74.5%	+24.9%	n.s.	n.s.

	リテール バンキング 事業	インベストメ ント・ソリュー ションズ事業	コーポレート バンキング・ 投資銀行 事業	事業部門 合計	その他業務	グループ合計
(単位：百万ユーロ)						
営業収益	5,682	1,579	2,337	9,598	315	9,913
前年同期	5,799	1,558	2,470	9,827	145	9,972
前四半期	5,667	1,635	2,074	9,376	93	9,469
営業費用および減価償却費	-3,473	-1,075	-1,608	-6,156	-226	-6,382
前年同期	-3,512	-1,058	-1,591	-6,161	-309	-6,470
前四半期	-3,686	-1,181	-1,551	-6,418	-446	-6,864
営業総利益	2,209	504	729	3,442	89	3,531
前年同期	2,287	500	879	3,666	-164	3,502
前四半期	1,981	454	523	2,958	-353	2,605
リスク費用	-962	-6	-96	-1,064	-20	-1,084
前年同期	-815	-7	-80	-902	-9	-911
前四半期	-872	18	-167	-1,021	5	-1,016
米国の経済制裁対象国等との取引に 関わる引当金繰入額	0	0	0	0	0	0
前年同期	0	0	0	0	0	0
前四半期	0	0	0	0	-798	-798
営業利益	1,247	498	633	2,378	69	2,447
前年同期	1,472	493	799	2,764	-173	2,591
前四半期	1,109	472	356	1,937	-1,146	791
関連会社損益	48	49	-4	93	14	107
前年同期	56	40	16	112	-77	35
前四半期	29	26	-3	52	26	78
その他営業外項目	3	-2	-6	-5	-2	-7
前年同期	4	4	0	8	11	19
前四半期	-11	-8	4	-15	-93	-108
税引前利益	1,298	545	623	2,466	81	2,547
前年同期	1,532	537	815	2,884	-239	2,645
前四半期	1,127	490	357	1,974	-1,213	761
法人税						-803
少数株主帰属純利益						-76
株主帰属純利益						1,668

連結四半期業績の推移

(単位：百万ユーロ)

	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
グループ					
営業収益	9,913	9,469	9,179	9,789	9,972
営業費用および減価償却費	-6,382	-6,864	-6,383	-6,251	-6,470
営業総利益	3,531	2,605	2,796	3,538	3,502
リスク費用	-1,084	-1,016	-830	-1,044	-911
米国の経済制裁対象国等との取引に 関わる引当金繰入額	0	-798	0	0	0
営業利益	2,447	791	1,966	2,494	2,591
関連会社損益	107	78	141	107	35
その他営業外項目	-7	-108	13	112	19
税引前利益	2,547	761	2,120	2,713	2,645
法人税	-803	-550	-607	-757	-828
少数株主帰属純利益	-76	-101	-155	-191	-232
株主帰属純利益	1,668	110	1,358	1,765	1,585
営業収益対コスト比率	64.4%	72.5%	69.5%	63.9%	64.9%

(単位：百万ユーロ)	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
リテールバンキング(国内市場、欧州・地中海沿岸諸国、バンクウェストのプライベート・バンキングの 100%を含む)* PEL/CEL の影響を除く					
営業収益	5,815	5,783	5,833	5,948	5,912
営業費用および減価償却費	-3,537	-3,753	-3,626	-3,633	-3,573
営業総利益	2,278	2,030	2,207	2,315	2,339
リスク費用	-962	-873	-755	-827	-817
営業利益	1,316	1,157	1,452	1,488	1,522
営業外損益	51	17	55	179	60
税引前利益	1,367	1,174	1,507	1,667	1,582
インベストメント・ソリューションズ帰属純利益	-68	-51	-56	-53	-59
リテールバンキング税引前利益	1,299	1,123	1,451	1,614	1,523
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	29.7	30.1	30.3	30.4	30.4

(単位：百万ユーロ)	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
リテールバンキング(国内市場、欧州・地中海沿岸諸国、バンクウェストのプライベート・バンキングの 2/3を含む)					
営業収益	5,682	5,667	5,722	5,873	5,799
営業費用および減価償却費	-3,473	-3,686	-3,562	-3,567	-3,512
営業総利益	2,209	1,981	2,160	2,306	2,287
リスク費用	-962	-872	-754	-826	-815
営業利益	1,247	1,109	1,406	1,480	1,472
営業外損益	51	18	54	179	60
税引前利益	1,298	1,127	1,460	1,659	1,532
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	29.7	30.1	30.3	30.4	30.4

(単位：百万ユーロ)	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
国内市場(フランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクのプライベート・バンキングの 100%を含む)* PEL/CEL の影響を除く					
営業収益	3,929	3,864	3,889	3,878	3,862
営業費用および減価償却費	-2,425	-2,598	-2,505	-2,460	-2,416
営業総利益	1,504	1,266	1,384	1,418	1,446
リスク費用	-569	-525	-442	-460	-421
営業利益	935	741	942	958	1,025
関連会社損益	7	-2	13	25	19
その他営業外項目	0	-2	-1	-2	1
税引前利益	942	737	954	981	1,045
インベストメント・ソリューションズ帰属純利益	-67	-50	-56	-53	-57
国内市場税引前利益	875	687	898	928	988
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	18.8	19.0	19.2	19.3	19.5

(単位：百万ユーロ)	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
国内市場(フランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクのプライベート・バンキングの 2/3を含む)					
営業収益	3,803	3,755	3,784	3,809	3,756
営業費用および減価償却費	-2,367	-2,537	-2,447	-2,400	-2,360
営業総利益	1,436	1,218	1,337	1,409	1,396
リスク費用	-569	-524	-441	-459	-419
営業利益	867	694	896	950	977
関連会社損益	7	-1	12	25	19
その他営業外項目	0	-2	-1	-2	1
税引前利益	874	691	907	973	997
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	18.8	19.0	19.2	19.3	19.5

* プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の 100%を含む。

(単位：百万ユーロ)	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
フランス国内リテールバンキング（フランス国内プライベート・バンキングの100%を含む）*					
営業収益	1,711	1,698	1,755	1,757	1,712
うち受取利息純額	1,005	1,025	1,055	1,055	1,010
うち手数料	706	673	700	702	702
営業費用および減価償却費	-1,078	-1,200	-1,162	-1,097	-1,084
営業総利益	633	498	593	660	628
リスク費用	-108	-86	-90	-88	-79
営業利益	525	412	503	572	549
営業外損益	1	0	1	1	2
税引前利益	526	412	504	573	551
インベストメント・ソリューションズ帰属純利益	-40	-27	-35	-32	-35
フランス国内リテールバンキング税引前利益	486	385	469	541	516
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	6.8	6.9	7.0	7.0	7.0

(単位：百万ユーロ)	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
フランス国内リテールバンキング（フランス国内プライベート・バンキングの100%を含む）* PEL/CELの影響を除く					
営業収益	1,712	1,694	1,746	1,712	1,703
うち受取利息純額	1,006	1,021	1,046	1,010	1,001
うち手数料	706	673	700	702	702
営業費用および減価償却費	-1,078	-1,200	-1,162	-1,097	-1,084
営業総利益	634	494	584	615	619
リスク費用	-108	-86	-90	-88	-79
営業利益	526	408	494	527	540
営業外損益	1	0	1	1	2
税引前利益	527	408	495	528	542
インベストメント・ソリューションズ帰属純利益	-40	-27	-35	-32	-35
フランス国内リテールバンキング税引前利益	487	381	460	496	507
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	6.8	6.9	7.0	7.0	7.0

(単位：百万ユーロ)	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
フランス国内リテールバンキング（フランス国内プライベート・バンキングの2/3を含む）					
営業収益	1,642	1,640	1,692	1,695	1,648
営業費用および減価償却費	-1,049	-1,171	-1,133	-1,067	-1,056
営業総利益	593	469	559	628	592
リスク費用	-108	-85	-90	-88	-78
営業利益	485	384	469	540	514
営業外損益	1	1	0	1	2
税引前利益	486	385	469	541	516
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	6.8	6.9	7.0	7.0	7.0

* プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む。

(単位：百万ユーロ)	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
BNL パンカ・コメルシアーレ（イタリア国内プライベート・バンキングの 100%を含む）＊					
営業収益	819	817	793	811	818
営業費用および減価償却費	-432	-467	-435	-441	-438
営業総利益	387	350	358	370	380
リスク費用	-364	-327	-287	-295	-296
営業利益	23	23	71	75	84
営業外損益	0	0	0	0	0
税引前利益	23	23	71	75	84
インベストメント・ソリューションズ帰属純利益	-7	-4	-5	-5	-5
BNL bc 税引前利益	16	19	66	70	79

配賦資本（十億ユーロ、年初来）	5.9	6.0	6.1	6.1	6.2
-----------------	-----	-----	-----	-----	-----

(単位：百万ユーロ)	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
BNL パンカ・コメルシアーレ（イタリア国内プライベート・バンキングの 2/3 を含む）					
営業収益	805	805	780	799	806
営業費用および減価償却費	-425	-460	-427	-434	-431
営業総利益	380	345	353	365	375
リスク費用	-364	-326	-287	-295	-296
営業利益	16	19	66	70	79
営業外損益	0	0	0	0	0
税引前利益	16	19	66	70	79

配賦資本（十億ユーロ、年初来）	5.9	6.0	6.1	6.1	6.2
-----------------	-----	-----	-----	-----	-----

(単位：百万ユーロ)	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
ベルギー国内リテールバンキング（ベルギー国内プライベート・バンキングの 100%を含む）＊					
営業収益	841	805	817	805	810
営業費用および減価償却費	-602	-604	-602	-612	-588
営業総利益	239	201	215	193	222
リスク費用	-52	-48	-30	-43	-21
営業利益	187	153	185	150	201
関連会社損益	3	-1	4	10	3
その他営業外項目	0	0	-1	-3	1
税引前利益	190	152	188	157	205
インベストメント・ソリューションズ帰属純利益	-19	-19	-14	-15	-16
ベルギー国内リテールバンキング税引前利益	171	133	174	142	189

配賦資本（十億ユーロ、年初来）	3.4	3.3	3.3	3.3	3.4
-----------------	-----	-----	-----	-----	-----

(単位：百万ユーロ)	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
ベルギー国内リテールバンキング（ベルギー国内プライベート・バンキングの 2/3 を含む）					
営業収益	802	765	782	767	774
営業費用および減価償却費	-582	-582	-582	-590	-569
営業総利益	220	183	200	177	205
リスク費用	-52	-49	-29	-42	-20
営業利益	168	134	171	135	185
関連会社損益	3	-1	4	10	3
その他営業外項目	0	0	-1	-3	1
税引前利益	171	133	174	142	189

配賦資本（十億ユーロ、年初来）	3.4	3.3	3.3	3.3	3.4
-----------------	-----	-----	-----	-----	-----

＊ プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の 100%を含む。

(単位：百万ユーロ)	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
パーソナル・ファイナンス					
営業収益	921	911	912	941	929
営業費用および減価償却費	-428	-446	-413	-446	-436
営業総利益	493	465	499	495	493
リスク費用	-277	-268	-254	-293	-283
営業利益	216	197	245	202	210
関連会社損益	15	9	19	17	18
その他営業外項目	0	-11	-1	3	1
税引前利益	231	195	263	222	229
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2

(単位：百万ユーロ)	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
欧州・地中海沿岸諸国（トルコのプライベート・バンキングの100%を含む）*					
営業収益	451	476	476	572	562
営業費用および減価償却費	-335	-364	-359	-381	-375
営業総利益	116	112	117	191	187
リスク費用	-105	-64	-59	-62	-87
営業利益	11	48	58	129	100
関連会社損益	26	21	24	25	19
その他営業外項目	0	1	0	110	-1
税引前利益	37	70	82	264	118
インベストメント・ソリューションズ帰属純利益	0	1	0	1	-2
欧州・地中海沿岸諸国税引前利益	37	71	82	265	116
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	3.5	3.7	3.7	3.8	3.6

(単位：百万ユーロ)	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
欧州・地中海沿岸諸国（トルコのプライベート・バンキングの2/3を含む）					
営業収益	450	475	475	571	559
営業費用および減価償却費	-334	-362	-358	-379	-374
営業総利益	116	113	117	192	185
リスク費用	-105	-64	-59	-62	-87
営業利益	11	49	58	130	98
関連会社損益	26	21	24	25	19
その他営業外項目	0	1	0	110	-1
税引前利益	37	71	82	265	116
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	3.5	3.7	3.7	3.8	3.6

* プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む。

(単位：百万ユーロ)	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
バンクウェスト（米国プライベート・バンキングの100%を含む）*					
営業収益	514	532	556	557	559
営業費用および減価償却費	-349	-345	-349	-346	-346
営業総利益	165	187	207	211	213
リスク費用	-11	-16	0	-12	-26
営業利益	154	171	207	199	187
関連会社損益	0	0	0	0	0
その他営業外項目	3	1	1	1	3
税引前利益	157	172	208	200	190
インベストメント・ソリューションズ帰属純利益	-1	-2	0	-1	0
バンクウェスト税引前利益	156	170	208	199	190
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	4.2	4.2	4.2	4.2	4.1
バンクウェスト（米国プライベート・バンキングの2/3を含む）					
営業収益	508	526	551	552	555
営業費用および減価償却費	-344	-341	-344	-342	-342
営業総利益	164	185	207	210	213
リスク費用	-11	-16	0	-12	-26
営業利益	153	169	207	198	187
営業外損益	3	1	1	1	3
税引前利益	156	170	208	199	190
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	4.2	4.2	4.2	4.2	4.1

* プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む。

(単位：百万ユーロ)	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
インベストメント・ソリューションズ					
営業収益	1,579	1,635	1,539	1,593	1,558
営業費用および減価償却費	-1,075	-1,181	-1,078	-1,068	-1,058
営業総利益	504	454	461	525	500
リスク費用	-6	18	1	-14	-7
営業利益	498	472	462	511	493
関連会社損益	49	26	40	44	40
その他営業外項目	-2	-8	1	8	4
税引前利益	545	490	503	563	537
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	8.3	8.1	8.1	8.2	8.2

(単位：百万ユーロ)	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
富裕層向けおよび資産運用					
営業収益	679	723	665	696	696
営業費用および減価償却費	-518	-563	-525	-518	-513
営業総利益	161	160	140	178	183
リスク費用	-3	3	0	-14	-3
営業利益	158	163	140	164	180
関連会社損益	12	15	12	15	13
その他営業外項目	0	-5	1	6	0
税引前利益	170	173	153	185	193
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	1.7	1.5	1.6	1.6	1.7

(単位：百万ユーロ)	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
保険					
営業収益	533	571	517	510	538
営業費用および減価償却費	-253	-307	-257	-255	-257
営業総利益	280	264	260	255	281
リスク費用	-3	5	1	0	-4
営業利益	277	269	261	255	277
関連会社損益	37	11	28	29	28
その他営業外項目	-2	-3	0	2	4
税引前利益	312	277	289	286	309
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	6.1	6.0	6.0	6.0	6.0

(単位：百万ユーロ)	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
証券管理					
営業収益	367	341	357	387	324
営業費用および減価償却費	-304	-311	-296	-295	-288
営業総利益	63	30	61	92	36
リスク費用	0	10	0	0	0
営業利益	63	40	61	92	36
営業外損益	0	0	0	0	-1
税引前利益	63	40	61	92	35
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6

(単位：百万ユーロ)	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
コーポレートバンキング・投資銀行					
営業収益	2,337	2,074	2,043	2,114	2,470
営業費用および減価償却費	-1,608	-1,551	-1,429	-1,405	-1,591
営業総利益	729	523	614	709	879
リスク費用	-96	-167	-62	-206	-80
営業利益	633	356	552	503	799
関連会社損益	-4	-3	10	0	16
その他営業外項目	-6	4	3	1	0
税引前利益	623	357	565	504	815
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	15.6	15.5	15.7	15.8	15.6

(単位：百万ユーロ)	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
アドバイザリーおよびキャピタル・マーケット					
営業収益	1,580	1,195	1,273	1,267	1,691
営業費用および減価償却費	-1,185	-1,077	-1,032	-947	-1,180
営業総利益	395	118	241	320	511
リスク費用	26	4	15	-83	-14
営業利益	421	122	256	237	497
関連会社損益	8	-5	4	-3	9
その他営業外項目	-6	4	3	1	0
税引前利益	423	121	263	235	506
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	8.0	8.1	8.2	8.1	7.9

(単位：百万ユーロ)	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
コーポレートバンキング					
営業収益	757	879	770	847	779
営業費用および減価償却費	-423	-474	-397	-458	-411
営業総利益	334	405	373	389	368
リスク費用	-122	-171	-77	-123	-66
営業利益	212	234	296	266	302
営業外損益	-12	2	6	3	7
税引前利益	200	236	302	269	309
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	7.6	7.4	7.5	7.6	7.6

(単位：百万ユーロ)	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
コーポレート・センター					
営業収益	315	93	-125	209	145
営業費用および減価償却費	-226	-446	-314	-211	-309
うち変革費用	-142	-287	-145	-74	-155
営業総利益	89	-353	-439	-2	-164
リスク費用	-20	5	-15	2	-9
米国の経済制裁対象国等との取引に 関わる引当金繰入額	0	-798	0	0	0
営業利益	69	-1,146	-454	0	-173
関連会社損益	14	26	36	-4	-77
その他営業外項目	-2	-93	10	-9	11
税引前利益	81	-1,213	-408	-13	-239

連結貸借対照表 — 2014年3月31日現在

(単位：百万ユーロ)	2014年 3月31日	2013年 12月31日 修正後*
資産の部		
現金および中央銀行預け金	78,916	100,786
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
トレーディング金融資産	181,662	157,735
貸出金およびレポ取引	172,654	152,036
純損益を通じて公正価値で測定する商品	70,821	69,244
デリバティブ金融商品	292,381	305,755
ヘッジ目的デリバティブ	10,825	8,368
売却可能金融資産	211,501	199,056
金融機関貸出金および債権	87,002	57,545
顧客貸出金および債権	618,791	612,455
金利リスクヘッジポートフォリオの再測定による調整額	4,086	3,568
満期保有目的金融資産	9,886	9,881
当期および繰延税金資産	8,595	8,850
未収収益およびその他の資産	98,960	88,656
保険契約者余剰金	0	0
関連会社に対する投資	6,805	6,574
投資不動産	590	713
有形固定資産	16,905	16,929
無形固定資産	2,510	2,537
のれん	9,865	9,846
資産合計	1,882,756	1,810,535
負債の部		
中央銀行預金	2,769	662
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債		
トレーディング金融負債	79,887	69,792
借入金およびレポ取引	220,840	202,662
純損益を通じて公正価値で測定する商品	49,682	47,342
デリバティブ金融商品	286,615	301,439
ヘッジ目的デリバティブ	14,029	12,139
金融機関預金	83,218	84,594
顧客預金	566,833	553,497
負債証券	202,402	186,686
金利リスクヘッジポートフォリオの再測定による調整額	1,961	924
当期および繰延税金負債	2,890	2,477
未払費用およびその他の負債	92,551	78,381
保険会社の責任準備金	160,659	155,226
偶発債務引当金	12,297	11,922
劣後債	12,549	11,824
負債合計	1,789,181	1,719,567
純資産の部		
資本金、払込剰余金、および利益剰余金	85,519	80,685
株主帰属当期純利益	1,668	4,818
資本金等、利益剰余金、および株主帰属当期純利益合計	87,187	85,503
資本に直接認識される資産および負債の変動	2,782	1,943
株主資本合計	89,969	87,447
少数株主帰属利益剰余金および当期純利益	3,585	3,527
資本に直接認識される資産および負債の変動	20	-5
少数株主持分合計	3,605	3,522
純資産合計	93,574	90,968
負債純資産合計	1,882,756	1,810,535

* IFRS 第10号、IFRS 第11号、および改訂 IAS 第32号の適用により修正再表示済み。

事業内容の概要および主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

ビー・エヌ・ピー・パリバは、財政金融法第5款第1章 (Code Monétaire et Financier, Livre V, Titre 1er) により金融業務を行うことを許可されているフランスの株式会社である。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループの業務の概要は以下の通りである。

リテール・バンキング事業

リテール・バンキング事業は、国内市場部門、海外リテール・バンキング (IRB) 事業およびパーソナル・ファイナンス (PF) からなる。

国内市場部門

国内市場部門は、フランス (フランス国内のリテール・バンキング)、イタリア (BNL バンカ・コメルシアーレ)、ベルギー (ビー・エヌ・ピー・パリバ・フォルティス・ブランドで事業を行っているベルギー国内のリテール・バンキング) およびルクセンブルク (BGL ビー・エヌ・ピー・パリバ・ブランドで事業を行っているルクセンブルク国内のリテール・バンキング) からなるビー・エヌ・ピー・パリバのリテール・バンキング・ネットワーク、ならびに3つの専門業務、すなわちアルバル (マルチブランドの包括的サービスの車両リース)、ビー・エヌ・ピー・パリバ・リーシング・ソリューション (設備融資から車両管理サービスまでのリースおよびレンタル・ソリューション) ならびにビー・エヌ・ピー・パリバ・パーソナル・インベスターズ (オンライン貯蓄および専門仲介業) からなる。さらに、富裕層向け資産管理業務部門は、国内市場におけるプライベート・バンキング・モデルを展開している。キャッシュ・マネジメントおよびファクタリング部門は、コーポレート・バンキング事業および投資銀行事業のコーポレート・バンキング・ユニットと協働して、「欧州内外の企業にとって唯一の銀行」というコンセプトの下で法人顧客に提供されるサービスの最終段階を担っている。

国内市場部門は、預金およびオフバランスシート貯蓄の大規模な基盤を提供し、リテール顧客および法人顧客の両方をサポートし、国内経済の資金の供給源となり、先進的なリテール・バンキング事業を構築することにより、ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループにとって戦略的役割を果たしている。5つの横断的部門 (事業開発部門、IT 部門、業務部門、人事部門およびコミュニケーションズ部門) は、それぞれの専門知識を事業部門に提供している。

インベストメント・ソリューションズ事業

インベストメント・ソリューションズ事業は、顧客の貯蓄および資産の収集、運用、開発、保護および管理に関するビー・エヌ・ピー・パリバの活動を統合することで、一般投資家、法人投資家および機関投資家のあらゆる要望に応えるために設計された、広範な付加価値の高い商品およびサービスを世界中に提供する。

インベストメント・ソリューションズ事業は、極めて相補的な専門知識を有する以下の5つの事業部門により構成されている。

- ・ 保険事業：ビー・エヌ・ピー・パリバ・カーディフ
- ・ 証券管理事業：ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービズ
- ・ プライベート・バンキング：ビー・エヌ・ピー・パリバ・ウェルス・マネジメント
- ・ 資産運用事業：ビー・エヌ・ピー・パリバ・インベストメント・パートナーズ
- ・ 不動産事業：ビー・エヌ・ピー・パリバ・リアル・エステート

すべてのインベストメント・ソリューションズ事業は、ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループの主要な国内市場であるフランス、イタリア、ベルギーおよびルクセンブルク、ならびにスイス、英国およびドイツを含むヨーロッパにおいて事業を展開し、主導的な地位を有している。インベストメント・ソリューションズ事業は、また、アジア太平洋、ラテンアメリカおよび中東といった高成長地域において海外展開を強化するために積極的に活動しており、かかる地域で新たな事業、買収、合併事業および業務提携を通じて事業を拡大している。

コーポレート・バンキング事業および投資銀行事業

ビー・エヌ・ピー・パリバのコーポレート・バンキング事業および投資銀行事業（CIB）は、コーポレート・バンキング業務、アドバイザリー業務およびキャピタル・マーケット業務を顧客に提供している。

ビー・エヌ・ピー・パリバのコーポレート・バンキング事業および投資銀行事業の顧客は、事業会社、金融機関および投資ファンドにより構成され、当該事業の戦略およびビジネス・モデルの中核をなす。職員の主要な目的は、顧客との長期的関係を構築および維持し、顧客の拡大戦略または投資戦略を支援して、その資金調達、アドバイザリーおよびリスク管理に関する需要に応えるためのグローバルなソリューションを提供することにある。欧州において強固な基盤を有し、アジアおよび北米での事業の拡大を企図するビー・エヌ・ピー・パリバのコーポレート・バンキング事業および投資銀行事業は、世界中の事業会社および金融機関にとって最高の欧州所在のビジネス・パートナーである。

2. 主要な経営指標等の推移

(1) ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ

(単位：百万ユーロ)

	2012年	2011年	2010年	2009年	2008年
営業収益	39,072	42,384	43,880	40,191	27,376

(単位：百万ユーロ)

	2012年	2011年	2010年	2009年	2008年
営業総利益	12,529	16,268	17,363	16,851	8,976

(単位：百万ユーロ)

	2012年	2011年	2010年	2009年	2008年
純利益 (ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ)	6,564	6,050	7,843	5,832	3,021

(単位：%)

	2012年	2011年	2010年	2009年	2008年
株主資本利益率(注1)	8.9	8.8	12.3	10.8	6.6

(単位：十億ユーロ)

	2012年	2011年	2010年	2009年	2008年
時価総額 (12月31日現在)	53.4	36.7	57.1	66.2	27.6

出典：ブルームバーグ

(注1) 株主資本利益率は、純利益 (ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ) (ビー・エヌ・ピー・パリバにより発行された優先株式と同順位であり、会計上、配当として扱われる永久最劣後債の利息に関する調整が行われる。)を、関連期間の1月1日および12月31日の平均株主資本(配当後の数値であり、かつビー・エヌ・ピー・パリバにより発行された優先株式と同順位である永久最劣後債を除く。)で除して算出される。

(単位：ユーロ)

	2012年	2011年	2010年	2009年	2008年
1株当たり純利益 (注1)(注5)	5.16	4.82	6.33	5.20	2.99
1株当たり純資産 (注2)(注5)	60.80	58.25	55.48	50.93	47.31
1株当たり配当金純額 (注5)	1.50	1.20	2.10	1.50	0.97
配当率(%) (注3)	29.7	25.1	33.4	32.3	33.0
株価					
最高値(注4)(注5)	44.83	59.93	60.38	58.58	73.29
最低値(注4)(注5)	24.54	22.72	40.81	20.08	27.70
年度末(注5)	42.61	30.35	47.61	55.90	29.40
CAC 40インデックス (12月31日現在)	3,641.07	3,159.81	3,804.78	3,936.33	3,217.97

(注1) 期中発行済平均株式数に基づく。

- (注2) 配当前。年度末における発行済株式数に基づく純帳簿価額。
(注3) 1株当たり純利益に対する割合で表示され、定時株主総会において提案された配当金。
(注4) 取引中に記録された数値を示している。
(注5) 上記のデータは、2009年9月30日から10月13日までの優先的新株引受権の行使による新株発行を反映し、調整されている(調整係数=0.971895)。

2013年4月18日に公表された2012年度四半期業績の再表示により、上記の表は、以下のとおり修正された。

- － 1株当たり純利益(2012年度) : 5.17 ユーロ
- － 1株当たり純資産(2012年度) : 60.50 ユーロ

最近中間連結会計期間の業績等

(単位：百万ユーロ)

活動	2013年 6月30日
資産合計	1,861,338
顧客預金	554,198
顧客貸出金および債権	623,587
株主資本合計(注1)	86,136
ティア1およびティア2資本比率	15.2%
ティア1資本比率	13.6%

(注1) 利益処分前。

(単位：百万ユーロ)

利益	2013年度 上半期
営業収益	19,972
営業総利益	7,167
営業利益	5,080
税引前当期純利益	5,315
純利益(ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ)	3,347

(2) ビー・エヌ・ピー・パリバ

	2012年	2011年	2010年	2009年	2008年
<u>年度末資本金</u>					
資本金（ユーロ）	2,484,523,922	2,415,491,972	2,397,320,312	2,370,563,528	1,824,192,214
発行済株式数	1,242,261,961	1,207,745,986	1,198,660,156	1,185,281,764	912,096,107
発行済転換社債の数	なし	なし	なし	なし	なし
<u>年度業績（百万ユーロ）</u>					
収益合計（付加価値税を除く。）	30,015	31,033	28,426	33,104	48,642
税金、減価償却費および減損控除前利益	6,349	7,366	7,193	7,581	3,400
法人税費用	(1,273)	300	(118)	(540)	1,201
税金、減価償却費および減損控除後利益	5,812	3,466	3,465	4,009	715
総配当支払額	1,863	1,449	2,518	1,778	912
<u>1株当たり利益</u>					
税引後利益（減価償却費および引当金控除前）	4.09	6.35	5.90	5.94	5.04
税金、減価償却費および減損控除後利益	4.68	2.87	2.89	3.38	0.78
1株当たり配当金	1.50	1.20	2.10	1.50	1.00
<u>人件費</u>					
年度末被雇用者数	48,896	49,784	49,671	46,801	47,443
給与合計（百万ユーロ）	3,915	3,829	3,977	3,812	3,112
社会保障および従業員給付金合計（百万ユーロ）	1,488	1,212	1,141	1,750	1,053

無登録格付に関する説明書

(ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<http://www.moodys.co.jp>）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成26年4月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

無登録格付に関する説明書 (スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>）に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ（以下「レーティングズ・サービスズ」）の信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

レーティングズ・サービスズは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、レーティングズ・サービスズは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デューデリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、平成26年4月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上